

平成 25 年度 博士論文

論文題目 : 嘉納治五郎の柔道普及戦略に関する研究

—柔術の継承と展開—

主指導教員 : 藤堂 良明 教授

副指導教員 : 真田 久 教授

副指導教員 : 酒井 利信 教授

副指導教員 : 手打 明敏 教授

所 属 : 筑波大学大学院博士課程人間総合科学研究科体育科学専攻

氏 名 : 桐生 習作

～目次～

序章

一 研究の動機及び目的	5
二 先行研究の検討及び本研究の意義	9
三 本研究の方法及び構成	14

第一章 起倒流と天神真楊流柔術の形態と嘉納の見解

第一節 はじめに	19
第二節 起倒流柔術の成立と「形」の意義	21
第一項 起倒流柔術の起こり	21
第二項 起倒流柔術の流旨と教習課程	26
第三項 「起倒流の形」とその意義	31
第三節 天神真楊流柔術の成立と「形」の意義	38
第一項 天神真楊流柔術の起こり	38
第二項 天神真楊流柔術の流旨と教習課程	42
第三項 「天神真楊流の形」とその意義	47
第四節 嘉納治五郎の柔術に対する見解	56
第一項 柔術一般に対する嘉納の見解	56
第二項 起倒流柔術に対する嘉納の見解	58
第三項 天神真楊流柔術に対する嘉納の見解	60
第五節 おわりに	63

第二章 学校体操正課採用に向けた嘉納の柔道普及戦略

第一節 はじめに	66
第二節 講道館柔道の創設とその実態	69
第一項 草創期の練習法	69
第二項 警視庁武術大会における講道館員の活躍	76
第三項 「五教の技」の制定	78
第三節 大日本教育会における講演とその意義	83
第一項 柔道体育法の内容とその意義	83
第二項 柔道勝負法の内容とその意義	89

第三項	柔道修心法の内容とその意義	93
第四節	学校における柔道の普及	97
第一項	柔術の学校への浸透	97
第二項	課外活動としての普及と対校試合	100
第三項	撃剣・柔術の正課採用にむけた取り組み	106
第五節	一般修行者への柔道の普及	117
第一項	造士会の創設と雑誌『國士』の発行	117
第二項	柔道の理論及び練習法の普及	121
第三項	稽古環境の整備と修行者の心得	126
第四項	「講道館柔道亂捕試合審判規程」の制定とその意義	135
第六節	おわりに	143
第三章	競技化の弊害とその是正に向けた嘉納の柔道普及戦略	
第一節	はじめに	146
第二節	文部省主催武術講習会と「慰心法」の発表	149
第一項	武術講習会の開催とその内容	149
第二項	「慰心法」の発表とその目的	153
第三項	「慰心法」導入後の柔道界の様相	157
第三節	高専大会の隆盛と嘉納治五郎の警鐘	162
第一項	高専大会の勃興とその実情	162
第二項	高専大会の柔道のあり方に対する嘉納の警鐘	172
第四節	嘉納治五郎の「形」における柔道普及戦略	177
第一項	嘉納による「形」の制定とその見解	177
第二項	「起倒流の形」から「古式の形」への展開	181
第三項	「天神真楊流の形」から「極の形」への展開	187
第五節	「精力善用国民体育」の創作とその限界	195
第一項	嘉納の沖縄唐手術への接近とその技術	195
第二項	「精力善用国民体育」の創作とその目的	201
第三項	「精力善用国民体育」の技術的特徴	208
第四項	「精力善用国民体育」の普及とその後	219
第六節	おわりに	229

結章

第一節 各章のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 232

第二節 結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 238

今後の課題

参考文献一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 240

序 章

一 研究の動機及び目的

我が国の代表的な武道の 1 つに、嘉納治五郎（以下、嘉納）が創始した講道館柔道がある。嘉納は柔道の創始者であるだけでなく、アジア初の国際オリンピック委員として東京五輪（1940）の招致に尽力し、国内においては東京高等師範学校（現筑波大学）の校長として長年にわたり体育の普及・奨励を行った教育家として有名である。しかし、幼少時は身体虚弱であり、力の強い者にいじめられたこともあって、嘉納は小さな者でも大きな者に勝てるという近世の柔術に関心を持つようになり、1877（明治 10）年、18 歳の時に天神真楊流柔術を学び、やがて師・福田八之助の死去により、次いで起倒流柔術を学んだ。嘉納は柔術が身体を強健にし、落ち着いた精神を養うなどの教育効果があることを発見し、1882（明治 15）年に下谷区北稲荷町永昌寺の一角に講道館柔道を創始して、柔道の普及に乗り出すのである。

嘉納の活動が礎となり、柔道は現在 188 の国と地域が国際柔道連盟（以下、IJF）に加盟し、オリンピックをはじめとした様々な国際大会が行われるまでになった。しかしながら、その一方で競技に勝つことばかりを優先し、柔道が本来柔術をもとに創られた経緯も忘れ、柔道の教育的意義や武術を盛り込んだ「形」もなおざりにしているなどの問題も見受けられる。現代の柔道のあり方を考える上でも、嘉納が国民に柔道の普及を進める中で目指した柔道のあり方、言い換えれば嘉納の柔道普及戦略を明らかにする必要があるだろう。

そこで、本研究においてはまず嘉納が学んだ起倒流と天神真楊流柔術について、その流旨や教習課程、「形」の意義について近世の柔術伝書を元に明らかにする。その上で、嘉納の柔道普及戦略について、講道館創設から 1911（明治 44）年の学校体操正課採用に至るまでの期間及びその後の競技化の弊害とその是正に取り組んだ期間の 2 期に分けて考察していきたい。

講道館創設当初より、嘉納は柔道の国民への普及を望んでいたが、その実態は 12 畳の道場に 9 名の門弟という有様であった。また文明開化の風潮も残る中、楊心流戸塚派などの有力な柔術諸家も存続していた時代であった。こうした状況の中、嘉納の潜在的な課題意識に目を向けると、講道館を存続・発展させると共に学校体操としての要件を満たす必要があったと言える。突きや蹴りなどの危険な技を含み、「形」中心の稽古しか出来なかった柔術を、誰でも安全に行うことが出来る形態にするために嘉納はどのような工夫をしたのであろうか。また柔道を国民に普及していくためには、柔術よりも柔道の技術的優秀性を

示す工夫も必要であった。1885（明治18）年になると、警視總監大迫貞清が警視庁武術大会を企画し、全国から武術家を募って武術大会を催し、優秀者を警視庁に採用しようとする。講道館はこの大会に最初から参加し、柔術を凌駕するためにどのような技を研究・工夫したのであろうか。

嘉納は東京大学卒業後、1883（明治16）年に学習院に赴任し、授業に柔道を採用して学校への普及を図ろうとするが、学校体操の教材研究及び指導者育成のために設置された体操伝習所は、身体の調和的発達を図る普通体操を重んじ、1884（明治17）年には撃剣・柔術について「学校正科として採用することは不適當なり」¹とする答申を発表するなど、その道のりは険しいものであった。

1889（明治22）年には、嘉納は榎本武揚文部大臣以下、多数の公人が列席した大日本教育会の席上において「柔道一班並ニ其教育上ノ價值」と題した講演を行う。この講演の中で、嘉納は柔術の直接の目的は勝負法であったが、講道館柔道の目的として体育法、勝負法、修心法の3つを掲げる。体育法については「筋肉ヲ適當ニ發達サセルコト、身體ヲ壯健ニスルコト、力ヲ強ウスルコト、身體四肢ノ働キヲ自在ニスルコト等デ御坐イマス」²と述べ、身体の強健、調和的な発達と身体の自在な動きの習得を挙げる。勝負法とは「肉體上デ人ヲ制シ人ニ制セラレザル術ノ練習」³と述べ、自らの身を守り相手を殺傷捕縛する武術の意味が強かった。修心法とは「徳性ヲ涵養スルコト、智力ヲ練ルコト、勝負ノ理論ヲ世ノ百般ノコトニ應用シテ物ニ接シ事ニ當ッテ自カラ處スル所ノ方法ニ熟練サセルコト」⁴と述べ、知育と徳育及び勝負理論を社会生活に応用することが挙げられている。そして講道館柔道では体育法の立場から安全な乱取を、勝負法の立場から突く・蹴るなどの柔術の危険な^{あてみわざ}当身技や関節技等を含んだ「形」として残すのである。さらに修心法では柔術の練気養心を生かしつつも、柔道による精神修養について詳しく紹介する。嘉納が体育、勝負、修心の3つに分けた理由及び嘉納が主張したかった柔道の教育的意義について、当時の史料から考察していきたい。

こうした講演を試みたものの、文部省は柔道の学校体操への採用には消極的であった。その後、嘉納は1891（明治24）年に校長として第五高等中学校（熊本）に赴任し、授業に柔道を採用していくが、道場もなく指導者もいない地方の実情を目の当たりにし、普及を

1 老松信一（1976）：柔道百年、時事通信社：7

2 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：458

3 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：464

4 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：470

進める上での課題を痛感した。そこで、1898（明治 31）年には全国の青少年を国家有為の人材に育成することを目的とし、造士会を創設する。さらに機関誌『國士』を発行し、「講道館柔道講義」の連載を通して柔道修行に必要な設備や心構え、柔道技術の解説、さらには試合審判規程なども発信していく。柔道の学校体操の正課採用を目論む傍ら、嘉納が雑誌上で展開した普及戦略と其中で目指された柔道のあり方について考察していきたい。

ところで当時の嘉納の課題意識に目を向けると、柔道の全国的普及には、講道館柔道の指導法や教材を学校正課の内容に浸透させていく必要があったと言える。また明治末頃から競技偏重に伴う勝利主義や学業不振などの教育的意義の低下、また柔術から継承した武術性の喪失などの問題を是正しなければならなくなったと言える。こうした現状に対する嘉納の柔道普及戦略とはいかなるものであったのだろうか。

勝負法として重んじた「形」については、自ら学んできた「起倒流の形」を講道館「古式の形」へ、「天神真楊流の形」も講道館「真剣勝負の形」、さらに講道館「極の形」へと名称を変え、その技術内容も一部変更する。「起倒流の形」と「古式の形」及び「天神真楊流の形」と「極の形」との異同を考察し、嘉納の「形」における普及戦略も明らかにしていきたい。

1911（明治 44）年には、柔道の教育界への普及や星野仙蔵らの度重なる帝国議会への誓願により、ついに撃剣・柔術は正課（随意科）に採用されたが、文部省はその具体的指導法についてまでは手が届かなかった。そこで、文部省は同年（1911）より学校関係者を対象とし、撃剣・柔術の指導法を教授する武術講習会を東京高等師範学校において開催する。この講習会で嘉納は柔道の講義を担当し、嘉納の弟子の講道館関係者が柔道の実技指導にあたった。この講習会は以後 12 年間毎年行われ、大正期の学校体操における柔道の指導方針を左右していくことになる。この講習会において、嘉納はこれまでの柔道の目的であった体育法、勝負法、修心法他に、新たに「慰心法」を提唱する。新たな柔道の目的としての「慰心法」は、柔道普及戦略上いかなる意義があったのだろうか。

また各種の対校試合が盛んに行われる中、ついに 1914（大正 3）年には、高等学校・専門学校（以下、高専）を中心とした全国高等専門学校柔道優勝大会（以下、高専大会）が開催され、やがて母校の名誉をかけた熾烈な団体戦が行われるようになる。1900（明治 33）年、嘉納は「講道館柔道亂捕試合審判規程」を定め、二本勝負で投技重視の試合のあり方を提唱したが、高専大会においては寝技を使つての引き分け戦術、さらには寝技への引き込みを認めた独自の規定を作り、本来の講道館柔道からの乖離がみられるようになる。こ

れに対し、嘉納はしばしば学生柔道の健全なあり方を説き、1924（大正13）年には審判規程を変えてまで投技重視の柔道に戻そうとしたのである。高専関係者の勝利至上主義や固技偏重に対し、嘉納が守ろうとした柔道のあり方について考察したい。

大正末期には高等師範学校の校長を依願退職して貴族院議員となり、柔道の普及を目指して1914（大正3）年に創設した柔道会⁵を改め、1922（大正11）年には講道館の文化的精神の普及を目指して講道館文化会を創設する。この会の設立の背景には、第一次大戦（1914～1919）後の国内の思想の混乱の是正と、国際間における日本の独立を維持する目的もあり、席上にて「精力善用・自他共栄」を発表して国民思想の善導を目指す。同年には沖縄唐手術の富名腰義珍と親交を持ち、講道館において富名腰（1870～1957 沖縄首里尋常小学校準教員）と儀間真謹（1896～1989 沖縄県出身・東京商科大学生）による唐手術演武会を開く等、武術としての当身技のさらなる研究に乗り出す。そして1927（昭和2）年には、「精力善用」主義に基づく当身技を含んだ国民体育の「形」として「精力善用国民体育」を創作する。全ての国民に普及したかった「精力善用国民体育」とはいかなる目的と技法があったのだろうか。この「形」の背景にあった嘉納の普及戦略及び沖縄唐手術と日本伝統の柔術との関係を考察し、その後の柔道界における位置づけについても考察していきたい。

本研究は、嘉納が柔術を集大成して講道館柔道を創始し、どのような戦略を持って国民への普及を図ったのかについて明らかにすることを目的とする。特に、柔道の学校体操の正課採用への目論み及び乱取・競技偏重に伴う弊害の是正を目指す中、嘉納は柔術から何を継承し、そしてそれをどのように展開したのかについて考察していきたい。

⁵ 1914（大正3）年12月発足。柔道の発達と普及を目的とし、雑誌『柔道』の発行や講演会・講習会の開催、各地の普及状況の視察などを主な事業とした[嘉納治五郎（1915）：「柔道會」創設の趣旨、柔道1（1）：1-2参照]。

二 先行研究の検討及び本研究の意義

先行研究の中、主要なものを取り上げて検討しておきたい。

(1) 柔術流派の研究

まず、本研究は嘉納が学んだ起倒流と天神真楊流柔術を考察の対象とするので、これまでの柔術流派に関する主な先行研究をみておきたい。

- 日野和明・戸星善宏 (1980) : 天神真楊流研究、西南学院大学文理論集 21 (1) : 23-52
- 永木耕介 (1985) : 古流柔術における思想解明の一試論-特に中国医学との関連から-、武道学研究 18 (1) : 5-14
- 大谷崇正・内野幸重 (1987) : 起倒流、(編) 日本古武道協会、毎日映画社
- 老松信一 (1963) : 起倒流柔術について、順天堂大学体育学部紀要 6 : 24-30
- 藤堂良明・小俣幸嗣 (1994) : 起倒流柔道について-流名、術理及びその思想-、筑波大学体育科学系紀要 17 : 123-131

以上の先行研究においては、起倒流や天神真楊流の成立過程や流旨、「形」の内容については相当述べられている。

しかし、老松や藤堂は、起倒流創始当初に書かれた基本伝書のみを使っているため、基本伝書を元にした流旨や術理についての著者の見解が述べられているに過ぎない。また、柔術流派は当初秘密主義をとっており、伝承は口伝によるものが多く、「形」の内容も名称が列記されているに過ぎない。

天神真楊流に関しても、日野と戸星による「形」の内容とその見解は『天神真楊流柔術極意教授圖解』⁶に限られており、さらに本書は『史料明治武道史』⁷に収録されたものであり、一次史料を用いてはいなかった。

こうした点で、本論文では創始当初の基本伝書のみではなく、時代を経るにつれ、流旨は如何に解釈されていったのか、また「形」の具体的内容についても、近世の伝書類を基に明らかにしようとするものである。

⁶ 吉田千春・磯又右衛門 (1893) : 天神真楊流柔術極意教授圖解、青木嵩山堂

⁷ (編) 渡辺一郎 (1971) : 明治史料武道史、新人物往来社

(2) 柔術と柔道との比較研究

次に、柔術から柔道への比較研究について、代表的なものをまとめてみた。

- 井上俊 (2004) : 武道の誕生、吉川弘文館
- 大谷崇正 (1992) : 起倒流の形について-起倒流の形から古式の形へ-、岡山商大論叢 28 (3) : 87-107
- 櫻庭武 (1935) : 柔道史攷、目黒書店
- 寒川恒夫 (1994) : 「柔道一班並ニ其教育上ノ価値」講演にみる嘉納治五郎の柔道体系論、講道館柔道科学研究紀要Ⅶ : 1-11
- 藤堂良明 (2007) : 柔道の歴史と文化、不昧堂出版
- 富木謙治 (1970) : 体育と武道、早稲田大学出版部

富木や藤堂は、嘉納が起倒流を講道館「古式の形」として、天神真楊流を講道館「極の形」として残した経緯については述べている。しかし、柔術の技がいつ頃、どのように取捨選択されて、講道館「古式の形」や「極の形」として残されたかについての説明はほとんど書かれていない。また、嘉納が「古式の形」や「極の形」をいかに講道館員に指導し、鏡開式や各種大会の際に演武させていったのかといった普及活動にも触れられていない。

寒川は 1889 (明治 22) 年に嘉納が発表した「柔道一班並ニ其教育上ノ価値」と題する講演内容を取り上げ、当時の嘉納が示した柔道体系論と柔術との関係性について考察している。寒川は、柔道の目的論から柔術との連続性と断絶性について検討し、体育法には嘉納独自の展開がみられるものの、勝負法は柔術を継承したものであり、修心法は柔術の修行論や心法論との連続性がみられるという見解を示している。しかし、嘉納が柔術から継承しようとした武術性が、柔道の思想や技術のいかなる点に継承され、また展開されていったのかまでは具体的に示されていない。さらには、本講演後の学校体育への普及や影響についても書かれていない。

(3) 「気」及び「形」に関する研究

「気」及び「形」に関する主な研究は次の通りである。

- 前林清和 (2006) : 近世日本武芸思想の研究、人文書院

- 丸山敏秋（1986）：気-論語からニューサイエンスまで、東京美術
- 中林信二（1987）：武道論考、中林信二先生遺作集刊行会
- 大保木輝雄（2000）：武の素描、ベースボール・マガジン社
- 湯浅泰雄（1977）：身体-東洋的身心論の試み-、創文社
- 源了圓（1992）：型と日本文化、創文社

丸山は『気-論語からニューサイエンスまで』において、儒教や道教などの中国古典から日本の武芸伝書に至るまで、「気」と表現されてきたものを「自然の気」、「人間の気」、「原理としての気」の3つに大別し、その特徴をまとめている。中国古典において「気」は「現象界における一切の存在ないし機能の根源」⁸と捉えられ、万物の生成論や医学、軍学にまで展開されるなど、「自然の気」や「原理としての気」としての表現が多くみられることを指摘している。一方、日本における「気」については、人間の精神や情緒面を表現したもの、いわゆる「人間の気」に関する記述が多いと述べる。特に武術では己の「気」の扱いが心のあり方や技の成否に直結するため、「気」の重要性と共にその修行法が工夫されてきたと述べる。弓術、剣術、そして柔術の「気」論についても概観しているが、柔術に関しては起倒流伝書の数行の記述から、「気」と力の関係についてわずかに論じられているに過ぎない。

前林は『近世日本武芸思想に関する研究』において、第一章「道の思想」、第二章「修行論」、第三章「心法論」、そして第四章「技法論」の四章立てで近世日本の武芸思想の特徴を論じている。第一章では、禅や文芸、武士道に関する著作から、道の思想が近世武芸に及ぼした影響や新陰柳生流や起倒流などが近世武芸に及ぼした影響について、武芸伝書から考察している。第二章では日本文化における「型」、武芸における「型」について伝書から検討し、武芸にみられる修行観の特徴について論じている。第三章では剣術、柔術、そして弓術の伝書から、敵と立ち合った時の心の持ちようをコントロールする方法について、「気」や「機」などの用語の用法を検討しながら、心法論の特徴について論じている。第四章では剣術、柔術、そして弓術の技法と、その技法にみられる心と身体の関係について検討し、近世武芸の技術観について論じている。この中で、筆者は禅や芸道と武芸との本質的な違いについて「能の場合、その『型』を演じることが目的であるが、武芸の『型』の本質的な意義は、技を身につけるための手段であり、目的ではない。武芸の『型』の本

⁸ 丸山敏秋（1986）：気-論語からニューサイエンスまで、東京美術：19

質は、その教習過程において実戦を想定したいくつかの『型』を定め、稽古することによって、敵に対して必勝を期すための技を習得しようという企てなのである」⁹と述べ、先人の「型」を身につけることが修行のゴールではなく、真剣勝負において相手に勝つための技術を求めている点を指摘している。先人の残した「型」を繰り返し稽古する中で、相手との攻防の中で技術を発揮するための己の心のあり方、相手との駆け引き、さらには不測の場合にも臨機応変に対処する力を求めていったのである。また筆者は柔術の心法論について、起倒流と天神真楊流の伝書をもとに論じられているが、両流の「形」の具体的な内容には触れられていない。

源は『型と日本文化』において、「形」と「型」という2つの漢字の関係に着目し、「型」は「鑄型」に由来するため同一条件下では同じ物が再現されるが、人間はこれを手本としながらも独自の「形」を表現するものであると説いている。源は日本の文芸や武芸における伝承と発展に「型」が大きな役割を果たしたと指摘し、その理由として「型」が機能性、合理性、安定性、持続性、美的性格さらに社会的性格として模範性や規範性をもっていたことを挙げる。また江戸千家の川上小白が名づけた「型」の修行過程である「守・破・離」について、源は「型をモデルとして師について真摯に修行・稽古することから出発しながら、それが型を離れ、さらには自由に演技することがおのずから自己の型になっている」¹⁰と述べ、日本人は師匠について「型」を真剣に修行し、ついには「型」の所作を離れ、それでいながら「型」に違わない技を発揮できる境地を目指し、研鑽してきたと説いている。但し、本書では文芸や武芸の「型」に関する総論的性格が強く、起倒流における「型」の意義、あるいは柔道における「型」の意義など、各論的な「型」の意義について踏み込んだ考察はみられない。

(4) 嘉納柔道思想に関する研究

嘉納柔道思想に関する主な研究は次の通りである。

- (編)長谷川純三(1981):嘉納治五郎の教育と思想、明治書院
- 永木耕介(2008):嘉納柔道思想の継承と変容、風間書房
- 打越孝明(1990):嘉納治五郎の教育意見について-初等教育を中心にして-、皇學

⁹ 前林清和(2006):近世日本武芸思想の研究、人文書院:387

¹⁰ 源了圓(1992):型と日本文化、創文社:31

館論叢 23 (3) : 1-40

- 吉谷修 (1998) : 嘉納治五郎の柔道概念に関する研究、久留米大学保健体育センター紀要 6 (1) : 29-36
- ハテム・アニス (2009) : 空手道に関する歴史的研究-唐手術から競技空手への変遷について、平成 20 年度筑波大学体育研究科修士論文
- Juser Rada (2007) : 松濤館空手道の歴史、技術、思想に関する研究、平成 18 年度筑波大学体育研究科修士論文
- 中村民雄 (1981) : 近代武道教授法の確立過程に関する研究 (三) -文部省主催武術講習会について-、武道学研究 14 (1) : 9-16

長谷川は、嘉納に影響を与えた儒教と西洋功利主義思想から説き起こし、「柔の理」から「精力善用・自他共栄」への展開とその意義を概説しているが、乱取と「形」のあり方等の技術的変遷についてはほとんど触れられていない。警視庁武術大会や学校柔道の様相などの個別事例は書かれているが、嘉納の事績を時系列にまとめたものであり、当時の嘉納の課題意識に着目して体系的に述べられたものではない。

永木は『嘉納柔道思想の継承と変容』を著し、『嘉納治五郎大系』(全 14 巻)から教育的価値に関する単語を抽出して分析項目とし、「柔道新聞」¹¹の内容分析をもとに第二次大戦後の日本における嘉納柔道思想の受容を考察すると共に、アンケートを用いて海外での受容についても考察している。永木は、競技偏重の柔道から嘉納の提唱した柔道のあり方へ回帰するためには、嘉納が武術としての柔道を追求していたことを忘れず、「形」の実践を奨励すべきだと結んだ。しかしながら、本書で取り扱われた史料は嘉納や戦後の高段者の著述に止まるため、柔道の源流である柔術との関係から柔道における武術性や「形」の意義を具体的に示すまでには至っていない。

中村も文部省武術大会を取り上げているが、武術大会における嘉納の「慰心法」の発表や、講道館関係者の技術指導の内容とその後の意義については触れられていない。

ハテムや Rada は空手道の成立をその前身となった沖縄唐手術との関係から論じており、その中で唐手術の富名腰義珍と嘉納の関係、そして沖縄唐手術が柔道に及ぼした影響について触れている。両氏は 1922 (大正 11) 年 5 月、講道館における富名腰の沖縄唐手術の演武が契機となり、嘉納が唐手術の技を柔道に採り入れ、1927 (昭和 2) 年に「精力善用国

¹¹ 昭和 27 年 3 月 10 日創刊。日本柔道新聞社発行。

民体育」の「形」を創作したと述べている。しかし、その論拠は富名腰の弟子である儀間の著述に止まり、両者の技法を具体的に考察した上での見解では無かった。

先行研究について検討した結果、柔術の技法や嘉納の柔道普及戦略において未だ明らかにされていない点がいくつか存在した。本論文においては、嘉納が柔術を集大成して講道館柔道を創始した経緯を踏まえ、「形」と乱取をどのように国民に普及していったのか、乱取・競技の方面が加速して弊害が現れる中、嘉納はいかなる方法で柔術の伝統を残そうとしたのかなど、先学において未だ著されていない点を補っていきたいと考える。

三 本研究の方法及び構成

本論文では近世における柔術伝書や嘉納及び弟子の著作、講道館雑誌を主な文献史料とし、嘉納が学んだ柔術と嘉納の柔道普及戦略について考察を行い、嘉納が目指した柔道のあり方について明らかにしたい。本論の構成は三章立てとなっており、各章の概要については以下の通りである。

第一章では「起倒流と天神真楊流柔術の形態と嘉納の見解」と題し、嘉納が青少年期に実際に修行したとされる起倒流と天神真楊流柔術についてみていき、あわせて嘉納の二流に対する見解について考察する。

- (1) まず近世初・中期に栄えた鎧組討を主体とする起倒流柔術を取り上げ、その起こりについてみていく。次に、当流の 21 本の「形」について考察し、最後に「形」の目的と技術内容について論じる。史料は、開祖が著したとされる『起倒流乱授業目録』や二代目が著したとされる基本伝書『天巻』、『地巻』、『人巻』を見る。次いで江戸中期の『登假集』、『燈火問答』を探り、江戸後期の『起倒流柔術記録全』などを元に論を進める。
- (2) 幕末期に栄えた普段着での攻防（平服組討技）を主体とした天神真楊流柔術を取り上げ、まず当流の起こりについてみる。次に、当流の 124 本の「形」について考察し、最後にそれらの「形」の目的と技術内容について論じる。史料は、開祖と高弟との問答を記録した幕末期の『真楊流柔術大意録』や『天神真楊流柔術』、さらに明治期に三代目が著した『天神真楊流柔術極意教授圖解』を用いる。
- (3) 嘉納は柔術諸流を集大成して講道館柔道を創設したが、その母胎となった技術や思

想には実際に修行した起倒流と天神真楊流の影響が大きかったと考えられる。嘉納が二流の特徴をどのように捉え、またそれをどのように評価していたのかなど、嘉納の二流に対する見解を明らかにする。史料は、雑誌『大日本教育會雑誌』、『日本文學』などを取り上げる。

第二章では「学校体操正課採用に向けた嘉納の柔道普及戦略」と題し、1882（明治 15）年に嘉納は講道館を創設し、その後に柔道を国民に普及する際にどのような工夫をし、ついに 1911（明治 44）年に学校正課採用に至ったかを中心に考察を進める。

- (1) 柔道創設時の嘉納は無名の学士であり、専用の道場も持たず弟子は 9 名に過ぎなかった。嘉納は創設当初、どのような稽古法をとっていたのであろうか。やがて柔道を国民に普及するため、1885（明治 18）年に開催された警視庁武術大会に初参加し、以後技の工夫により柔術勢力を凌駕して柔道の優秀性を知らせていく。こうした中、講道館においてはどのような技術の研究が行われていたのであろうか。『警視庁武道九十年史』、講道館雑誌『國土』、『柔道』、『作興』を元に論を進める。
- (2) 1889（明治 22）年、嘉納は大日本教育会において柔道の目的及び教育的価値を講演し、文部大臣をはじめとする教育関係者に紹介していく。柔道の目的として掲げた「体育法」、「勝負法」、「修心法」の内容及びその背景をみた上で、本講演の意義を考察する。史料は『大日本教育會雑誌』収録の「柔道一班並ニ其教育上ノ價值」講演を中心に論を進める。
- (3) 東京大学卒業後、嘉納は自らの勤務先である学習院や第五高等中学校（熊本）及び海軍兵学校など、学校の授業に柔道を浸透させる一方、課外活動としても柔道を普及していく。学校の授業や課外活動に柔道が浸透し、やがて対校試合が盛んとなっていく様子を、『学習院柔道百二十年史』、『慶應義塾柔道部史』、『桐陰柔道部百年記念誌』、当時の学校課外活動の実施状況を取り上げた『運動界之裏面』、『近代学校体育の研究』さらに講道館雑誌『作興』などを元に考察する。
- (4) 嘉納は第五高等中学校に赴任して柔道の普及を図る中、地方における普及の難しさを実感する。そこで帰京後に造士会発行の雑誌『國土』に「講道館柔道講義」及び「講道館柔道臨時講義」を連載し、直接指導することの出来ない修行者達に対し、柔道場の施設、用具、柔道の目的や技術、稽古法及び審判規程を発信していく。講道館雑誌『國土』の連載内容を元に、雑誌を通じた柔道普及の内容とその意義について考察する。

- (5) 嘉納は講道館や学校を拠点とし、また雑誌の発行により柔道普及を図っていくが、文部省は撃剣・柔術を学校正課に採用することに慎重であった。むしろ、剣術界の人々が中心となって帝国議会に請願を繰り返す、ついに1911(明治44)年に撃剣・柔術が正課(随意科)に採用される。正課採用に至るまでの武術界の取り組みと、その中での嘉納の活動について考察する。史料としては『官報』、教育雑誌『教育報知』及び『教育時論』、さらに『全國師範學校校長會議要項』などを元に論じていく。

第三章では「競技化の弊害とその是正に向けた嘉納の柔道普及戦略」と題し、嘉納が主に大正期以降に行った柔道普及戦略について考察する。

- (1) 1911(明治44)年に撃剣・柔術が学校正課に採用されるが、その指導法については文部省も適切な方法がわからなかった。そこで、文部省は武術講習会(1911～1923)を東京高等師範学校において開催し、嘉納をはじめ講道館関係者が中心となって柔道の理論及び実技を学校関係者に指導し、普及を図る。嘉納はこの講習会において、柔道の目的として新たに「慰心法」を発表する。この講習会の内容及び「慰心法」の目的、さらにはその後の柔道界における位置づけを考察する。方法としては、『武徳會誌』、『柔道』、『中等教育』、『官報』、『新日本史』などを元に論を進める。
- (2) 1914(大正3)年に京都の第三高等学校を中心に高専大会が始まると、学生は母校の名誉をかけて団体試合に勝つために寝技勝負に重きを置き、嘉納が提唱した自然体と投技における攻防を重視した柔道とは異なる独自の柔道を展開するようになる。嘉納は高専柔道のこういった点に問題意識を抱いて警鐘を鳴らし、その是正策を提示したのだろうか。特に柔術をもととする武術的視点からの警鐘について考察したい。史料としては『闘魂 高専柔道の回顧』、『続闘魂 高専柔道の回顧』、『学生柔道の伝統』、『學友會誌』などを用いる。
- (3) 嘉納は、乱取の充実と共に「形」も同等に大切にする。講道館創設当初は「起倒流の形」をそのまま教えたが、明治後年には「古式の形」に改名して内容も変更する。また「天神真楊流の形」を元に拵えた「真劍勝負の形」も「極の形」に変え、内容も柔術の伝統を守りつつも近代的に改編する。柔術の「形」から柔道の「形」への継承と展開について、普及戦術の視点から考察する。史料としては『起倒流柔術記録全』、『天神真楊流柔術極意教授圖解』、講道館文化会発行のテキスト『極の形』、講道館雑誌『有効の活動』などを用いて論を進める。
- (4) 1922(大正11)年1月、嘉納は講道館文化会を設立し、「精力善用・自他共栄」を

発表する。同年 5 月、講道館において富名腰と儀間による沖縄唐手術の演武会が催され、1927（昭和 2）年には精力善用主義に基づく打突技を含んだ「形」として「精力善用国民体育」を発表する。この「精力善用国民体育」創作の目的や武術的特徴について唐手術及び柔術との関係より考察し、嘉納の国民への普及戦略のまとめとしたい。史料は富名腰の著書『琉球拳法唐手』及び『空手道教範』、嘉納が中学生に向けて著した『柔道教本』、講道館文化会発行のテキスト『精力善用國民體育』、日本放送協会出版の『文部省國民學校體鍊科教授要項の解説』、文部省出版の『國民學校體鍊科教授要項並に國民學校體鍊科教授要項實施細目』などを元に考察を進めていく。

第一章

起倒流と天神真楊流柔術の形態と嘉納の見解

第一節 はじめに

序章で述べたように、嘉納は小さい者でも大きな者に勝てるようになるため、柔術を学ぶ決心をした。まず天神真楊流柔術（以下、天神真楊流）の福田八之助、次いで磯正智に師事するようになるが、磯の死去に伴い他流も研究しようと起倒流柔術（以下、起倒流）を飯久保恒年に学ぶようになる。嘉納は柔術修行が心身に優れた教育効果をもたらすことを発見し、1882（明治 15）年に講道館柔道を創始するのである。嘉納は柔術の中でも特に起倒流と天神真楊流に傾倒しており、その理由について高弟の磯貝は「天神真楊流は固業、當身業を基礎として組立てたもので、起倒流、鎧組打と稱して専ら投業に就て工夫したるものであるから此二流を学ぶ時は柔術の大體に通ずる事が出来るとの考へからして嘉納師範は専ら此二流を研究せられたのである」¹と述べている。こうした点からも、嘉納が学んだ二流の柔術の起りや流旨、さらには「形」の内容とその意義について考察していくことは、嘉納の柔道普及戦略を知る上で不可欠であると言える。

これまでに起倒流柔術に関する研究としては、櫻庭が著した『柔道史攷』²がある。本書は柔術や柔道に関する記述が収録されているが、起倒流の流祖は茨木専齋ではなく寺田正重と書かれており、流旨としては基本伝書である『本體』、『天巻』、『地巻』、『人巻』、『性鏡』に対する筆者の見解を載せているに過ぎない。この他に、近年刊行された書として藤堂の『柔道の歴史と文化』³がある。この著書においては、柔道の歴史を柔術の起りから概観し、嘉納が学んだ起倒流と天神真楊流の特徴や柔道への技術及び思想的影響についても述べられているが、起倒流の解釈は『登假集』から、天神真楊流は『天神真楊流柔術大意録』に基づくものであり、他の伝書からの見解はみられず、また嘉納が二流についてどのような見解を持っていたのかは書かれていない。天神真楊流に関しては、日野らの「天神真楊流研究」⁴があるが、「形」の技術が紹介されているものの、伝書に基づいた内容ではなく、またその技術が柔道にいかに取り入れられていったかという連続性については触れられていない。従って、ここでは起倒流と天神真楊流の二流を成立年代順に取り上げ、以下の視点から考察を加えることとする。

起倒流に関しては、まず起倒流と呼ばれる以前の「^{みだれ}乱」と呼ばれた頃の内容を取り上げ、次に起倒流の命名の経緯について考察する。次いで、教習課程として『本體』、『天巻』、『地巻』、『人巻』、『性鏡』の基本伝書から流旨を読み取り、時代と共に基本伝書がいかに関係されていったのか、また「起倒流の形」の内容と意義についても考察していきたい。同様に、天神真楊流もその起りを見ながら、その流

1 磯貝一（1924）：柔道手引草、三星社出版部：9

2 櫻庭武（1935）：柔道史攷、目黒書店

3 藤堂良明（2007）：柔道の歴史と文化、不昧堂出版

4 日野和明・戸星善宏（1980）：天神真楊流研究、西南学院大学文理論集 21（1）：23-52

旨及び「形」の内容とその意義について考察していく。最後に、嘉納が1889（明治22）年に大日本教育会において文部大臣榎本武揚らを前にして講演した「柔道一班並ニ其教育上ノ價值」を取り上げ、柔術二流に対する嘉納の見解について明らかにしたいと考える。

尚、主な史料として第二節では近世初期の『起倒流目録序』を取り上げ、さらに中期の『登假集』、『燈下問答』、後期の『起倒流柔術記録全』⁵、『天真白井流兵法譬咄留』^{ひとつどめ}も見ていく。第三節では『天神真楊流柔術』、『真楊流柔術大意録』⁶及び『天神真楊流柔術極意教授圖解』を、さらに第四節では雑誌『日本文學』及び『大日本教育會雜誌』を用いることとする。

⁵ 富山藩士吉田奥之丞が、吉田義直や天真白井流劍術の白井亨より借り受けた中西是助の伝書類、先師からの口伝などを書写したもの。内容は起倒流の基本伝書に加え、『起倒流柔術捕方之大旨』などが80丁に渡って収録されており、本史料は富山県立図書館に所蔵されているものを用いた。尚、基本伝書の著者と成立年代が記載されていなかったため、これらについては（編）今村嘉雄（1982）『日本武道大系』6を参照にし、以下に記した。

- ・ 滝野専右衛門貞高（1745）：本體
- ・ 今堀吉之助・平能寛（1792）：天卷
- ・ 滝野専右衛門貞高（1745）：地卷

⁶ 本書は磯正足の高弟である寺崎某の著作である。老松は、本書の中で著作年月は明記されていないが、磯が家督を相続した1842（天保13）年ころに寺崎が入門し、10年後の1852（嘉永5）年頃に正足との問答を記録したとの見解を示している〔（編）今村嘉雄（1982）：日本武道大系6、同朋舎出版：451〕。

第二節 起倒流柔術の成立と「形」の意義

第一項 起倒流柔術の起こり

起倒流の流祖は、茨木又左衛門^{としふさ}俊房（専齋と号す）とされ⁷、この流派は近世初期に成立した。近世初期は前時代の戦国乱世の気風が残っていた時代であり、重い鎧を着用しての鎧組討としての技術に実用性が求められていたと言える。徳川三代将軍・家光の頃、剣術では柳生但馬守宗矩（1571～1646）、柔術では俊房がそれぞれの分野で天下一と称されており、俊房は武芸をより深く研究しようと柳生家に入り、二人は技の原理を究明しようと東海寺の沢庵宗彭^{とせう}禅師（1573～1645）に願い出て、教えを仰いだのである。沢庵も熟考の上、宗矩には『不動智神妙録』という書を、俊房には『本體』と『性鏡』の二巻を与え、その趣旨を詳しく教えたとされる⁸。1637（寛永14）年12月に柳生三厳（1607～1650）が著した『月の抄』の中には「乱之事又左衛門工夫之目録」⁹として、俊房が自らの構想をまとめた「乱目録」を柳生宗矩に進呈した経緯が記されている。その中で、「躰スクナルニヨリ、勝アル心ナリ。出^テ入^ル心持。車、敵随^イマハリ居ル身スグナリ。請、拍子、イキノ大事（句読点、筆者）」¹⁰と記されており、俊房は体を真っ直ぐにし、敵に随って回転する場合も真っ直ぐな姿勢で行い、請身も呼吸も大事であると書かれている。そして起倒流という名称については「右之一巻ハ兵法之心持ヲ以、奇妙得心誠ニ神妙ニカナヘル処ナリ。然トモ尋入、たよりなきにより、名ヲ乱ト名付、右之一巻ヲ書シメ心持ヲ沢庵へ御物語申セハ、則起倒流トあそはし、習ノ心持^ニ模稜^ノ手ト名付給也。老父モ一巻ノ奥^ニ筆ヲくはへて、兵法ノ以^テ鍛錬^ニ自由分別、乱起倒流ト相定候（句読点、筆者）」¹¹と記され、俊房が考案した「乱」を臨濟宗の僧である沢庵に語ると、沢庵が起倒流と命名したものであった。尚、起倒の意味について『起倒流乱授業目録』には「古^ノ徳^ノ曰、因^テ地^ニ倒^ル者^ハ、因^テ地^ニ而起^ツ。所^ノ言地^ト云フ者指^ス彼^ノ四^ノ相^ヲ。住^ニ相^ノ者^ハ倒^レ、離^ニ相^ノ者^ハ起^ツ。起倒ノ名所^ニ由^テ設^{タル}也（句読点、筆者）」¹²と記されている。

（古徳の曰く、地に因て倒るる者は、地に因て起つ。言う所の地と云うは彼の四相を指す。住相の者は倒れ、離相の者は起つ。起倒の名由て設たる所なり）

⁷ 寺田勘右衛門満英が起倒流を創始したという説があるが、彼は後に出雲国松江藩において直信流柔道を創始している。また福野七郎右衛門を流祖とする説もあるが、柳生三厳が著した『月の抄』に彼が良移心当和を名乗り、またその伝巻を残していたことが伝えられていることから、今村は茨木又左衛門専齋俊房を起倒流の流祖とする説を支持している。

⁸ 老松信一（1982）：日本の武道 柔術、講談社：113

⁹ 柳生十兵衛三厳（1637）：月の抄、野島出版（1971）

¹⁰ 柳生十兵衛三厳（1637）：月の抄、野島出版（1971）

¹¹ 柳生十兵衛三厳（1637）：月の抄、野島出版（1971）

¹² 茨木又左衛門尉俊房（1642）：起倒流乱授業目録、起倒流目録序、佐賀県立図書館蔵

昔の高徳の僧は、大地を抛り所にして倒れる人は、大地を抛り所として立つと言った。高僧が述べた大地とは万物が発生し、安住し、変異し、消滅していく過程である「四相」¹³を指していた。つまり「相」とは変化の様相を指しており、特定の「相」に止まってしまう人は倒れ、反対にそこに止まらず自由になれる人は立つことが出来るという意味であった。起倒の名称はあらゆる状況にこだわり居着くことなく自由になれる者は起つ、という意味で名付けられたものといえる。

さらに、同書には俊房が興した当初の起倒流の技として、基本となる体、体車、請、左右、前後の5種の技の原理と、奥として5本の技（行連、行違、行当、身碎、谷迂）の名称が記されており、また実戦における15本の技（外物、取合、引落、後詰、鏝責、嵐、風車、楯合、拔身、生捕縄、坂、橋、水中、船、馬上）も記されていた。当時は生け捕った際の縄の巻き方や、水中や船上での技、馬上で使用する技など、実戦を想定しての組討技が多かったと言える（図1参照）。

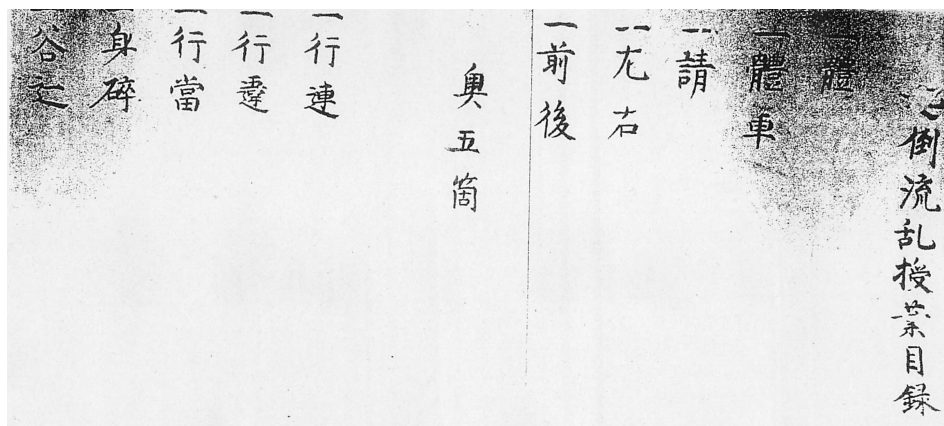


図1 『起倒流乱授業目録』¹⁴

二代目の寺田満英（幼名・正重）になると、『起倒流柔術秘書 登假集 登假問答』¹⁵に「正重己に勝^テ私に克^テ人欲^ク勝我を放る^ト道を早く得させん事を工夫し五巻の書を篇十四形の取形を以て心氣を顕し

¹³ 四相とは生・住・異・滅の四者をいう。生相・住相・異相・滅相ともいい、この世に存在するものが発生して安住し変異し消滅していく四種の様相ないしはその過程をいう [岩井裕 (1972) : 日常佛教語、中央公論社 : 119-120]。

¹⁴ 茨木又左衛門尉俊房 (1642) : 起倒流乱授業目録、起倒流目録序、佐賀県立図書館蔵

¹⁵ 講道館に所蔵されている寺田正浄の述作の1つ。本書は奥書に「寺田市右衛門正浄謹識 嘉永二年西三月日 小河原伴次當伴 写之」と記されている。他に、「筆蹟ヨリ見テ飯久保恒年師ノ書写サシタルモノト見ユ 老松」という老松のメモが付された『燈火問答』と『燈火問答 全』など2点が確認されたが、いずれも署名・奥付がなかったため、本研究では『起倒流柔術秘書 登假問答 登假集』を参考にした。なお、渡辺は『登假集』の成立年について、1729 (享保14)年に寺田が著した伝書だとしており、本研究での表記もこれに準じた [(編) 渡辺一郎 (1979) : 武道の名著、東京コピー出版部 : 169]。

躰の直き事を教へ静にして柔なる所を教ゆ」¹⁶と記され、寺田によって己の人欲に克つための方法として14本の「形」が拵えられ、また新たに『天巻』、『地巻』、『人巻』の三巻が著されたのである¹⁷。また「形」については、『起倒流柔術記録全』において「本ヨリ當流ハ極意ニ至リテモ傳計ニテ十四ノ形ト無段セツ此外ハ形ハ無シ」¹⁸と記されているように、14本の「形」の他に無段と呼ばれる7本の「形」があったのである。なお、同書によると、14本の「形」の名称は体、夢中、力避、水車、水流、引落、虚倒、打碎、谷落、車倒、鋸取、鋸返、夕立、瀧落からなり、無段7本の「形」は身碎、車反、水入、柳雪、坂落、雪折、岩波からなっている。このように、起倒流を学ぶ者は始めに『本體』を授かり、21本の「形」を繰り返し修行し、修行が進む毎に『天巻』、『地巻』、次いで『人巻』を授かり、印可の際には虚実の関係や人間の性・心・「気」の組み合わせが盛られた『性鏡』を授かるという教習課程が整えられたのである。

次に、起倒流の伝系についてみていきたい。起倒流の系図は以下の通りである（図2参照）。

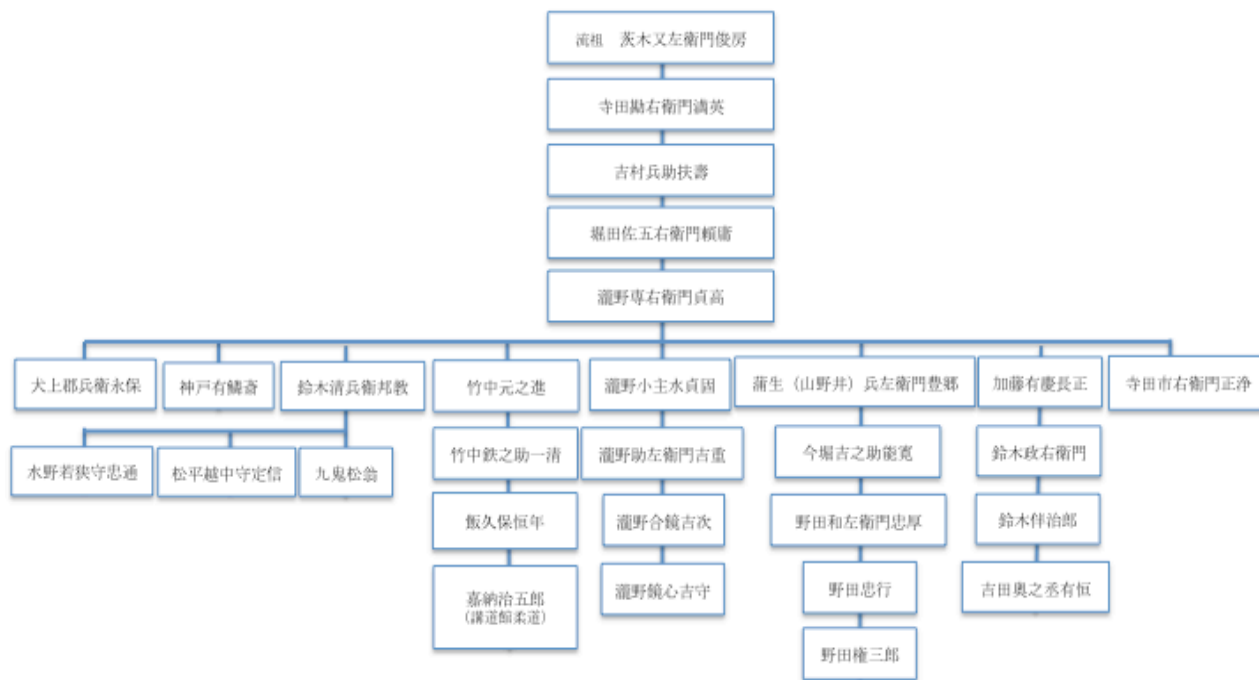


図2 起倒流の系図¹⁹

16 寺田市右衛門正浄^{まさきよ} (1792)：起倒流柔術秘書 登假問答 登假集、小河原伴次當伴^{あき} (1850)、講道館蔵

17 老松は、五巻の書物の中、『本體』と『性鏡』は茨木又左衛門俊房の著作としている。

18 吉田奥之丞 (1836)：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

19 『武芸流派大事典』、『日本の古武道』、『起倒流柔術記録全』を参考に作成した。

渡辺によると、近世中期に堀田頼庸は大阪において起倒流の普及を進め、同流の中興の功労者と言われた。その高弟である瀧野貞高は、はじめ京都で教えていたが、やがて江戸に移り芝西久保天徳寺前（現日本橋）に道場を開いた²⁰。近世中期から後期にかけて、起倒流は瀧野の高弟達によって各地に広められた。主な系統としては、鈴木邦教以降の鈴木派、竹中元之助以降の竹中派、蒲生豊郷から野田権三郎に続く野田派が挙げられる。鈴木派には水野忠通や松平定信といった為政者階級の武士達が傾倒した点に特徴があり²¹、竹中派には後に講道館柔道を創始する嘉納の師である飯久保恒年が属していた。また、野田派からは、後に講道館に入門した金光彌一兵衛九段や、講道館指南役となった永岡秀一十段^{ひでいち}が出ている²²。その他、寺田正浄が『登假集』や『燈下問答』を、鈴木派の水野忠通が『柔道雨中問答』^{ただゆき}を著すなど、流儀の故実研究や述作に尽力し、優れた伝書を後世に残した者も輩出されたのである。

次に、当流の「形」についてみていきたい。柔術のみならず、その他の武術においても流派独自の「形」²³が創意工夫され、その「形」を中心に稽古が行われた。武術の「形」の特徴について、前林は「武芸の『型』の本質的な意義は、技を身につけるための手段であり、目的ではない。武芸の場合、実戦において、『型』は存在し得ず、『型』の稽古がそのまま、即実戦とはいかない。武芸の『型』の本質は、その教習課程において実戦を想定したいくつかの『型』を定め、稽古することによって、敵に対して必勝を期すための技を習得しようという企てなのである・・・（中略）・・・『型』を身につけた後、『型』を一旦解体して、相手の動きや技に臨機応変に対応しなければならない」²⁴と述べ、実戦を想定したいくつかの技を学ぶことは出来るが、それらがそのまま実戦に当てはまるわけではなく、「形」に込められた技の原理・原則に基づいて臨機応変に対応できる境地を目指したものであると説いている。起倒流にお

²⁰ (編) 渡辺一郎 (1979) : 武道の名著、東京コピー出版部 : 185-186

²¹ 菊本は、寛政の改革を主導した老中・松平定信の武芸思想に着目し、定信の起倒流及び甲乙流に対する見解、さらに定信がそれらをもとに編み出したとされる新甲乙流の内容について考察している。定信は武芸に実戦性だけでなく、武士の退廃などの社会的風潮を立て直す手段としての価値も武芸に見いだしており、それが起倒流や甲乙流の研究及び新甲乙流の創作にもつながったとしている [菊本智之 (1991) : 松平定信の武芸思想に関する一考察-新甲乙流への道程-、武道学研究 23 (3) : 10-23]。

²² 野田派に伝わる「起倒流の形」については、大谷が実際に野田派を修行して復元し、また講道館「古式の形」の異同について考察している。大谷は、「形」の異同と共に、起倒流野田派の門弟だった永岡が講道館に入門し、小谷澄之十段に「古式の形」を指導したことなど、野田派の「形」と講道館「古式の形」との接点についても言及している [大谷崇正 (1988) : 起倒流野田派の形について、岡山商大論叢 23 (3) : 127-144 及び大谷崇正 (1992) : 起倒流の形について-起倒流の形から古式の形へ-、岡山商大論叢 28 (3) : 87-107]。

²³ 前林は「型」と「形」の関係について「『型』が目に見えないがわれわれがイメージ、観念として持っている規範や形式といったものであり、『形』は実際に目に見える具体的な形を表す」 [前林清和 (2006) : 近世日本武芸思想の研究、人文書院 : 128] と述べ、「型」は「形」を作り出す元となる規範・手本であるとしている。本論文における「形」の意味もこれに準じ、「形」を「型」に準じて拵えられた一連の動作を一まとまりのものとして定式化されたもの、という意味で用いる。

²⁴ 前林清和 (2006) : 近世日本武芸思想の研究、人文書院 : 387

いても、当初は実戦的な技で構成されたが、代を重ねる中で検討が加えられ、新たに 14 本の「形」が拵えられ、この「形」が稽古法の中心となっていったのである。

起倒流の内容をより深く考察するために、今回は『起倒流柔術記録全』を中心に取り上げる。著者の吉田は富山藩士であり、1824（文政 7）年 1 月に前田利保（1800～1859）の内命により起倒流に入門し、同年 8 月に師匠の鈴木伴治郎^{しげつよ}重強より『本體』を伝授され、1828（文政 11）年 3 月には重強より『天ノ巻』が伝授された。1832（天保 3）年には重強より『人ノ巻』が伝授され、吉田は起倒流を指南するようになる。やがて 1835（天保 6）年 6 月 28 日に重強が急逝すると、同年 9 月に吉田平右衛門義直から免許皆伝と『性鏡』を授かり、1836（天保 7）年に本書を著したと記されている。富山藩では柔術剣術師範として白銀 5 枚を受け、剣術については天真白井流²⁵の流祖である白井亨義謙に学んでいた。

『起倒流柔術記録全』の構成は①起倒流系図②起請文前書③起倒流柔術捕方之大旨④體ノ巻⑤天ノ巻⑥地人ノ巻⑦免状⑧性鏡卷⑨附タリ殺活傳同口柔術辨等⑩本體ノ辨⑪起倒流柔術⑫奥書の 12 項目に及び、その分量は 160 帖に及ぶ大著である。本書の奥書には「右此記ハ皆傳ノ節吉田攀龍齊義直師ヨリ譲リノ坂井左兵衛記録ト又白井義謙師ヨリ中西是助ノ記録借受写置」²⁶とあり、吉田が義直から譲り受けた坂井の記録、天真白井流の白井より借り受けた中西是助²⁷の記録を書き写した経緯が記されており、吉田と白井が密接な関係にあった様子が窺える。本書と講道館、東京国立博物館、真田宝物館、天理大学図書館に所蔵されている他の起倒流伝書との比較を通し、起倒流の流旨、教習課程、そして「形」の内容とその意義について明らかにしていきたい。

²⁵ 備前岡山藩士、白井亨嘉謙。天明三年（1783）生まれ。機迅流を依田新八郎秀復に学び七年間修行しても印可を与えられなかったため、寛政九年（1797）一月、一刀流中西忠太子啓の門に入り、学ぶこと五年、かたわら同門の先輩、寺田五郎右衛門宗有に組太刀を学んだ。師の中西忠太の死後、京摂・中国を武者修行し、文化七年（1810）年冬に江戸に戻り、改めて寺田宗有に師礼を執る。かたわら白隠全市の内観の法に精通した。文化十五年（1815）八月十五日、天真伝の印可をうけ、天真一刀流の二代目となる。天真一刀流は津田明馨がつぎ、白井は、もっぱら自流を天真伝兵法と名づけた。俗に天真白井流という。富山藩士吉田奥之丞有恒が、その後を継いだ [綿谷雪・山田忠文（1969）：武芸流派大事典、新人物往来社：600-601]。

²⁶ 吉田奥之丞（1836）：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

²⁷ この「中西是助」とは、白井と同じく寺田五右衛門宗有に師事していた中西派一刀流 4 代目の中西忠兵衛（是助）子正と推測される。

第二項 起倒流柔術の流旨と教習課程

起倒流を志す修行者は、まず『本体』を学ばなければならず、本書には起倒流の本旨である本体について「本体者体之事理也。専離_レ形扱_レ氣。不_レ得_二正_一理已_レ不_レ知_レ扱_レ氣。静貌至_レ所_レ得_二静氣_一敵之強弱能徹。則ち千變萬化無_レ不_レ制_レ敵。是則中_二虚實_一為_二本務_一体之正_レ己故本体云爾（句読点、筆者）」²⁸と記されている。

（本体とは体の事理なり。専ら「形」を離れて「氣」を扱う。己に正しき理を得ずんば「氣」を扱うを知らず。静貌静氣を得る所に至らば敵の強弱に能く徹す。則ち千變万化敵を制せざること無し。これ則ち虚実の中に本を務め体の己に正しきを為す故本体と云うなり）。

本体とは体の事理であり、起倒流では主として「形」を離れて「氣」の扱いを学ぶことが重要ある。また静貌静氣でもって戦うとどんな敵をも制することが出来、大切なのは正しい姿勢であるとも説かれている。これに対し、吉田は「事ハ柔ノ業也。理ハ心理ナリ。業計_二テハ活道セズ。亦死者座禪ノ如ク心理計_二テハ業活用セズ。故ニ業ヲ修行シ心理ヲ錬リ、事理一致ニシテ熟得シタルヲ体ノ事理ト云（句読点、筆者）」²⁹と述べ、事を技、理を心理ととらえ、技を修行し心理を錬った事理一致の境地を本体としたのである。老松は「流祖茨木専斎は、親交のあった沢庵禅師の深い影響のもとで、『起倒流乱目録』を書いた。これは、沢庵から与えられた『本体』『性鏡』二巻の教えにもとづくもので、起倒流の原典は、この二巻にあるとされている」³⁰と述べ、沢庵が俊房に影響を及ぼした点を指摘している。また吉田の説は『不動智神妙録』中の事理の考え方に符合しており、同書において理は「至りては何も取りあはず、唯一心の捨やうにて候」³¹、事理の関係については「事理の二つは、車の輪の如くなるべく候」³²と記されている。理とは究めつくした後の何にもとらわれない無心の状態であるが、この理ばかりでは事を自由に発揮することが出来ないため、事理共に修行する必要性が説かれている。起倒流の本体とは、あらゆる状況にとらわれず千變万化の技を繰り出すことの出来る理想的な心身の境地を示したものと言える。但し、沢庵についての記述は、今回取り扱った伝書の中では『月之抄』以外にみられなかった。従って、本論では沢庵から当流の影響については、二巻の伝書を俊房に授け、起倒と命名したという理解までに止めておきたい。

なお、本体に関する記述は『起倒流柔術記録全』だけでなく、東京国立博物館蔵の『起倒流 本体巻

²⁸ 吉田奥之丞（1836）：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

²⁹ 吉田奥之丞（1836）：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

³⁰ 老松信一（1982）：日本の武道 柔術、講談社：112

³¹ 沢庵宗彰（1638）：不動智神妙録、市川白弦（1978）、日本の禅語録 13 澤庵、講談社：209

³² 沢庵宗彰（1638）：不動智神妙録、市川白弦（1978）、日本の禅語録 13 澤庵、講談社：209

吾カヲ出ス心アラハ、勝利不_レ全。貌ハ敵ニ随テ變スレ共、吾心不動ニシテ正静ナルトキハ、不_レ可_レ有_レ不_レ得_レ利（句読点、筆者）」³⁶と記されている。起は陽の形、倒是陰の形であり、立っても倒れても勝利する意味があった。また柔にして剛を制すとは、自分の力を捨てて敵の力を利用して勝つのであり、自分の力に頼りこれを出そうという心があれば勝利できず、心が不動にして静かであることが求められた。同様の記述は『地巻』の「位ノ事」にもみられ、「位は波上浮木乃位なり。うき立波には浮、沈波には沈の如く、敵乃氣力乃はけしきにさからはすに、その随ひ應して其氣力を察し勝利を得るなり（句読点、筆者）」³⁷と記されている³⁸。ここでも、水面に浮かぶ木片が波に逆らわずに浮いたり沈んだりするように、敵に対峙した時は相手の氣力を察知してこれに逆らわず、相手の氣力を利用して勝利を得る重要性が説かれている。こうした考え方が、後に講道館柔道の「柔能制剛」、つまり相手の力に順応して勝つ理として受け継がれるのである。

起倒流の稽古法は「形」が中心であったが、『本體』に「專離_レ形扱_レ氣」³⁹と記されているように、「形」の所作から離れて「氣」の扱いを学ぶことが重視されていた。これについて、吉田は「取形ノ所作ヲ離レ、敵ノ形ヲ忘レ我軀ヲモ忘レテ、天地一軀ノ空機ヲ取扱フ也。但シ、敵ノ氣ヲ扱フ時ハ相氣ト成リテ敵モ又其氣ヲ請ル故、業モ活用セズ。依テ天地一軀ノ空機ヲ扱フ時ハ、敵ハ引綱ノ内へ入タル魚ノ如シ（句読点、筆者）」⁴⁰と述べ、「形」の所作を離れ敵の「形」や自分の身体も忘れ、敵との「氣」の駆け引きも意識せず天地一体の空機を取り扱う重要性を説いている。

空機とは、天真白井流の真空⁴¹の教えの中で、天機と地機が通って万物を生成するものとして説かれており、前林は「天地万物の根元としての氣を意味すると解することができる。そして、この『氣』と我の心身が一体となることによって、我がその場の氣を制御して、この氣によって敵を包み込む」⁴²と説いており、空機を天地万物の根元としての「氣」を指したものと解釈している。吉田は「形」の修行を通じ、最終的には「形」の所作や敵の「氣」にもとらわれず、より高いレベルの「氣」（天地一体の空

³⁶ 今堀吉之助・平能寛（1729）：天巻、起倒流柔術記録全、吉田奥之丞_写（1836）、富山県立図書館蔵

³⁷ 滝野専右衛門貞高（1745）：地巻、起倒流柔術記録全、吉田奥之丞_写（1836）、富山県立図書館蔵

³⁸ 1840（天保10）年、神保水哉から佐々木又四郎に贈られた『地巻』と『人巻』が、天理大学図書館に所蔵されている。その『地巻』の「位ノ事」に関する記述も「位ハ波上ノ浮木ノ位ナリ浮立波ニハウキシツム浪ニハ沉カコトク敵ノ氣力ノハケシキニサカラハスソレニ從ヒ應シテ其氣力ヲ察シ勝利ヲ得ナリ」と記され、『起倒流柔術記録全』の内容とほぼ一致している〔滝野専右衛門貞高（1745）：地巻、神保水哉_写（1840）、天理大学図書館蔵〕。

³⁹ 吉田奥之丞（1836）：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

⁴⁰ 吉田奥之丞（1836）：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

⁴¹ 真空ハ當流ノ肝要ナリ阿蘭陀ノ真空ハ天機地機随_レマタ其ノ上ノ天機モ地機モ通ヒ無キ空ヲ真空ト云ナリ當流ノ真空ハ天機地機通フテ萬物ノ生ル空機言語ニモ述難キ〔白井亨（1836）：天真白井流兵法譬咄留、吉田奥之丞_写（1846）、富山県立図書館蔵〕。

⁴² 前林清和（2006）：近世日本武芸思想の研究、人文書院：314

機)を扱うことを目指していたのである。近世武芸独特の技術観について、前林は「大宇宙の原理にかなった技こそが真の技であり、宇宙の力と通じあうことによって絶大な現象、時には超人的な能力を發揮できると考えられていたのである」⁴³と述べ、大宇宙の原理に適った技を行うことでその力を技に導こうとする宇宙論的技術観があったことを指摘しており、吉田もこうした観点から「形」の意義を認識していたと言えよう。

相手と立ち合う際の姿勢は、「静貌至^レ所^レ得^ニ静氣^一敵之強弱^ニ能徹」⁴⁴とされ、静貌にして静氣を得ることが重視されていたが、実戦においてその境地に至ることは非常に難しかった。そこで吉田は「能煉丹自強シテ丹田ヲ慥ニナシ惣身ヲ虚軀ニシテ空機ヲ充實シ、少シモ直ム事ナク安然トシテ其技ヲ忘ル^ル時ハ、吾カ天真ノ一機敵ノ強弱ニ自然ト能徹シ、求メサレ共制セザル事ナシ(句読点、筆者)」⁴⁵と述べ、丹田を鍛えて全身の力をぬいて、さらに天地一体の空機を充実させ、技の所作にもとらわれることがなくなれば、敵を制することが出来ると説いた。こうした考えは白井亨の「練丹の法」の中に強くなり、『天真白井流兵法譬咄留』には「腹ハ練丹ヲシテ下腹ヲ持チ、練丹ノ修行重^レハ軀モ自然ト和カニ成ル。惣身モ腹ノ内ヘ入スル事自由ノ觀念調フナリ。此腹ト空機ト自然ニ通フ(句読点、筆者)」⁴⁶と記され、下腹をたもつ練丹の修行を重んじれば身体も自然と柔らかになり、天地一体の境地に至る、と説かれている。

また「不^レ得^ニ正^レ己理^一不^レ知^レ扱^レ氣」⁴⁷の項では、「氣」の扱いを知るためには正しき理を知ることが必要であるとされ、正しき理を得るための修行とは「勇猛ノ精神ヲ凝シ、煉丹自強シ、真空赫機ヲ以テ天真ノ大機ヲ養ヒ、終^ニ喰^一ノ間モ真^ハ違^ハザラン事ヲ求メ、此ヲ至大ニシ大ヒナルガ上ニモ轉^タ大ヒナラン事ヲ求メテ又此ヲ至剛ニシ、剛ナルカ上ニモ轉^タ剛ナラン事ヲ求メテ修行セバ、空機ヲ扱フ事自由ナリ」⁴⁸(句読点、筆者)と記され、勇猛の精神をもって一心に丹田を鍛え、真空赫機をもって真の大機を養い、空機を自由に扱うことが出来るようになる、と説かれている。真空、赫機、空機は天真白井流において重要な用語であり、『天真白井流兵法譬咄留』には「真空ハ當流ノ肝要ナリ……(中略)……天機モ地機モ通ヒ無^キ空ヲ真空ト云ナリ。當流ノ真空ハ天機地機通フテ萬物ノ生ル空機言語ニモ述難キ眞實ノ空ト云フ心ニテ真^ノ空ト云フ。此空機ニ軀心ヲ和シテ其^ノ空機ヲ一圓ニシテ敵ヲ包ム(句読点、筆者)」⁴⁹と記され、真空とは天機と地機が通い合って万物を生成する真実の空機という意味であり、自分

43 前林清和(2006):近世日本武芸思想の研究、人文書院:391

44 吉田奥之丞(1836):起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

45 吉田奥之丞(1836):起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

46 白井亨(1836):天真白井流兵法譬咄留、吉田奥之丞^写(1846)、富山県立図書館蔵

47 吉田奥之丞(1836):起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

48 吉田奥之丞(1836):起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

49 白井亨(1836):天真白井流兵法譬咄留、吉田奥之丞^写(1846)、富山県立図書館蔵

の心身を真空にして敵を包むのである、と説かれている。また赫機^{のび}について、同書には「赫機ハ先ツ太刀ノ先^キニ赫機アルヲ云フ。敵ヨリ先ヘ何^シ十町モ見越シテ遣フ。長^カ竿ヲ持タル心ニテ遣ヒ赫機ニテ敵ヲ破ルナリ。空ト赫機ハ一ツニシテ又ニツ（句読点、筆者）」⁵⁰と記され、赫機は太刀先から何十町先にいる敵を破るための技術であり、心で使うものであると説かれている。このように、練丹法、真空、空機、赫機などの用語や、腹を鍛えて自らの心身を天地一体の空機と和合し、敵を包み込んで勝ちを制するという教えは両伝書に共通しており、白井から吉田への影響が強かったといえる。

起倒流では「形」の所作にとられるのではなく、心を勇猛に汚れなくして天地一体の空機を扱うことを求めたのであり、これが当流の特徴であった。こうした境地が本体であり、ここに至るための具体的な稽古法として「形」が挙げられる。寺田正重の時に14本の「形」と無段7本の「形」がつくられたが、基本伝書の『人巻』には技名が記されているのみで、その方法については記されていなかった。時は下って18世紀初期の起倒流の代表作である『登假集』にも、技名は記されているが、各々の技の方法については未だ記載されていない。しかしながら、「形」稽古の目的については「取形所作を以て氣を導といへども、人を制する業故弥人欲放がたく、其業に一生くゝられ克己に至る事難及。之以正重己に勝、私に克、人欲に勝て、我を放るゝをよく得させん事を工夫し、五卷の書を篇、十四形乃取形を以て心氣を躰し躰乃直き事を教へ、静にして柔成所を教ゆ。是神の妙なり。静なる内から速事生じ、和かなる所より強事生ず。是柔は強を根とし、強は柔を根にする乃故なり（句読点、筆者）」⁵¹と記され、だんだんと「形」の心構えや意義が記されるようになってくる。「形」は本来、繰り返し修行する中で技の所作だけでなく「氣」の扱いを学び、身心の自在な境地に至る目的で拵えられたものであるが、人を制するという技でもあるために相手に勝つことばかりにとられ、克己⁵²に至ることが出来ないという。そこで14本の「形」と無段7本の「形」、そして五卷の書をもって、偏倚しない身体と心が正しければ、「氣」はそれに従うということを学び、静や柔の大切さが教えられたのである。

⁵⁰ 白井亨（1836）：天真白井流兵法警咄留、吉田奥之丞^写（1846）、富山県立図書館蔵

⁵¹ 寺田市右衛門正浄（1729）：登假集、入江子定^写（1791）、天理大学図書館蔵

⁵² 同書では、克己について「克己と云心は氣の偏倚する所を常に制して心氣の差別躰の虚実を知^り機の善悪を改むの所なり」と記され、「氣」の偏りを常に制し、心と「氣」の差別及び身体の虚実を知り、機の善悪を改めるという意味だと説かれており、自身の心・氣・身体の状態を把握し、またいずれにも偏することの無い境地という意味で用いられている〔寺田市右衛門正浄（1729）：登假集、入江子定^写（1791）、天理大学図書館蔵〕。

第三項 「起倒流の形」とその意義

他流に「形」の内容を知られることは真剣勝負において非常に不利であり、従ってその内容は極秘事項であった。これは起倒流においても同様であり、『人巻』においては技名が記されているのみで、近世中期に著された『登假集』においても「形」に関する記述は稽古の心構えに止まっていた。また群馬県立図書館に所蔵されている『起倒流柔術十四ノ業意味』⁵³や真田宝物館に所蔵されている『起倒柔道五卷其外口訣全』⁵⁴にも、各技の名称の意味や稽古の心構えが記されていたに過ぎなかった。この度、取り上げた『起倒流柔術記録全』中の「起倒流柔術捕方之大旨」の項には、14本の「形」と無段7本の「形」⁵⁵の具体的な所作や心構えが記されており、「起倒流の形」の稽古法とその意義が見て取れる。本書を参考に「起倒流の形」の名称と内容について表にまとめた（表1参照）。

⁵³ 著者不詳（1901）：起倒流柔術十四ノ業意味、井田家文書、群馬県立図書館蔵

本書は群馬県立図書館に所蔵されている井田家文書の1つ。1本目體を例に挙げると、本書には「体ハ天理自然之本体其實ハ一理ナリ論語ニ一以之ヲ質ト云ナリ莊子ニ言者ハ不知知者不言語黙ニ渡ラズシテ不識事ナルベキカ」と記され、技名の由来や意味について儒教の言葉を借りて説明されているが、その具体的な所作については記されていない。本書は明治期に記された伝書であるが、14本の技名の由来や意味に関する解説に止まっている。

⁵⁴ 水野某（1847）：起倒柔道五卷其口訣全、真田宝物館蔵

本書は真田宝物館に所蔵されている真田家文書の1つ。5本目水流について「修行ノ心ヲ詠ル哥ニ 濁江ニ玉ヲ落シテ玉コヘニ水ヲ澄シテ玉ヲ取カナ」と記され、水流を修行する際の心構えを和歌に託して表現しているが、具体的な動作についての説明はみられなかった。

⁵⁵ 老松は、茨木専齋の拵えた「形」の中に體を始め類似の名称の技が作られていたことなどから、吉村の時代に無段7本を含めた21本の「形」が整えられたという見解を示している。しかしながら、現在のところ無段7本の「形」を誰が拵えたかについてははっきりしていない〔老松信一（1963）：起倒流柔術について、順天堂大学体育学部紀要6：28-29〕。

表1 「起倒流の形」の名称とその内容

本数	技名	内容
1	体	相互に礼をする。受が腰技をかけようとするのに乗じて崩し、取は左手で受の後ろ帯を持ち、右手を受の頭にかけて腹気と空機にて背後に投げ落とす。
2	夢中	受が腰技をかけようとするのに乗じて崩した際、受が前方へ逃れようとする。取はこれに応じて受の正面に回り込み、左手を受の後ろ帯、右手を受の左肘に掛けながら、体を捨てて取の体越しに受を投げる。
3	力避	両手で取の前帯を掴もうとする受に対し、取はその右手を掴んで引き出しながら背後に回り、両手を受の両肩にかけ、右足を曲げて屈みながら受を背後に投げ落とす。
4	水車	両手で取の前帯を掴もうとする受に対し、取は両手で受の右腕を掴んで引き、受が戻ろうとする所に乗じて向かい合い、左手で受の右肘を掴んだまま体を捨てて投げる。
5	水流	左手で胸ぐらを掴もうとする受に対し、取は右手で受の左手首を持ち、左手を受の左肩又は右首筋に掛け、左足を踏み込み、右膝を着いて腹で引き落とす。
6	引落	右手で突きかかろうとする受に対し、取は左手で受の右手首をつかみ、右手で受の頭上から空機と共に撫でおろし、引き落として投げる。
7	虚倒	互いにすれ違いざま左足を受の右足の後へ入れ、右手で左手で受の胸、右手で受の前帯を押し後方へ投げ落とす。
8	打碎	虚倒を逆方向で行う。
9	谷落	右手で受の右手首を掴み、左手を受の首にかけ後方へ体を横に捨てて投げる。
10	車倒	左足を受の右足の後に入れ、虚倒と同じく後方へ投げ落とす。
11	鋳取	左手で前帯を掴もうとする受に対し、取は左手で受の左手首を掴み、右手を受の右肩にかけ、腹にて後方へ引き落とす。
12	鋳返	左手で取の前帯を掴み引きだそうとする受に乗じ、取は右手を受の襟、左手を受の前帯にかけ後方へ引き倒す。
13	夕立	互いに右手で相手の胸ぐらをつかみ合う。取は左手で受の右手首を掴み、右足を下げて受を引き出そうとする。その場に止まろうとする受に対し、取は右手を受の左首筋に持ち替え、左膝を着いて腹と空機で引き落とす。
14	瀧落	取は右手で受の胸ぐらをつかみ、左手で受の右手首を掴んで引き出す。これに対して受が下がるところへ踏み込み、左手で受の後帯を掴み体を捨てて投げる。投げた後相互に礼をする。
無段		
1	身碎	相互に礼をする。左を受の背部、右手を添えず左手だけで体を捨てて投げる。
2	車反	受が両手で帯を掴みにくるのに対し、取は両手でこれを上から払いながら体を捨てながら投げる。
3	水入	胸ぐらを掴もうとする受の右手を左手で掴み、取は右手を受の右肘内側に掛け、体を捨てて投げる。
4	柳雪	夢中または水車のように体を捨てて投げる。
5	坂落	歩いている取に対し、受は背後から近づき取の目を突こうとする。これに対し、取は右の膝をついてかがみ、受を背負って投げる。
6	雪折	左手で前帯を掴みにくる受に対し、取は右手で受の左手首を掴み、左手で受の頭より肩にかけて空機にて撫で下げ、右膝を着きながら腹で引き倒す。
7	岩波	取は右手で受の胸ぐらをつかみ、右拳で受の顎を突き、水車のように体を捨てて投げる。

『起倒流柔術記録全』を参考に作成

はじめに、「起倒流の形」の名称と構成についてみると、14本の「形」の名称は体、夢中、力避、水車、水流、引落、虚倒、打碎、谷落、車倒、鋳取、鋳返、夕立、瀧落からなり、無段7本の「形」は無段7本の「形」は身碎、車反、水入、柳雪、坂落、雪折、岩波からなっている。引落、鋳取、鋳返の3本は技名称と技法に関係があるものの、他の技は自然現象にちなんだ名称がつけられている。

攻防の展開に着目すると、13本目・夕立、14本目・瀧落そして無段7本目・岩波を除き、全ての技が受から動作が始まり、取がこれに応じて投技で勝つという内容になっている。1本目・体をみると「互ニ禮ヲスル立八寸ノ身眼色顔形惣躰ヲ荒クセズ、如何ニモ柔和ニシテ口ヲ落シ、丹田ヲ持チ、虚躰トナリテ立居ル受方ヨリ腹之所ト脊ノ所之上帯ヲ持テ横之方ヘ引ク。捕り方引クニ乗り込、左ノ手ニテ向フ之後ノ上帯ヲ持チ、右ノ手ヲ向フ之頭ノ上へ上ケテ右ノ足ヲ折、左ノ足ヲ立、腹氣ト空機ニテ落ス（句読点、筆者）」⁵⁶と記され、相互に礼をした後、取は丹田を保ちながら全身の力をぬき、帯の前後を掴んで横へ引き出そうとする受の動きに乗じ、取は左手で受の後帯、右手で受の頭を上げ、右膝を着きながら腹氣と空機によって投げ落とすという流れであった。また6本目・引落及び無段5本目・坂落では、手で突きかかってくる受に対し、取が体をさばいてかわしつつ、相手の力を利用して投げて勝つという流れになっており、当身技への対応も盛り込まれている。鎧組討において当身技で相手を倒すことは困難であるため、「起倒流の形」の技法には相手の攻撃に逆らわず、また自らの体勢を崩すこと無く体をさばくことによって相手の姿勢を崩し、投げ倒して勝つ点に特徴があったと言えよう。

投技の種類についてみると、相手の前で自らの体を捨て自分の体越しに相手を投げる技が10本（夢中、水車、谷落、車倒、瀧落、身碎、車反、水入、柳雪、岩波）と最も多く、次いで相手を背後から真後ろに引き倒す技が8本（体、力避、水流、虚倒、打碎、鋳取、鋳返、坂落）、向かい合った相手を前方に引き倒す技が2本（引落、夕立）、相手を背負って投げる技が1本（雪折）であった。

体を捨てて自分の体越しに投げる技について、2本目・夢中を例にあげると「左ノ手ニテ後ノ上帯ヲ持チ、右ノ手ニテ向フノ左之臂ノ所ヘ掛テ分レル。投放シ、前へ廻ル時ハ、足一文字也。アヲノキニ成リテ投ル（句読点、筆者）」⁵⁷と記され、左手で受の後の上帯を持ち、右手を受の左肘に掛け、取は足を一文字に開いて仰向けに倒れながら受を投げる技であった。鎧を着た状態ではわずかな姿勢の崩れが命取りになることは前述の通りであり、ましてや相手の前で自ら倒れるということは非常に危険な行為である。それにもかかわらず「起倒流の形」には自分の体を捨て、相手の力を利用して投げる技が多い。この理由について、『起倒流 地人巻 免状』には「大水乃さきになかるゝとちからはみを捨ててこそう

⁵⁶ 吉田奥之丞（1836）：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

⁵⁷ 吉田奥之丞（1836）：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

かむ瀬もあれ」⁵⁸と記され、真剣勝負における心構えが道歌として記されている。洪水に流された椽の
実が、実を捨てることでやがて殻が浅瀬から浮かび上がってくるように、勝負においても自らの身を捨
てて相手の力に任せることにより勝つことができると説かれている。この強大な敵に対しても逆らわず、
自らの体を捨てて勝つという理合は、当流の重要な教えの1つであったと言えよう。

また無段4本目・柳雪をみると「右ノ手ノ人差指刎上ケテ向フエ運シテ行き、直ニ水車ノ如ニ分レル。
夢中ノ分レロト水車ノ分レロ同様、何レニテモ其時ニ應シテ投ル（句読点及び下線、筆者）」⁵⁹と記され
ており、投げ方を1つに定めず、状況に応じて2本目・夢中か4本目・水車のいずれかの投げ方を選ぶ
よう判断を取に委ねている。さらに同書には「譬敵ヨリ大急ニ掛ル共、先ヅ氣ヲ丹田へ落シ治メテ後ニ
変ニ應ル也。當流ノ修行ハ心氣ノ修行故、専和ヲカニ取ル事肝腰ナリ（句読点、筆者）」⁶⁰と記され、た
とえ敵が急に攻めてきても、まず「氣」を丹田に納めた後に変に応じる必要がある。それは当流の修行
が心氣の修行を目的としており、専ら柔らかかに技を掛ける事が肝要であると説かれている。このように、
起倒流では「形」の修行を通じ、敵への対応や技の所作よりも、まず自らの「氣」を扱い、やわらかで
力みのない姿勢を作ることを重視していたことが分かる。

背後から相手を後方に引き倒す技については、1本目・体を例に挙げると「受方ヨリ腹之所ト脊ノ所
之上帯ヲ持テ横の方へ引ク。捕り方引クニ乗り込、左ノ手ニテ向フ之後ノ上帯ヲ持チ、右ノ手ヲ向フ之
頭ノ上へ上ケテ右ノ足ヲ折、左ノ足ヲ立、腹氣ト空機ニテ落ス（句読点、筆者）」⁶¹と記され、帯の前後
を掴んで横へ引き出そうとする受の動きに乗じ、取は左手で受の後帯、右手で受の頭を上げ、右膝を着
きながら腹氣と空機によって投げ落とす技であった。このように、1本目・体は全身から力みを除き、
臍下丹田に「氣」を納め、その「氣」を天地一体の空機を一体にして相手を投げるという「氣」の扱い
が説かれていた。同書には「當流ハ十四ノ形ヲ此體一ツニ捕ル心ナリ。故稽古始ニハ體一ツヲ捕ル也（句
読点、筆者）」⁶²と記され、14本の「形」の中でも特に1本目・体が重視されており、それは当流の目
指す「氣」の扱いを最もよく表した技法であったからだと言えよう。また前林は「中国の氣が天地万物
すべての根源、現象とみなすような壮大な宇宙論の一環として理論づけられているのに対し、日本の氣
はより身近に感じ取れる感覚的なものとして捉えられてきた。また、中国の氣が物質的側面を強調する
のに対し、日本では氣を『雰囲氣』というような主体的な場の問題や『氣分』というような心理状態、

⁵⁸ 隠龍齋重峯（年代不詳）：起倒流 本體卷 天卷、吉田源右^写、東京国立博物館蔵

⁵⁹ 吉田奥之丞（1836）：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

⁶⁰ 吉田奥之丞（1836）：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

⁶¹ 吉田奥之丞（1836）：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

⁶² 吉田奥之丞（1836）：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

あるいは心身の状態を表す場合が多いようである」⁶³と述べ、中国では「気」が宇宙論の一要素や物質的側面を表す場合が多いのに対し、日本では人の心理状態を指す場合が多いと指摘している。体に関する記述に天地一体など宇宙論的な記述も見られるが、自らの力みを取り去るために丹田に「気」を納めるといった感覚的な意味で用いられており、極めて日本的な「気」の解釈がなされていると言えよう。

向かい合った相手を引き倒す技について、6 本目・引落をみると「立居所へ向フヨリ突掛リテ、右ノ手ニテ胸クラヲ取ニ掛ル処ヲ左ノ手ニテ手首ヲ持、右ノ手ニテ向フノ頭ノ上ヨリ空機ト共ニ撫テヲロシ、左ノ足ヲ少後へ開キ折テ引落ス（句読点、筆者）」⁶⁴と記され、右手で突きかかり胸ぐらを掴もうとする受に対し、取は左手で受の右手首を掴み、右手で空機と共に受の頭上をなで下ろし、左に体を開きながら受を引き落とすと説かれている。ここでも単に相手の体を引き出して投げるだけでなく、「気」の扱いが強調されている。また、相手を引き倒す際の手の働きに着目すると、相手の稽古衣ではなく、受の頭を掴んでいた。13 本目・夕立も「右ノ手左ノ首筋掛テ」⁶⁵と記され、取が右手を受の左首筋に掛けて投げ倒している。頭部や頸部を掴めば容易に相手を崩すことが出来る反面、投げられた際に受身がとり難くなるため、鎧組討としての実用性をも含んだ武術的色彩の強い技であったと言える。

相手を背負って投げる技は無段 5 本目・坂落のみであり、その技法は「向フエ運テ行處ヲ後ヨリ突掛リ目ノコダキニスル所ヲ、右ノ足ヲ折り身ヲチバンテカヅキ投ニ分レル（句読点、筆者）」⁶⁶と記されている。取が歩いて行くところを受が背後から目を突きかかろうとするのに対し、取は右足を折り曲げて身を屈め、受を担いで投げるという技法であった。受の突きをしゃがんでかわしながら、その力を利用して背負って投げる技であり、講道館柔道の背負投と共通する点が多い技法であった。

次に 14 本の「形」と無段 7 本の「形」の意義についてみていきたい。14 本の「形」の稽古に際しては、「十四之形ハ定テ不_レ定自然ニ應シテ変化スル也。又変化ノ時モ色々ノ顔ヤ又躰ヲ強ク不_レ遣柔和ニシテ手先キニテ不_レ投皆心氣ニテ投ルナリ。又取合ノ内ニ□フ事不_レ宣。唯摺リ足ナリ。□フト呼吸□フ也。又掛声セス。掛声モ呼吸ニ障ルナリ（句読点、筆者）」⁶⁷と記されている。14 本の技は自然にに応じて変化するものであり、変化の際は顔や身体を柔和にし、手先ではなく心気によって投げる。また、稽古中はすり足で行い呼吸が乱れるためかけ声は行わない、と説かれており、本体に至るためには丹田を鍛える他、戦いの中で呼吸を乱さないことが大切であるとしている。このように 14 本の「形」では、無限の変化を可能とする基本の技や柔よく剛を制する理を身につけ、その動作の中で丹田を鍛えつつ呼

⁶³ 前林清和（2007）：武道における身体と心、ベースボール・マガジン社：151

⁶⁴ 吉田奥之丞（1836）：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

⁶⁵ 吉田奥之丞（1836）：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

⁶⁶ 吉田奥之丞（1836）：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

⁶⁷ 吉田奥之丞（1836）：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

吸の乱れをなくしていくなど、様々な意図を含んだ最も重要な稽古法であった。

一方、無段 7 本の「形」については、『起倒流柔術秘書 登假問答 登假集』に「裏七形を不取段と云事不断修行に氣の段を取ぬと云事なり勝負の業にも自然と叶う事なり」⁶⁸と記され、無段とは普通の修行において「氣」の段をとらないということであり、真劍勝負における技にも自然と通じる境地であると説かれている。さらに、『燈火問答』においては「氣の起る事有。起るは初なり。初め有る物は、必終り有り。是を氣の段といふ・・・(中略)・・・陰陽々と相まちて万変無_レ端。始中終一貫の道を知せん為に無段を立つ・・・(中略)・・・十四の形とても氣の段を許すに非ず(句読点、筆者)」⁶⁹と記されている。

(「氣」が起こるといことは始まりであり、始まりのあるものには必ず終わりがある。陰陽の「氣」が混じり合うところは万物が変化していて境が無い。この変化のはじめ、なか、そしておわりの全てに一貫した道を悟らせるために無段 7 本の「形」を拵えたのである。14 本の「形」についても「氣」の段をとることを許しているわけではない)。

ここでは、「氣」の段をとることの難点として、「氣」に起こりと終わりという境目が出来てしまうことにより、技にも変化の始まりと終わりが出来てしまうことが挙げられている。真劍勝負にはあらゆる状況が想定でき、そのあらゆる状況に応じるための基本となる技 21 本によって「起倒流の形」は構成されていた。その目的は 21 本の技に一貫した原理、言い換えればあらゆる技の根本となる極意を体得することにあつた。それが当流の本旨である本体であり、「形」を繰り返す稽古する意義は、技の修練を通じてこの本体を養うことにあつたと言える。

最後に、「残合」という稽古法についてみていきたい。「残合」は起倒流鈴木派にもみられる稽古法であり⁷⁰、起倒流の中では一般的な稽古法であると考えられるが、14 本と無段 7 本の「形」との関係から、起倒流の稽古法の中でどのような位置づけがなされているかについてみていきたい。「残合」については「残合之事、是ハ此術之穿鑿合ニテ、十四之形ヨリ敵ノ変ノ自然ニ應シテ変化スルナリ・・・(中略)・・・又変化モ無理ナル業スル事ナシ。併勝負合ハ格別之事ニテ、荒クモ和ラカニモ其技不_レ極自然ニ應スル也(句読点、筆者)」⁷¹と記され、14 本の「形」に定められた攻防を基にし、お互いに無理なく変化しながら技を試し合う稽古法であり、「勝負合」も同じく変化し合う稽古法であるが、多少荒さも認められ

⁶⁸ 寺田市右衛門正浄 (1792)：起倒流柔術秘書 登假問答 登假集、小河原伴次當伴_写 (1850)、講道館蔵

⁶⁹ 寺田市右衛門正浄 (年代不詳)：燈火問答、入江子定_写 (1791)、天理大学図書館蔵

⁷⁰ 菊本智之 (2010)：『鶯宿雜記』所収『御柔道心得』に関する一考察、日本武道学会第 43 回大会発表資料

⁷¹ 吉田奥之丞 (1836)：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

ていた。しかしながら、当流においては極意に至っても14本の「形」が中心であり、「残合」はあくまで「形」を補完するものとして位置づけられていなかった。その理由について『燈下問答』をみると「唯取形をする人請立の人、同氣の如くともに己を磨く分なり。然とも、折々其残るへき道理を見て勝氣を制し、偏倚する躰を顕し、虚実を知らず取形なり・・・(中略)・・・取形を以て争ふ故に、人欲放れず、血氣の増を丈夫と見て誉めそやす故、師の血氣を請て、人相いかつく、行跡みくるしく、他を嘲け、人を誹り、己れをほこる心有」⁷²と記されている。「残合」は道理に適った技の習得や勝ち気を制することを目的に行われたものであった。しかしながら、その中で、修行者は相手を投げたいという人欲にこだわるようになっていく。未熟な師匠は人欲にとらわれた弟子を「丈夫とみなして誉め、弟子はさらにいかつい人相で見苦しい技を行い、人をおとしめて自分の力を誇る」という悪循環が生じるようになったと説かれている。「残合」は修行者の血氣や人欲をあおり、技や相手に勝つことに執着させ、却って本来の修行の目的から逸脱してしまう点が懸念されており、この点があくまで「形」の補足として位置づけられた理由であった推察される。

起倒流の稽古法として実践的な「残合」は生まれたが、あくまで「形」における攻防の延長であり、「形」が最も重視されていた。その背景には、己の人欲に克つという克己が起倒流の修行の目的であり、また「形」には本体に至るために必要な技や心を、繰り返し鍛え整えていくという意義があったのである。

⁷² 寺田市右衛門正浄（年代不詳）：燈火問答、入江子定^写（1791）、天理大学図書館蔵

第三節 天神真楊流柔術の成立と「形」の意義

第一項 天神真楊流柔術の起こり

近世は大坂の陣（1615）以降、「元和偃武」と呼ばれる平和な時代となり、鎧を付けて戦う戦争もほとんどなくなった。天神真楊流は、幕末に紀州藩士であった磯又右衛門正足（柳関斎と号す、?-1863）が創始した流派である。正足は伊勢国（現在の三重県）松阪の紀州藩士岡山家に生まれ、本名は岡山八郎治といった。正足は幼年より武術を好み、15歳で江戸へ行き、一柳藩家老一柳織部義路に楊心流柔術を学んだ。織部の死後は真之神道流柔術を美作（現在の岡山県）津山藩士の本間丈右衛門正遠に学び、当流の奥義を得た後に諸国武者修行に出かけた。天神真楊流は、正足が楊心流と真之神道流を学んだ後、両流の教授体系を作るとともに、武者修行中に自ら研究・工夫した新しい技を加えて天神真楊流を興したのであった。

『武芸流派大事典』によると、正足が学んだ楊心流は、長崎の小児医であった秋山四郎兵衛由時を流祖とし、組討だけでなく小太刀や居合、捕縛術や死活法まで含んだ総合武術であった。秋山は医学修行で中国へ行った際、博転という人物に習った柔術の三手を学んで帰国し、さらに武官という者からも捕手三手法二十八活を授けられた。秋山はこれらを長崎にて教授していたが、「形」の本数が少ないため、これを学ぼうとする者が少なかった。そこで秋山は筑紫太宰府へ百日祈願の末、303本の「形」を拵え、楊心流は熊本藩や高松藩、そして秋月藩などで広く行われるようになったのである⁷³。

一方、真之神道流は、楊心流二代目の門人である大阪城同心⁷⁴山本民左衛門英早が興した流派である。その技法は上段居取十四手、上段立合十四点手、中段居取十四手、中段立合十四手、立合五手、居取五手、極意上段立合十手、居取十手、四箇之伝四、九箇之極意九、七箇之七、縄出巻八、そして極意殺活法となっている⁷⁵。「楊心流の形」303本の中から86本を選抜して「真之神道流の形」を拵え、また「中段」から「上段」そして「極意上段」へと至る教習課程が整えられたのであった。

二流を学んで天神真楊流を興した正足は江戸に戻り、1823（文政 11）年頃、磯家に入って磯又右衛門正足と名乗るようになり、神田お玉が池に道場を設けて天神真楊流を指導し、磯又一郎正光や磯正智、福田八之助、野原柳之輔などを輩出したのである。正足の高弟であった寺崎が、正足との問答を記録し

⁷³ 綿谷雪・山田忠文（1969）：武芸流派大事典、新人物往来社：894-895

⁷⁴ 江戸幕府の諸奉行・所司代・城代・大番頭・書院番頭などの配下に属し、与力（よりき）の下にあって庶務・警察の事をつかさどった下級の役人

⁷⁵ 綿谷雪・山田忠文（1969）：武芸流派大事典、新人物往来社：407

た『真楊流柔術大意録』⁷⁶によると、「高名なる事四方に高し諸士門下に集まる事当時五千人余に及」⁷⁷と記されており、天神真楊流が江戸において人気を博していた様子が窺える。天神真楊流の系図は、以下の通りである（図1参照）。

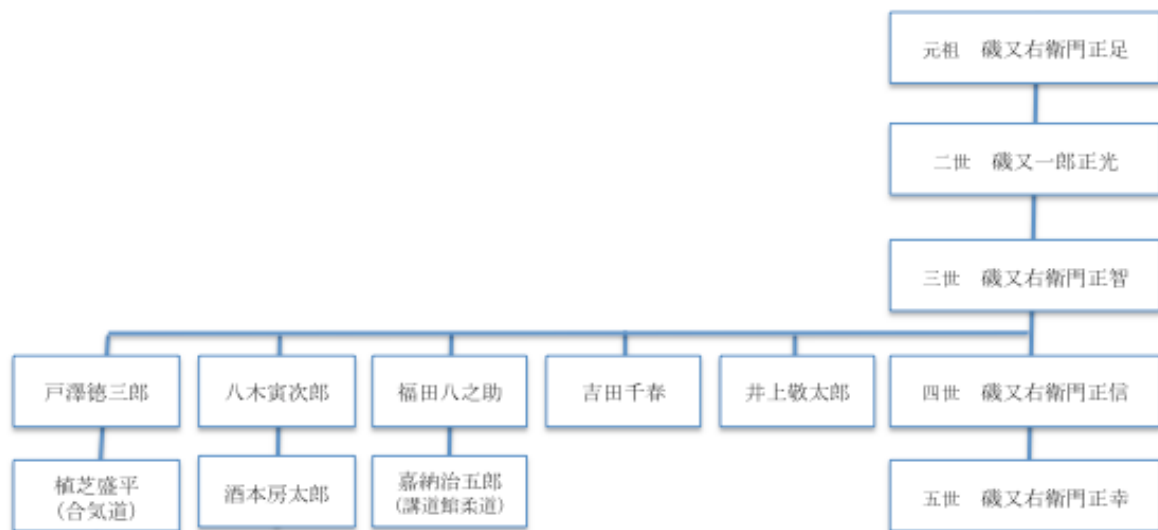


図1 天神真楊流の系図⁷⁸

正足が天神真楊流を創始する契機となったのは、本間に真之神道流を学んだ後、諸国武者修行に出かけ、江州（現在の滋賀県）草津に3年ほど滞在していた頃にあった。『真楊流柔術大意録』によると、「ある時人のために我師並門弟西村氏と兩人にて百余人をあいてにして奥儀の術を以て追らし仁命を介く也。此時初めて我師当口身乃事を發明し、尤柔術は戦場にては組打を専一とす。治世にては当身を専一とする事諸師乃知る所なり。然とも未だ諸流常に眞乃当身を以て修行する事を不知。我師柳関齋先生は、仁命を救わんがため所々にて眞劔の勝負をして、常に眞の当を以て修行せざれば勝利なき事を悟て、柳関齋先生は眞当を請る事を工夫して、常に当を用ひて修行する也。又柔能剛を制せしむるの意に違ふ所も數年心を碎、終に其心をえて妙術に及て両流合流して一派を口建手數百貳拾四手と定て天神眞楊流と号し一流とす（句読点、筆者）」⁷⁹と記されている。

⁷⁶ 寺崎某（年代不詳）：真楊流柔術大意録、講道館蔵

伝書のタイトルは『真楊流柔術大意録』と表記されているが、内容は磯正足と高弟寺崎氏との問答を記録したもので、『日本武道大系』6所収の『天神真楊流柔術大意録』と校合したところ、内容に大きな差異はみられなかった。

⁷⁷ 寺崎某（年代不詳）：真楊流柔術大意録、講道館蔵

⁷⁸ 『武芸流派大事典』及び『日本の古武道』を参考に作成した。

⁷⁹ 寺崎某（年代不詳）：真楊流柔術大意録、講道館蔵

(ある時、先生〔磯正足〕は人のために西村氏と2人で百余名を相手に戦い、奥義の術を用いて追い散らし、人命を助けた。この時初めて先生は当身技のことを発明した。もっとも柔術が戦場において組討を、治世においては当身技を専門とすることは諸流の先生方が知っている通りである。しかしながら、いまだ諸流は常に一撃で相手の急所を突いて仕留める本当の当身技を用いて修行することを知らない。先生は人命を救うために、様々な所で真剣勝負を行い、常に本当の当身技を用いて修行しなければ勝利はない、ということを知り、真の当身技を工夫し、常に当身技を用いて修行した。また柔よく剛を制する理合と違う所についても数年心を砕き、ついにその奥義を得て妙術に及び、楊心流と真之神道流を合わせて一派をたて、手数を124本と定め、天神真楊流と名付けて一流をなしたのである)。

この伝書によると、正足は多人数を相手に勝負をして当身技の重要性に気づき、一撃で相手の急所を突く真の当身技を追求して修行を続け、楊心流と真之神道流を合わせて124本の「形」を拵え、天神真楊流を興したことが分かる。起倒流が戦場の鎧組討を主眼とした流派であり、お互いが組み合った状態における「崩し」と投技に特徴があったことと比較すると、天神真楊流は普段着での攻防術のため、離れた状態から相手を仕留めることが出来る当身技を重視した流派であると言えるだろう。軽装で、しかも多人数を相手に自らの身を守る護身術として、また万一の際は相手を殺傷できる技術であった所に、天神真楊流が幕末期の人々に人気を博した要因があったのである。なお、天神真楊流の名称の由来については、『天神真楊流柔術天之巻』には「楊柳靡風^フ得為和徳大悟之一始號天神真楊流・・・(中略)・・・楊心流^真之神道流合流 當流元祖磯又右衛門」⁸⁰ (柳が風に靡いている様子を見て、和の徳を大いに悟り、始めて天神真楊流と号した・・・[中略]・・・楊心流と真之神道流を合わせた流派の元祖磯又右衛門)と記され、柳の枝の性質を感じ、楊心流と真之神道流の技術と精神を継承する意味で天神真楊流と名付けたと言える。

なお、寺崎が柔術の起源や大意について正足に尋ねると、正足は起源について「鹿嶋香取の両神東蝦征伐の節、柔術の意味を以てからめとりたりしためしおり。然し其時より北条時分迄は一流を建柔術と申事數無き事と相見得候。其後戦場組打の節、非力の者剛力成者を容易く組伏勝利を得候時分の形杯をひろいあつめ、追々諸先生方工夫して諸流出來候(句読点、筆者)」⁸¹と述べ、神代から鎌倉時代までは人を捕らえて縛り上げる技術はみられたが、柔術の流派として成立した記録はなく、戦国時代に入って戦場で非力な者が剛強な者を組み伏せた技法を収集し、研究工夫し、諸流が成立するようになったと説いている。そのため、正足は「近比の陳元賓を柔術の祖など云者あり和国の恥辱といふ朝敵の部類な

⁸⁰ 磯又右衛門正足(1842):天神真楊流柔術天之巻、國學院大學図書館蔵

⁸¹ 寺崎某(年代不詳):真楊流柔術大意録、講道館蔵

り」⁸²と述べ、柔術の起源を明の陳元賛とする説を唱える者は朝敵だと批判し、柔術が日本発祥の武術であるという見解を示した。

一方、柔術の大意については「夫大意と申すは、武具を志たかへず今出生志たる所乃あかはだかの理を極道の大事を極ム・・・(中略)・・・甲冑すれはねふし進退自由ならさる者也。常に心の扱ひを修行して心を主人とす。手足を臣下とす。和合の道に叶て物具着用志て身体自由をなす所を要とする也(句読点、筆者)」⁸³と述べられている。

(柔術の大意とは、武器防具を身につけず、何も身にまとわない素裸の原理を極める事である。常に心の扱ひを修行して心を主人に、手足を臣下とするのである。心と身体が通じ合い、武具を着用しても自由に動けるところを大切にした)。

正足は柔術の大意を、赤裸の時のように常に身体を自由自在に扱うことの出来る境地であるとしている。そのためには普段から心の命じた通りに身体が動くよう修行し、甲冑を着けても自由な身のこなしが出来る境地を目指した、と説かれている。このように、柔術の大意は重い甲冑を身にまとった真剣勝負の場でも力が発揮できるように、普段から心を主人に身体を臣下として自由自在に動く境地を目指すものであったが、これを単に護身術とする見方もあったようである。これに対し、正足は「貴人高家杯の稽古すべきものに思わす、又は乱酒乱心乃輩に出合たる節用ふへき様に心持、いさゝの小理を付是全文道に達しても武道に暗き者乃いふ所也(句読点、筆者)」⁸⁴と述べている。

(合戦場の技術となることを知らず、貴人や高い位の人々が稽古すべきものと思わず、また不逞な輩と遭遇した際に使う護身術であるという理解は、小理に通じてはいるものの、それは文道に達しても武道に通じていない者が言うことである)。

天神真楊流は平服における当身技に特徴があったため、護身術としての側面が幕末期の人々にもてはやされたが、正足は柔術を単なる護身術とみるのは武道を知らない者の見解であると述べた。特に柔術は心の命ずるまま身体自在の境地いたるところに極意があるため、合戦の技術としても応用できる深い術理を含んだ武術だと主張した。正足は、天神真楊流が日本伝来の柔術の流れを汲む一流派であり、またその修行は日常の護身だけではなく、戦場組討にも活かすことのできる身体自在の境地を目指すものだという認識を持ち、その存続と発展を図っていったと言えよう。

⁸² 寺崎某(年代不詳):真楊流柔術大意録、講道館蔵

⁸³ 寺崎某(年代不詳):真楊流柔術大意録、講道館蔵

⁸⁴ 寺崎某(年代不詳):真楊流柔術大意録、講道館蔵

第二項 天神真楊流柔術の流旨と教習課程

ここでは、『真楊流柔術大意録』に加え、1857（安政3）年5月に正足より間々田三衛門に授けられた『天神真楊流柔術天之巻』（以下、『天之巻』）及び『天神真楊流柔術地之巻』（以下、『地之巻』）より、天神真楊流の流旨とその教習課程についてみていきたい。

『天之巻』をみると、天神真楊流の流旨について「夫人以力争者人亦力拒之何益乎。及兵道兵術因敵轉化變動常也。謂觀楊柳靡風^二得為和徳大悟之一始號天神真楊流。和者徳之花武者徳之守。神妙有其中。後世門下敬可秘（句読点、筆者）」⁸⁵と記されている。

（ある人が力を用いて争おうとすれば、その相手もまた力を用いてそれに抵抗する。一体どんな利益があるのだろうか。兵道や兵術では相手の変化に応じて自分も変化するのが当然である。柳の枝が風に靡くのを見て和徳を悟り、始めて天神真楊流と名づけた。和は徳の花であり、武は徳の守りである。その中に神妙がある。後世の門弟達はこの考えを敬い秘すべきである）。

このように、天神真楊流は力によって相手に対抗するのではなく、相手に応じて自在に変化することを重んじ、また柳の枝が力に逆らわず対応する和の徳を重んじた。一方で、武は徳を守る機能も有し、武にして和（柔）の徳を求めるのが天神真楊流の流旨と言えらる。

当流は幕末期に創始されたが、教習課程は他流同様に「形」稽古が主流を占めた。「天神真楊流の形」の中では特に「真の位」という技が重視されたが、正足はその理由を「夫一粒の実を植て根となり枝葉と分る元の実にもとるといふ教なり此手合のみにあらず萬法は此を以て辨べし大始大尾の手合いなり」⁸⁶と述べ、種を植えれば根や枝葉に変化するが、やがて元の実に戻るといふ教えであり、「真の位」は全ての技の変化の始まりであり、また終わりともなる技法であるからだと言っている。また「形」稽古の際には、「只我を正く守べし。向ふ時、非必敵をにくむ事なく、一体に氣をみつべし。氣を満るといふに口を結び額までに青筋を立る。是にては手口足ともかたく成、少しく違ふ心有。敵予肩我足の指先に落べし。我のかたち柔なれば、敵のおこりも自ら見ゆるなるべし。敵の變に應ゆる事一也。敵をにくみ無二無三にひしかんといふ心が、則敵になすみつかるゝにあらずや。我を守、静に行て先乃虚にのらぬる事肝要也。居つくとも氣住とも云て、心の止るを嫌うなり（句読点、筆者）」⁸⁷と記されている。つまり、自分の身体を中心を正しく守り、敵を憎み挫こうとする心を持たずに全身に「氣」を巡らせば、身体が柔らかくなり、敵の変化に必ずや対応できると述べている。同時に、居つきや氣住むといった心が何

⁸⁵ 磯又右衛門正足（1857）：天神真楊流柔術天之巻、講道館蔵

⁸⁶ 寺崎某（年代不詳）：真楊流柔術大意録、講道館蔵

⁸⁷ 寺崎某（年代不詳）：真楊流柔術大意録、講道館蔵

かにとられることを戒めたのである。ここでの「気」の用法は感情の昂ぶりや肉体の力みと関連づけて説かれており、起倒流と同様、心理状態や人間の精神を表した日本的な「気」の解釈がなされていると言える。

また、天神真楊流においても、小兵非力の者が剛強に打ち克つことは大切であり、「形」を通して学ぶものとされていた。同書によれば、「敵の力にさからわず、波の上の浮木の身を以て制する時は、いかほど剛強といふとも勝利を得る也。又物に譬えていわば、大舷を水上に浮べて、一人して進退自由する如し。其訳は、船水に乗りたる故也。何んぞ大船を陸に揚げて、一人二人之力を以て動く事叶うべからず。此如き大剛力なる者を、小兵非力の士勝ちを得る事不_レ能_ハ故に、其術を以て虚に乗じたる所を、心で見、其虚を打つ時は、水上の大舟を自由する如し（句読点、筆者）」⁸⁸と記されている。

（敵の力に逆らわず、波の上の浮木のような状態で制御する時は、どれほど剛強でも勝利を得ることが出来る。物にたとえると、それは水上に浮かべた大船を、一人で自在に動かすことに似ている。その理由は舟が水に浮いているからである。どうして大船を陸にあげて、一人や二人の力でこれを動かすことができるだろうか、できるわけがない。このように剛力の相手に小さく非力な者は勝てないために、技術によって相手の虚の生じた所を、非力な者は心で見、その虚に当身技を施すときは、水上の大船を自在に扱うように剛力の者に勝つことができる）。

このように、天神真楊流ではしっかりとした姿勢・構えをもった上で、敵の力に逆らわず、相手の虚に応じて当身技で打つことが求められた。やがてこの考え方が、相手の力に順応しその力を利用して勝つ、という講道館柔道の柔能く剛を制するという「柔の理」に生かされるのである。流旨においては「和者徳之花武者徳之守」⁸⁹と記され、武術は徳を守るための存在であるなど、当流の社会的意義が説かれていた。しかしながら、これまでの記述からも明らかなように、伝書の内容は敵と対峙したときの己の心身のあり方が中心であり、技に伴う精神性の追求が修行の主たる目的であったことが窺える。

また本書の特徴は、敵と対峙した際の心身のあり方についても、具体的に述べられている点である。正足は「体敵に向ふに歩行ても前行かず止ても止まらず。形は柔にして肩を足の指先に納、氣を付れば自ら臍下が満るなり。トヲトヲとかけ辞をするがよきが、トヲトヲを腹の内にていふ心也。口を明物いふても臍下がぬけぬなり。人を織るにも、押にも、投るにも、我身の矩守るなり・・・（中略）・・・人の形は角なれば、其角隅へ投を専と修行いたすなり。息あらくしては勝事かたし。又敵と我と体付たる時、敵我体の躰隅に突けば、又敵の身隅にかかり應る事、頭より腰迄柔に相氣はなれて、敵の欲る

⁸⁸ 寺崎某（年代不詳）：真楊流柔術大意録、講道館蔵

⁸⁹ 磯又右衛門正足（1857）：天神真楊流柔術天之巻、講道館蔵

に随ひ、敵の勝には負、我のまけるには則自然乃勝あり（句読点、筆者）」⁹⁰と述べている。

（自分の身体は敵に向かって歩みながらも前に行かず、敵の前に止まっていて止まらない。容貌は柔和にして、自分の肩を自分の足の指先に乗せれば自然と臍下丹田に「気」が満ちるようになる。トヲトヲと掛け声をしてよく、腹の中でトヲトヲと掛け声をするような意味である。口を明けても臍下から「気」が抜けなくなる。掴むにも押すにも投げるにも、自分の身体を中心を守らなければならない。人の形は角ばっているのも、その隅へ隅へと投げることを専ら心がけて修行するのである。呼吸が乱れている時に勝つ事は難しい。また敵と自分の身体が密着している時は、敵が突いてくれば自分の身体の隅にかけて応じる、自分の頭から腰にかけて柔らかくして相対し、「気」を放ち、敵が欲するところに随つて、敵が勝つところで自分は負け、自分が負けるところにいわゆる自然の勝ちが生じるのである）。

ここでは臍下丹田に「気」を納めるための方法として、自分の足先の真上に肩が位置するような姿勢をとることや、「トヲトヲ」という掛け声をしたり、あるいは腹の中で唱えたりする方法が紹介されている。また反対に、呼吸の乱れや口をただ開いたままにすることは、「気」の扱いを妨げるものとして記されている。敵との攻防においては、姿勢や呼吸などの規矩を守りながら、敵の身体を隅へと崩して投げることや、敵と密着した際は、「気」を放って全身を柔らかくして敵の技に応じて勝つことの重要性が説かれたのである。

次に、1845（弘化 2）年正月に正足が定めた免許状の様式について、『天神真楊流柔術免許陽之巻』よりみてみたい（図 1 参照）。

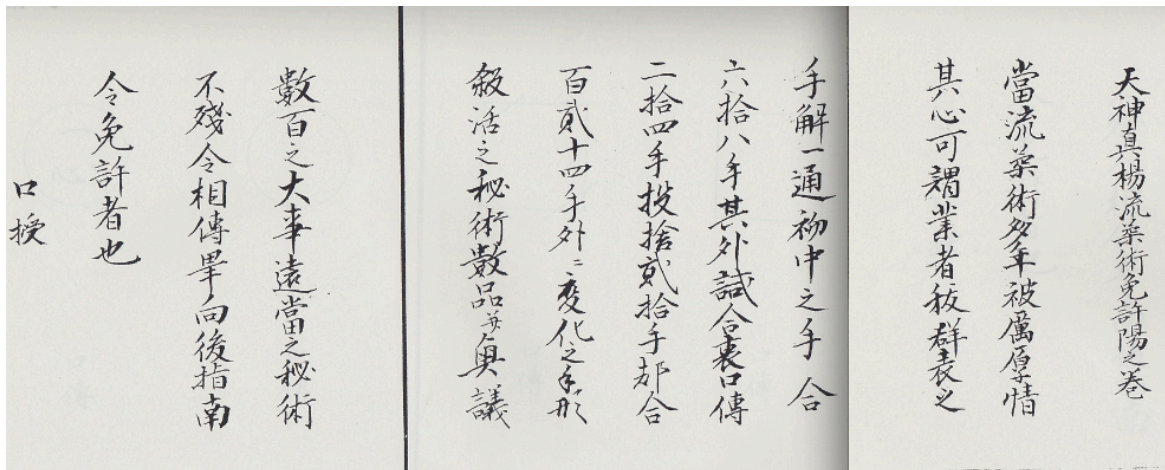


図 1 天神真楊流免許状⁹¹

⁹⁰ 寺崎某（年代不詳）：真楊流柔術大意録、講道館蔵

⁹¹ 磯又右衛門正足（1846）：天神真楊流柔術免許陽之巻、國學院大學図書館蔵

(当流柔術多年に属せられ情厚く、其の心と技は抜群と言うべし。表の手解一通り、初中の手合六十八手、其外試合裏口伝二十四手、投捨二十手、都合百二十四手。外に変化の手形、殺活の秘術数品ならびに奥義数百の大事、遠当の秘術残らずしてことごとく相伝せしむ。向後指南の免許者なり)。

ここには「手解」と、その後^{てほどき}に学ぶ初段、中段の手合 68 本、試合裏や投捨などをあわせて 124 本の「形」の項目が見られ、その他にも殺活の秘術数品、遠当⁹²の秘術などが盛り込まれている。天神真楊流では宗家であり、また師である磯氏より、長年の修行により優れた人格と技術を備えた弟子に対し、124 本の「形」の他、様々な秘術と共に天神真楊流の指導者としての「免許」を授けたのであった。また『真楊流柔術大意録』には、当流の「形」における教習課程が詳しく記されている。同書には「当流教る所の形、手解より始大尾まで定規付手合を教ゆれとも、熟練すれば定規もなく只空々じやくじやくとして無我無心より生たるをよしとす。先角なる物を段々と玉の如くするの教也。始定規をさため教ゆとも、自然切磋琢磨して極意の道にいたれば玉のごとくに成也。玉は丸くして角なし。丸き物は始め無く終無し。玉丸ければよどみ止まる所なし。止まらざる所の心を以て千変万化の術を行ひ、其中に納所なければ勝制不得(句読点、筆者)」⁹³と記され、天神真楊流に入門した者は、まず相手につかまれた手を如何に解くかという「手解」から順序立てて技術を学び、やがて極意に至ると無我無心に技が発揮でき、身体がぶれることなく、まるで角のない玉のように千変万化の技が発揮できるとされた。「手解」12 本を習得すると、次は「初段」に昇格でき、「居取」(座った状態での攻防)と「立合」(立った状態での攻防)を 20 本学ぶことになる。師から許しを得ると、今度は「中段」の「居取」と「立合」を 28 本学ぶということになる。そして最後は「極意上段」に昇格し、同様に「居取」と「立合」を 20 本習得して「免許」となり、合計 124 本の「形」と様々な秘術を習得して弟子とりが出来たのである。

中林は流派成立の条件について「第一に、流派の成立には天才的な人物の出現が必要であった・・・(中略)・・・第二に、その技法が非常に高度なものでなければならぬ・・・(中略)・・・第三に、技法が高度であるゆえ、その技法の体系と教習過程が整備されており、それを秘事伝授するという、技術体系、教習過程、伝授方法等の形態を持っていなければならない」⁹⁴と述べ、流祖、高度な技術、そして教習課程を挙げている。天神真楊流は磯正足という流祖が出現し、124 本の「形」が拵えられ、さらに「初段」から「中段」を経て「極意上段」に至る教習課程が設けられ、流派存続がなされたと言える。

⁹² 拳足の届かぬ範囲の敵に対して、小道具を投擲することによって倒す方法。不遷流では卵の殻に毒を詰めたものを、紫真楊流では松脂と水銀を混ぜたものを投げて目つぶしをする技があった。他にも口中に何本も針を含んで敵の眼に吹き付ける「含み針」や、大豆大の鉛玉を拇指の爪で弾いて敵の眼にあてる「弾き玉」などがある。新体道など、離れた相手に「気」をあてて倒すことをいう流派もあった [小佐野淳 (2006) : 秘伝当身術、愛隆堂 : 53-55]。

⁹³ 寺崎某 (年代不詳) : 真楊流柔術大意録、講道館蔵

⁹⁴ 中林信二 (1987) : 武道のすすめ、中林信二先生遺作集刊行会 : 23

さて、天神真楊流の成立には正足の「真の当」の発明が深く関わっており、同流では当身技に関する様々な伝書が残されている。1843（天保13）年2月に正足が西鎌太郎に与えたとされる『天神真楊流柔術経絡人之巻』には、人体の急所8カ所とその殺法と活法⁹⁵が紹介されている。同書には、人体最大の急所として水月（鳩尾の急所）が挙げられ、その理由として「水月ハ極意大事ノ殺也。一切ノ臟腑経絡系タル所也。水月ハ脾ト胃ノ中ト上腸ニ當ル。依テ一切ノ殺ハ此腥ヅ以可助神腑ト云。腑者是ハ腎心ノ性ヲ受タル氣経ヲカタツテ生腑之常ニ此腑ハ陰陽ハ受萬風ヲ生ル腑也。則息絶テ少ノ間腑ニ上リ看ル内ニ空ノ始リナル腑也。大事ノ殺也活生ハ吐息ノ法ヲ用 口傳（句読点、筆者）」⁹⁶と述べ、水月が複数の臓器や経絡と関係する極めて重要な存在であり、当身技をここに施せば絶息する殺法となり、吐息の法を用いれば活法となる。活法については口伝とする、と説かれている。

ここで興味深いのは、急所の場所は解剖学的な名称から説かれているものの、そこが何故急所になるかという根拠を、中国伝統医学に基づく経絡に求めている点である。丸山によると、中国伝統医学において体内に充満している「気」は血気と呼ばれ、それは人間の生理機能全般を指し、年齢によって盛衰するものと捉えられていた。人間の体内には血管とは別にこの気血のルート（経絡）が潜在機能系として存在し、臓腑は主に精気の産出と貯蔵を、経絡はその運搬を司るとされていた。気血の鬱滞は病気を招くと捉えられ、その治療法や養生法として呼吸法やツボに針を打つなどの方法が成立したと説いている⁹⁷。経絡とは、人体の頭頂から足の指先までの縦に伸びる12本の経脈と、横方法に網状に巡る15本の絡脈から構成され、身体の隅々まで行き渡っている。12本の経脈は12の臓腑（六蔵：肝、心、心包、脾、肺、腎 六腑：胆、小腸、三焦、胃、大腸、膀胱）に対応しており、柔術当身技の理論はこの経絡上の急所に攻撃することは関連する臓腑を冒すことになり、殺傷力につながるという経絡思想によって成り立っていたのである⁹⁸。活法は相手の呼吸による「気」の導引を促すから蘇生につながるなど、天神真楊流の殺法と活法の背景には東洋の伝統医学、言い換えれば「気」の医学の影響が認められるのである。また、前掲の『天之巻』には「一 ニワトコ 黒焼 右各細末酢ニノリヲ入用。打撲損傷内ニ瘀血アリテ痛ヲナシ腫ヲナスヲ治」⁹⁹と記され、庭常^{にわとこ}¹⁰⁰など身近な薬草を使用した打ち身用の湿布薬の作り方が示されており、同流が活法の研究工夫にも優れた流派であったことが窺えるのである。

⁹⁵ 活法とは治療術を指し、これに対して「天神真楊流の形」124本などの攻撃技法は殺法と呼ばれる。

⁹⁶ 磯又右衛門正足（1845）：天神真楊流柔術経絡人之巻、國學院大學図書館蔵

⁹⁷ 丸山敏秋（1986）：気論語からニューサイエンスまで、東京美術：75-107

⁹⁸ 小佐野淳（2006）：秘伝当身術、愛隆堂：55-56

⁹⁹ 磯又右衛門正足（1857）：天神真楊流柔術天之巻、講道館蔵

¹⁰⁰ 庭常・接骨木。スイカズラ科の落葉大抵木。高さ約3～6メートル。幹には太い髓がある。春に白色の小花を円錐花序に密生し、球状の核果が赤熟。茎葉と花は生薬とし、煎汁を音罨（おんあん）など外用薬に使う。

第三項 「天神真楊流の形」とその意義

天神真楊流における「形」稽古の意義についてみていきたい。「形」稽古における修行者の心構えについて、『真楊流柔術大意録』には「是武術の稽古の形は死者にも不有活物にも不有。先稽古に望て皆敵と思ひ位を取て、前心通心残心此三つ守体やわからかにして気海丹田に気を納、勇気をふくみ、敵死物なりしとも我活物と思ふて我一心を以て修行する時は、是活物の稽古ならずや。又死物と思ふてする時は死物なり。先物に譬ていわば、棒を以て打たる時は□□□□なるなり。劔を以て切るの時はおそるる心あるべし・常に白劔中に飛入る心持にて修行すれば、上手名人の場にも至るべし（句読点、筆者）」¹⁰¹と記されている。

（武術の稽古の「形」は死物であったり活物であるわけではない。まず、修行者は稽古に臨んで全てを敵と思い、前心 [技に入るまでの心]・通心 [技を掛けている最中の心]・残心 [技を掛けた後の心] の3つを守り、身体をやわらかくし臍下丹田に「気」を納め、勇気をふくみ、相手が死物であっても自分は相手を活物であると思つて修行に専念すれば、これは活物の稽古となる。物にたとえれば、棒で打たれる時には棒の心持ちだが、刀で切る時は恐怖心が生じる。常に白刃の下に飛び込む心がけで修行すれば、上手・名人の境地にも至るのである）。

正足は、武術の「形」それ自体に活物（真劔味があり実戦に役立つもの）と死物（真劔味がなく実戦に役立たないもの）の区別があるのではなく、修行者の心構えによって「形」が活物となるか死物となるかが決まる、と述べている。また、「形」においては常に鞘から抜いた刃に飛び込むような真劔な心構えで臨むことが第一とされ、「形」を行う前から終了後まで、身体をやわらかくし、臍下丹田に「気」を納めて、勇気を持つことを心がけるよう説かれている。

臍下丹田に「気」を納める意義について、同書には「平生安坐したる形は、理まんまんとして安体無事成。然るに、所作をなし動き働する時、其業につれてあるいわ左にかたよるも右にかたより、終に平生乃氣をそんじ、此故に当流に秘して教る所は己が方寸の元気を養ひ物に心をとどめず只其基となる所を堅固に守れば、業をなすに至て動き働といふとも根本とするの元氣立てすわりて正しきゆへに用る所の元氣自由自在にして左に力を入れ共右むなしき事なし。右を働せとも左のうつろ成る無し。前後又おなじ。起居働静共に常遍の氣となりて業をなす。是則大丈夫といふ也（句読点、筆者）」¹⁰²と記されている。

（平生安座している状態は、理がみちていて体は安定して無事である。しかしながら、所作をするため

¹⁰¹ 寺崎某（年代不詳）：真楊流柔術大意録、講道館蔵

¹⁰² 寺崎某（年代不詳）：真楊流柔術大意録、講道館蔵

に動いたり働いたりする際、その技に伴って左や右に偏り、ついに平生の「気」が損なわれる。そのため、当流の秘密の教えとして、自分の中に方寸の元気を養い、物に心を止めず、ただ自らの根幹となる場所を堅固に守れば、技を行う際に動いたり働いたりしても根本となる元気の立ち座りが正しいため、[その技をかけるために]用いる元気も自由自在であり、左に力をいれても右がむなしくなることはなく、右を働かせても左がうつろになることはない。前後もまた同じである。起居働静すべてに遍く「気」を行き渡らせて技を行う、これを大丈夫というのである。

前項で述べたように、当流では中心をもった角のない玉のように、相手の変化に応じて千変万化の技を発揮して勝つ境地を目指していた。そのため、技を行うために手足を動かす中、「気」を身体の前左右に偏らせること無く、常に身体のあるあらゆる部分に遍く行き渡らせる必要があった。当流では全ての動作を全身に「気」が満ちた状態で行うことのできる境地を大丈夫と呼び、そこに至るために方寸の元気を養うことを秘事として教えていた。方寸の元気を養うとは、臍下の1寸四方に「気」を納めることであり、またそれを自分の中心としてしっかりと守ることで、玉のように千変万化の技が発揮できるという教えだったのである。

明治期に至ると、吉田千春と三代目・磯又右衛門より「天神真楊流の形」を図解した『天神真楊流柔術極意教授圖解』が出版される。本書より「天神真楊流の形」の技術的特徴についてみていきたい。天神真楊流は普段着での攻防術であり、急所を突く当身技に特徴があった。しかしながら、124本の「形」には当身技だけでなく投技や関節技、絞技を含んでおり、総合武術であったといえる。『天神真楊流柔術極意教授圖解』によると、初心者はまず手を掴まれた時に、いかにそれを解くかという「手解」から入る。それを12本習得すると「初段」に昇格でき、やがて「中段」を経て「極意上段」に昇格し、「居捕」と「立合」を20本習得して「免許」となり、弟子取りが出来たのである。

近世初期に創始された「起倒流の形」には立ち姿勢での攻防のみであったが、「天神真楊流の形」には立ち姿勢での攻防である「立合」の他、座った状態での攻防を想定した「居取」が新たに付け加えられた点に特徴があった。「形」の段階と各技の名称を以下に挙げ、各段階の特徴についてみていきたい(表1参照)。

表1 「天神真楊流の形」の段階と技名称

段 階 (本数)	技 名 称
手 解 (12 本)	オニコブシ フリホドキ ギヤクテ ギヤクコビ カタムナドリ リヤウムナドリ コテガイシ リヤウテドリ キドリ テントウ 鬼拳、振解、逆手、逆指、片胸取、両胸取、小手返、両手取、気取、天倒、 モギトリ ウチデ 扱取、打手
初段 居取 (10 本)	シンノクライ ソエドリ ゴゼンドリ ソデグルマ トビチガヒ ヌキミメツケ コジリガヘシ リヤウテドリ カベソイ ウシロドリ 眞之位、添取、御前取、袖車、飛違、抜刀目附、鑑返、両手取、壁添、後取
初段 立合 (10 本)	ユキチガイ ツキカケ ヒキヲトシ リヤウムナドリ ツレビヨウシ トモグルマ キヌカツギ エリナゲ タムサトリ ウシロトリ 行違、突掛、引落、両胸取、連拍子、友車、衣被、襟投、手髪取、後取
中段 居取 (14 本)	シンノクライ シュキントリ ヒダリムナドリ ミギムナドリ ゴゼンドリ ソデグルマ トビチガヒ ヌキミメツケ ソウシャトリ 眞之位、手巾取、左胸取、右胸取、御前取、袖車、飛違、抜刀目附、奏者取、 ツカドメ ゼンゴシ リヤウテズメ サユウノキヨク ヒキタテ 柄止、膳越、両手詰、左右之曲、引立
中段 立合 (14 本)	ユキチガイ ムコウヤマカゲ ウシロヤマカゲ コソツキ コテガヘシ ズドリ ツレビヨウシ マワリコミ ツカダキ カヘリナゲ 行違、向山影、後山影、腰附、小手返、頭取、連拍子、廻込、柄碎、歸投、 カベソイフセギ ウデシキ シヨバツ ダイシヨウトリ 壁添拒、腕挫、諸別、大小取
投 捨 (20 本)	シモク カリステ クチキタラシ コシグルマ ヨコグルマ カタムナドリ タムサトリ コグソク コシカリステ トツコ 鐘木、刈捨、朽木倒、腰車、横車、片胸取、手髪取、小具足、腰刈捨、獨鈷、 コテガヘシ ヒキヲトシ タグリ ステミ サガリフヂ ウデガタミ ヤハズ リヤウテドリ リョウツカトリ ウシロトリ 小手返、引落、手繰、捨身、下り藤、腕緘、矢筈、両手取、両柄取、後取
試合裏 (24 本)	試合口 三手、横車之事、突込崩之事、別レ崩シノ事 三手、同 貳本目ノ崩、同 三本目崩、横車崩之事 三手、同 二本目崩、同 三本目崩、突込崩之事 三手、 同 二本目崩、同 三本目、眞之位崩之事 三手、同 二本目崩、同 三本目崩、 居別崩之事 三手、同 二本目崩、同 三本目崩、袖車之事 三手、同 二本目崩、 同 三本目崩、裸體取之事 三手、同 二本目、同 三本目
極意上段 居取 (10 本)	クカヘシ ブモカゲ モロテクダネ スギタラシ フトヨシ ナミワケ エンコウツケミ テガネトリ リョウヒ テンダシヨウ 踢返、面影、諸手碎、杉倒、大殺、浪分、猿猴附身、手矩取、両非、天狗勝
極意上段 立合 (10 本)	ウシロカスガイ ワキカスガイ ウシロドリ カタハチダミ ヤハズ ツキカケ ムニケン マ ッ リョウコ ゼンシンメツケ 後鎖、脇鎖、後取、片羽縮、矢筈、突掛、無二刃、見刀曲、龍虎、暫心目附

初学者に学芸などの初歩を教えることを手解きというが、柔術においても「手解」が初心者の学ぶべき基本として位置づけられている。その理由について、小佐野は「敵が攻撃してくる際に、自分に最も近い部分であり、しかも制し易いのは手首である。敵の手首を制するのは柔術の基本であり、また、制せられた手首を振り解いて反撃に転ずるのもまた柔術の基本である・・・(中略)・・・そのために柔術

では抜手の基本を『手解き』とする」¹⁰³と述べ、柔術の攻防では手首をいかに制し、また制せられた場合はいかにこれを脱するかという技法が重要視されていたことを指摘している。

「手解」の技は、いずれも両者が正座して向かい合った状態から行われる。1本目・鬼拳から6本目・両胸取までは、取が受に手首を掴まれた状態から逃れるための技法であり、7本目・小手返以降の技は、取が受に手首を掴まれた状態から逃れた後、受を投げる、あるいは急所を拳で打つなどして勝つ内容となっている。11本目・扱取では武器による攻撃、12本目・打手では受からの拳による攻撃を取がさばいてを制する技術であり、既に当身技や武器による攻撃への対処法が盛り込まれている。特に7本目・小手返は、取が両手の四指を受の右掌に掛けるようにして掴み、「左足ヲ受ノ左脇へ踏ミ出シ受ノ手首ヲ大キク廻ス心持ニテ我左ノ膝ノ際へ受身ノ掌ヲ押シ付ケ體ヲ倒スナリ」¹⁰⁴とあるように、取は正座している受の左脇に左足を踏み出し、掴んでいる受の右手首を取の右膝めがけて引き落とすようにして受を投げる技術である。この投げ方は手関節を極めながら施すため、受が無理に抵抗すれば手首を折る恐れがあり、危険な技術と言える。

「初段」の技をみると、1本目・真之位について「此形ノ基本ハ、始メヨリ終リ迄實ニ能ク位ヲ取ルヲ以テ眞ノ位ト名ル者ナリ」¹⁰⁵と記され、投げる方法や突く方法ではなく、「位」を取る重要性が説かれている。同書「第十三 位ノ意味」をみると「位ヒトハ波上ニ漂フ浮木ノ心持チニテ在ル處ヲ云ナリ。即チ浮木ハ巻キ上ル波ニハ之ニ從テ、ウキ上リ亦落チ下ル浪ニモ此レニ從テ沈ミ落チ、西ニ流レ東ニ漂フテ少シモ水ニ逆ラフ事ナシ。柔術ノ業モ亦此ノ如ク、決シテ敵ノ氣力ノ烈シキ處ニ逆ラハズ、之ニ隨ヒ應ジテ其氣力ノ衰へ屈スルヲ察シ、而シテ自然ニ勝利ヲ得ル事ヲ眞ノ位ヒト云ナリ（句読点、筆者）」¹⁰⁶と記され、起倒流と同様に相手の「気」や力、攻防の変化に逆らわず動じない姿勢を「位」と呼び、さらにこれを維持して自然と勝利を得ることを「真の位」と表現している。また1本目・真之位と4本目・袖車において初めて絞技が示され、今後様々な技の極めとして用いられていく。「初段立合」2本目・突掛では手首関節を極めながらの投技が用いられているが、正座した相手を転がす掛け方から、立ち姿勢の相手を投げ落とす方法となっている（図1参照）。

¹⁰³ 小佐野淳（2006）：秘伝当身術、愛隆堂：41

¹⁰⁴ 吉田千春・磯又右衛門（1893）：天神真楊流柔術極意教授圖解、青木嵩山堂：42

¹⁰⁵ 吉田千春・磯又右衛門（1893）：天神真楊流柔術極意教授圖解、青木嵩山堂：55

¹⁰⁶ 吉田千春・磯又右衛門（1893）：天神真楊流柔術極意教授圖解、青木嵩山堂：32



図1 「初段」立合2本目・突掛(左)¹⁰⁷ 「初段」立合9本目・手髪取(中央・右)¹⁰⁸

「初段」立合9本目・手髪取では、その名が示すとおり、前髪を掴んできた受に対し、取は「右足ニテ陰囊ヲ蹴テ・・・(中略)・・・左手ノ指ヲ延揃ヘテ臂ヨリ指先迄眞直ニ立テ、撓骨ノ處ニテ受身ノ右臂ヨリ二寸程上ノ處ヘ掛ケ、充分ニ氣ヲ満チテ些シク腕ヲ押ヘル様ニナシ・・・(中略)・・・右足ノ前ノ隅ヘ斜ニ踏ミ開キ、右手ノ指先ヲ受ノ手ノ内平ヘ掛テ向ヘ伸シ、面ヲ右ノ爪先ヘ向テ自然ト氣ヲ満テ下腹ノ張ル様ニナシ(句読点、筆者)」¹⁰⁹と記され、右足で受の陰囊を蹴り上げ、受をうつ伏せに引き倒し、左手で受の右肘関節を押さえ、右手を受の右掌に掛けて引き延ばし、受の右肘関節を腕挫手固¹¹⁰で制している(図1右参照)。このように「初段」では「手解」に比べ、当身技から関節技への連絡変化が豊富になり、殺傷性も高くなっている。なお「初段」を稽古する心得は、「當身蹴込ミハ素ヨリ手足ノ逆ニテモ、亦ハ咽喉ノシメニテモ、總テ柔ラカニ捕ルヲ以テヨシトス(句読点、筆者)」¹¹¹と述べられ、当身技、絞技など技の動作を全て柔らかく行うよう説かれている。

次に「中段」の技をみると、全28本の技の中、最後の極めに絞技を用いている技が13本(真之位、右胸取、袖車、抜刀目附、奏者取、膳越、行違、向山影、後山影、腰附、小手返、諸別、大小取)、関節技を用いた技が8本(手巾取、左胸取、御前取、飛違、引立、連拍子、壁添拒、腕挫)となっており、絞技と関節技の習得が重視されている。また、投技も3本(左右之曲、頭取、帛投)みられたが、左右之曲をみると「受身ノ際ヘ立止リ、右足ノ爪先ニテ右ノ横腹ヲ蹴リ・・・(中略)・・・左手ノ指ヲ延シテ柔カニ掌ヲ上ニ向テ顎ノ下ヘ掛ケ・・・(中略)・・・我体ヲ右ノ後ヘ廻リ堅一文字ニナリ手ノ平ニ盛リタル物ヲ下ヘ捨ル如ク我目ノ前ニ受ノ体ヲ投ルナリ(句読点、筆者)」¹¹²と記され、取は正座してい

¹⁰⁷ 吉田千春・磯又右衛門(1893):天神真楊流柔術極意教授圖解、青木嵩山堂:78

¹⁰⁸ 吉田千春・磯又右衛門(1893):天神真楊流柔術極意教授圖解、青木嵩山堂:89-90

¹⁰⁹ 吉田千春・磯又右衛門(1893):天神真楊流柔術極意教授圖解、青木嵩山堂:89-90

¹¹⁰ 相手の右体側から、左手で相手の右腋下をとおしてその左前襟を握り、右手で相手の右手首を握ってその腕を逆に伸ばし(相手の右体側から攻める場合)、又は片手もしくは両手で相手の一方の手首を握り、その腕を背部へ捻って肘関節を制する[講道館(2004):講道館護身術、講道館:54参照]。

¹¹¹ 吉田千春・磯又右衛門(1893):天神真楊流柔術極意教授圖解、青木嵩山堂:93

¹¹² 吉田千春・磯又右衛門(1893):天神真楊流柔術極意教授圖解、青木嵩山堂:114-116

る受の右脇腹に蹴り込み、左手を受の顎に掛け、受の頭を地面にたたきつけるようにして背後に投げ倒すという技法であった（図2参照）。



図2 「中段」左右之曲¹¹³

頭取と帰投も首関節を極めながらの投技であり、頭から振り落とされるため受身が取り難く、殺傷性の高い技であった。なお、「中段」を稽古する心得は、「咽喉ノシメハ素ヨリ手足ノ逆ニテモ又ハ當身モ蹴込ミモ充分ニコタユル様ニ成スベシ。尤唯力ノミ入レテ手足ノ凝リ固マルハ宜シカラズ。總テ柔ラカニシテ自然トコタユル様ニ能ク意ヲ用ヒテトルベシ（句読点、筆者）」¹¹⁴と述べられ、これまで通り柔らかく自然な動作で行いながらも、技に十分な効果があるように稽古すべきであると説かれている。「手解」と「初段」では技の所作及び力みのない自然な動作の習得に重点が置かれていたのに対し、「中段」以上の段階では、技の威力についても研究工夫が求められていく。「中段」以上の稽古について、小佐野は「実際に当てて稽古をするが、これは崩し（虚を作る）のための当てであり、その直後に放つ強力な投げや瞬敏な逆捕りが極めとなる」¹¹⁵と述べ、ここで当身技に求められたのは一撃必殺ではなく、投技や固技で相手を制するための隙を作ることであったと指摘している。

続いて「投捨」をみると、20本中16本が投技によって占められており、投技が主体であった。「初段」や「中段」と異なる点は、相手を投げ倒した後に当身技や関節技、絞技に展開しないところにある。「両手捕」の技法をみると「受身ヲ背後ニシテ左膝ヲ突キ乍ラ、左手ノ指ヲ延タルナリ。内平ヲ上ニ向テ手首ヲ握リ、右手ニテ受身ノ右ノ肩先ヲ摑、横一文字ニ踏開キ（二圖参照）腰ヲ下タルマヽ受ノ右腕ヲ前へ引投テ直ニ腕ヲ我胸部ノ方へ引掲ゲルナリ此際受身ノ者ハ投ラレテ起上ルニ非ズ左手ノ平ニテ下ヲ打

¹¹³ 吉田千春・磯又右衛門（1893）：天神真楊流柔術極意教授圖解、青木嵩山堂：115-116

¹¹⁴ 吉田千春・磯又右衛門（1893）：天神真楊流柔術極意教授圖解、青木嵩山堂：93

¹¹⁵ 小佐野淳（2006）：秘伝当身技、愛隆堂：12

テ止ルベシ」¹¹⁶と記され、取は組んだ状態で受の右肩を右手でつかみ、一本背負投のように相手を投げる技であった。さらに、受は投げられた後に起きあがろうとせず、手の平で地面を打って止まるように記されており、投げられた際の衝撃を逃すために地面を手で打つという柔道の受身と同様の技法もみられた。ここでは相手を殺傷することよりも、むしろ投げ倒す技術とその対処を学ばせようとする点に特徴があった。

「試合裏」では名称の通り、試合において自分に不利な状況を打開する方法が示されている。試合口三手では、取が相手の両襟を握ってから有利に攻め続け、勝ちを得るという展開が示されている。続いて、その3本の技への対処法がそれぞれ3本ずつ紹介される。最後に裸体取之事三手として、お互い裸の状態での攻防において、取が先に仕掛けて勝つ方法が3本示されている（図3参照）。

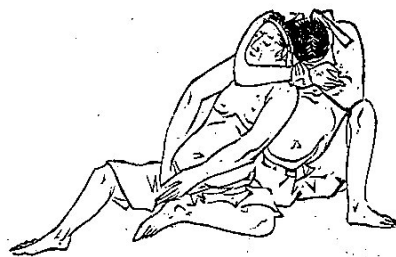


図3 「試合裏」裸体取之事 三手¹¹⁷

図3は、取が相手の背後に回り、両手を組み合わせて前腕を相手の頸部にあてて絞める技であり、柔道の裸絞はだかじめと同様の技法であった。お互いが裸の条件であっても勝つ方法が研究されており、真剣勝負の様々な状況が想定されている。また、柔術の絞技には上記のように腕や脚などの身体の一部をつかって相手を絞める技と、前述した袖車のように衣服を利用して絞める技の2種類が存在した。

「極意上段」は天神真楊流の教習段階の最上位であり、当身技が相手の姿勢を崩すため、投げた後にとどめを刺すためなどの目的で使用されている。攻防の展開をみると、全20本中、杉倒と突掛を除く全ての技が①当身技のみ、②当身技から絞技または関節技、③絞技または関節技から当身技という3パターンに分類され、天神真楊流がいかにかに当身技を重んじたかが分かる。また徒手ばかりではなく、暫心目附のように木刀や小太刀を使用した技も存在した（図4参照）。

¹¹⁶ 吉田千春・磯又右衛門（1893）：天神真楊流柔術極意教授圖解、青木嵩山堂：175-176

¹¹⁷ 吉田千春・磯又右衛門（1893）：天神真楊流柔術極意教授圖解、青木嵩山堂：210



図4 「極意上段」立合 暫心目附¹¹⁸

最後に、「形」稽古の指導法についてみていきたい。起倒流では呼吸を乱すという理由から、「形」稽古における掛け声と跳ねるような足遣いは禁止されていた。「天神真楊流の形」における掛け声は「本流ニ於テハ常ニ發聲ノ調子ニ順テ業ヲナシ或ハ業ノ調子ニ順テ聲ヲ發スル事アリ」¹¹⁹と記され、掛け声の調子に合わせて技を掛ける、あるいは技の調子に合わせて掛け声を行うものであると説かれている。また、教習課程と掛け声の関係については「手解拾貳手ハ強テ掛聲ヲ要セザリシモ初段眞ノ位ノ形ヨリ後ハ必ズ掛聲ヲ發スベシ」¹²⁰と記され、「手解」では掛け声は必要ないが、「初段」以降は掛け声が必要であると説かれている。前節においてみてきたように、起倒流では掛け声は呼吸が乱れるとして禁止していたのに対し、天神真楊流では「初段」以降の修行者に掛け声を励行していた。起倒流と比べ、天神真楊流は攻防の調子にあわせて掛け声を重視していた点に特徴があった。

掛け声の方法についてみると「請身ノ方ハ初學者ヲシテ其業ノ調子ヲ速カナラシメシメガ為メニ發聲ノ度数自然ニ多く、又捕身ノ者ニ在テハ始メ中終リト三度位聲ヲ掛ケルヲ度ト為スベシ。而シテ此始メテ發スル所ノ聲ハ、未ダ何事ニモトリ懸ルノ意少シモ無く、志氣力共ニ能ク鎮リタル前心ノ音調ナリ。次ニ發スル所ノ聲ハ、業ヲ成スノ調子ニ順テ、全身ニ滿タル氣ノ勢ヒ自然ニ發スル通心ノ音調ナリ。既ニ舉動ノ終臨テ發スル聲ハ、心ヲ靜ニシテ能ク位ヲトリ全身柔ラカク充分ニ滿渡リタル氣少シモ抜ケル所無キ殘心ノ音調ナリ。此ノ如ク、前心通心殘心ト區別シテ聲ヲ發スルニ至テハ、業モ自カラ柔ラカニシテ速カナル者ナリ（句読点、筆者）」¹²¹と記されている。

（初心者に対する受の掛け声は、相手の技を掛ける速度が上がるようにするために、自然と相手よりも掛け声の数が多くなる。取は始め、中、終わりの3回掛け声を行う。はじめの掛け声は相手に何かを仕掛けようとする意識を持たず、志・「気」・力をたくみに鎮めた前心の状態で行う。次の掛け声は、技を

¹¹⁸ 吉田千春・磯又右衛門（1893）：天神真楊流柔術極意教授圖解、青木嵩山堂：255

¹¹⁹ 吉田千春・磯又右衛門（1893）：天神真楊流柔術極意教授圖解、青木嵩山堂：51

¹²⁰ 吉田千春・磯又右衛門（1893）：天神真楊流柔術極意教授圖解、青木嵩山堂：51

¹²¹ 吉田千春・磯又右衛門（1893）：天神真楊流柔術極意教授圖解、青木嵩山堂：51-52

掛ける際の調子と全身に満ちた「気」の勢いに応じ、自然と発せられる通心の状態で行う。最後の掛け声は、技の所作が終わる際、全身がやわらかく、十分に「位」をとり、満ちあふれた「気」が少しも抜けることのない残心の状態で行う。このように、前心、通心、残心の3つに分けて掛け声を行えば、自然と技を掛ける動作も柔らかく速やかになるのである。

「天神真楊流の形」においては、取は技を掛けようとする前心の時、技の動作と「気」の勢いに従った通心の状態、そして技の所作が終わり十分に「位」をとった残心の境地の3か所で掛け声を行うことで、技を柔らかく、素早く掛けられるよう上達させる狙いがあった。一方、初心者に対する受は、取が技を掛け易いように取よりも多く掛け声を行うことが求められた。このように、天神真楊流では技術の上達はもちろんのこと、初心者指導法としても掛け声を重視したのである。

第四節 嘉納治五郎の柔術に対する見解

第一項 柔術一般に対する嘉納の見解

嘉納は1882（明治15）年に柔道創始後、柔術に関する研究成果を世間に発表していく。1888（明治21）年、嘉納は雑誌『日本文學』に柔術の起源に関する論文を寄稿し、1889（明治22）年には榎本武揚文部大臣以下、多数の公人が列席していた大日本教育会において、「柔道一斑並ニ其教育上ノ價值」¹²²と題した講演を行った。前者は「柔道一斑並ニ其教育上ノ價值」の前年に書かれた嘉納の最も初期の作品であり、内容は柔術の起源が中心であった。後者は嘉納が柔道の学校体操採用を目指して公人に行った講演で、内容は柔道の教育的価値を体育、勝負、修心の3点から論じたものである。ここでは嘉納が柔術一般をどのように捉えていたのかについて、上記の史料から把握していきたい。

はじめに、柔術の起源について『日本文學』を見ると、嘉納は「陳元贇の歸化せし時より大凡十三年以前、既にやはら捕手等の事ありたるを知るに足るべし。又、太平記奥羽永慶軍記其他往昔の戦争乃事と記したる書物などの中に、往々組討ちんげんびんなど云へる名稱と見るも亦柔術の始まりは、甚だ古き時代に在りたるを知るに足るべし」¹²³と述べ、明の陳元贇が1659（万治2）年に日本に帰化する以前から、日本には柔術の起源である組討が行われていたことを指摘している。柔術家の間では他にも秋山四郎兵衛義時が支那にて学んだ白打三手を元に楊心流を興した説などがあり、中国を起源とする説もいくつかあった。これに対し、嘉納は「紀効新書乃中に、拳或は手搏と稱たるものあり。其説明を見るに、孰れも皆異稱同物にして、蹴るのと突くのとを専らとしたる術なるが如し。武備志乃如き全備したる書物にも、紀効新書より引いて拳を解くの外、別に柔術の如きものゝ説明あるを見ず・・・（中略）・・・往昔我國に行はれたる戰場組討よりは一層進みたる一種の修業なりしなるべけれども、決して後世の柔術の如く、錯雑にして高尚なる理論を含蓄したるものにはあらざりしならん」¹²⁴と述べ、『紀効新書』や『武備志』といった中国の古書にみられる徒手の格闘技は当身技に止まっており、高尚な理論を含んだ日本の柔術とは異なるという理由で中国説を否定した。近世の日本人の心理について、嘉納は「當時支那人カラ聞イタトカ習ツタトカ云へ宛モ今日西洋人カラ聞イタトカ習ツタトカ云フ様デ信用サレ易ク有ツタノデモ御坐イマシタノデセウ」¹²⁵と述べ、明治時代の日本人が西洋人の言説を借りて権威付けを行うように、近世の柔術家も中国説をとることで自流の権威付けを図ったのではないかという見解を示した。そして

¹²² 嘉納治五郎（1889）：柔道一斑並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：446-481

¹²³ 嘉納治五郎（1888）：柔術及其起源、日本文學 7：28

¹²⁴ 嘉納治五郎（1888）：柔術及其起源、日本文學 7：28-29

¹²⁵ 嘉納治五郎（1889）：柔道一斑並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：449

「竹内流が最も早き時代に起りたる事は、諸國の柔術家の許す所なり。されば其名稱は之を柔といはずして小具足と云ふも、竹内流一種の術が陳元賛より遙か前代に存したる事は、決して蔽ふ可らざる事柄なり」¹²⁶と述べ、1532（天文元）年に美作（現在の岡山県）に生まれた竹内流腰之廻が、柔術の源流であるという見解を示した。以上のように、嘉納は柔術の起源は日本にあるとし、柔術は日本人の研究工夫によって創り上げられたものであるという立場をとっていたのである。

次に、柔術の技術特性について『日本文學』をみると、嘉納は「武器を用ゐざる敵、又は武器を携ふる敵に向て、全く武器を用ゐずして戦ひ、或は短き武器のみを用ゐて、長き武器を携ふる敵と戦ふの術」¹²⁷と述べ、武器を所持した相手又は素手の相手に対し、素手又は短い武器を持って戦う技術であるとしている。こうした技術を修練する目的について、嘉納は「柔術ノ元來ノ目的ハ勝負ノ法ヲ練習スルコトヲ御坐イマシタ。ソウシテ勝負ノ法ニモ種々仕方ガ御坐イマス所カラ或ル流儀デハ専ラ投ゲ殺スコトヲ目的トシ、或ル流儀デハ捕縛スルコトヲ目的トシ、或ル流儀デハ當テ殺シタリ捕リ押ヘタリスルコトヲ目的トスルト申ス様ナ區別ガ自カラ生シテ参リマシタ」¹²⁸と述べ、柔術はもともと勝負に勝つための方法を練習することを目的としており、投技、捕縛そして当身技など専門とする技術の違いから、流派が派生していったと説明している。また柔術本来の目的は勝負であるが、修行を振り返ると「柔術ノ元來ノ目的ハ勝負ノ法ヲ練習スルコトニ相違ハ御坐イマセヌガ、間接ノ目的トシテ體育ト練心トガ御坐イマシタ。勝負ノ修行ヲ為ルニハ種々様々ニ身體四肢ヲ運動サセマス所カラ柔術ガ間接ニ體育ニ為ツタコトハ人ノ疑ハナイ所デスガ、是ガ為メ大ニ心ヲ練ルコトモ出來マシタ。總テ勝負ト云フモノハ種々様々ノ工夫掛引ナドヲ要スルモノデスカラ柔術ノ修行ヲ為シテ居ル中ニ知ラズ識ラズ色々ト心ヲ練ルモノデス。又勇氣トカ沈着トカ人生ニ貴重スベキ性質モ自カラ涵養スルコトノ出來ルモノデ御坐イマス」¹²⁹と述べ、修行の過程で種々様々な運動を行うために体育となり、また相手とのかけひきや技を工夫する中で沈着さや冷静さを養うことができるため練心にもなったと説いている。

柔術の今日的意義について、嘉納は「柔術全體ニ就テ考ヘテ見マスト實ニ今ノ世ニ於テ貴重スベキ昔ノ遺傳物ト申サネバナリマセヌ。唯々幾分カノ改良ヲ加ヘサヘスレバ柔術ハ體育智育徳育ヲ同時ニ為スコトノ出來ル一種ノ便法ト成ルコトガ出來ルト申セヨウト存ジマス」¹³⁰と述べ、柔術は幾分か改良を加えれば体育、智育、そして徳育を同時に果たすことのできる教材となるため、今の世においても貴重な伝統文化であると説いている。

¹²⁶ 嘉納治五郎（1888）：柔術及び其起源、日本文學 3：32-33

¹²⁷ 嘉納治五郎（1888）：柔術及び其起源、日本文學 3：29

¹²⁸ 嘉納治五郎（1888）：柔術及び其起源、日本文學 3：29

¹²⁹ 嘉納治五郎（1889）：柔道一斑並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：449-450

¹³⁰ 嘉納治五郎（1889）：柔道一斑並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：456

以上のように、嘉納は柔術の起源に対して諸説ある中、様々な史料に基づき、その起源は日本にあり、日本人の研究工夫によって発展してきた日本文化であると捉えた。そして、嘉納はこの日本を柔術の起源とする自説を言語化し、雑誌・講演などを通じて強く主張した。また嘉納は、柔術の技術特性を徒手又は短い武器を持って、徒手または武器を持った相手に勝つための技術である捉えており、これらの修行の直接的な目的は勝負の方法の習得にあったが、同時に体育や練心にも優れた効果を及ぼすものとして評価していたのである。

第二項 起倒流柔術に対する嘉納の見解

1889（明治 22）年、嘉納は「柔道一班並ニ其教育上ノ價値」講演の中で、実際に天神真楊流と起倒流の「形」を演武し、二流の特徴や自身の見解について論じている。

はじめに、起倒流に対する嘉納の見解をみていきたい。嘉納は「起倒流の形」の意義について「今私ガコトニ立ッテ居リマス所ヲ人ガ來テ投ゲヨウトシマスニハ必ず前へ引クカ後へ押スカ致シテ體ヲ傾カセテソレカラ何カ技ヲ掛ケルデセウ。シカシ私ガ少シモ體ヲ崩サズ眞直ニ立ツタナリニ引カレバ引カレタ方ニ附イテ行き押サレバ押サレタ方ニ寄ッテ行きシマスト先方デハ仕方ガ御座イマスマイ。然ルニ相手カラ何カ仕掛ケラレルト急ニ恐レテ其本體ヲ失ヒ體ヲ傾ケル所カラ容易ニ投ゲラレル様ニナルノデス。起倒流ノ形デハ此ノ本體ト云フ偏セザル體ヲ守ルコトヲ練習サセマス」¹³¹と述べている。嘉納は「起倒流の形」における投技の理合いについて、相手の身体を押ししたり引いたりして体を傾けさせてから技をかける点にあると説き、本体は体が前後左右の一方に偏らない姿勢という見解を示した。この記述について、寒川は「嘉納は講演の中で本体を起倒流の重要概念として一瞬語るものの、結局はこれを禪的心法の意味でなく、物理学的に安定した身体姿勢の意味に用いるのである。剣術など他の武術ではなお継承された『不動智』などの心法的心の問題は、嘉納の柔道体系では閉め出されている」¹³²と述べ、嘉納が柔道において本体を単に物理学的に安定した姿勢として解釈し、その一方で近世武術の身心を不可分なものにとらえる禪的心法を意図的に封印したと指摘している。

寒川の指摘を踏まえ、さらに嘉納の「起倒流の形」に対する見解をみてみたい。嘉納は「起倒流の形」

¹³¹ 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價値、大日本教育會雜誌 87：454

¹³² 酒井利信・前林清和・寒川恒夫・永木耕介・長尾進・百鬼史訓・村田直樹・大保木輝雄・藤堂良明・真田久・アレキサンダー・ベネット・中村勇・竹中健太郎・鍋山隆弘・有田祐二・軽米克尊：第1回 BAMIS 国際フォーラム 武道セッションシンポジウム「武道に身心統合科学の可能性を探る～嘉納治五郎の事績にならい、今をかんがえる～」、武道学研究 44（1）：53

を練習する意義について「一人ノモノガ相手ノ體ヲ或ル方向ニ傾カセヨウトシテ引イタリ押シタリシマスト相手ハ足踏ミヲ仕替ヘテ體ノ安全ヲ保トウトシマセウ。ソコデ此方デハ相手ノ足踏ミノ仕方ヲ豫メ測ツテ置イテ相手ガ次ニ足ヲ踏ミ替ヘル時丁度其體ガ崩レル様ニ成ルヤウナ引キ方ヲ致シマス、ソウシマスト相手ノ體ハ危ク成リマスカラ相手ハ元ノ體勢ヲ回復シヨウトシテ必ズ又足ヲ踏ミ替ヘマス。ソノ時此方デモ亦相手ノ動キ方ニ應ジテ動イテ参リマスト遂ニ相手ノ體ハ此方ガ少シデモ技ヲ掛ケレバ忽チ倒レル様ナ極ク剣呑ナ位置ニアリナガラ實際ニハマダ立ッテ居マスノデシテ、申シテ見ヨウナラ生マ殺トデモ云フ様ナ有様ニ成リマス。相手ヲソソク風ニスルノハ體ヤ四肢ノ一種ノ作用デ出來ルモノデシテ、ソノ作用ハ矢張起倒流ノ形デ練習致シマス」¹³³と述べている。「起倒流の形」は、押したり引いたりされる中、相手は体をさばいて本体を維持しようとするが、その動きを予測して相手の体勢が崩れるように引き出し、こちらが技を掛ければすぐに倒れてしまう状態に相手をコントロールすることを練習するものと説かれた。ここでは、物体としての肉体を自立できない状態にすることが「崩し」であり、相手をこの状態にコントロールすることで投技が効く、という理論が展開されている。嘉納は「起倒流の形」の意義を本体と投技の理論を学ぶ点にあると結んだが、嘉納が述べた本体とは物理学的な肉体のみを意味しており、起倒流伝書にみられた「気」や心を含んだ身体の理想的なあり方としての本体とは異なっていた。

嘉納は起倒流のみならず天神真楊流も学んでおり、柔術における心の問題について把握していなかったとは考え難い。従って、意図的に柔術の心法論や身体観を封印し、代わって本体を物体としての肉体と位置づけ、これを「崩し」によって投げるという物理学的な解説を展開したとみることができる。その理由の1つに、柔術の学校教育化というねらいがあったことが挙げられる。嘉納は「起倒流ノ形ハ投勝負中餘程高尚ナ理論ヲ實際ニ體ノ扱ヒテ練習致シマスノデスカラ素人ガ一寸見テモ何ゼアノ様ナコトヲ為ルノダカ譯ノ分ラヌコトガ多ク御座イマス・・・(中略)・・・アノ形ハ投ノ理合ヒ丈ケヲ教ヘマスガ勝負ノ法トシテ見レバ投ノ外ニ捕ヘタリ打ッタリ突イタリスルコトモ教ヘナケレバナリマセヌ。ソレデハ體操ノ方法トシテ何ウ云フ缺點ガアルカト申シマスニ第一運動ノ種類ガ少ナク第二ニ僅カナ運動ヲ為スニ大層永イ時間ヲ取リマス。ソノ上、アノ形ヲ學校ノ生徒ナドニ遣ラセルニハ場所ヲ取ッテ到底行ハレマセヌ」¹³⁴と述べ、「起倒流の形」の理論や所作は柔道未経験者には理解困難であり、武術としては投技に偏り当身技などが不足しており、体育としては運動の種類に乏しくわずかな運動に多くの時間を費やし、さらに広い場所を必要とするなどの欠点を指摘し、「起倒流の形」の学校体操採用に伴う問題を指摘している。

¹³³ 嘉納治五郎 (1889) : 柔道一斑並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87 : 454-455

¹³⁴ 嘉納治五郎 (1889) : 柔道一斑並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87 : 455

当時の日本の教育界は、1872（明治5）年に学制が公布され、教育の四民平等が謳われ、授業として体操は採り入れられたものの、何を教えてよいのか模索状態であった。そこで政府は1878（明治11）年に体操伝習所を設け、アメリカ人医師リーランドを招いて検討した結果、案出されたのはノーマルジムナスティック（普通体操）であった。普通体操の普通とは、普通人、つまり市民のことであり、内容は普通人でも行える徒手体操、手具を用いての健康維持の軽体操であった。学校体操としては、あくまで身体の調和的発達を図る医学的生理学的見地から普通体操が採用されたのであり、こうした状況下での嘉納の柔術に対する見解であったと言える。

以上のように、嘉納は「起倒流の形」に対し、柔術一般の中で最も高尚であるという見解を持っていた。しかしながら、学校体操の教材として検討した際、理論が高尚過ぎるため柔道未経験者には理解困難であり、武術としても当身技が少なく投技に偏しており、運動量や実施場所の確保などの問題から、導入は困難であると考えていた。そこで「起倒流の形」に含まれた説明困難な心法論や身体観を封印し、代わって柔道においては物体としての肉体を「崩し」て投げるといった投技の理論を展開したのであった。

第三項 天神真楊流柔術に対する嘉納の見解

嘉納は「柔道一班並ニ其教育上ノ價值」において、「天神真楊流の形」の特徴について「甲乙二人有テ甲ガ乙ニ拳ニテ突キ掛ケヨウトシマスレバ乙ハ直ニ身ヲ轉ハシソノ突キ掛ケテ参ッタ手先ヲ捕リ之ヲ逆ニ振ヂルト甲ハ關節ノ振ヂレル所カラ止ムヲ得ズ倒レルト云様ナコトガ御坐イマセウ・・・(中略)・・・今一ツ申シマセルナラ甲乙ノ兩人ガ互ニ押シタリ引イタリシテ居リマストキ往々甲ノ體ガ一方ニ傾キ倒レ易クナルコトガ御坐イマセウ。ソノトキ乙ハ自分ノ身ヲ捨テナガラ甲ヲソノ傾イテ居ル方ニ引キマスト甲ハ直ニ倒レマス・・・(中略)・・・今茲ニ示シマシタノハ極々簡單ノ場合ヒ計リデスガ、此ノ外ニ種々込入ッタノモアリ、又類ノ變ッタモノモアリマス。天神真楊流ノ形ハ其レ等ノ理合ヒニ由リ色々ト手ヲ組ミ合ハセテ拵ヘテアルノデス」¹³⁵と述べている。「天神真楊流の形」には、初歩的な技術として拳で突いてくる相手の手首を極めながら投げる技、互いに押したり引いたりする中で自分の身を捨てて投げる技、そして相手の足を自分の足で払って投げる技などがある。様々な状況を想定して技が組み合わせられており、簡単なものから複雑なものまで多様な内容を含んでいると説かれている。嘉納は、こうした「形」を創り上げた先人の研究工夫に敬意を表しながらも、これらを全て柔道に取り入れることに対しては難色を示していた。

¹³⁵ 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：452-453

嘉納は「天神真楊流の形」をそのまま柔道の「形」として継承することが出来ない理由として、「彼ノ形ノ中ニハ木刀ヲ挿シ小太刀ヲ持ッテ致シマスノガ幾個モ御坐イマシタガ、今日ハ其レ等ノ形ハ後廻シニ致シテ置イテ宜シカロウト思ヒマス。又彼ノ形ノ中ニ廣袖ノ衣物ヲ着テ居ラネバ出来ヌノガ幾個モ御坐イマスガ、是レ等モ今日ノ様ニ筒袖ノ衣物ノ多イ世ノ中デハ不都合デス。又彼ノ形ノ外觀ヲ善クスルガ為メニ却テ實際ニハ遠イカト思ハレル所モ随分アル様デス。其他餘リ手ヲ振ヂッタリ咽喉ヲ絞メタリスルコトガ多イ所カラ實際ハサテ措イテ世ノ人ヨリ見ルトキハ柔術ハ體育ノ法ニアラズシテ却テ體育ノ法ニ背イテ居ルモノ、如ク思ハシメルノ恐レガ御座イマス。其レ故アノ中ニ取ルベキ所モ幾ラモ御座イマスケレドモ悉皆取り用ヒルコトハ到底出来マセヌ」¹³⁶と述べている。「天神真楊流の形」には木刀や小太刀を持って行う技や広袖の衣服での攻防もあり、また「形」の見栄えを考慮して勝負上不必要な所作が含まれ、関節技や絞技などの危険な技術が多く含まれていた。嘉納はこうした観点から、「天神真楊流の形」は明治維新後に筒袖の衣服が一般的となった社会には不向きであり、また関節技や絞技などの危険な技が多いため、「天神真楊流の形」をそのまま学校体操に採り入れることは出来ないという結論に至ったのである。

以上のように、嘉納は天神真楊流を先人の研究工夫による優れた技術を含んだものだと評価していた。しかしながら、近代の学校体操では安全に留意し、また生理学的見地から普通体操が採用される時代に入っており、危険な技が多く天神真楊流の技をそのまま学校体操に採用することは出来ないという考えであった。また、前項における「起倒流の形」も、運動量や場所、難易度の問題から学校体操としては不適であり、また武術としては当身技が不足しているという見解であった。それでもこの両流の「形」を嘉納が重んじてきた理由について、高弟の一人である磯貝は「天神真楊流は固業、當身業を基礎として組立てたもので、起倒流、鎧組打と稱して専ら投業に就て工夫したるものであるから此二流を學ぶ時は柔術の大體に通ずる事が出来るとの考へからして嘉納師範は専ら此二流を研究せられたのである」¹³⁷と述べている。嘉納は「起倒流の形」と「天神真楊流の形」をあわせて学ぶことで柔術の技術全般を習得できると考え、両者を中心に研究を進めていたのであった。嘉納は武術としては投技のみならず当身技や固技をあわせて学ぶ必要があり、両流の「形」の継承が柔道には重要であると捉えていたのであった。

補足ではあるが、柔術の稽古はほとんど「形」で行われた。我が国では古来より「形に入りて形を出る」と言われるほど「形」が大切にされてきた。我が国において「形」が重んじられてきた由来について、源は「超越によって現前したものを日本の伝統的世界では『自然』と名づけた。天地自然の理法に

¹³⁶ 嘉納治五郎（1889）：柔道一斑並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：453-454

¹³⁷ 磯貝一（1910）：柔道手引草、三星社：9

かなう行為を、何時・何処でも可能ならしめる自己の中なる自然がそれである・・・(中略)・・・このような自然はコスモスに通じる。演技者は自分の絶えざる稽古・修行の中で、ある日・ある時、このような天地自然の理法にかなう運動を自分が無意識にやっていることにはっと気づく。そこには彼の『自得』があり『体認』がある。・・・(中略)・・・この過程を芭蕉は『格に入りて格に出る』と言い、江戸千家の川上不自は『守・破・離』と名づけた・・・(中略)・・・この考えは『芸』の世界において広く受け入れられており、『フォームとしての型』が、ここにおいて日本人の自己形成の一つとして展開している¹³⁸と述べ、「守・破・離」という先師の拵えた「形」を忠実に繰り返して真似ることから入り、「形」を自分のものにしながら、最終的には「形」を離れて自由自在な動き、さらには天地自然の理法や宇宙に通じる境地を目指してきた日本文化の伝統を説いている。

柔術の「形」は、流旨に沿った技法や「気」の扱いなどのエッセンスが凝縮された粹であり、嘉納はその価値を認めていた。一方、文明開化の風潮の中、文部省では近代国家建設を目指し、学校体操には生理学的見地に適う教材として普通体操を理想としており、危険な技を盛り込んだ柔術やその伝統的な「形」の価値への理解を得ることは困難であった。こうした中、嘉納は文部省の体育観を考慮して、二流の「形」を学校体操教材としては不相当とする見解を示しつつも、講道館という私塾の中で柔術の継承と柔道普及に向けた研究を図っていくのである。

¹³⁸ 源了圓(1992): 型と日本文化、創文社: 30-31

第五節 おわりに

本章においては、嘉納が修行した「起倒流の形」と「天神真楊流の形」の特徴と意義を明らかにし、二流に対する嘉納の見解について考察を行った。考察の結果については以下の通りである。

1) 起倒流柔術の成立と「形」の意義

起倒流は、近世初期に茨木専齋が体（後の本体）と車（回転）、請（請身と呼吸）を備えた「乱」を編み出し、これに禅僧沢庵宗彭が起倒と命名した流派である。起倒の名称は、相手や「形」の所作に居着く者は倒れそこから自由になれる者は起つ、つまり何者にもとらわれることのない境地という意味があった。二代目の寺田正重によって 21 本の鎧組討の「形」が拵えられ、また『天巻』、『地巻』、『人巻』の三巻が著され、修行者は始めに『本體』を授かり、「形」を繰り返し修行し、修行が進む毎に『天巻』、『地巻』、次いで『人巻』に進み、印可の際には『性鏡』を授かるという教習課程が整えられた。起倒流の流旨は、何物にもとらわれることなく前後左右に偏しない本体を維持し、「形」を離れて「気」を扱い、起っても倒れても勝利することにあつた。本体は、無心の心理（理）と技（事）が一致した境地であり、後者は「形」の所作や相手にとらわれることなく自らの「気」を丹田に納めて臨機応変に技を行う境地を目指したのであつた。起倒流の稽古法には、14 本の「形」と無段 7 本の「形」があり、それらを補完するものとして「残合」があつたが、あくまで「形」が最も重視されていた。「形」には、その所作を通じて丹田を意識して呼吸の乱れをなくすことによって本体の習得を図ると共に、その所作を離れて天地一体の空機、すなわち天地万物のおこりの「気」と自らの「気」を一致させて勝つという意義があつた。

2) 天神真楊流柔術の成立と「形」の意義

天神真楊流は、幕末に紀州藩士であつた磯正足が多人数を相手に勝負をし、当身技の重要性に気づいて創始した流派である。当身技は平服の際に 1 人で数人と戦うことができ、しかも柔よく剛を制する技の効果があつたのである。流名は、正足が京都の北野天神祈願により新しい技を開発したことと、真之神道流と楊心流の師匠への義理に背かないように両流派名を残したことに由来した。正足は、心の命ずるまま武具を着用しても身体を自由に動かすことの出来る境地を極めることを修行の目的とした。「天神真楊流の形」は「手解」から「初段」、「中段」、「極意上段」へと昇格する教習課程が整えられ、合計 124 本の「形」があり、居取と立合の両方を備え、「取」が先に技を仕掛けていって「受」に勝つ技が多くみられた。また修行者は、「形」稽古に際して身体を中心軸を守り「気」を丹田に納め、白刃に飛び込むつもりで真剣な心構えで稽古することが求められた。また、最初は定規のように「形」に従うが、やがて

「形」を離れて丸い玉のように自在に変化して技を発揮できる境地が求められた。当身技を主体とする当流は、免許に際し人体急所とその殺活法の習得が必須の条件であり、その背景には中国伝統医学の経絡（気血のルート）の影響があったといえる。

3) 嘉納治五郎の柔術に対する見解

嘉納は柔術の起源を日本人の発案と研究工夫によるものと捉え、日本の竹内流小具足が柔術の起源であるという説を言語化し、雑誌や講演などを通じて主張した。また嘉納は柔術修行の直接的な目的は勝負の方法の習得にあったが、間接的に体育や練心にもなったと評価していた。明治維新以降、学校体育教材として生理学的見地より普通体操が導入される中、嘉納は柔道の学校体操正課採用を目指していた。嘉納は「起倒流の形」の投技が柔術諸流において最も高尚であると認める一方、柔道未経験者には理解困難であり、武術としては当身技が少なく、体育としては運動量や実施場所の確保が困難であるなどの問題点もあった。そこで柔術の難解な心法論や身体観を封印し、代わって物体としての肉体を「崩し」て投げるといふ投技の理論を展開するなど、投技の言語化を優先した。また「天神真楊流の形」についても、平服で当身技や関節技を含んだ優れた技術であると認めていたが、当身技や関節技を中心として危険であり、明治に入り筒袖の衣服が中心の社会で、広袖の衣服を想定した技術では学校体育としての採用は難しいとの見解であった。こうして両流の「形」は講道館という私塾を中心に普及されていくが、嘉納はいかに「形」を国民に普及していくか（学校関係も含む）を研究していくことになる。

第二章

学校体操正課採用に向けた嘉納の柔道普及戦略

第一節 はじめに

1881（明治 14）年、嘉納は東京大学文学部を卒業すると、翌年（1882）には柔道を創始する。同年 5 月にその教育機関として講道館を創設し、柔道の普及を開始した。しかしながら、当初は 12 畳の永昌寺の書院が道場であり、誓文帳に署名した者が 9 名という状態であった。当時は文明開化の風潮が残る時代ではあったが、楊心流戸塚派をはじめとする有力な柔術諸流も存続していた。こうした中、講道館を訪れる人々に柔道を教えるだけでは、全国民への普及など不可能であった。そのため、嘉納は早くから学校体操に着目し、柔道を国民に普及するために柔道の学校体操正課採用を志したのである。

しかしながら、創設当初の講道館の実態を踏まえると、まず道場と門弟の確保が第一であったと言える。普及のためには講道館の実力を世間に認めてもらう必要があり、柔術諸流を凌駕するための門弟の強化や戦術を講じる必要もあった。また柔道の学校体操正課採用に向け、1884（明治 17）年の撃剣・柔術を採用不可とした体操伝習所答申への対応や、近代社会に受け入れ易い柔道論を構築しつつ、各学校で柔道が採用されているという普及実績を作る必要もあったと言える。さらには国民的普及には誰にでも分かりやすく一貫した指導法や技術体系を拵え、それを周知する手段が必要であった。

これまで、講道館草創期における柔道や嘉納に関する先行研究には、次のようなものがある。櫻庭武の『柔道史攷』¹は講道館柔道の技術的発展と思想的発展について書かれている。技術的発展として、嘉納は柔術の危険な技を省き安全な乱取を編み出し、一方で 8 種類の「形」をこしらえ、柔術の「柔の理」から精力善用・自他共栄への思想的展開を図ったことなどが説かれている。しかし、嘉納は柔道の学校体操正課採用に向けてどのような取り組みを行っていたのか、またそこには嘉納のどのような普及戦略があったのかについて、文献を元にほとんど書かれていない。

藤堂の『柔道の歴史と文化』²は、講道館柔道の発生状況や諸行事の整備、段級制度の整備等が時代的に考察され、また撃剣・柔術の正課採用の過程、精力善用・自他共栄の意義等についても書かれている。しかしながら、嘉納が自ら赴任した学校の授業や課外活動に柔道をどのように浸透させていったのかなど、学校への普及の実態についてはほとんど触れられていない。また、一般修行者に対して造士会を創設し、雑誌『國士』を発刊して柔

¹ 櫻庭武（1935）：柔道史攷、目黒書店

² 藤堂良明（2007）：柔道の歴史と文化、不昧堂出版

道を理論的・技術的に普及していった様子についての記述はみられない。

嘉納に関する書物としては、『嘉納治五郎「私の生涯と柔道」』³や『嘉納治五郎の教育と思想』⁴等があり、いずれも嘉納の生い立ちから青少年期の修学状況にまで触れられており、また思想的方面として儒教の影響と共に西洋功利主義思想の影響が書かれている。しかしながら、嘉納が1889（明治22）年に発表した大日本教育会における「柔道一班並ニ其教育上ノ價值」の講演内容とその意義や、学校における具体的な普及状況についてはほとんど書かれていない。また、一般修行者に対する嘉納の普及戦略についても、文献を元にした内容はほとんどみられない。さらに、嘉納が講道館柔道を創始する際に、柔術の危険な技を省き乱取に改良したことは書かれているが、乱取化できなかった危険な技をどのように残したのかについての具体的記述はみられない。特に柔術の離隔（相手との離れた距離）からの当身技を含んだ乱取（離れて行う乱取⁵）について嘉納はいかなる考えをもっていたかについての記述はみられない。

そこで本章では、以下の四節から考察していきたい。まず第二節では「講道館柔道の創設とその実態」と題し、講道館草創期の練習法を明らかにした上で、新興の柔道が柔術諸流と戦った警視庁武術大会の様子や、講道館側が勝利した要因を考察し、講道館草創期の嘉納の柔道普及戦略を考察する。

第三節では「大日本教育会における講演とその意義」と題し、1889（明治22）年に嘉納が文部大臣らの前で講演した「柔道一班並ニ其教育上ノ價值」の内容を分析し、1884（明治17）年の体操伝習所の答申との関係から掘り起こし、柔道の目的として掲げた体育法、勝負法、修心法の内容とその意義を考察する。この中で、柔術を集大成した柔道技術の構造を明らかにすると共に、嘉納は「離れて行う乱取」についていかなる考えをもっていたのかについても見ていきたい。

第四節では「学校における柔道の普及」と題し、嘉納が柔道を創始した1882（明治15）年頃の学校での柔術実施状況や、嘉納が赴任した学習院や熊本の第五高等学校、東京高等師範学校及び同附属中学校での授業への柔道導入の取り組みを見る。また、これらの学校

³ 嘉納治五郎（1997）：嘉納治五郎「私の生涯と柔道」、日本図書センター

⁴ （編）長谷川純三（1981）：嘉納治五郎の教育と思想、明治書院

⁵ 富木は、古流柔術の技術的優秀性を体育的に活かすことが講道館柔道の使命であるとし、お互いに組んだ状態から投技や固技によって攻防する乱取法の他に、当身技と関節技による「第二乱取法」が必要であると主張した〔富木謙治（1970）：体育と武道、早稲田大学出版部：298-299〕。

での課外活動における柔道普及状況を考察し、1911（明治 44）年の撃剣・柔術の正課採用に至るまでの取り組みについても明らかにしたい。

第五節では「一般修行者への柔道の普及」と題し、はじめに嘉納が青少年を国家有為の人材へと育成する目的で創設した造士会の目的及び事業をみていき、次に雑誌『國士』を元に柔道理論と柔道練習法について考察する。また明治 20 年代後半より試合が盛んになり、講道館も審判規程の作成に迫られる。1900（明治 33）年の「講道館柔道亂捕試合審判規程」を元に、当時の試合の考え方や立技⁶と寝技⁷の比重のかけ方、「一本」の判定基準等を考察していきたい。

なお、使用する史料としては、第二節では講道館雑誌『柔道』、『作興』及び『警視庁武道九十年史』を、第三節では『大日本教育會雑誌』、『体育五十年』を、第四節では各校の柔道部史（『学習院柔道百二十年史』、『桐陰会柔道部百周年記念誌』、『慶應義塾柔道部史』、『早稲田大学柔道部百年史』）、『近代日本学校体育史』、『運動界之裏面』を、そして第五節では『國士』連載の「講道館柔道講義」、「講道館柔道臨時講義」及び『日本体育史研究序説』より明らかにする。

⁶ 立位で、または立位から施される技の総称 [(編) 柔道大事典編集委員会 (1999) : 柔道大事典、アテネ書房 : 300 参照]。

⁷ 踞姿、仰臥位など立位以外の体勢から施される技の総称 [(編) 柔道大事典編集委員会 (1999) : 柔道大事典、アテネ書房 : 349 参照]

第二節 講道館柔道の創設とその実態

第一項 草創期の練習法

1882（明治15）年5月、永昌寺において講道館柔道が創設され、ここを道場として練習が開始された。同年6月5日、講道館最初の入門者として富田常次郎（1865～1937）が入門した。富田は当時嘉納宅に寄寓していた書生であり、後に講道館四天王と呼ばれた柔道家である。講道館創設当初からの門人である富田は、講道館雑誌『柔道』において「柔道發達の側面觀」と題した連載を行い、草創期の講道館の様子を伝えている。富田は1882（明治15）年5月に下谷区北稲荷町30番地に開設した永昌寺における稽古の様子について「今日から其の時分のことを考へると、實に隔世どころか隔隔世の感があるが、當時柔術の稽古をしに来る人を優待したことは全く想像外である。先づ稽古衣はこちらで洗つてきれいにしておいてやり、夏などは麥湯を造りそれに砂糖を備へておく。土曜日とか日曜日とか云ふ時は、お寺の池にある蓮の卷葉を採つて、蓮飯を造つてお馳走する、と云ふ風で、私財の許す限り優待したものである。此等は今日の宣傳法と大分異つて居る」⁸と記されており、富田らが稽古着の洗濯や麦茶・蓮飯の支度を行つて、講道館に柔術を学びに来る人々を接待していたのである。

1883（明治16）年2月には、嘉納は友人の村田源三の依頼によって今川小路1丁目に移り住むことになり、これに伴い道場も神田区南神保町に移動することになった。この道場は嘉納が設立した弘文館⁹という学校に附属した土蔵であった。この道場の広さはわずか10畳程度であり、同年9月に移転するまでの期間は南神保町時代と呼ばれている¹⁰。この南神保町時代について、富田は「此の神保町時代の土蔵の中の道場では、實に泣かされた。何しろ土蔵のことだから、床は厚く堅い板張である、その上へ薄い畳を敷いた丈け故、投げられると非常にこたへる。其の上先生のことだから、毎日毎日きめた時間には必ず其處へ行つて稽古人の來るのを待つて居れと云ふ。そこで、私と西郷四郎とが隔日に行つて、

⁸ 富田常次郎（1923）：柔道發達の側面觀、柔道2（2）：49-50

⁹ 自分が学んだ学問を少しでも世に広めたいという考えで嘉納が設立した学校。1882（明治15）年に設立され、1887（明治20）年頃まで続いた。最初が一番町に、次いで南神保町に、それから今川小路に移った。すべて原書を用いて英文学を教授する高尚な学校であった〔老松信一（1976）：柔道百年、時事通信社：26 参照〕。

¹⁰ 老松信一（1976）：柔道百年、時事通信社：25-27

此處に控えて居る譯だが、土蔵の中で、さなきだに寒い上に、火の氣はなし、午後の四時から、稽古着を引被つて、土蔵の隅にかしこまつて、稽古に来る人を待つて居るのは、實に身體修養の一であつた」¹¹と記されており、冷え切った土蔵の中、いつ来るかもわからない稽古人を稽古着一枚の状態でも待ち続けた日々が語られている。このように、講道館創設当初は柔道に適した広い道場もなく、またこれを学ぼうとする者もほとんどいなかった。こうした中、嘉納は富田や西郷四郎（1866～1922）といった少数の内弟子と共に、来訪者に時間を合わせて指導を行い、また稽古衣、食事、そして茶菓の準備をするなど、少しでも入門者が増えるよう尽力していたのであった。

1883（明治16）年9月になると、嘉納は麴町区上二番町の神代某という神官の家を借り、今川小路から引越した。当初は玄関に近い8畳の部屋を道場としたが、門人が徐々に増加すると共に手狭になったため、邸内の空地に新たに20畳の道場を建てた。この道場では1886（明治19）年2月まで練習が行われ、この期間は上二番町時代と呼ばれている¹²。上二番町時代の入門者としては、日露戦争にて活躍した湯浅竹次郎（1883年9月入門）、講道館指南役となった宗像逸郎（1884年2月入門）、そして初の十段となった山下義韶¹³（1884年8月入門）などがある。

入門者の増加と共に、嘉納は指導法にも研究・工夫を加えていく。草創期の嘉納の指導法は、講道館雑誌『作興』によると「亂取といふものは、形よりは實地、本當の試合であるから、興味が多い。それ故、形と亂取とを同じやうにやれば、多くのものは、亂取に身を入れて、形を閑却する恐がある。そこで、自分が講道館を起した当初には、形といふものは、之をきりはなしては殆んど教へては居ない。亂取の合間々々に形を編み込んで教へるといふ方針をとつた」¹⁴と記され、修行者が亂取に偏し「形」を閑却することのないよ

¹¹ 富田常次郎（1923）：柔道發達の側面觀、柔道2（2）：50

¹² 老松信一（1976）：柔道百年、時事通信社：27-30

¹³ 講道館四天王の一人。1865〔慶応元〕年2月16日、小田原藩武芸指南役の家に生まれる。1884〔明治17〕年8月に講道館入門。1888〔明治21〕年に東京帝国大学柔道教授囑託、翌年に警視庁柔術世話掛、慶應義塾囑託となり、1893〔明治26〕年1月に五段、1898〔明治31〕年1月に六段に昇段。1903〔明治36〕年9月、北米の鉄道王・サミュエル・ヒルの招きで、夫人とともに渡米。1907〔明治40〕年に帰国するまで、時の大統領テオドール・ルーズベルト大統領を始め各界の名士に柔道を教え、またハーバード大学やアナポリス海軍兵学校でも指導した。1935〔昭和10〕年10月26日、71歳で死去。嘉納治五郎は、同年11月24日の講道館葬にあたり、その功績を讃えて、生前の10月24日に遡り、講道館最初の十段を追贈した〔(編)柔道大事典編集委員会：柔道大事典、アテネ書房：406参照〕。

¹⁴ 嘉納治五郎（1927）：柔道家としての嘉納治五郎（十二）、作興6（12）：16

う、乱取の合間に「形」を編み込んで指導していたことが分かる。当時指導されていた「形」は「最初の中は、天神眞揚流又は起倒流の形を、昔のまゝで教へて居たが、如何にも、各皆其の長所はあるが、それ丈では満足が出来ないと考へ、先づ投の形を作つた」¹⁵と記され、嘉納が修行した起倒流や天神眞揚流の「形」がそのまま教えられていた。しかしやがて乱取が中心となり、別名「乱取の形」ともいわれる「投の形」が教えられるようになったのである。「投の形」は明治 20 年頃に作られている。

施設や指導法の充実を図る一方、嘉納は起倒流の飯久保恒年を道場に招いて指導を受けるなど、自らの稽古も続けていた。『作興』によれば、嘉納はある日の乱取において「まず崩して然る後、技をかけること、之を徹頭徹尾実行し」¹⁶たところ、それまで投げるのできなかった飯久保を投げ、また飯久保に投げられることがなかった。飯久保は嘉納の進歩を認め、1883（明治 16）年 10 月に起倒流の免許と共に伝書一切を嘉納に授けたのであった。嘉納が自らの修行によって自得した「相手を崩してから技をかける」という理論は、やがて投技の原理として体系化され、さらなる指導法の充実が図られていった。

1886（明治 19）年には、村田源三を介して交友のあった品川弥二郎子爵がドイツに赴任することになった。品川はかねてより嘉納と柔道に理解があり、赴任中の自宅への移住を嘉納に勧め、同年春に嘉納とその書生達は富士見町の品川邸へ引っ越した。それから 1899（明治 22）年秋に嘉納が海外視察に行くまでの期間は富士見町時代と呼ばれ、40 畳の道場において盛んに練習や研究が行われ、講道館の発展期となった¹⁷。なお、この時期の入門者には、横山作二郎¹⁸（1886 年 4 月 15 日入門）が入門し、後に「講道館四天王」¹⁹と

¹⁵ 嘉納治五郎（1927）：柔道家としての嘉納治五郎（十二）、作興 6（12）：17

¹⁶ 嘉納治五郎講述・落合寅平筆録（1927）：柔道家としての嘉納治五郎（六）、作興 6（6）：59

¹⁷ 老松信一（1976）：柔道百年、時事通信社：30-32

¹⁸ 元治元年、東京鷺宮村に生まれる。講道館四天王の一人。湯島天神下の天神眞揚流・井上敬太郎について柔術を習っていたが、講道館に道場破りにやってきて西郷に投げつけられ、改めて 1886〔明治 19〕年 4 月に講道館に入門した。入門の翌月に初段、続いて 9 月に二段、翌年 1 月に三段、同年に警視庁柔術世話掛となり、1888〔明治 21〕年 3 月に四段、1893〔明治 26〕年 1 月に五段、1898〔明治 31〕年 1 月に六段、1904〔明治 37〕年には山下義韶とともに最初の七段となった。この間、講道館指南役として指導の中心に立ち、東京高等師範学校柔道教授として指導者の育成に尽くした。1912〔大正元〕年 9 月 23 日に病没。享年 49 歳。同日、嘉納治五郎は講道館最初の八段を追贈した〔（編）柔道大事典編集委員会：柔道大事典、アテネ書房：417 参照〕。

¹⁹ 富田常次郎、西郷四郎、山下義韶、横山作二郎を講道館四天王という。富田は講道館入門者の筆頭であり、終生、嘉納治五郎と労苦を共にした。西郷は、その小軀から放つ「山嵐」が伝説的な柔道の天才であり、山下は、米国のテオドール・ルーズベルト大統領に柔

呼ばれた富田、西郷、山下、横山の4名の猛者が揃うことになる。講道館創立以来最も広い道場を持てただけではなく、修行者の数も質も著しく向上し、それらがまた講道館のさらなる発展の原動力となったと言える。

当時の練習風景については、1888（明治21）年6月入門の本田^{ありや}存が雑誌『柔道』に寄せた「講道館今昔を語る」に詳しく記されている。本田は「私の入門當時は、師範も大概毎日道場に出られて稽古をつけられ、又師範邸に寄寓する内弟子の高段者が、多数出席して稽古をつけられたから、指導上には十分手が行き届いてゐるし、その上師範の柔道講話がしばしばあつて、技の筋道を會得し易いやうに、人形を使用されて示されたから、原理と實地とに於て得る處が多かつた。然し教授法は、今日のやうに整つた方法でなく、専ら鍛錬主義で、毎日怠らず稽古をして居れば、自然に體得すると云ふので個人指導が主であつた」²⁰と記され、嘉納とその高弟がほぼ毎日門人に稽古をつけ、さらに嘉納が人形を使って「崩し」や体さばきの原理を教えていた様子が記されている。言語を用いて「崩し」や体さばきの説明を行った点に嘉納の展開がみられるが、数をこなして身体で覚えるという考え方は、柔術の師から継承したものと言えよう。また、こうした荒稽古が可能になった背景には、単に入門者の数の増加だけでなく、柔道を真剣に修行しようとする者が増えたことも要因に挙げられるだろう。

当時の乱取の指導法について、本田は「師範を初め先進者が稽古をつけられるときは、少しも猶豫を與へられないやうの仕方で、道場狭ましとばかり引き廻され、投げたり、抑へたり、立ち上り遅れると、兩肩を突いて後方に倒したり、息のつく暇さへ與へられないから、忽ち息を上げて仕舞ふ。要するに身體のどの部分にも凝りのないやうに揉みほぐして、他日自由の働きが出来るやうにするのが指導法であつたと思ふ」²¹と記され、自由自在な身のこなしが習得出来るよう、投技や固技など様々な技を息つく暇もなく掛けて鍛え上げるといふ厳しいものであつた。但し、その指導法の効果について、本田は「氣の弱い連中は大概一ヶ月もたたない内に中止して仕舞ふ程だが、その難關を通り超せば、體も樂になり、稽古に面白味が出て一日も休むことが出来ないやうになる。それだから其頃の修行者は體の凝りがとれて、臨機應變の處置が出来、無段者でも二、三の得意技を持つて、

道を指導するなど、柔道を世界に広める活躍をした。横山は当時としては巨漢。野人肌で「鬼横山」と呼ばれた [(編) 柔道大事典編集委員会：柔道大事典、アテネ書房：147 参照]。

²⁰ 本田存 (1939)：講道館今昔を語る、柔道 10 (4)：16

²¹ 本田存 (1939)：講道館今昔を語る、柔道 10 (4)：16

この技で行かなきや、彼の技で制すと云ふ風に、それからそれへと技を出したものだ²²と記しており、1ヶ月以上続けることが出来れば、次第に身体の凝りがとれて臨機応変の動きが出来るようになり、無段の者でもいくつか得意技を持てるようになるなど練習が面白くなっていく様子が示されている。草創期の講道館では嘉納の言語による技の説明以外は、数をこなして身体に覚え込ませるといふ柔術の体験主義的な稽古も行われていたのである。

また当時の「形」の指導法について、丸山²³は「修行者は逐次増加するに従ひ、勢ひ、力づくで捻ぢ合ひ、押し合ひ、無理な動作をする者も多くなつたので、嘉納師範はこの弊改めるため順道制勝の理に基き、對手が押して來れば之に順應して退き、先方が引きつけ様とすれば引かれながらその力を利用して崩し『かう打つてくれば、かう避ける』『かう突いて來れば、かうかはす』『かう切り込んで來れば、かう外す』『かう手を握つて來れば、かう離す』と、微に入り細に互る柔かな形で行ひつゝ、眞劍勝負の方法を會得せしめた²⁴と述べ、修行者の増加と共に相手の力に順應して勝ちを制するという「柔の理」から外れた動きをする者が多くなってきたため、嘉納が「形」を通して「柔の理」に適った攻防を学ばせようとしていた様子が窺える。また、その指導は門弟にゆっくりとした動作で行わせつつ、その攻防の理合いを十分に言い聞かせるように教えるといったものであった。

一方、伝統的な柔術諸流にとって若年の学士が興した柔道の発展が面白いはずもなく、柔術諸流との対決は時間の問題であったと考えられる。当時の心境について、富田は「創立時代といふものは、何の事業でも相當に緊張してゐるものでありますが、殊に我が柔道界に於ける講道館創立時代には、目前に柔道と柔術とが對立し、この両者の優劣を世に問はんとした時代であつたので、その頃の修行者の気分といふものは緊張そのものでありました²⁵と記され、嘉納のみならず内弟子達もが、柔道普及のために柔術との対決は避けられない問題であると認識していた様子が窺える。

嘉納は柔術との戦いを想定してどのような工夫を行ったのであろうか。嘉納の高弟である磯貝は、当時の柔術諸流について「この頃の技は殆んど寝技に限られ、立技では、僅かに千葉の戸塚楊心流が大外刈・足拂等をよくするに止まり、天神眞楊流の巴投・起倒流の

²² 本田存（1939）：講道館今昔を語る、柔道 10（4）：17

²³ 1893-1984。講道館柔道九段。福岡県豊国中学校を卒業後に上京、講道館に入門し、嘉納塾生として柔道の修行に励んだ。日本大学専門部法律学科卒業後、早稲田実業において教鞭を執っていたが、途中、郷里の熊本から迎えられて帰郷。熊本県柔道の育成発展に大いに尽力した [(編) 柔道大事典編集委員会 (1999) : 柔道大事典、アテネ書房 : 390 参照]。

²⁴ 丸山三造（1942）：大日本柔道史、大東出版社：150

²⁵ 富田常次郎（1926）：修行時代追懐談、柔道 7（2）：23

横捨身などはこの流派として唯一の立技と云つてもいゝやうな状態であつた」²⁶と述べ、寝技が中心であり、投技に関しては楊心流戸塚派が大外刈と足払、天神真楊流が巴投、そして起倒流が横捨身技を行う程度であつたことが分かる。こうした中、嘉納は柔術諸流の投技を柔道に採用すると共に、自らも新たな投技を次々と創作していく。

腰技の発展については、「これから掃腰のことに説き及そう・・・(中略)・・・自分が一人の門人に浮腰を掛けた場合に、これまで掛かつたのが急に掛からなくなつた・・・(中略)・・・このとき我の業が掛らなくなつたのは、彼が横前へ出て来るからであるこれを出さなくすることが出来ればよいと考へた。そこで我が右足を上げその股の邊で彼の右足の前横股の邊に當て、彼が横前に出られぬやうに止め・・・(中略)・・・自分の左腰の方へ引き附けるのである。こんな風にやつて見た所が都合よく業が掛かつた」²⁷と記され、嘉納が浮腰で弟子を投げようとする、弟子が嘉納の横前に出て嘉納の腰に乗らないように工夫をした。これに対し、嘉納は弟子が嘉納の横前に出ようとする所に右手を弟子の左脇から差し入れて釣り上げ、右足で弟子を払い上げて投げる技法を編み出し、これを払腰と名付けたのである。

ところが、さらに研究が進むにつれ「我が掃腰を掛けようと思つて彼を釣り出さうとすると、彼は少し腹を出し、少し反るやうな心持で体をしつかりとして居る、さうすると何うしても業が掛からない」²⁸と記されるように、ある弟子は腹を出して体を反らす工夫を編み出し、嘉納の払腰を防ぐようになった。これに対し、嘉納は「槓杆の理屈で高く立つて居るものならば支轉を極低く置き、上の方の端を引けば些少の力で、之を覆すことが出来る。それだから人間の体もそのやうな場合には、此の理を應用して業を掛ければよいと考へ出した。そこで彼が反り身になつて力を入れて居る時は、我は彼の前に極低く踏み、腰の邊が彼の膝の關節より下に當る位にして、之を支轉として、彼の稽古衣の肩なり袖なりを持つて引いて彼の体を我が腰の上に倒れかゝらしめて投げる、これが釣込腰と云ふ業である」²⁹と述べ、テコの原理にヒントを得て、弟子の膝よりも下に自らの腰を当て、腰を支點に相手を引き出して投げる技、すなわち釣込腰を編み出したのである。このように、

²⁶ 磯貝一 (1941) : わが修行時代を語る (三)、柔道 12 (4) : 29

²⁷ 嘉納治五郎講述・門生筆記 (1901) : 講道館柔道講義 (第三十六號の續き)、國士 5 (38) : 1-2

²⁸ 嘉納治五郎講述・門生筆記 (1901) : 講道館柔道講義 (第三十六號の續き)、國士 5 (38) : 2

²⁹ 嘉納治五郎講述・門生筆記 (1901) : 講道館柔道講義 (第三十六號の續き)、國士 5 (38) : 2-3

講道館では師弟が一体となって研究に励み、浮腰、払腰、そして釣込腰などの投技が次々と開発されていったのである。

こうした活動が徐々に実を結び、講道館はやがて入門者を増やしていく。1882(明治 15)年から 1889 (明治 22) 年までの入門者数の推移は以下の通りである (表 1 参照)。

表 1 講道館入門者数の推移 (1882~1889) ³⁰

年度	入門者数	
	年度	累計
明治 15	9	9
16	8	17
17	10	27
18	54	81
19	99	180
20	291	471
21	378	849
22	605	1,454

講道館創設から 3 年間、いわゆる永昌寺から南神保町時代にかけての年度毎の入門者は 10 名以下であり、嘉納が掲げた国民への柔道普及という目標に対しては厳しい状況であった。ところが、1885 (明治 18) 年からは 54 名、1886 (明治 19) 年は 99 名、さらに 1887 (明治 20) 年には 291 名と、上二番町時代から富士見町時代にかけて入門者が飛躍的に増加していることが分かる。

永昌寺から富士見町時代を通じ、嘉納とその高弟達は門人確保に多くの時間を割きながらも、自らの稽古や指導法の工夫を続けていた。こうした努力の継続により、やがて講道館員は警視庁武術大会を迎え、柔道の存在を世間にアピールする機会を迎えるのである。

³⁰ 講道館総務部提供。

第二項 警視庁武術大会における講道館員の活躍

柔道の実力が世間に広まるきっかけとなったのは警視庁武術大会であり、その起こりは1885（明治18）年10月、警視総監が大迫貞清の時に、警視庁は殉職者慰霊のために本郷向ヶ丘に弥生社を造営し、これを記念して奉納武術大会を開催したところにある。第2回以降は、大迫を継いだ三島通庸が広く全国に呼びかけて、流派にこだわらずにこの大会に集めて、技能の優れた者は警視庁に採用しようとする目的で開催したのである。当時は学校正課として柔術や柔道が認められていなかった時代であり、警視庁武術指南役という地位は柔術家にとって専門家として開かれた唯一の社会的地位であると共に実力者の証明という意味を持っていたと言えよう。講道館にも大会に参加するように呼びかけがあり、嘉納は自ら創設した柔道を世間に広める絶好の機会ととらえて参加した。講道館員はここで他流柔術家と試合を行い、その年月は1885（明治18）年から1889（明治22）年頃であった。

講道館から本大会に派遣された選手の顔ぶれは、『警視庁武道九十年史』によると「講道館から派遣された演武者は、西郷四郎、山下義韶（1865～1935）、横山作二郎（1864～1912）、富田常次郎、有馬純文、岩崎法賢、川合慶次、宗像逸郎（1866～1941）、竿代文蔵、大坪克和、小田勝太郎、吉村新六などの諸士であった」³¹と記され、講道館四天王と呼ばれた西郷四郎、山下義韶、横山作二郎、富田常次郎をはじめ、講道館の精鋭が参戦した。

嘉納は警視庁武術大会について、講道館雑誌『作興』に連載された「柔道家としての嘉納治五郎」の中で、以下のように述懐している。

明治二十・二十一年頃になつて、講道館の名聲が知れ渡るにつれて、警視廳の大勝負となると、自然戸塚門と講道館と對立することとなる。二十一年頃の或試合に、戸塚門下も十四・五名講道館からも十四・五人、各選手を出したとおもふ。其時四・五人は他と組んだが、十人程は戸塚門と組んだ。戸塚の方では、わざしの照島太郎や西村定助といふ豪のものなどが居つたが、照島と山下義韶とが組み、西村と佐藤法賢とが組合つた。河合は片山と組んだ。此勝負に、實に不思議なことには、二・三引分があつたのみで、他は悉く講道館の勝ちとなつた。講道館の者は勿論強くはなつて居たが、か程の成績を得る程までに進んでいたとは自分は考えて居ない。全く意気で勝つたの

³¹ （編）警視庁警務部教養課（1965）：警視庁武道九十年史、警視庁警務部教養課：32

だとおもふ。實力は戸塚も流石百鍊の士であつて、容易く下風につくものではなかつた。さきにいう通り、維新前では、世の中で戸塚門を日本第一の強いものと認めて居つたのだ。然るに、此勝負があつてから、いよいよ講道館の實力を天下に明かに示すことになつたのである³²

1888（明治 21）年頃の大会において、当時日本一と評されていた楊心流戸塚派³³に無名の講道館が快勝した様子が伝えられている。この時の試合がどのようなルールで行われたかについての記述は、残念ながら見つからない。しかしながら、嘉納の高弟の一人であり、関西への柔道普及に貢献した磯貝一³⁴（1871～1947）は、この試合の決まり技について「この大試合も、講道館の壓倒的な勝利となつたが、この試合に用いられた技は、殆んどが足拂・小内刈・膝車・大内刈・返技と云ふやうな小技のみで、派手な大技で投げつけたといふのは一つもない」³⁵と述べ、講道館の足技³⁶が功を奏したとされる。徒手の真剣勝負であれば、単に相手を投げ倒しただけでは勝負はつかない。相手を投げた後、当身技によって急所を打つ、あるいは関節技によって相手を制することが必要になる。この試合では投技

³² 嘉納治五郎講述・落合寅平筆録（1927）：柔道家としての嘉納治五郎（七）、作興 6（7）：59

³³ 楊心流は天神真楊流の母胎となつた秋山伝のものと、同じ長崎の三浦楊心が唱えたものの 2 つが存在する。後者は秋山の楊心流と区別して楊心古流と呼ばれる。三浦は豊後の人で、叔父の阿部観柳から楊心流を相伝して、この流の中興といわれている。二十一歳、江戸に出て、芝赤羽の心光院のそばに道場をひらいた。寛政 7 年（1795）6 月 7 日死去、四十八歳。その統を継いだ戸塚彦右衛門英澄は、師の姓によって江上流を称したが、その子の戸塚彦介英俊がまたもとの楊心流に復した。一に戸塚派楊心流という〔綿谷雪・山田忠文（1969）：武芸流派大事典、新人物往来社：894〕。

³⁴ 明治 4 年 10 月 26 日、宮崎県延岡藩士・磯貝恒久（関口流）の長男として生まれる。1891〔明治 24〕年に上京して、10 月に講道館入門。翌年 5 月に初段、1893〔明治 26〕年 1 月に二段に昇段。同 4 月に、嘉納治五郎師範から関西における柔道の普及を命じられ、第三高等中学校柔道教授囑託、翌年には新設された講道館京都分場長となり、1895〔明治 28〕年 8 月に三段、1899〔明治 32〕年 1 月に四段昇段。

同 7 月には大日本武徳会教授となり、翌年 8 月に五段、1904〔明治 37〕年 8 月に六段、1912〔明治 45〕年 1 月に七段に昇段。同時に武術専門学校教授となり、翌年 3 月に八段、1930〔昭和 5〕年 4 月に九段、1937〔昭和 12〕年 12 月 22 日に永岡九段とともに生存者として初めて十段となつた〔（編）柔道大事典編集委員会（1999）：柔道大事典、アテネ書房：34 参照〕。

³⁵ 磯貝一（1941）：わが修行時代を語る（三）、柔道 12（4）：29

³⁶ 足で相手を支える（膝車、支釣込足）、刈る（大外刈、大内刈など）、払う（出足払、送足払など）、抜き上げる（小外掛など）、払い上げる（内股など）など足の絶妙な働きを主として全身の調和的働きによって投げる技の総称〔（編）柔道大事典編集委員会（1999）：柔道大事典、アテネ書房：28 参照〕。

によって勝敗が決していたことから、当身技や固技などで相手を完全に沈黙させるまでもなく、相手を投げ倒すことが出来れば、審判が勝利を認めていたと推察することが出来る。勝負は立技から始まり、また投技による決着を認めるというルールの下、警視庁武術大会において講道館員達は当時一流の柔術家達に対し、足技を中心とした投技によって悉く勝利したと言えよう。大会後の講道館員の処遇については山下義韶、横山作二郎、岩崎法賢らが警視庁の柔道指導者として招聘された³⁷。警視庁武術大会が世間に講道館柔道を宣伝する上で絶好の機会となったと共に、警察への普及の契機ともなったのである。

このように、創設当初の講道館への入門者は少なく、内弟子が道場を訪れるわずかな稽古人を長続きさせるために炊事や洗濯まで行う有様であった。しかしながら、警視庁武術大会において講道館員が足技を中心とする投技によって柔術諸流を圧倒したことにより、講道館の名は世間に広まり、教育界にも柔道の普及が大きく進んでいったのである。

第三項 「五教の技」の制定

警視庁武術大会の勝利を契機とし、柔道は世間にその名を広めるが、その後も師弟が丸となって技術の研究を進めていく。磯貝は「明治二十五年頃になると、自分の苦心した背負投・大外刈が世に現はれ、また数年ならずして、永岡秀一によつて横捨身技が、技として、完全な相貌を現はし始めた」³⁸と述べ、1892（明治25）年頃に磯貝が背負投と大外刈を、永岡秀一^{ひでいち}³⁹（1876～1952）が横捨身技を研究工夫し、投技の充実が図られていった様子が分かる。但し、寝技については「寝技に就ては未だ他流に對して絶対的な自信がなく、明治二十八年以來、武徳祭演武大會になると、いつも他流の田邊・今井・青柳・大島などのために、寝技で壓せられてゐたので、自分等は寝技の研究に獻身的な努力を拂はね

³⁷ （編）警視庁警務部教養課（1965）：警視庁武道九十年史、警視庁警務部教養課：33

³⁸ 磯貝一（1941）：わが修行時代を語る（三）、柔道12（4）：29

³⁹ 1876〔明治9〕年9月7日に岡山市で生まれる。岡山で野田権三郎について起倒流を学び、1892〔明治25〕年に上京、翌年1月に講道館に入門した。1902〔明治35〕年には関西における柔道普及の使命を帯びて神戸に派遣され、兵庫県巡査教習所教授嘱託、翌年には日本武道学会本部教授となった。1913〔大正2〕年5月には嘉納治五郎師範に招かれて講道館指南役となり、高等師範学校教授と警視庁、中央大学等の柔道師範を兼ね、柔道の教育と発展に尽くした。1937〔昭和27〕年12月22日に十段に昇段〔（編）柔道大事典編集委員会：柔道大事典、アテネ書房：335参照〕。

ばならなかつた」⁴⁰と述べ、依然として柔術諸流が優位であり、また講道館の寝技研究も遅れていた様子が窺える。

こうした中、1895（明治28）年に投技指導の指針として、講道館は「五教の技」を制定する。「五教の技」が制定された経緯について、講道館指南役の佐村嘉一郎⁴¹（1880～1964）は「時は明治二十八年であつたと記憶する。而して當時このことに與つた諸士は、故横山指南役、山下現指南役、永岡現指南役外数名の士であつたと、永岡指南役は語られて居た」⁴²と述べており、横山作二郎、山下義韶、そして永岡秀一が中心となり、「五教の技」が制定されたのであった。「五教の技」の内容は次の通り（図1参照）。

⁴⁰ 磯貝一（1941）：わが修行時代を語る（三）、柔道12（4）：29

⁴¹ 熊本に生まれる。父・正明について竹内三統流を学び、1898〔明治31〕年7月に講道館入門、明治法律学校に学ぶ。1898〔明治31〕年10月に初段、翌年10月に二段、1901〔明治34〕年1月に三段に昇段。1903〔明治36〕年8月に第七高等学校造士館、次いで広島高等師範学校において柔道指導に当たる。1931〔昭和6〕年8月、講道館に帰館。同年1月に八段、1937〔昭和12〕年12月に九段に昇段。講道館常任指南役・相談役となつて、1948〔昭和23〕年5月4日に十段に昇段。1964〔昭和39〕年12月に紫綬褒章受章〔（編）柔道大事典編集委員会（1999）：柔道大事典、アテネ書房：184参照〕。

⁴² 佐村嘉一郎（1935）：五教の解説（第一回）、柔道6（4）：11

第一教	膝車	支釣込足	浮腰	體落	大外刈	出足拂	横落
第二教	隅返	大腰	小外刈	腰車	背負投	巴投	谷落
第三教	送足拂	拂腰	後腰	裏投	内股	帶落	跳腰
第四教	浮落	浮業	抱分	肩車	引込返	外巻込	釣腰
第五教	横車	横分	内巻込	小内刈	足車	背負落	横掛
							移腰
							大外落
							山嵐
							大外車
							釣込腰

図1 五教の技 (1895) 43

「五教の技」は投技 42 本を 5 段階に配列した投技指導の指針であり、各段階における技数は第一教から第三教まで 7 本ずつ、第四教は 10 本、そして第 5 教では 11 本と定められており、段階を追う毎に学ぶべき投技の数が増やされている。投技の種類と本数に着目すると、足技が 12 本（腰車、支釣込足、大外刈、出足払、小外刈、送足払、内股、大外落、小内刈、足車、払釣込足、大外車）と最も多く、次いで腰技⁴⁴（浮腰、大腰、腰車、

⁴³ 山下義韶、永岡秀一、村上邦夫 (1919) : 柔道業解説第六回乱捕業、有効の活動 5 (4) : 36

⁴⁴ 腰を曲げる（大腰、釣込腰など）、腰を横に振る（浮腰、払腰など）、腰ではね上げる（跳腰など）など相手を腰に乗せ、また乗りかかってくることを全身の調和的働きによって投げる技の総称 [(編) 柔道大事典編集委員会 (1999) : 柔道大事典、アテネ書房 : 173 参

払腰、後腰、跳腰、釣腰、移腰、釣込腰）と横捨身技⁴⁵（横落、谷落、浮技、抱分、外巻込、横車、横分、内巻込、横掛）が9本ずつ、手技⁴⁶7本（体落、背負投、帯落、浮落、肩車、背負落、山嵐）、真捨身技⁴⁷5本（隅返、巴投、裏投、引込返、俵返）となっており、警視庁武術大会において柔術諸流を圧倒した足技が「五教の技」においても大きな割合を占めていることが分かる。

投技を5段階に配列した意図について、山下は「大體に於て第一教の業は第二教の業よりも修行し易い業になつて居る。第三教の業は第二教より、第四教の業は第三教より、第五教の業は第四教の業より修行上困難な業である・・・(中略)・・・修行者として比較的修行し易い業から難かしい業に進むといふ事は當然の途行でなくてはならぬ」⁴⁸と述べ、易しい技から順に第一教から二教、三教へと組み立てたものであり、初心者が多種多様な投技から段階的に学習できるよう工夫されたものであった。

それでは、山下らはどのような視点から投技の難易度を評価し、五段階に配列していったのであろうか。各段階における投技の種類に着目してみていきたい（表1参照）。

表1 「五教の技」の投技の種類とその割合

段 階	手 技	足 技	腰 技	真捨身技	横捨身技	計
第一教	1	4	1	—	1	7
第二教	1	1	2	2	1	7
第三教	1	2	3	1	—	7
第四教	2	1	2	2	3	10
第五教	2	4	1	—	4	11
計	7	12	9	5	9	42

第一教では足技が4本と最も多く、体を捨てて相手を投げる捨身技は横捨身技1本しか

照]。

⁴⁵ 横向きに身体を捨てる（浮技、横掛など）、巻き込む（外巻込、内巻込など）などして投げる技の総称 [(編)柔道大事典編集委員会(1999):柔道大事典、アテネ書房:416参照]。

⁴⁶ 引き落とす（浮落、体落など）、かつぐ（肩車、背負投など）、掬い上げる（掬投、双手刈など）など、腕を主とした全身の調和的働きによって投げる技の総称 [(編)柔道大事典編集委員会(1999):柔道大事典、アテネ書房:320参照]。

⁴⁷ 仰向けに身体を捨てて投げる技（巴投、裏投など）の総称 [(編)柔道大事典編集委員会(1999):柔道大事典、アテネ書房:387参照]。

⁴⁸ 山下義韶他(1919):亂捕業、有効の活動5(4):36

みられない。第二教では全ての種類の技が 1~2 本ずつ満遍なく配置されている。第三教では腰技が 3 本、第四教では横捨身技が 3 本と最も多く、最後の第五教では足技と横捨身技が 4 本ずつ配置されている。第一教から第三教までは体を捨てず、立ち姿勢のまま主に足や腰を使って投げる足技と腰技が中心であり、第四教から第五教では自分の体を捨てて投げる真捨身技や横捨身技が中心となっている。以上のことから、講道館では「五教の技」の制定により、初心者には立ち姿勢のまま投げる技（手技、足技、腰技）を中心に教え、徐々に修行が進むにつれ体を捨てて投げる技（真捨身技、横捨身技）を教える方針を打ち出したと言えよう。

前章で見てきたように、柔術諸流でも乱取は行われていたものの「形」が主流であり、伝書等に記された投技は 10 数本に過ぎなかった。しかしながら、講道館では師弟一体となって投技の研究が進められ、草創期において既に 42 本の投技が編み出され、さらにその指導法として立ち姿勢のまま投げる技から徐々に体を捨てて投げる技を学ぶ「五教の技」を制定したのである。一方、当身技や固技には「五教の技」のように指導の指針となるものではなく、嘉納がいかに投技を重視していたかが窺える。

第三節 大日本教育会における講演とその意義

第一項 柔道体育法の内容とその意義

我が国では、1871（明治4）年に廃藩置県が行われ、1876（明治9）年には廃刀令が公布され、これにより武士階級が消えて武術が顧みられなくなる。また1872（明治5）年には学校制度（学制）が公布され、教育の四民平等が唱えられ、全国に小学校、中学校、大学を設置する方針が示された。その後、小学校課程に体術（体操）が置かれるようになったが、具体的な学習内容についての指示はなく、関係者は模索状態であった。

そこで政府は、1878（明治11）年10月、神田一ツ橋に体育研究と教員養成を兼ねた機関として体操伝習所⁴⁹を設けた。主幹は伊沢修二、指導主任にはアメリカのアマースト大学からリーランドを招き、その通訳には教員の坪井玄道があたった。その体操伝習所において創案されたのが普通体操（Normal gymnastics）であった。この普通とは、特別な筋力を必要としない市民を意味し、実施形態は教師の号令に従い、一定の順序に従って手段で行うもので、内容は徒手柔軟体操と亜鈴や棍棒などを利用した手具体操であった。生徒にこうした保健養生的運動がふさわしいという見地から、安全かつ身体の調和的発達を企図した普通体操が採用されることとなった。しかしその後、我が国の伝統に培われた武術を学校体操に取り入れたいとする意見があらわれ、1883（明治16）年5月に文部省は体操伝習所に対して柔術や剣術の教育における利害適否を調査させた。そこで体操伝習所は吏員の渋川伴五郎、陸軍省の富田正直、警視庁の久富哲太郎、さらに医学的検討を加えるため東京大学三宅秀医学部長、外国人教師ベルツとスクリバなどを加えて渋川流⁵⁰、天神

⁴⁹ 同所の入学者は十八才以上二十才以下で身長五尺以上且つ体育学教育志望者の中から選ばれた。学科目は体操術（男子体操術、女子体操術、幼児体操術）美容術（カリセニックス）及び調声体操法、解剖学、生理学、健全学、物理学、化学、和漢学、図学があり、十三年には操舟術（漕艇）を加えて修業年限は二カ年であった。規則の改正によつて歩兵操練科（兵式体操）を付設したり、又正規学生の外に傳習員や別科傳習員を募集したりしたが明治十八年東京師範学校付属となり、十九年には廃止されて東京高等師範に体操専修科がおかれることになった。その間修業員二七名、傳習員九七名、別科傳習員五一名計一七五名の卒業生を出した〔竹之下休蔵（1950）：体育五十年、時事通信社：15〕。

⁵⁰ 渋川伴五郎義方を祖とし、徒手のみならず剣術、居合、槍や棒の技法も含まれていた。天和の初めごろ江戸に出て、はじめ山王町、後に西久保城山に道場（武義堂）をひらき、菅谷某という達人を破って名を高め、宝永元年（1704）5月7日に死す、五十一歳。武芸者の識見も高く、声望大いに上がったため、江戸で偽名者があらわれた〔（編）綿谷雪・山田忠文（1969）：武芸流派大事典、新人物往来社：357〕。

真楊流、起倒流についても視察し、教育上の価値を検討した。その結果、体操伝習所は 1884 (明治 17) 年に二術 (撃剣・柔術) の利害について以下の結論を出した。

術の利とする所

- 一、身体の發育を助く
- 二、長く運動に堪うる力を得しむ
- 三、精神を爽快にし志氣を作興す
- 四、柔懦の風姿を去りて剛壯の資格を得しむ
- 五、不慮の危難に際して護身の基を得しむ

害若しくは不便とする点

- 一、身体の發育往々に平等均一を失わん
- 二、実習の際多少の危険あり
- 三、身体の運動適度を得しむること難く、強壯脆弱共に過激に失し易し
- 四、精神激し易く、やゝもせば粗暴のふうを養う
- 五、争鬪の念志を盛んにし、徒らに勝を制せんとの風をなし易し
- 六、競進に以て却つて非なる勝負の心を養いがちなり
- 七、実習上各人に監督を要し、一級全体一斉に授け難し
- 八、教場の坪数を要すること甚大なり
- 九、柔術の演習は單に稽古着を要するのみなれど、劍術は更に稽古道具を要し、且つ常にその衣類及び道具を清潔に保つこと生徒の業には容易ならず⁵¹

武術の教育上の利点については、身体を強壯にし、豪爽の氣風を養い、護身にもつながる点が評価された。一方、害もしくは不便とする点としては、身体の調和的発達を損ねること、運動に危険が伴い勝敗にこだわるあまり過激になりやすいこと、集団指導に適さないこと、施設用具の準備が困難であることなどが挙げられ、審議の結果、武術の正課採用はならなかった。なお、この時点で講道館柔道は調査対象にすら入っていなかったのである。

体操伝習所答申から 5 年後の 1889 (明治 22) 年、嘉納は大日本教育会の依頼で「柔道一班並ニ其教育上ノ價值」と題する講演を行う。この会には文部大臣の榎本武揚やイタリ

⁵¹ 竹之下休蔵 (1950) : 体育五十年、時事通信社 : 16-17

一公使など多数の公人が出席した。まず嘉納は柔術が日本の優れた伝統文化であると断った上で「柔術ノ元來ノ目的ハ勝負ノ法ヲ練習スルコトニ相違ハ御坐イマセヌガ、間接ノ目的トシテ體育ト練心トガ御坐イマシタ」⁵²と述べ、勝負が直接の目的であり、体育や練心などは間接的な目的であった点を指摘した。これに対し、講道館柔道は「體育勝負修心ノ三ツノ目的ヲ有ッテ居リマシテ、之ヲ修行致シマスレバ體育モ出來勝負ノ方法ノ練習モ出來一種ノ智育德育モ出來ル都合ニ成ッテ居リマス」⁵³と述べ、体育法、勝負法、修心法の3つが整えられており、柔道では知・徳・体を備えた若者の育成が可能であると強調した。方法については「講道館柔道ニハ是迄ノ柔術諸流ノ中ニモ多ク御坐イマシタ様ニ矢張形ト亂捕トヲ致シマス」⁵⁴と述べられ、柔術の稽古法であった「形」と乱取を柔道の3つの目的に応じて展開していくというものであった。

本講演の内容を見ていく前に、まず嘉納がどのような経緯から柔道を体育、勝負、修心の3つに分け、その教育的意義を論じたかについてみていきたい。嘉納は在学していた東京大学において、主任教授のフェノロサより西洋哲学を学んでいた。藤堂は、嘉納が特にフェノロサを通じてハーバード・スペンサーの思想に触れ、その影響を受けた点を指摘している⁵⁵。スペンサーが唱えた知育、德育、体育による三育主義教育思想に則り、1873（明治6）年に学校に体操が設置される⁵⁶など、文部省にも影響力の強い思想であった。以上のことから、本講演において嘉納が柔道の教育的意義を体育、勝負、修心の3点から論じた背景には、在学時代の影響と共にスペンサーの三育主義が近代学校教育思想の主流という認識もあったと推察される。

それでは体育法の目的とその方法とはいかなるものであったのか。嘉納は体育に必要な3要素として「筋肉ヲ適當ニ發達サセルコト、身體ヲ壯健ニスルコト、力ヲ強ウスルコト、身體四肢ノ働キヲ自在ニスルコト等」⁵⁷と述べ、いわゆる強・健・用の立場から体育としての柔道のあり方を説いた。そして「講道館柔道ニハ是迄ノ柔術諸流ノ中ニモ多ク御坐イマシタ様ニ矢張形ト亂捕トヲ致シマス。シカシ體育ト勝負ト修心ヲトヲ兼ネテ致シマスノト體育ヲ專ラトシテ致シマスノト其仕方ニハ自カラ相違ガ御坐イマス。體育ヲ專ラトシテ

⁵² 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：449-450

⁵³ 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：456

⁵⁴ 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：458

⁵⁵ 藤堂良明（2007）：柔道の歴史と文化、不昧堂出版：151-153

⁵⁶ 寒川恒夫（1994）：「柔道一班並ニ其教育上ノ価値」講演にみる嘉納治五郎の柔道体系論、講道館柔道科学研究紀要Ⅶ：7

⁵⁷ 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：458

致シマスニハ勝負ノ為ニハ何程善イ手デモ危険ノ恐レアル様ナモノハ悉ク省キ、又成ル丈ケ一様ニ全體ノ筋肉ヲ働カセ、若シ或ル部分ノ筋肉ヲ多ク働カセル様ナコトガ必要ナ場合ヒニハ成ル丈ケ其練習ガ不斷ニ効用ヲ為ス様ニ工夫ガ致シテ御坐イマス」⁵⁸と述べ、体育としては安全を優先して危険な技を省くと共に、身体の調和的発達を促し、かつ全身運動として十分な運動量を得る運動が望ましいと説いた。この体育法の立場から、乱取中心の練習法がとられていくことになる。

寒川は当時の日本の教育思想はスペンサーの三育主義が主流であり、そこでは身心二元論的に人間を捉え、心の教育は知育と徳育、そして身の教育は体育という認識があり、体育法では三育主義のベースとなった「精神から切り離された純粋に生理学的対象として在る身体」⁵⁹という身心二元論的な身体観をベースに構築されていたと指摘する。つまり、湯浅が述べたような「身体のあり方と心のあり方を一体不可分なもの」⁶⁰として捉えようとする東洋的身体論の伝統や、「武術の訓練は古来、身体能力の向上の方法であるとともに、心すなわち精神の訓練と向上の方法とされてきた」⁶¹とする武術の修行観にみられる身体論との相違が認められるのである。実際に、東洋的身体論のキーワードと言える「気」の用語や、運動による精神陶冶といった表現が体育法には含まれておらず、当時の体育観に照らして柔道の教育的価値を論じようとした嘉納の意図が窺える。

次に、体育法の「形」についてみていきたい。嘉納は体育法の「形」を新たに拵えた意図について「亂捕丈ケデモ大抵働カヌ筋肉トテハ御坐イマセヌケレド、尚ホ極々精密ニ調べテ見マスト或ル筋肉ハ他ノ筋肉ヨリモ其必要ノ割合ヒニ餘計働イタリ少ナク働イタリスル都合ニナリマス。ソコデソノ割合ヒニ少ナク働ラク筋肉ヲ其上ニ働カセル様ニ別段ニ方法ヲ設ケルコトガ自然必要ニ成ツテ参リマス。ソノ方法ハ取りモ直サズ形デ御坐イマス。ソノ形ト云フモノハ唯々無闇ニ亂捕デ用ヒナイ筋肉ヲ使フ計リデハ御坐イマセヌ。其他一種勝負ノ理論ヲ研究スルコトノ出来ル様ニ成ツテ居リマス」⁶²と述べ、乱取においてあまり使わない筋肉を働かせることで相互に補完しあうと共に、勝負の理論を研究する上でも有効な運動であると説いた。本講演において示された体育法の「形」は2種類あり、嘉納

⁵⁸ 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：458-459

⁵⁹ 寒川恒夫（1994）：「柔道一班並ニ其教育上ノ価値」講演にみる嘉納治五郎の柔道体系論、講道館柔道科学研究紀要Ⅶ：5

⁶⁰ 湯浅泰雄（1977）：身体-東洋的身体論の試み-、創文社：12

⁶¹ 湯浅泰雄（1986）：気・修行・身体、湯浅泰雄（1999）、湯浅泰雄全集 14、白亜書房：456

⁶² 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：461-462

はその特徴について「コノ二種ノ形ト従前カラアル柔術諸流ノ形ト異ナッテ居リマス點ハ體操ノ形ニハ實際ニ投ゲタリ投ゲラレタリスルコトノ無イノト衣物ヲ引ッ張ッタリ襟ヲ捕ッタリスルコトノ無イノトデス」⁶³と述べ、衣服の襟や袖を持たず、また投げたり投げられたりする点のない点を、従来の柔術の「形」と異なる点として挙げた。また、同年5月には「読売新聞」上においても、嘉納は「専ら諸流の長所を折衷し傍ら余の意見を揆さんで茲に百三十種の技術を發名し名けて体操の形と稱し務めて在来の危険なる技術を省き實際上の功用と体育上の利益を重んじ創始せし」⁶⁴と述べるなど、安全に配慮しながらも多様な柔術から優れた技術を採用して拵えた点を強調した。このように、実際に相手を投げるわけではないが、この「形」は単に身体の円満なる発達を目的としたものでなく、武術の「形」としても価値の高いものだという嘉納の自負が窺える。

嘉納は自ら演者となり、体育法の「形」として「講道館柔道體育法ノ形第一種」と「講道館柔道體育法ノ形第二種」を披露した。前者については「剛ヨリ柔ニ變ジテ勝チヲ制スル仕方デ御坐イマスカラ最初ノ間ハ雙方カヲ用ヒテ引キ合ッタリ押シ合ッタリシテ居リマスノデシテソノ間ハ最モ餘計ニカヲ使ヒマス。ソレカラ剛ガ柔ニ變ジマシテ終ニ柔ガ勝ツ模様ヲ示スコトニ成ッテ居リマスカラ後ニハソレ程カヲ使ハナクナリマス」⁶⁵と述べ、お互いが力づくで押したり引いたりしている剛の状態から、片方が余計な力を抜いた柔の状態になり、やがて剛の相手を制する理合の「形」として説明している。後者については「始めカラ柔ト柔トノ競争デシテ成ル丈ケカニカデ逆ハナイ様ニシテ互ニ自分ノ體ニハ安全ノ姿勢ヲ保タセ置キナガラ相手ノ體ヲ不安全ノ姿勢ニ成ラセル様ニト種々工夫ヲ為テ行ク模様ヲ示スモノ」⁶⁶と述べ、お互いが余計な力を抜いた柔の状態、相手を崩していく理合を学んでいく「形」として説明している。この2種類の「形」は、後に「剛柔の形」⁶⁷と「柔の形」と呼ばれ、「柔の形」は専ら女子が行う「形」として今日でも行われている。嘉

⁶³ 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：461

⁶⁴ 嘉納治五郎（1889）：柔術、讀賣新聞明治 22 年 5 月 16 日朝刊 2 面

⁶⁵ 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：463-464

⁶⁶ 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：464

⁶⁷ 池田は「剛柔の形」の内容を具体的に引き上げ紹介した文献はみあたらず、1928（昭和3）年以降、その名称は講道館の「形」においても見当たらないと述べている。[池田拓人（2007）：嘉納治五郎による柔道教材化の試み—「体操ノ形」を中心として、北海道大学大学院教育学研究科紀要 101：75-77]。

納はさらに「之ヲ亂捕ト合セテ用ヒマストキハ實ニ完全ナル體育ノ方法ガ備ハル」⁶⁸と述べ、「形」と乱取を共に行うことでより優れた教育効果が期待出来ると結んだ。

最後に、体育法の乱取についてみていきたい。嘉納は乱取について「雙方勝手次第ノ方法デ（危険ノ恐レアル方法ノ如キハ禁ジマスレド）相手ト組討スルコト」⁶⁹と述べ、安全な技を用いて随意に攻防する方法だと説明している。乱取においては相手に投げられることがあり、安全に投げられる方法として「ソノ時酷ク體ヲ下ニ打付ケテ體ヲ傷メハセヌカトノ疑ヒガ起ッテ参リマセウガ、ソノ時ハ體ガ下ニ落ちルニ纔カ先ダッテ手デ下ヲ打ち大部分ノカハ手デ支ヘテシマイマスカラ體ガ下ニ酷ク當ルト云フ様ナコトハ御坐イマセヌ・・・（中略）・・・コノ手ヲ打ち方ニサヘ熟レマスレバ後ニ倒サレタリ後ノ方ヘ斜ニ倒サレタリスルコトハ平氣ニ成ッテ参リマス」⁷⁰として、「手ヲ打ツ稽古」に熟練すれば投げられても怪我をせず平気になると説いている。なお、この投げられても怪我をしないように「手ヲ打ツ稽古」は、やがて1931（昭和6）年発刊の中学生向けの『柔道教本』では受身⁷¹という名称が用いられるようになっていく。

「手ヲ打ツ稽古」の説明後、嘉納は列席者に対して、柔道体育法の乱取として以下の内容を披露した。

最初ニ小供ノ致ス所ヲ御目ニ懸ケマス。

講道館柔道體育法亂捕實地（十二三歳ノ子供二組）

全（十四五歳ノ子供二組）

次ニ少シ大キイ者ノ致ス所ヲ御目ニ懸ケマス。

講道館柔道體育法亂捕實地（十八九歳ノ少年一組）

次ニ丁年以上ノモノノ致ス所ヲ御目ニ懸ケマス。

講道館柔道體育法亂捕實地⁷²

⁶⁸ 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：462

⁶⁹ 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：450

⁷⁰ 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：460

⁷¹ 「受身とは自分で倒れる時でも、他人から投げられる時でも、怪我もせず、苦痛も感ぜず、樂に倒れ得る仕方をいふのである。これには前後左右倒れる場合と、轉る場合がある。この場合の練習が自由に出来てからでなければ、思ふやうに亂取は出来ぬのである」[嘉納治五郎（1931）：柔道教本 上巻、三省堂：20-21]。

⁷² 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：461

披露された乱取は 12、3 歳の子供 2 組、14、5 歳の少年 2 組、18、9 歳の少年 1 組、そして 20 歳以上の青年 1 組によるものであった。12 歳から 20 歳以上は当時の中学生以上の年齢層を指しており、柔道が各種学校において安全に実施出来る点を公人にアピールしようとした意図が窺える。

体育法の内容を振り返ると、寒川が 1884 (明治 17) 年の体操伝習所答申において撃剣・柔術が学校体操として不相当とされた点に対応して理論構築がなされたものだと指摘しているように、身体全体の筋肉を発達させるといった説明は害の一、乱取において危険性を除いたという説明は害の二に対する改善内容とみることができる⁷³。嘉納は柔道の学校体操正課採用を目指し、体操伝習所答申の指摘に耐えうる柔道体育法の理論と練習法を構築し、本講演に臨んだと言えよう。

第二項 柔道勝負法の内容とその意義

嘉納は、勝負法について「勝負ト申スコトヲ狭イ意味ニ用ヒマシテ人ヲ殺ソウト思ヘバ殺スコトガ出来傷メヨウト思ヘバ傷メルコトガ出来捕ヘヨウト思ヘバ捕ヘルコトガ出来又向フヨリ自分ニソノ様ナコトヲ仕掛ケテ参ッタトキ此方デハ能ク之ヲ防グコトノ出来ル術ノ練習ヲ申シマス。之ヲ摘ンデ申セバ肉體上デ人ヲ制シ人ニ制セラレザル術ノ練習ト云フコトデ御坐イマス」⁷⁴と述べ、肉体上で人を制し制せられざる術、つまり武術や護身術を意味したのである。このように、勝負法の目的は相手を自在に殺傷捕縛することが出来る武術性の高い技の習得であり、寒川も勝負法の目的と柔術との連続性を指摘している⁷⁵。しかしながら、寒川の研究には柔術と勝負法の「形」及び乱取の相違については詳細に検討されていないため、ここでは勝負法の「形」と乱取をくわしくみていきたい。

勝負法の練習法について、嘉納は「勝負法ハ専ラ形ニ依テ練習致サネバ成マセヌ」⁷⁶と述べ、従来の柔術と同様に「形」による練習を奨励した。前節においてみてきた講道館草

⁷³ 寒川恒夫(1994):「柔道一班並ニ其教育上ノ価値」講演にみる嘉納治五郎の柔道体系論、講道館柔道科学研究紀要Ⅶ:

⁷⁴ 嘉納治五郎(1889):柔道一班並ニ其教育上ノ価値、大日本教育會雑誌 87:464

⁷⁵ 寒川恒夫(1994):「柔道一班並ニ其教育上ノ価値」講演にみる嘉納治五郎の柔道体系論、講道館柔道科学研究紀要Ⅶ:4

⁷⁶ 嘉納治五郎(1889):柔道一班並ニ其教育上ノ価値、大日本教育會雑誌 87:468

創期の練習法を踏まえると、この当時の勝負法の「形」は、主に「起倒流の形」や「天神真楊流の形」を指していたと見ることができる。

さて、嘉納は柔道の技法を「投、當、固ノ三種類アリ」^{ナゲ アテ カタメ} 77とし、投技、当身技、そして固技の3種類に定義している。勝負法の技はどのように分類されていたのか、本講演において紹介された技からみていきたい（図1参照）。

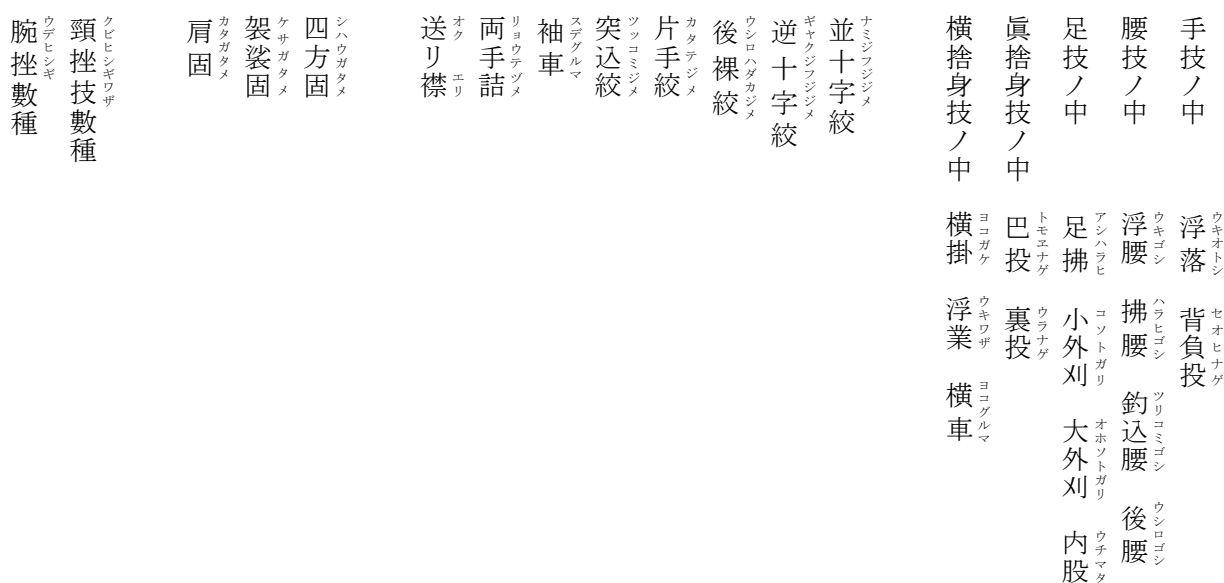


図1 勝負法の技⁷⁸

この図は本講演で嘉納が実演した技であり、投技は既に手技、腰技、足技、真捨身技、そして横捨身技の5つに分類されている。固技も明言はされていないが絞技、抑込技、そして関節技の3つに分類されている。唯一、当身技のみ分類や技名などが記されていないかった。天神真楊流では『天神真楊流柔術経絡人之巻』⁷⁹において、当身技指導の指針として中国伝統医学の経絡に基づく人体の急所が紹介されていたが、本講演には当身技に関する詳しい説明はみられなかった。この図から、明治20年代初期には投技の分類は現代にほぼ近い形に至っていたと見ることができるが、固技及び当身技の研究成果を窺うことは

77 嘉納治五郎 (1889) : 柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87 : 464

78 嘉納治五郎 (1889) : 柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87 : 465-468

79 磯又右衛門正足 (1845) : 天神真楊流柔術経絡人之巻、國學院大學図書館蔵

出来なかった。当時、講道館においては投技研究が主体であり、固技や当身技に関する研究はまだ進んでいなかった様子が窺える。

また、投技については寒川が「柔道体育法ノ形、柔道勝負法の投、それに柔道体育法乱捕、つまり嘉納が構想する投げは等しく作りの原理によって展開するのである。この点は、近世の柔術の投げが逆関節をとるなど、相手の身体に損傷と苦痛とを与えるかたちで施された（後述）のと質をちがえている」⁸⁰と述べ、勝負法か体育法かを問わず、柔道の投技は相手を投げやすい状態に作って投げる方法で一貫していると指摘する。柔術では関節を極めながら相手を投げる方法があり、武術的には有効ではあったが、嘉納は安全性の立場から柔道に継承しなかったと言えよう。

勝負法の技には投技、当身技そして固技が含まれており、特に当身技や関節技などの危険な技は「形」での練習が望ましいとされた一方で、嘉納は「初メカラー種ノ約束ヲ定メテ置イテ極危険ナル手丈ケハ省キ、又打ッたり突イタリスルトキハ手袋ノ様ナモノデモ嵌メテ致シマスレハ勝負法ノ亂捕モ随分出来ヌコトモ御坐イマセヌ。形バカリデハ何分眞似事ノヤウデシテ實地ノ練習ノ出来悪鑄物でスカラソノ缺ヲ補フガ為メニハ矢張一種ノ亂捕ガアツタ方ガ善カロウト思ハレマス」⁸¹と述べ、武術の練習は「形」だけでは不十分であり、ごく危険な技を省き、手袋を装着して突いたり打ったり出来る「勝負法の乱取」の創作が必要であるという見解を示した。

そして、本講演において離隔からの当身技を含んだ「勝負法の乱取」構想を述べた後、嘉納は勝負法の「形」の中から、以下の技を披露した。

初メハ向フカラ右ノ手デ打ッテ來ルノデス。ソレデ此方デハ斯ウ云フ風ニ腰デ投ゲルノデス。

其實地（演士舉動デ示ス）

次ギノモ矢張向フカラ右ノ手デ打ッテ來ルノデス。ソノ手先キヲ斯ウ云フ風ニ我ガ右ノ手デ捕リ斯ウ云フ風ニ振ゲルノデス。ソレカラスウスレバ相手ヲ縛ルコトガ出来マス。

其實地（演士舉動デ示ス）

⁸⁰ 寒川恒夫(1994):「柔道一班並ニ其教育上ノ価値」講演にみる嘉納治五郎の柔道体系論、講道館柔道科学研究紀要Ⅶ:3

⁸¹ 嘉納治五郎(1889):柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87:468-469

次ギノモ向フカラ突イテ來ルノデス。ソレヲ此方デハ斯ウ致シマスト向フデハ引キマス。ソコデ此方ハ斯ウ云フ風ニ入り込ンデ咽喉ヲ絞メルノデス。

其實地（演士舉動デ示ス）

次ギノハ向フガ横カラ打ッテ來ルノデス。ソレデ此方デハ斯ウ云フ風ニ致シマシテ、咽喉ヲ絞メナリ、急所ニ當テナリ、致シマスノデス。

其實地（演士舉動デ示ス）

次ギノハ向フカラ蹴テ來ルノデス。此方デハソノ足先キヲ斯ウ捕リマシテ、ソレカラ斯ウシテ、投ゲルノデス。又ハ斯ウシテ固メテモ宜イノデス。

其實地（演士舉動デ示ス）⁸²

上記の通り、全ての技において受が右手で打つ・突く、あるいは足で蹴ってきた際、取が投技、関節技、絞技、当身技で応じて勝つ内容となっている。これらはいずれも素手対素手を想定した内容ではあるが、体育法の乱取では危険とされた当身技が全ての技に含まれている点に特徴があった。このように、嘉納は柔術の当身技や関節技を柔道に残そうとすべく、「形」だけでなく乱取化の努力も図った。しかしながら、前林が「柔術でも、敵の力をそのまま力で受け止めるのではなく、腰でさばいて受けるようにと教えており、心気を臍下丹田に収め、柔らかい動きと静かな強みを兼ね備えた身体運動こそが必勝の技であるとされてきた」⁸³と指摘している通り、起倒流や天神真楊流でも「氣」を丹田に収めて力みのない技が重んじられてきた。柔術では「形」の所作を離れて、こうした身体運動の質的向上を図っていたのであった。しかしながら、嘉納は「氣」や心法といった技に伴う精神性の問題には一切ふれず、その一方で投技・固技・当身技といった3種類の技を満遍なく網羅することを柔術からの武術性の継承と位置づけていた。第一章第四節においてみてきたように、嘉納は起倒流の本体を理想的な心身のあり方ではなく、物体として安定した状態の身体と位置づけていたことから、嘉納は柔術の伝統的な心身観や技に伴う精神性といった側面に意図的に触れなかったとみることが出来る。

本講演における勝負法の内容は、古流柔術の当身技や関節技などの危険な技の伝承、つまり武術としての柔道のあり方を話したものであった。また、嘉納は体育法と同様に、勝負法も「形」だけでなく乱取によって練習させたいという構想をもっていた。本講演にお

⁸² 嘉納治五郎（1889）：柔道一斑並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：469

⁸³ 前林清和（2007）：武道における身体と心、ベースボール・マガジン社：312

ける勝負法の意義は、柔術の技を通して理想的な心身のあり方を追究した側面にふれず、柔術から柔道へ投技・固技・当身技を継承していく立場を示し、誰にでもわかりやすい表現で武術としての柔道を説いた点にあると言えよう。

古流柔術から柔道への技法の変遷については、次のようになる（図 2 参照）。

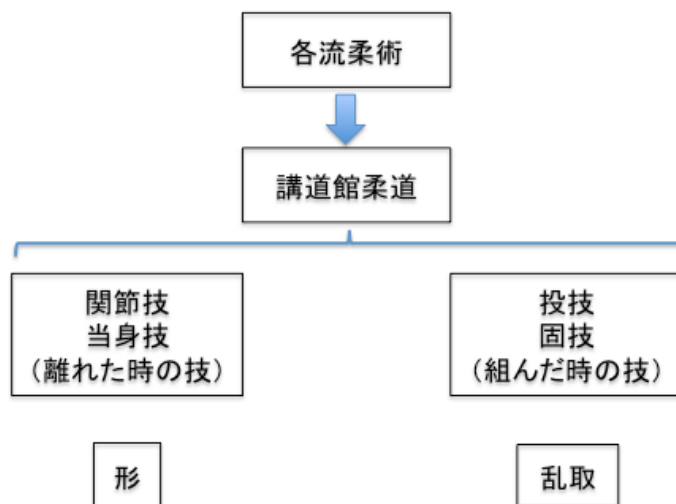


図 2 古流柔術から講道館柔道への技法の継承
(富木謙治『体育と武道』参照)

第三項 柔道修心法の内容とその意義

嘉納は修心法の内容として柔道修行を通して徳性を涵養すること、智力を練ること、そして勝負の理論を社会生活に応用することの 3 点から論じている。本講演においては柔術の練心に対応し、柔道による精神修養面として「柔道ノ修行ニ固有ノ性質カラ自然ニ涵養スルコトノ出来ルノト柔道ニ関係ノアル總テノ外圍ノ事情ヲ利用シテ殊更ニ徳育上ノ教ヲ授ケテ其目的ヲ達スルノトノ二様ガ御坐イマス」⁸⁴と述べ、柔道修行を通じて自然に涵養されるものと、柔道の修行環境を利用して教え諭すことによつて涵養されるものの 2 種類があると説かれている。

柔道修行を通じて涵養される徳性については「柔道ノ修行ヲ適當ノ教師ニ就テ致シマスレバ自カラ自國ヲ重ンジ、自國ノ事物ヲ愛シ、氣風ヲ高尚ニシ、勇壯活潑ナル性質ヲ涵養

⁸⁴ 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：470-471

スルコトガ出来ヨウカト存ジマス」⁸⁵と述べ、愛国心、高尚なる気風、勇壮活発なる性質が涵養されると説いている。この愛国心について、寒川は「日本人が初めて経験する国民意識形成に対する嘉納の強い教育意志がみてとれる」⁸⁶と述べ、嘉納が近代国家として歩み出した日本国の国民としての意識の形成に力を注いだと指摘している。従って、ここでの徳性には基本的な人間としてだけでなく、日本国民としての望ましいあり方をも含んでいたと言える。

また「初メハ誘導セラル地位ニ居リ、後ニハ誘導スル地位ニ立ツ様ニ成ルモノデスカラソノ間ニ教授ノ任ニ當ルモノハ種々ノ場合ヒヲ察シテ人ハ相互ニ盡シ合ヒ、親切ニ物事ヲ成サネバナラスト云フ様ナ教ヲ授ケル機會ガ幾ラモ御坐イマス。又大勢道場ナドニ待チ合ハセテ居ル時分ナドニハ普通ノ學校デ椅子ニ掛ケテ並ンデ居ル様ナ場合ヒトハ違ヒマシテ宛モ家内ニ兄弟ヤ親類ガ並ンデ居ツタリ、世間デ色々ノ人ト交ハリヲスル時ノ有様ガ御坐イマス。ソノ様ナ場合ヒニ言語ノ上^レニテモ教師ガ適當ノ注意ヲ與へ、訓誡ヲ致シマストキハ家ニ在リ又ハ外ニ出デソノ人ガ為ス所ノ事物ニ就テ直接ニ教ヘルノト同ジコトガ出来マス・・・(中略)・・・又稽古ノ後ハ咽ノ乾クコトノアルモノデ御坐イマシテ子供ハ兎角湯水ヲ飲ミタガリマス。ソノ時ナドニハ教師ハ善ク注意シテ居テ適當ノ教訓ヲ與ヘマスト終ニハ生徒ガ自ラ制シテ度ヲ過サヌ様ニナリマス。ソウシテソノ生徒ガ自分一人デ居ル様ナ場合ヒニテモソノ自ラ制スルノ習慣ガ附イテ居テ過度ノコトヲ致サヌ様ニ成ル譯デス」⁸⁷と述べ、道場における人間関係を通じて適切な訓戒を与えることで親切、礼儀作法そして自制心などの倫理・道徳的な精神性が涵養されると説かれた。

次に、智力を練ることについては「實ニ澤山御坐イマスガ、今日ハ唯々其一部分ノコトノミヲ御話シ申ス積リデス。今日御話シ申スノハ柔道ノ修行ト觀察、記憶、試験、想像、言語及ビ大量ノ關係ニ止メテ置キマス」⁸⁸と述べ、数ある智力の中から観察、記憶、試験、想像、言語そして大量を取り上げて説明がなされた。一例を挙げると、柔道の練習では「或ル仕方デ技ヲ掛^ラケレバ善イトカ、何ウスレバ悪イトカ、斯ウ云フ風ノ時斯ウスルト旨ク投ゲルコトガ出来ルトカ、何ウスレバ倒レルトカ云フ様ナコトヲ唯々自分ノ稽古スル時バカリデナク、他人ノ場合ヒニモ氣ヲ附ケテ見テ居ルコトガ必要デス。斯ク氣ヲ附ケテ色々ノ

⁸⁵ 嘉納治五郎(1889):柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87:471

⁸⁶ 寒川恒夫(1994):「柔道一班並ニ其教育上ノ価値」講演にみる嘉納治五郎の柔道体系論、講道館柔道科学研究紀要Ⅶ:4

⁸⁷ 嘉納治五郎(1889):柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87:472

⁸⁸ 嘉納治五郎(1889):柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87:473

場合ヒナドヲ見テ置クコトヲ觀察ト申スノデシテ、コノ觀察ヲ怠ラズ為ル人ハ修行モ早く進ム道理デス」⁸⁹と述べ、学問と同様に他人の乱取を観察して学ぶことが重要であり、観察を怠らない人は上達も早いとしている。そして、観察した内容を記憶し、自ら試して（試験）新たな技を想像し、言語でもってわかりやすく教えていくなど、科学的手法や思考法の大切さを説くのである。

最後に、勝負の理論を社会生活に応用することについては、「自他の関係を見ること」、「先を取る」、「熟慮断行」、「止まる所を知る」、「制御術」、そして「柔道の奥義」を取り上げ、これらが柔道修行中のみならず社会生活においても有用であるとの説明を行った。「先を取る」については「向フカラ仕掛ケテ來ラレナイ前ニ自分ノ方カラ仕掛ケロト云フコトデシテ、畢竟圍碁ヤ將棋デ先ヲ争フト同ジコトデス。ソウシテ人ガ何ンデモ事業ヲ為ストキニハコノ先ヲ取ルコトノ心得ノ必要ナルハ誠ニ明ナルコトデセウ」⁹⁰と述べ、相手が仕掛けてくる前に自分から仕掛けて勝つ理合であり、囲碁や将棋の世界はもちろんのこと、商業においても他社に先んじて新事業を開拓するなど社会生活全般に通用する心得であると説かれている。また熟慮断行については「熟慮トハ何か自分ノ方カラ仕掛ケル前ニハヨクソノ場合ヒヲ察シテ十分ノ考究ヲ遂ゲ置クコトヲ申スノデシテ、断行トハ愈々決断ガ出來タ以上ハ猶豫スルコト無ク、思切ツテ之ヲ決行セヨト云フコトデシテコノ教ヲ人間處世ノ道ニ應用シテ見マストキハ實ニ能ク當テ嵌マルコトガ澤山御坐イマス」⁹¹と述べ、事前に十分状況や方法を検討し、決断後は速やかにそれを実行するという教えであり、社会生活に役立つと説かれている。こうした「先を取れ」や「熟慮断行」などの心構えは、柔術において重視されていたことは言うまでも無い⁹²。最後に柔道の奥義について「勝ッテソノ勝チニ傲ルコト無ク負ケテソノ負ケニ屈スルコト無ク安キニ在テ油断スルコト無ク危キニ在テ恐ルコトナク唯々一筋ノ道ヲ蹈ミ行ケ」⁹³と述べ、勝っても負けても驕らずどんな時もただ1つの道に随って力を尽くすことの大切さが説かれた。

以上のように、修心法における徳性の涵養は倫理・道徳的な精神性、智力については観察や試験などの科学的方法や思考、そして勝負理論では柔術の修行上の心得に類似した内

⁸⁹ 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：473

⁹⁰ 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：476

⁹¹ 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：477

⁹² 起倒流伝書『地巻』には「先々先、後の先之事」の項があり「先にとりかけて其先をぬかずして勝をとるを先々先、敵よりとりかけられるを勝を後後の先といふ」（句読点、筆者）とある〔吉田奥之丞（1836）：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵参照〕。

⁹³ 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：478

容が認められた。しかしながら、起倒流や天神真楊流の伝書にみられた相手と対峙した際の心のあり方や「気」の扱いなど、技術に伴う精神性についてふれられていなかった。嘉納が主観的で説明し難い「気」などの心法論にあえてふれず、一方で礼節や愛国心の涵養といった理解しやすく受け入れやすい倫理・道徳的精神性を展開した背景には、柔道を近代社会の教育として位置づけようとする意図が窺える。嘉納は講演の最後で、明治維新以来、日本の教育は知識の方に傾き、人物を輩出する方面は十分とは言えないと力説する。そこで「柔道ト申スモノハ體育ニ最モ適當ノモノデ御坐イマシテ兼テ修身ノミデハナク一層廣ク修心ノ教デ御坐イマスカラ此學科ヲ全國ノ教育ノ科目ノ中ニ入レマシタナラバ目下教育上ノ欽典ヲ補フコトノ出來ルノミカ氣象ヲ引キ立テ愛國ノ情ヲ強ウ致シマスコトハ無論ノコトデシテ又一朝外患有ッテ四方ニ強敵ヲ受ケルコトアルモ能ク柔道ノ奥義ヲ守ッテ恐ルコト無ク屈スルコト無ク又太平無事ノ時ニ於テ外人我國ノ進歩ヲ賞賛シ舊來ノ美風ヲ羨慕スルコトアルモ均シク又柔道ノ奥義ヲ守ッテ傲ルコトナク油斷スルコト無ク唯々一心ニ最上ノ手段ヲ取ッテ進ミ行キマスレバ我國ヲ世界文明強國ノ一ニ居ラシメルニ至ルモ遠カラサルコトト存ジマス」⁹⁴と述べ、講演を終了した。柔道は体育だけでなく修身の教えでもあり、この柔道を学校教育に採用すれば、知識に傾きがちな我が国の教育の欠点を補うだろう。また愛国の情をもって柔道の奥義である恐れず屈せず全力を尽くすという精神を持てば、やがて日本は世界文明強國の1つに数えられるであろうと結んだのである。

嘉納の講演を振り返ると、柔道体育法が体操伝習所の答申に沿う形で構成されており、生理学的視点に適いつつ安全に実施出来る乱取を重視していく。一方、勝負法は肉体上で人を制し制せられざる術の練習ということで柔術の伝統が生かされ、柔術を元にした当身技を含んだ「形」はもちろん当身技を含んだ「勝負法の乱取」も構想され、修心法の徳性の涵養中にも柔術の土道論や勝負における心構えが生かされていた。また技術の解説がほとんどみられなかった柔術伝書や、『日本文學』（1888年）に掲載された嘉納の論文に比べると、本講演では個々の技術はもとより、柔道の技術体系にまで踏み込んで解説するなど、段階的に言語化が図られていった様子が窺える。その一方で、「崩し」などの用語によって投技の理合いを言語化する中、柔術の心を含んだ身体のあり方や心法論を含んだ「形」の意義などは封印されたのである。柔術の技に伴う精神性を含むことは出来なかったが、体育・武術・修身の3点から教育的柔道論を構築したことは、柔道の学校体操正課採用にむけて大きなアピールとなったと言えるだろう。

⁹⁴ 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：480-481

第四節 学校における柔道の普及

第一項 柔術の学校への浸透

学制（1872）以降、学校では新輸入の体操が採用されたが、明治 10 年代になり旧武士階級の人々より伝統的な武術の正課採用を求める声があらわれてきたため、1883（明治 16）年に文部省は撃剣・柔術の利害適否を体操伝習所に調査させた。その結果、1884（明治 17）年に採用不可となったが、一部の旧制中学校〔愛知県中学校（1877）、佐賀県佐賀中学校（1884）〕では課外活動として柔術は行われたのである⁹⁵。嘉納が奉職した学習院においても『学習院柔道百二十年史』に「学校の正課外の科程として柔道（当時は柔術の名が一般の呼び方であった）が中学科以上の希望者を対象に始まった」⁹⁶と記されているように、学習院中学科の随意科として柔道が採用された。1888（明治 21）年に嘉納は学習院幹事兼教授に任じられ、院長ら⁹⁷の厚い信頼を背に柔道の採用や校風改革に尽力していく。他校への普及については、海軍兵学校において教官八代太郎や上級生の広瀬武夫や財部彪^{たからべひょう}らが中心となり、当時の校長有地品之允^{ひんのじょう}へ柔道採用の請願を行い、1887（明治 20）年に柔道科が設置された。一方で東京大学では柔術愛好家の学生らが自主的に柔術諸流及び講道館から指導者を招き、1890（明治 23）年に柔道部を創設して積極的に稽古を行っていた⁹⁸。学校への柔道の浸透は学習院以降（1883）、海軍兵学校（1887）まで 4 年間もの空白期間がある。この期間、嘉納は南神保町にあった弘文館の土蔵を拠点に指導を行っており、その普及の難しさについて以下のように述懐している。

土蔵で稽古したのは一個年程だが、其間のことで傳ふべきことが少なくない。其中の一つは、いかに弟子を得るに苦しんだかといふことである。第一、自分は柔道師範として相當に自信は持つて居たが、世間から見れば弱年の一文學士である。柔術の最も

⁹⁵ 老松信一（1976）：柔道百年、時事通信社：53-56

⁹⁶ （編）学習院柔桜会・学習院柔道百二十年史編纂委員会（2005）：学習院柔道百二十年史、学習院柔桜院：3

⁹⁷ 具体的には立花種恭^{たねゆき}（初代院長、明治 10 年 10 月～17 年 5 月在任）や谷干城（第 2 代院長、明治 17 年 5 月～19 年 4 月）や大鳥圭介（第 3 代院長、明治 19 年 4 月～21 年 7 月）など〔（編）学習院柔桜会・学習院柔道百二十年史編纂委員会（2005）：学習院柔道百二十年史、学習院柔桜会を参照〕

⁹⁸ 老松信一（1976）：柔道百年、時事通信社：55

すたつて居る時代において、まだ世に名もない弱年の文學士のところに、柔術を學びに來ないのは當然のことである。たまたま來た人をば之を大事に待遇して、あきさせずに繼續せしめることが最も必要なことであつた。其時に道場らしい道場でも建て、弟子をむかへたならば、まだしも世人の注意を惹いたであらうが、左様な譯には參らず。已むなく弘文館の附属土蔵、それも恐らく十畳敷位にすぎなかつたらしい、其土蔵には、角のある柱が方々に露出して居る。その道場で稽古を勵むものの中には、なかなかの荒武者も居る。力一杯あばれ廻る。其様なものを無遠慮に扱ひ、柱に打ちつけてでもして怪我でもさせたら、其人に氣の毒であるのみならず、弟子もなくならう。今は故人となつたが、數年前まで大阪ホテルの支配人であつた尼野源二郎の如きは、當時家塾の塾生でもあり、又柔道の修行者でもあつたが、彼の如きはなかなかの元氣者で、勝れた體力で力一杯にかゝつて來た。之を怪我させずに扱ふことの苦心は一通りではなかつた⁹⁹

嘉納は武術輕視の風潮、世間の自分や講道館に対する認識、施設の不備などを述懐しており、柔道の普及が柔術以上に困難であつた様子が窺える。実際に柔術は1877(明治10)年に愛知一中、1879(明治12)年に福山誠之館中学、1882(明治15)年に長崎中学、1883(明治16)年に高知師範、1884(明治17)年に佐賀中学、栃木師範において採用される等、柔術は柔道に先んじて各地の学校において課外活動で採用されている。

普及の転機となつたのは、第二節において取り上げた警視庁武術大会である。1888(明治21)年ごろの大会における講道館員の活躍により、世間の関心が柔術から柔道へと推移していく過程は、特に慶應義塾によく表れている。『慶應義塾柔道部史』によると、慶應義塾の柔術採用は1886(明治19)年の幼稚舎創立から始まる¹⁰⁰。関口流の名手であつた和田義郎舎長の下、32畳敷の道場において指導が開始されたが、その後1881(明治14)、1882(明治15)年頃に関口柔心を教師として招き、関口が1891年(明治24)、1892(明治25)年頃まで指導を行った。ところが、1892(明治25)年に和田が没し、その翌年に坂田實が舎長になると様子が変わってくる。

⁹⁹ 嘉納治五郎講述・落合寅平筆録(1927):柔道家としての嘉納治五郎(四)、作興6(4):64

¹⁰⁰ (編)三田柔友會(1933):慶應義塾柔道部史、三田柔友會:5

明治二十五年に和田氏が歿し、その翌年に坂田實氏舎長となり、柔術の指南は鐘巻流の澁谷氏の手で行われたが、その頃熱心なる指導者を缺いた為めか、又は古流墨守の柔術が時勢に合はざるに至りしが為めか、幼稚舎の道場は衰運に傾き、僅に餘瑞を保つに過ぎなくなつた。これは明治二十九年九月に及んで中止されて了つたが、之より先一方本塾に於て漸く盛になつて来た講道館柔道が、此に於て更に幼稚舎にも採用されることとなり、本塾からは師範山下先生を始め、部員中の有段者が、毎夕幼稚舎に出張して指導の任に當ることになつた¹⁰¹

このように、優れた指導者を欠く柔術は衰微し、1894（明治 27）年に廃止される。その一方、柔道は嘉納の高弟である山下義韶が師範に招かれて普及の基盤が築かれ、その後課外活動として活発に行われていくこととなる。

一方、学校柔道の嚆矢である学習院においては随意科の柔術から柔道、さらに課外活動へ展開していく。『学習院柔道百二十年史』によると、学習院では 1883（明治 16）年 4 月 19 日付で天神真楊流の井上敬太郎を囑託柔術教師に任命し、4 月 26 日より中学科以上の希望者に柔術を授けるようになったと記されている。このように、学習院もまず柔術から採用したことが分かる。学習院において柔道が台頭する契機となつたのが 1884（明治 17）年の谷干城^{たにたてき}の院長就任であつた。封建制度を引きずつたままの学習院の教育方針に危惧を抱いていた嘉納は、1885（明治 18）年 4 月 30 日に幹事兼教授に就任すると、谷の支援を受けながら校風改革に尽力していく。柔道についても「治五郎は谷院長の理解と後押しがあり、名乗りをあげたばかりの柔道（世間一般では柔術の一流派としての柔道という認識）に対する父母の反対を押し切り、更に広めていく」¹⁰²と記されているように、嘉納は未だ無名の一教師であつたにもかかわらず、谷の信頼を背景に学習院における柔道普及を進めていったことが分かる。1890（明治 23）年には一部の生徒達が課外でも稽古を行うようになり、他校の生徒との腕試しへと興味が広がるようになっていく。

学校では当初、柔道よりも柔術が課外活動を中心に採用されていた。学習院は天神真楊流、慶應義塾は関口流が当初採用されていたが、次第に柔道が浸透していったのである。

¹⁰¹ （編）三田柔友會（1933）：慶應義塾柔道部史、三田柔友會：6-7

¹⁰² （編）学習院柔桜会・学習院柔道百二十年史編纂委員会（2005）：学習院柔道百二十年史、学習院柔桜会：5

第二項 課外活動としての普及と対校試合

課外活動としての柔道普及の様子について、はじめにその嚆矢である学習院を中心に見ていく。1890(明治23)年に入ると、学習院の一部の生徒達は授業時間のみに飽き足らず、同好の仲間と共に課外でも稽古を行うようになり、さらには他校の生徒との腕試しへと興味が広がるようになっていく。この頃の柔道希望者については「同24年8月末には柔道志願者105人となり、翌25年8月末には134人、26年8月末に159人」¹⁰³と、次第に希望者が増えていく様子が記されている。1892(明治25)年には院内において初の「柔道会」が行われた。「柔道会」においては柔道に関する講話、天神真楊流や起倒流など柔術の「形」も演武されており、また試合についても第一高等中学校、講道館、そして北辰館といった外部からも選手を招いて行ったが、「今日でいうスポーツの試合ではなく、あくまで武課(道)としての柔道であり、勝負を争う取組であった。一本勝負と二本勝負・・・(中略)・・・があった」¹⁰⁴と述べられているように、誰が一番強いかを競うための勝負ではなく、あくまで日々の修行の成果を試すための試合であったと言える。

1892(明治25)年1月からは武道正課として寒稽古の授業が開始され、午前4時又は5時から約2時間の稽古が30日間行われており、武道として打ち込んでいたことが分かる。高等師範学校附属中学校(以下、附属中)の柔道部史である『桐陰会柔道部百年記念誌』によると、1903(明治36)年から学習院と附属中との対校戦が始まったとされる¹⁰⁵。中断した時期もあったが、両校の交流は今日まで実に100年以上続けられている。嘉納は1901(明治34)年から高等師範学校長並に同附属中学校長を兼ね、26年間校長を続けた関係もあり、両校の対校戦が実現したのである。1893(明治26)年11月11日の「柔道会」においては「当日の来館者は400名を数え、農科大学、第一高等中学校、講道館、北辰館の生徒をも招待した」¹⁰⁶と記されているように、400名もの来館者を迎えるなど、非常に盛況であった様子が伝えられている。1905(明治38)年には「前年の明治37年10

¹⁰³ (編) 学習院柔桜会・学習院柔道百二十年史編纂委員会(2005): 学習院柔道百二十年史、学習院柔桜会: 12

¹⁰⁴ (編) 学習院柔桜会・学習院柔道百二十年史編纂委員会(2005): 学習院柔道百二十年史、学習院柔桜会: 13

¹⁰⁵ (編) 桐陰会柔道部百年記念誌編集委員会(1994): 桐陰柔道部百年記念誌、桐陰会柔道部百年記念誌編集委員会: 114-124

¹⁰⁶ (編) 学習院柔桜会・学習院柔道百二十年史編纂委員会(2005): 学習院柔道百二十年史、学習院柔桜会: 16

月 1 日の柔道大会で高師附属中学対本院の勝負があり、本院が勝利したが、この時は附属側が中学で本院は高等学科を入れての勝負であったので、附属側の申し入れにより、明治 38 年から中学同士の紅白勝負とすることに改められた¹⁰⁷とあるように、年齢と体力を考慮して選手資格が中学科在學生に統一されるなど、徐々に競技としての体裁が整えられていった。この時の試合の記録については以下に図に示した通りである（図 1 参照）。

紅（附属中）		○ 白（本院中等学科）	
先鋒	平田 省一 ○	大 外 刈	小畑英五郎 先鋒
	同	跳 腰 ○	長與 善郎
	伊藤 長	跳 腰 ○	同
	原田 熊雄 ○	不 明	同
	同	体 落 ○	東郷 實
	阪谷 希一 ○	不 明	同
	同	抑 込 ○	武宮 雄彦
	佐竹 義雄	引 分	同
	本山小彌太 ○	内 股 返	原口榮之助
	同 ○	釣 込 腰	織田 信恒
	同	引 分	下條悌五郎
	伊東 一郎		○ 中村 貫之
	山内 勝己	引 分	同
	佐藤 浩策 ○		大原 義質
	同	大 腰 ○	山澤鐵五郎
	関 榮重	引 分	同
	丹波 精三 ○	巴 投	伊達 九郎
	同	小 内 刈 ○	岩倉 具重
	栗野 俊一 ○	背 負 投	同
	同	不 明 ○	森 訥郎 三將
三將	淺羽 一郎 ○	腰 投	同
	同	抑 込 ○	新莊 巍 副將
副將	吉見 徳二	移 腰 ○	同
大將	古市 啓次	抑 込 ○	同
		不 戦	安場 保健 大將

図 1 1905（明治 38）年学習院対附属中戦の試合結果¹⁰⁸

この試合は勝ち抜き団体戦で行われ、2 名残して学習院が勝利した。全 24 試合中、引き分けや不明が 9 試合であり、決まり技が投技の試合が 12 試合、抑込技の試合が 3 試合

¹⁰⁷（編）学習院柔桜会・学習院柔道百二十年史編纂委員会（2005）：学習院柔道百二十年史、学習院柔桜会：33

¹⁰⁸（編）学習院柔桜会・学習院柔道百二十年史編纂委員会（2005）：学習院柔道百二十年史、学習院柔桜会：33

であった。決まり技としては投技が多く、引き分けが少ないことから、投技を中心とした思い切りの良い技の攻防の様子が窺える。官立学校における課外活動としての柔道は、学習院及び附属中を中心に寒稽古や校内試合など部内行事が整備されると共に、対校試合や定期戦へと発展していったのである。

それでは私学においてはどのような展開がみられたのだろうか、慶應義塾を中心に見ていく。『慶應義塾柔道部史』によると、1887（明治 20）年から一部の学生が幼稚舎の道場において柔道の稽古を始め、1889（明治 22）年には講道館の山下義韶が師範として招かれ、部としての体制が整い始める。正式に部として発足したのは 1892（明治 25）年の体育会設立以降であった。当時について「柔道部の成立と共に、部員の等級が設けられ、寒稽古、大會、紅白勝負、月次勝負、活法の教授、技術の研究會等、今日部の年中行事となつてゐる種々の催しが、既にこの時以来行われるやうになつた」¹⁰⁹と述べられているように、倶楽部として 5 年間活動していた前史もあり、創部当初から行事や級などの大枠が整っていた様子が窺える。級については「等級は甲乙丙の外、その上を四級より一級までとなし、四級以上は黒帯者と稱せられ、中々勢力あるものであつた。幼年者の方は五級に區別されてゐた」¹¹⁰とあるように、部内において独自の昇級システムを設けており、有級者である黒帯者を目標の 1 つとし、多くの部員が修行に励んだと考えられる。大会については「大會は春期に之を行ひ、當時豪の者揃ひを以て鳴つてゐた警視庁、講道館、北辰館、明治義會其他諸學校から斯道の選士を招待して、技を闘はすの例が既に開かれた」¹¹¹とあり、当初から外部の柔道家を招待し、定期的に試合が行われていたことが記されている。1899（明治 32）年の寒稽古について、「極寒三十日、東天未だ白まず、天地寂として聲なき時、朔風肌に徹するを物ともせず、嚴霜を踏んで道場に馳せ、火花散らして演ずる壮大なる寒稽古に先づ新春の元気を養ふは、我が柔道部年来の慣例である。此の年の寒稽古も一月十四日午前四時より行はれ、皆勤者は昨年十六名であつたが、本年は五名を増して二十一名となつた」¹¹²と記されており、1892（明治 25）年の創部以来寒稽古が続けられていたことが読み取れる。また同年には「柔道部の創立當時部員數十名に過ぎざりしが、本年の大會後には其の數二百名に達し、日々の出席者八、九十名にして日曜日とても稽古を怠らず」¹¹³

109 （編）三田柔友會（1933）：慶應義塾柔道部史、三田柔友會：12-13

110 （編）三田柔友會（1933）：慶應義塾柔道部史、三田柔友會：13

111 （編）三田柔友會（1933）：慶應義塾柔道部史、三田柔友會：13

112 （編）三田柔友會（1933）：慶應義塾柔道部史、三田柔友會：26

113 （編）三田柔友會（1933）：慶應義塾柔道部史、三田柔友會：38

とあるように、年々部員を増やして 200 名に達し、休日を厭わず精力的な稽古が行われていた様子が窺える。

1902 (明治 35) 年には部の活性化を目的に京都遠征を行った。それまで東京都内の大会に選手を派遣することはあったが、部を挙げての遠征試合はこれが初の試みであった。試合は 4 月 27 日、京都の武徳殿において高等師範学校磯貝一の審判の下、第三高等学校 (京都) と 20 名の勝ち抜き戦が行われた。試合結果は以下の通りである (図 2 参照)。

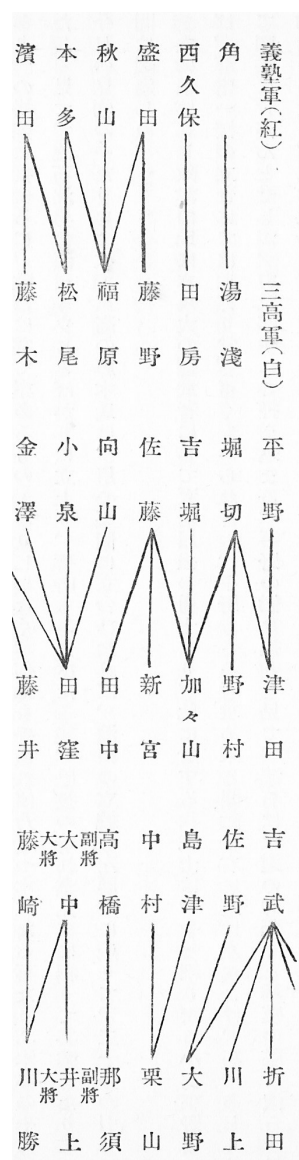


図 2 1902 (明治 35) 年慶應義塾対第三高等学校 (京都) の試合結果¹¹⁴

慶應義塾の 17 番手として登場した中村の試合について「中村は奮戦激闘尤も努め、横

¹¹⁴ (編) 三田柔友會 (1933) : 慶應義塾柔道部史、三田柔友會 : 73

捨身、腰投、跳腰交々出で、馬力（ウマリキと讀む）を振ふて攻撃せしかば、着々として其功を奏し、審判官は業有りを叫ぶ事前後三回合計二本半位にも成りぬ可し。然も何時迄も一本の聲はかゝらず、人々は審判官の顔を凝視するも、彼は酒々然として知らざる者の如し。斯くして時は早くも二十分の引分けを報じぬ¹¹⁵と述べられており、試合が 20 分の本勝負にて行われていたこと、「業有り」というポイントもあったが、「業有り」を 2 つ以上取っても必ずしも「一本」にならないという当時の試合審判規程が窺える。同年 6 月には第 1 回早稲田大学柔道（連合）試合が行われた。慶應義塾の大將を早稲田の選手が務めるといった混成チームによる試合ではあったが、後の早慶戦の先駆けとなるものであった。しかしながら、この催しは 1905（明治 38）年に中止となる。両校の試合が中止になった経緯については、当時の学校運動部の活動を伝える『運動界之裏面』（1906 年発刊）において詳しく記されているため、以下に引用する。

昨年の四月である。両校に柔道の試合の議が起つた。此の議は成り立ち、雙方とも人數を三十人づゝと定めた。

由来、慶應の柔道部は人が揃つてゐる。非常に傑出した者もないが、代りに然して拙い者もない。彼等は相應なる者の四五十人を選び得らるゝ。然るに早稲田大學は其の反對に、たまたま名手はあるが、其の數は極めて少く、他は言ふには足らぬ。早稲田より三十人を選ぶは、蓋し難事である。

試合の日は切迫し來つた。時に慶應は、俄かに人數を増して、三十人を三十五人せんことを申込んで來た。早稲田は、既に三十人にだに悩んでゐる。更に五人を増さるゝのは難事である。併も評議の結果、止むなくも諾した。

慶應は、更に更に四十人に増さんことを申込んで來た。

早稲田は終に怒つて。而して此の試合は中止と成つた。

弘道館は、此の顛末を聞き、都下柔道の二大團體の相反目せんとするを惜しみ、両者の間に斡旋した。而も終に復活を見ずにゐる。けれども其の力により、今や感情だけは融和してゐるやうである¹¹⁶

両校は選手数に関して対立し、その後講道館の仲裁を経て表面上は落ち着きを取り戻し

¹¹⁵ （編）三田柔友會（1933）：慶應義塾柔道部史、三田柔友會：76

¹¹⁶ 運動術士（1906）：運動界之裏面、中興館：158-160

た様子が伝えられている。しかしながら、『早稲田大学柔道部百年史』によると、「早慶両校の間には、柔道の他に野球、庭球、漕艇の各部が対抗戦を行い熱戦を繰り広げていたが、明治 39 年の秋、野球戦は両校応援団の過激な応援合戦がもとで中止となり、以降の両校のスポーツ交流は断絶した。早慶対校競技の復活は大正 11 年 11 月の第 1 回早慶ラグビー定期戦まで待たねばならない」¹¹⁷と記されているように、両校の対立は柔道のみならず、およそ 15 年に及ぶスポーツ交流の断絶へと悪化の一途を辿った。前出の『運動界の裏面』は「四大中止事件」¹¹⁸として 1904（明治 37）年に当時の花形スポーツであった野球、テニス、ボートなどの種目で試合が中止になった経緯を報じており、競技に伴う感情的な衝突が各方面で起こり、社会問題にまで発展していった。

なお、各学校に柔道が浸透し、対校試合が行われるようになった明治 20 年代半ばから 30 年代半ばにかけての入門者数の推移は、以下の通りである（表 1 参照）。

表 1 講道館入門者数の推移（1890～1902）¹¹⁹

年度	入門者数	
	年度	累計
明治 23	565	2,019
24	302	2,321
25	434	2,755
26	291	3,046
27	238	3,284
28	217	3,501
29	398	3,899
30	386	4,285
31	498	4,783
32	474	5,257
33	405	5,662

¹¹⁷ （編）早稲田大学柔道部百年史編集委員会（1998）：早稲田大学柔道部百年史、早稲田大学柔道部・早稲田大学柔道クラブ：216

¹¹⁸ 第一高等学校対慶應義塾の野球試合、慶應義塾対早稲田の庭球試合、高等商業学校対早稲田の庭球試合、学習院内漕艇大会の中止など。

¹¹⁹ 講道館総務部提供。

34	420	6,082
35	473	6,555

講道館は1890（明治23）年に565人の入門者を迎え、累計入門者数が2,000名を超えた。その後も毎年200名以上の入門者に加え、1902（明治35）年には累計入門者数が6,555名を数えるに至ったのである。なお、1893（明治26）年から1895（明治28）年にかけて年度入門者数が300名を割るようになるが、これは1894（明治27）年の日清戦争勃発や、講道館において入門料の徴収が始まった¹²⁰影響と推察される。この間、柔道は課外活動として全国各地の学校に及び、その活動内容は寒稽古や校内試合から徐々に遠征や対校試合へと発展を遂げていった。しかしながら、極端な勝利主義に陥った学生同士の対校試合においては感情的な諍いが絶えず、ついには試合の中止や学校間のスポーツ交流の断絶といった事態へと発展していったのである。

第三項 撃剣・柔術の正課採用にむけた取り組み

嘉納が教育として柔道普及を図り、中学校において自然発生的に発展してきた課外活動もやがて組織化され、課外活動としての武術は盛況を呈していく。こうした状況にもかかわらず、1894（明治27）年3月の文部省令第6号により「尋常中学校ノ学科及其程度」が改正され、体操科の時間数が削減された（図1参照）。

¹²⁰ 老松信一（1976）：柔道百年、時事通信社：849

計	體操	圖畫	習字	物理及化學	博物學	地理學	外語	國語及漢文	倫理	
二八	三	二	一	一	四	三	六	七	一	第一
二八	三	一	一	一	四	三	七	七	一	第二
二九	三	一	一	二	四	三	七	七	一	第三
三〇	三	一		四	四	三	七	七	一	第四
三〇	三			四	四	四	七	七	一	第五

図1 尋常中學校ノ学科及其程度 (1895) 121

1886(明治19)年に発令された中学校令において、体操科は第1~3学年まで週3時間、第4~5年まで週5時間の配当であったが、この改正によって全学年週3時間に削減された。その理由について、条文には「第四年級第五年級ニ於テ時間ヲ減シタルハ現在各學校ニ於テ科外ニ随意ノ體操法ヲ用井ルカ故ニ正科體操ヲ減スルモ其ノ要ヲ闕カサルニ因ルナリ」¹²²と記され、各校で課外活動として様々な運動が行われているため、正課における体操科の時間数を減らしても差し支えがないという見解であった。

1898(明治31)年に文部省高等学務局より発行された『尋常中學校教科細目調査報告』によると、体操科は「尋常中學校ニ於ケル體操科ハ普通體操及兵式體操ノ二種トシ共ニ生徒ノ身體ヲ鍛鍊シ全時ニ徳性ヲ涵養スルヲ目的トス 故ニ體操科ハ體育トシテハ身體各部ノ均齊ナル發育ニ留意シテ其健康ト強壯トヲ企圖シ動作ヲ敏捷ニシ姿勢ヲ莊重ナラシメンコトヲ要ス又德育トシテハ忍耐剛毅敢爲果斷順良親愛等ノ諸徳ヲ養ヒ併セテ秩序ヲ尊ヒ規律ヲ守リ質素ヲ重スルノ習慣ヲ得シメンコトヲ務ムヘシ 共同一致ヲ要スル運動ニ於テハ生徒ヲシテ自己ノ一身ハ全隊成立ノ一分タルコトヲ知得セシメ全隊ノ面目ヲ立ツル爲メニ

¹²¹ 官報 3199 (1894) : 2

¹²² 官報 3199 (1894) : 3

ハ一身ヲ顧ミサルノ氣風ヲ養ハンコトニ注意スヘシ」¹²³と規定された。体操科の目的は身体の調和的発達と徳性の涵養にあり、その教材は普通体操と兵式体操の二本柱であることを確認する内容であった。体操科教材を普通体操や兵式体操など、体操に重きを置く文部省の方針は明治中期から依然として維持されており、さらに課外活動の盛況ぶりから体操科の時間数を削減するなど、知育偏重の教育改革が進められたのである。

撃剣・柔術の正課採用に対する社会的要請が高まるに伴い、1896（明治29）年にはついに西園寺公望文部大臣が「学校生徒に撃剣柔術を課するの可否」について学校衛生顧問会に諮問する。『教育報知』によると、学校衛生顧問会は1895（明治28）年12月、第9回帝国議会において、文部大臣の諮問に応じて学校衛生に関する事項を審議する組織として設立され、医学・衛生界の重鎮として三宅秀、エ・ベルツ（帝国大学名誉教授）、三島通良（学校衛生主事東京師範学校教授）など10名で構成されていた¹²⁴。同年7月8日、学校衛生顧問会の答申は「撃剣柔術は之を體操科として生徒に課するは害ありとす但満十五歳以上の者に一の遊戯として之を採用するは妨なし」¹²⁵とする答申を行い、撃剣・柔術は学校体操として行うには害があるが、15歳以上が行う遊戯の1つとして採用するのであれば問題ないとする見解を示した。世論の高まりを受けて行われた2回目の答申においても、撃剣・柔術の正課採用はならなかったのである。

しかしながら、鈴木が『顧問会』による武術不採用の答申を受けた文部省は、答申の趣旨を理解しつつも、直ちにこれを制度とすべく強力な行政措置を講じなかった。ために、依然として府県の師範学校や尋常中学校の一部では体操科に武術を課していた¹²⁶と指摘しているように、学校における武術禁止の行政措置は遅れており、実際には全国の師範学校や一部の尋常中学校の体操科において武術が実施されていたのである。また1898（明治31）年6月22日、高等学務局及び普通学務局通牒には「師範學校・尋常中學校ニ於ケル柔術・撃剣ノ件ニ關シ及御通牒置候次第モ有之候處右ハ教科トシテ課スルハ不都合ナルノ趣旨ニ有之候得共元來柔術撃剣水泳ハ勿論漕艇及ベースボールノ如キハ心身ノ鍛鍊上効益

¹²³ 文部省高等学務局（1898）：尋常中學校體操科教授細目、尋常中學校教科細目調査報告、三協合資會社：1

¹²⁴ 鈴木敏夫（1990）：教育家と衛生家との衝突「学校衛生顧問会」と武術の学校正科編入問題、北海道大學教育學部紀要 54：2-4

¹²⁵ 撃剣柔術と學校衛生顧問會、教育報知 520、教育報知社（1886）：23

¹²⁶ 鈴木敏夫（1990）：教育家と衛生家との衝突「学校衛生顧問会」と武術の学校正科編入問題、北海道大學教育學部紀要 54：10

不尠モノニ有之候間至當ノ取締法ヲ設ケ之ヲ行ハシムルハ差支無之候」¹²⁷と示され、文部省も正課としての実施は依然として認めなかったが、撃剣・柔術をはじめ水泳や漕艇などの心身鍛練上の効果を少しずつ認めていくようになったのである。

一方、体操伝習所答申及び学校衛生顧問会答申により、正課編入を2度に渡って却下された武術家達の運動に変化が生じるようになる。その様子について、池田は「文部省の回答に大きな期待を寄せていた武術家たちは、その期待を裏切る返答に大きな挫折感を味わい、今後は国民の国家主義的な感情に訴え、積極的に政治運動と一体化させていこうとする者と、他方、教育現場サイドにおいて武術の教授法を改良し、教材化の実践を試みようとする者にとり正科採用論も分かれていった」¹²⁸と述べ、撃剣・柔術の正課採用を果たすため、政治活動を通じて実現しようとする者達と、撃剣・柔術の教授法の改良によって果たそうとする者達に二分していったと指摘している。前者については小澤愛次郎や星野仙蔵らをはじめとする剣道界の人たちが中心となり、帝国議会への請願や建議を通じた武術の正課編入運動が盛んとなる。後者については、武術の技法を普通体操的に再構成した「武術体操」を創作し、武術の普通体操化を図ることで文部省の求める体操教材に近づこうと試みたのである。

それでは両者の運動がどのように結びつき、武術の正課編入運動が進められたかについてみていきたい。1905（明治38）年2月、第21回帝国議会には、星野仙蔵や神藤才一ら11名により「體育ニ關スル建議案」として「政府ハ宜ク中學程度以上ノ諸學校ニ體育正科トシテ劍道柔道ヲ加フヘシ 但シ中學程度一年生ヨリ三年生マテハ劍柔二道トモ體操式ノ如ク號令ヲ以テ形ヲ應用シ四年生以上ニハ技術ヲ教習セシムルコト 右建議ス」¹²⁹が提出された。しかしながら、賛成96、反対101で可決されなかった。翌年（1906）3月、第22回帝国議会衆議院議会には再び「中學程度ノ諸學校ニ體育正科トシテ劍術ノ形ノ體操即チ練膽操術又ハ柔術形ノ體操ノ何レカ其ノ一ヲ教習セシムヘシ 随意科タル劍術、柔術ハ當局者宜シク之ヲ督勵スヘシ 右建議ス」¹³⁰とする建議案が上程された。この建議案について、発案者の星野仙蔵は「此本案ノ練膽操術ト云フノハ、劍術ノ形ヲ教師一人ノ號令ニ依ッテ、一度ニ五十人ナリ百人ナリヲ教習スルコトノ出來ルヤウニ致シタモノデ・・・（中

¹²⁷ 相川仁道（1987）：文部省例規類纂3、大空社：114

¹²⁸ 池田拓人（2007）：嘉納治五郎による柔道教材化の試み-「体操ノ形」を中心として、北海道大学大学院教育学研究科紀要101：69

¹²⁹ 第二十一回帝國議會衆議院議事速記録、官報号外明治38年14（1905）：13

¹³⁰ 第二十二回帝國議會衆議院議事速記録、官報号外明治39年13（1906）：40

略)・・・是ハ一口ニ申セバ、日本式體操ト申シタ方ガ、却ッテ諸君ノ御分リガ早イト思フ
ノデアリマス、又柔術モ同様デ是ノ如ク出來ルモノト思フノデアリマスガ、成ラバ私ノ希
望ハ劍術ノ形ノ方ノ體操式ニシテ、練習セシメタイト思フ」¹³¹と述べ、劍術の「形」の体
操である練胆操術や柔術の「形」は体操形式であり、教師の号令により多人数でも実施可
能であると説明し、撃劍・柔術の正課採用の請願を行ったのである。

星野が帝国議会において紹介したように、当時の教育家や武術家の間では武術の普通体
操化が試みられ、既にいくつかの「武術体操」が拵えられていた。但し、その内容につい
ては、中村が「明治 30～40 年代前半という時期に現れた武術体操も、すべてが支持され
たわけではない。特に小沢や中島のような日本式体操として実施していた武術体操に対し
ては、武術家からの批判が絶えなかった・・・(中略)・・・『刃筋』を無視した武器の操法
は、もはや武術ではないというのが武術家側から出された主なる批判であった」¹³²と指摘
しているように、普通体操を意識するあまり「刃筋」を無視した動作が含まれるなど、武
術家達に武術性喪失の危惧を抱かせ、またそれに対する批判もみられた。一方、『教育報知』
には学校体操の目的から、撃劍・柔術の正課採用自体を疑問視する意見もみられる。同誌
の「武術體操の流行」と題する記事には「元來體操科は、身體發育の自然を助けんが爲め
に、各部均一の運動を逐けしめんことを目的とするものにて、其技の用途を論することを
要せざるもの、單に身體各部均一運動の目的を得ば以て足れりとするものなり」¹³³と記さ
れ、体操科の目的は単に身体の調和的發育にあり、その教材や運動に意味や実用性などを
求めること自体が見当違いだとする主張もあった。

こうした中、高等師範学校長であった嘉納は同附属中学校社会科教師であり、また剣道
部師範でもあった峯岸米造¹³⁴ (1870～1947) らと川越中学校の撃劍体操を見に行くなど、

¹³¹ 第二十二回帝國議會衆議院 體育ニ關スル建議案委員會議録(速記)第二回(1906):
3

¹³² 中村民雄(1980):近代武道教授法の確立過程に関する研究(1)、武道学研究 13(1):
35-36

¹³³ 武術體操の流行、教育報知 529、教育報知社(1896):5

¹³⁴ 1870(明治3)年群馬郡力丸村(現前橋市力丸町)に生まれる。1884(明治17)年に
小学校教員検定に合格、翌年16歳で桐生西小学校長に就任。1887(明治20)年群馬県尋
常師範学校2年次に編入、1890(明治23)年同校卒業、翌年は群馬県知事の推薦により
東京高等師範学校文学科に入学。1894(明治27)年に同校卒業、同年より東京府尋常師範
学校教諭を務める。1897(明治30)年群馬県における中等学校拡充に伴い、群馬県尋常中
学校長沢柳政太郎校長より群馬分校主任への就任を強く要請され、28歳で分校主任に就任
し、敷地の選定、校舎の新築・移転、教師の選定など卓越した手腕を発揮して現在の群馬
県立高崎高等学校の基礎を築いた。分校主任として赴任して半年後、峯岸は恩師である嘉

柔術（柔道）の正課採用に向けた研究を進めていく。この間も撃剣・柔術を随意科に採用する学校は増加傾向にあり、1905（明治38）年8月には指導者養成機関として京都に武術教員養成所が設置された。また、1906（明治39）年4月には東京高等師範学校において撃剣・柔術は正課として採用されるようになるなど、両者に対する世間の関心は高まり、ついに帝国議会にまで取り上げられるようになるのであった¹³⁵。

正課編入運動が活発になる中、実際に全国の学校において柔道の普及はどの程度進んでいたのであろうか。1908（明治41）年に著された柔道指導書『柔道の真髓』をみると「柔道の最も歓迎する青年學生にとりては、今日中等以上の官公私立學校に於ては殆んど道場の設備なきものなきが故に此點に於て特に遺憾なきを得ん」¹³⁶と記され、当時の柔道指導者からも全国の学校に道場が整っているにもかかわらず、柔道が採用されないことへの不満が示されている。当時の全国の学校における柔道の実施状況を把握するため、1910（明治43）年5月に文部省において開催された全国師範学校長会議の資料である『全國師範學校長會議要項』をみてみたい。同書の「二十六 屋内體操場及課外運動ニ關スル調」には、当時の師範学校79校を対象に行った課外活動における柔道・剣道の実施状況は次の通りである（表1参照）。

表1 師範学校における撃剣・柔術の実施状況¹³⁷（1910）

学校名	屋内体操場の坪数	撃剣修行者	柔道修行者	撃剣・柔道兼修	修行者の合計
東京府青山	91	210	240	4	454
同 豊島	91	87	94	47	228
同 女子	112	0	0	0	0
神奈川県	98	312	60	0	372
同 女子	80	0	0	0	0

納から東京高等師範学校附属中学校への来任を要請されており、分校創立の仕事が一段落した1898（明治31）年に東京高等師範学校に教諭として赴任、1901（明治34）年には教授となり、歴史教育の充実を図った。恩師の箕作元八と共に『西洋史綱』（1899年発行）や『国史教科書』（1902年発行）をはじめ中等学校、師範学校、高等女学校用の教科書編さんにも携わる一方、同校剣道部長として剣道の普及・発展にも寄与した〔(編)高崎市教育史編さん委員会（1998）：高崎市教育史 人物編、高崎市教育委員会：361-363参照〕。

¹³⁵ 大瀧忠夫・松本芳三・小川長治郎（1951）：學校柔道、不昧堂：4

¹³⁶ 鈴木安一（1908）：柔道の真髓、有朋館：49

¹³⁷ 文部省普通学務局（1910）：全國師範學校長會議要項、文部省普通学務局：124-129

埼玉県	108	286	176	12	474
同 女子	70	0	0	0	0
千葉県	0	130	134	30	294
同 女子	48	0	0	0	0
茨城県	80	70	80	20	170
同 女子	96	0	0	0	0
山梨県	0	86	91	1	178
新潟県	96	48	53	5	106
同 高田	112	160	79	79	318
同 長岡女子	96	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	260	260
同 女子	70	0	0	0	0
栃木県	70	109	8	127	244
同 女子	36	0	0	0	0
長野県	120	169	185	0	354
同 松本女子	72	0	0	0	0
福島県	136	136	134	0	270
北海道	128	150	210	50	410
宮城県	90	117	95	4	216
岩手県	84	59	49	41	149
青森県	70	103	96	76	275
山形県	84	162	172	0	334
同 女子	88	0	0	0	0
秋田県	126	132	97	0	229
同 女子	72	0	0	0	0
三重県	63	221	187	0	408
同 女子	96	0	0	0	0
愛知県第一	66	141	175	0	316
同 第二	60	146	0	0	146

静岡県	63	107	202	14	323
同 女子	48	0	0	0	0
滋賀県	162	185	162	0	347
同 女子	100	0	0	0	0
岐阜県	60	140	128	0	268
福井県	174	96	140	0	236
石川県	63	110	85	11	206
富山県	120	128	158	0	286
京都府	119	202	119	0	321
同 女子	133	0	0	0	0
大阪府天王寺	104	140	130	0	270
同 池田	96	51	68	43	162
同 女子	70	0	0	0	0
兵庫県御影	128	64	67	0	131
同 姫路	70	101	98	76	275
同 明石女子	60	0	0	0	0
奈良県	40	57	62	0	119
同 女子	54	0	0	0	0
和歌山県	118	107	55	14	176
徳島県	60	204	216	0	420
同 女子	70	0	0	0	0
高知県	54	173	86	0	259
鳥取県	60	77	138	2	217
島根県	78.75	77	104	2	183
同 女子	50	0	0	0	0
岡山県	60	100	193	0	293
同 女子	130	0	0	0	0
広島県	96	131	181	88	400
同 三原女子	0	0	0	0	0

山口県	48	225	134	0	359
香川県	450	155	96	0	251
愛媛県	91	70	111	0	181
同 女子	91	0	0	0	0
長崎県	80	103	49	0	152
同 女子	63	0	0	0	0
福岡県	60	169	185	8	362
同 小倉	35	56	90	85	231
同 女子	55	0	0	0	0
大分県	70	190	154	10	354
佐賀県	96	123	113	63	299
熊本県	104	131	87	155	373
宮崎県	63	100	122	10	232
鹿児島県	171	190	234	10	434
同 女子	50	0	0	0	0
沖縄県	35	137	119	0	256
計	6,711.75	6,933	6,301	1,347	14,581

まず屋内体操場の敷設状況をみると、全 79 校中 75 校に設置されている。次に、各実技の実施校と修行者数をみると、「撃剣のみ」は 48 校で 6,933 名、「柔術のみ」は 47 校で 6,301 名、「撃剣・柔術兼修」は 47 校で 1,347 名であった。これらを合計すると、師範学校における撃剣・柔術修行者総数は 14,581 名に及び、女子師範学校を除くほぼ全ての師範学校の課外活動として撃剣・柔術が盛況を呈していた様子が窺える。このように、教員養成を担う師範学校においても撃剣・柔術の修行者は 1 万名を超え、また施設の充実も図られるなど、着々と普及が進んでいたのである。

一方、撃剣・柔術の正課編入運動の裏で講道館への入門者数にはどのような変化がみられたのであろうか。正課編入運動が展開された明治 30 年代半ばから、随意科への採用が決まった 1911（明治 44）年にかけての講道館入門者数は、以下の通り（表 2 参照）。

表 2 講道館入門者数の推移（1903～1911）¹³⁸

年度	入門者数	
	年度	累計
明治 36	304	6,859
37	396	7,255
38	569	7,824
39	612	8,436
40	821	9,257
41	765	10,022
42	541	10,563
43	844	11,407
44	955	12,362

1903（明治 36）年には 304 名が入門し、入門者の累計は 6,859 名であった。しかしながら、1907（明治 40）年 3 月には下富坂に 207 畳の大道場が設けられ、その後も正課編入運動と連動するかのように入門者数が激増し、1911（明治 44）年の累計者数は 1903（明治 36）年のほぼ 2 倍の 12,362 名に達した。1910（明治 43）年の調査における師範学校の撃剣・柔術修行者総数 14,581 名と重複している者もあったであろうが、学校や民間でおよそ 2 万人以上が撃剣や柔術、あるいは柔道を行っていたとみることができる。単に勤儉尚武の作興が叫ばれていただけでなく、全国各地に武術を愛好し、実践する人々が着実に増えていたのであった。

1908（明治 41）年 3 月、第 24 回帝国議会衆議院には星野仙蔵ら 17 名により「中學程度ノ諸學校ニ體育上正科トシテ劔術柔術練膽操術（木劔體操）孰レカ其ノ一ヲ教習セシムヘシ」¹³⁹とする体育に関する建議案が提出され、ついに可決された。この建議案の内容について、星野は「日本ニハ古來ヨリアルトコロノ武士的、即チ四十二万ノ士ハ、武士的トシテ經驗シテ來タッタトコロノ、武士道劔術、柔術槍術、古來國ニ保チ來タト云フトコロノ武術ト云フモノガアルノデアリマスカラ、其内ノ一部分ヲ採リマシテ、体操-體育ノ傍ラニ、心膽ヲ鍊ルト云フヤウナコトハ目下大ニ必要デアルト私ハ認メテ居リマスル故ニ殊

¹³⁸ 講道館総務部提供。

¹³⁹ 第二十四回帝國議會衆議院議事速記録、官報号外明治 41 年 15（1908）：30

更ニ此案ヲ提出シタ次第デアリマス、ドウゾ諸君ノ御賛成アラムコトヲ希望致シマス」¹⁴⁰と述べ、武士が体験した剣術や柔術を学校正課に取り入れて心胆を練って有為の若者を養成し、国家に貢献してもらいたいとの見解が示されていた。

1911（明治44）年7月には、文部大臣小松原英太郎によって文部省令第26号が公布された。その内容は「第十三條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ身體ヲ強健ナラシメ動作ヲ機敏ナラシメ快活剛毅堅忍持久ノ精神ト規律ヲ守リ協同ヲ尚フノ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス 體操ハ教練及體操ヲ授クヘシ又擊劍及柔術ヲ加フルコトヲ得」¹⁴¹とされ、身体の健全な育成と剛毅・堅忍・協同心などの精神を涵養するものとして、撃剣・柔術が正課に加えられたのである。しかしながら、あくまで随意科（選択）であり、正課として採用されるにはもう少し時間を要するのである。

¹⁴⁰ 第二十四回帝國議會衆議院 體育ニ關スル建議案委員會議録（速記）第二回（1908）：3

¹⁴¹ 官報 8432（1911）：6

第五節 一般修行者への柔道の普及

第一項 造士会の創設と雑誌『國士』の発行

学校柔道が課外活動として発展する一方、講道館は各地に分場を設置し、普及の拠点を増やしていく。1887（明治20）年には静岡県韮山に講道館韮山分場が設置され、四天王の1人であった富田が伊豆学校の英語・体育教師として静岡に赴任し、韮山分場で指導にあたるようになる。1888（明治21）年9月1日には広島県江田島に、1889（明治22）年4月に麴町、10月には京都と相次いで分場が設置された。各地の分場には、富田や宗像をはじめとする嘉納の高弟が派遣され、柔道普及にあたっていく¹⁴²。

こうした中、学習院において嘉納は三浦梧楼院長と教育方針の違いから衝突をくり返し、1889（明治22）年9月には宮内省から欧州に派遣されることとなり、事実上学習院を追い出される形となった。1891（明治24）年1月に帰国した後も、同年8月に第五高等中学校長兼文部参事官として熊本へ赴任することとなったが、第五高等中学校においても以下の様に柔道普及に着手した。

いよいよ熊本にいつて見ると、此地の武藝はかねて聞いた程にもない。嘗て、熊本は武藝の盛な處で、殊に士として家督を相續するには、幾種かの武藝の免状を持たなければならぬといふことも聞いて居たに拘はらず、高等中學校には柔道の道場もなければ、従つて、柔道の稽古をして居るといふ形跡がない。土地には、あちこちに道場があり、舊來の先生が柔術を教へて居た。そこで、さしより、自分の學校に道場を作りたいとおもふが、經費がない。やむなく、校長官舎の物置に床を造り、疊を入れて道場にあて、又學校の生徒控所のたゞきの上に疊を布いて、此處にも道場が出来た。かうして學校と宅と兩方で柔道を始めたのである。幸ひ、肝付宗次をつれて來て居たから、之を助手として、自分自ら指導した・・・（中略）・・・間もなく、熊本講道館を起して、熊本に於ても誓文する道を開いた¹⁴³

¹⁴² 講道館（2012）：講道館130年沿革史、講道館：111-112

¹⁴³ 嘉納治五郎講述・落合寅平筆録（1927）：柔道家としての嘉納治五郎（八）、作興6（8）：62

嘉納は予算、道場、教師も無い状況から独力で道場を設置し、柔道普及を始めた。1892（明治25）年9月には高弟の有馬純臣に委託し、熊本講道館を設立させるなど、講道館草創期から培った道場の整備と高弟派遣の要領で拠点作りに成功する。しかしながら、分場と門人の増加に伴い、次第に嘉納が全ての門弟を直接指導することは出来なくなり、指導者不足や柔道の質の低下が懸念されるようになった。こうした中、嘉納は理想とする柔道のあり方を門人に示すためにどのような普及戦略を行ったのであろうか。

嘉納は熊本から東京へ戻ると、1898（明治31）年に青少年を国家有為の人材に育成することを目的とした造士会を創立し、全国に塾舎と道場の併設と「国土」養成を呼びかけていく。その中で雑誌『国土』¹⁴⁴を発行し、本誌において嘉納は「講道館柔道講義」（1898年11月～1902年3月）及び「講道館柔道臨時講義」（1900年6月～9月）を連載し、雑誌を通じて一般修行者に柔道講義を行った。両者の内容について、以下に表でまとめた（表1参照）。

表1 「講道館柔道講義」及び「講道館柔道臨時講義」の概要

回	発行年月日	巻(号)	内 容
1	1898年11月	1(2)	・ 柔術の起源についての説明
2	1898年12月	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な柔術流派の紹介 ・ 嘉納自身の柔術修行の回顧談 ・ 柔術の価値：廃刀の世の護身術（勝負）、身体のためによい（体育）、面白い ・ 嘉納の立志：柔術を広く普及したい ・ 柔道の目的：心身の鍛錬と勝負 ・ 柔術から柔道への名称変更の理由：道を教える、他流との差別化、先人への敬意
3	1899年1月	1(4)	・ 「講道館柔道講義」の対象と内容：柔道を知りたい者よりも実践希望者に重点を置いた内容

¹⁴⁴ 造士会の発行誌。1898〔明治31〕年10月に第1巻第1号が発行された。1903（明治36）年12月発行の第7巻第63号をもって発行中止となり、1915（大正4）年1月に『柔道』と改題されて再刊された〔（編）柔道大事典編集委員会（1999）：柔道大事典、アテネ書房：169〕。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 柔道の稽古法の紹介：乱取、形、講義、問答 ・ 柔道勝負の原理（柔の理）の説明
4	1899年3月	1(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柔道修行における講義の必要性と方法 ・ 柔道修行における問答の必要性と方法
5	1899年11月	3(14)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乱取を行う上の理想的な環境：師匠、道場、稽古衣、稽古相手
6	1899年12月	3(15)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乱取を行うための準備：睡眠、食事、集中力、身体の清潔、稽古衣の手入れ
7	1900年2月	3(17)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乱取を行うための準備（続き）：爪を切る、帯の結び目の位置、排泄、道場の掃除、稽古前の禁酒、稽古前には水を少量に控える
8	1900年5月	3(20)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 礼法の説明：手順、相手との距離 ・ 乱取時の姿勢の説明：自然体、自護体 ・ 自然体と自護体の説明 ・ 乱取時の目のつけどころについての説明 ・ 乱取時の身体四肢の力の入れ方についての説明 ・ 乱取時の理想的な心理状態についての説明（心の静穏、覚悟） ・ 「負ける稽古」の意義 ・ 「負ける稽古」の方法（前方への倒れ方）
臨1	1900年6月	3(21)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武徳会柔術試合審判規則の紹介
臨2	1900年8月	3(23)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武徳会柔術試合審判規則の説明
臨3	1900年9月	3(24)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「講道館柔道乱捕試合審判規程」の紹介と説明
9	1900年10月	4(25)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「負ける稽古」の方法（後方への倒れ方、横への倒れ方、前方へ回転しての倒れ方、後方へ回転しての倒れ方） ・ 乱取における倒れ方についての説明 ・ 固技の勝負における「負け」の合図の説明 ・ 投技の成立要件に関する説明（崩し、作り）

			・ 相手を崩す方法の説明
10	1901年4月	4(31)	・ 投技における姿勢の重要性についての説明 ・ 投技の説明(1): 小外刈、小内刈
11	1901年5月	4(32)	・ 稽古衣の各部位に関する説明 ・ 稽古衣の握り方についての説明 ・ 投技の説明(2): 膝車
12	1901年6月	4(33)	・ 投技の説明(3): 釣込足
13	1901年9月	4(36)	・ 投技の説明(4): 足払技、浮腰
14	1901年11月	5(38)	・ 投技の説明(5): 払腰、釣込腰、内股、大外刈、大内刈
15	1901年12月	5(39)	・ 投技の説明(6): 浮落、巻込、背負投、巴投、俵反、隅反
16	1902年3月	5(42)	・ 投技の説明(7): 横落、谷落、浮業、横掛、横別、別、抱別、裏投

「講道館柔道講義」は計16回、「講道館柔道臨時講義」は計3回掲載されており、前者は柔術の起源から投技の施技内容まで多岐に渡っている。嘉納は「講道館柔道講義」の内容について「この講義は柔道を説明するよりもこれを教授することを主眼とするものであるから柔道は何んなものであるかと云ふやうなことに就いては最初に一通り述べて置くだけにして置いて柔道の本統の修行者に對して裨益のありさうなことを委しく述べる積りである」¹⁴⁵と述べており、本連載は知識として柔道一般について学びたいという者ではなく、柔道修行を志す者、あるいはもっと柔道を学びたいという修行者への講義として発表されたものと言える。さらに「講道館柔道臨時講義」においては、初の審判規定となる「講道館柔道亂捕試合審判規程」が紹介されるなど、競技としての柔道の体裁がいよいよ整えられていくこととなる。

¹⁴⁵ 嘉納治五郎講述・門生筆記(1899): 講道館柔道講義(第三號の續き)、國士1(4): 21

第二項 柔道の理論及び練習法の普及

1889（明治22）年「柔道一班並ニ其ノ教育上ノ価値」講演において、嘉納は柔道の目的として体育、勝負、修心の3つを挙げたが、「講道館柔道講義」においては「諸流に就き自分が知り得たゞけの長所を取り、更に自分の工夫發明を加へ、目的を單に勝負のみに止めず、心身の鍛錬と勝負の修行とを合せて目的として、一種の修行の方法と順序とを定めた、これが即ち講道館柔道である」¹⁴⁶と述べているように、柔道の目的として「心身の鍛錬」と「勝負」の2つを挙げている。「勝負」についてはそのまま用いながら、「体育」と「修心」は「心身の鍛錬」という表現に置き換えられた。「体育」という用語は1886（明治9）年に近藤鎮三が拵えた造語であり、当時の日本人にとっては新しい概念であった¹⁴⁷。これに対し、寒川が指摘するように、柔術の伝統的な修行観には精神を含まない身体だけの鍛錬はなかった¹⁴⁸点を踏まえると、当時の日本人にとって「心身の鍛錬」の方が体育よりも理解し易い表現であったと考えられる。

嘉納は柔道における「心身の鍛錬」について、以下のように説明している。

心身の鍛錬は、實地の稽古と平素事々物々に當つての注意心掛とに據つて出来るものであるが、身體の鍛錬に就ては、生理學の學理に照らして、修行せずば本統のことは出来ず。精神上の鍛錬に就ては、心理學倫理學の學理に通曉して居らずば、解り悪いことが多い。・・・（中略）・・・柔道の心身鍛錬は勿論善い人になり、役に立つ人になる為に、鍛錬するのであるから、好機會あるごとに、善い人に導き、役に立つ人にする為に、適當なる講義杯をする必要がある。勝負杯があつて修行者の心が勇んで居る時には、其場合に適する話をし、或は祝日であるとか、寒稽古の開始式であるとか、云ふやうなときには、それ相應の話をし、其の他忠君でも愛國でも節義でも、何でも、人として養はねばならぬ精心を養ふに適當なる機會があらば、そのやうな時を利用して、講義をする筈である¹⁴⁹

¹⁴⁶ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1898）：講道館柔道講義（第二號の續き）、國士1（3）：14

¹⁴⁷ 木下秀明（1971）：日本体育史研究序説、不昧堂出版：46-51

¹⁴⁸ 寒川恒夫（1994）：「柔道一班並ニ其教育上ノ価値」講演にみる嘉納治五郎の柔道大系論、講道館柔道科学研究紀要Ⅶ：5

¹⁴⁹ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1899）：講道館柔道講義（第四號の續き）、國士1（6）：40

嘉納は「心身の鍛練」を身体の鍛練と精神の鍛練の2つに分け、実地の稽古と日常生活での心掛けの両面から行うものだと説いている。身体の鍛練には生理学、精神の鍛練には心理学や倫理学など、学理に照らした研究も必要であるとされている。後者は基本的な人としてのあり方を含む倫理・道徳的な内容となっており、道場行事や日々の稽古の合間など、時と場合に応じて徳性を涵養することが大切だと説かれている。

柔道の練習法としては「主として亂捕、形、講義、問答の四種の方法を用ふる」¹⁵⁰として、嘉納は4つの稽古法を紹介している。

乱取については「亂捕とは豫め禁じられてある幾らかの仕方を除きさへすれば何んな仕方でも人々随意的の仕方で修行者が互に勝負を試むることである」¹⁵¹と述べ、当身技を除いて主に投技と固技を用いて勝負を行う稽古法であると説明している。投技については「投は一言で云はゞ人を倒すこと」¹⁵²として、立っている相手を倒す技術であると述べている。一方、固技については「固は相手を制して自由の利かぬやうにすることを云ふので相手の胸なり胴なり頸なりを下に抑へ付けて勝手に動けなくすること相手の咽喉を絞めて氣絶させること相手の頸、肱、手首、足等の關節を振り又は無理に曲げて自由に動けなくするか苦痛に堪へられぬやうにする等のことの總稱である」¹⁵³と述べ、相手の身体を地面に抑えつける、首を絞めて氣絶させる、あるいは關節を極めるなどをして相手の自由を奪う技術であると説明している。ここに示されたのは投技と固技による体育法乱取のみであり、大日本教育会の講演からすでに10年が経過していたが、当身技を含んだ「勝負法の乱取」は未完成であったことが窺える。

「形」については「形とは豫め定められてある順序方法で普通は二人或る場合には數人が一種の目的を以て舉動することである。その目的は單に勝負のこともあり勝負と體育とを兼ねることもあり又勝負と美育とを兼ねることもある。仕組次第では勝負と體育と美育と三つともを兼ねることも出来る」¹⁵⁴と述べており、2名又はそれ以上の修行者によって

¹⁵⁰ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1899）：講道館柔道講義（第三號の續き）、國士1（4）：22

¹⁵¹ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1899）：講道館柔道講義（第三號の續き）、國士1（4）：22

¹⁵² 嘉納治五郎講述・門生筆記（1899）：講道館柔道講義（第三號の續き）、國士1（4）：22

¹⁵³ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1899）：講道館柔道講義（第三號の續き）、國士1（4）：22-23

¹⁵⁴ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1899）：講道館柔道講義（第三號の續き）、國士1（4）：

予め決められた動作を行うもので、やり方次第では勝負や体育だけでなく美的情操を育む美育にもなると説明している。実地の稽古に「形」と乱取との2つの方法を設けた理由について、嘉納は以下のように述べている。

勝負を目的とする形では亂捕の目的になつて居る所の投、固、の外に當と云ふこともある。當とは相手の急所を打つたり突いたり蹴たりすることであるから亂捕でそのようなことをしては随分危険である。それ故形でそれらのことを教へることにして相手が突いて来ても蹴て来ても豫め順序方法が分つて居るから危険なくこれに應じて行くことが出来る・・・(中略)・・・投、固、の業でも亂捕だけで修行するときは或る仕方には大層よく熟して或る仕方は一向未熟と云ふやうなこともあり又色々の業の理論を短日月の間に一通り悟り得ることは六ヶ敷い。されど形の修行をすると割合に早く全體に通じて分る。然し形だけが何程出来ても亂捕の修行を十分にして置かぬと實際に當つて思ふやうに行くものでない・・・(中略)・・・形と亂捕とは偏廢することの出来ぬものである・・・(中略)・・・形は體育と勝負とを目的として修行することも出来る・・・(中略)・・・美育と勝負とを目的として修行する形は・・・(中略)・・・二人なり數人なりで互いに勝負の業を掛けたり外したり受けたりする間に自然と優美なる運動を生じ又力と力との關係から大に人の情を動かす種々の運動が生ずるところからそれらのことを土臺として仕組んだものである¹⁵⁵

「形」は相手の急所を打ったり突いたりする当身技を習得出来ること、投技と固技全般を満遍なく学習出来ること、さらに動作の種類に応じて美育や体育まで可能な優れた稽古法であると述べている。その一方で、乱取による自由な攻防を経験しなければ「形」の成果も不十分となるため、両者が相互に補完し合うことが重要であると付け加えられている。明治20年代には、柔術の伝統であった当身技習得のために「真劍勝負の形」が、投技と固技を学習するために「投の形」と「固の形」が、美育や体育のために「柔の形」などが拵えられたのである。

さらに注目すべき点は、柔道勝負の原理として「柔の理」が取り上げられたことにある。

嘉納は柔の字義と「柔の理」について、以下のような説明を行っている。

こゝに亂捕にも形にも總べて柔道の勝負に通じて働いて居る大切な原理が一つあることを述べておかねばならぬ。それは柔道の柔と云ふことである柔術柔道の柔の字と云ふ字は柔能制剛の柔から取つたのであると云ふ説があるけれども實際はそうではなく「ヤハラ」を漢字で書くとき和術ともし柔術ともし只「ヤハラカイ」と云ふ言葉に漢字を當てたゞけのことであるやうに思はれる然しそんなことは何うあつたにしても兎も角も柔道の柔の字の意味は柔能制剛の柔の字の意味に當つて居る柔道が相撲などとは全く違つて居て高尚な理論が伴つて居る修行であり外國の人々がその理論を聽いて何時も世界に類のない巧妙なる修行であると云ふて嘆賞するは全くこの柔の理に基づいて勝を制すると云ふ點にあるのだと思ふ¹⁵⁶

このように、嘉納は柔道勝負における原理として柔よく剛を制するの「柔の理」を位置づけており、この「柔の理」により相手の力に逆らわずして勝ちを制するところに柔道の特徴があり、外国人の称賛を得る日本独自の文化であると述べている。1889（明治22）年の「柔道一班並ニ其教育上ノ價值」では、「柔の理」の用語は見られなかったが、ここへ来て初めて述べられたのであり、その後の「柔の理」の展開に発展する端緒と言えらる。

講義については「柔道を教へる方法の一つとして、講義は缺くべからざるものである・・・（中略）・・・一通りのことを教ふるにも、實地の亂捕形の稽古の外に、講義の必要がある」¹⁵⁷と述べ、実技以外に講義によって柔道を学ぶことの重要性が説かれている。嘉納は肘関節に対する関節技を例に挙げ「腕挫のやうな一の單純な腕の固業のことを、能く會得させやうとするにも、解剖學や生理學やの上で、骨の形だの、筋の働きだのを説明し、物理學の上で、槓杆の理窟杯を講釋せなければならぬ。尚ほ進んで勝負上に必要な心の修め方杯を教へん為には、心理學杯にも説き及ぼして講釋を為る必要も生じて来る」¹⁵⁸として、門人に腕挫を指導する際にも、人体の構造や力学といった科学的知識に裏付けられた講義が必要であり、さらに複雑な勝負における心のあり方については心理学の知識も絡めて説明

¹⁵⁶ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1899）：講道館柔道講義（第三號の續き）、國士1（4）：25

¹⁵⁷ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1899）：講道館柔道講義（第四號の續き）、國士1（6）：39

¹⁵⁸ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1899）：講道館柔道講義（第四號の續き）、國士1（6）：39-40

する必要があると説いた。嘉納は乱取や「形」などの実地の練習を貴ぶ一方、指導の際には科学的知識を体系的にまとめた講義も重視していたのである。一例をあげれば、1900（明治33）年11月17日に慶應義塾の三田演説館において嘉納は柔道講話を行っており、『慶應義塾柔道部史』には「嘉納師範は柔道の目的、研究上の心得、徳育上に及ぼす効果等を諄々として説き来り、殆ど三時間の長講話を試みられた。説明に當りて山下師範を對手に投の形柔の形等を示し、猶山下師範と金澤氏の亂捕を以つて其實地を解せしめ、聴衆一同に多大の感動を與えたるは興味ある催しであつた」¹⁵⁹と記され、柔道の目的や道徳上に及ぼす効果などを3時間にわたって講話している。

問答については「問答とは、修行者より云ふときは、修行上解らぬことを質問して、師匠より返答をして貰い、師匠よりは修行者が解つて居るか、解つて居らぬかを試み、解つて居らぬときは、能く解るやうに説き聽かせる爲の一種の方便である」¹⁶⁰として、修行者においては修行上の疑問を師匠に問い、その回答から理解を深める稽古法であり、師匠においては回答に対する修行者の反応からその理解度を見極め、理解の足りない部分には適宜説明を行って補足する手段であると説かれている。また講義と問答の関係については「勝負の修行杯も、中に理窟の込み入つて居ることが多いから、單に講義を聴いただけでは、本統に腹に入らぬことが往々ある。これを問答して、明にすることは、修行上缺くべからざることである。かういふ理由があるから、柔道の教導上に、問答は特に必要である」¹⁶¹と述べ、講義のみでは師匠が修行者に向けて一方的に知識を送るだけに終始してしまうが、問答によって修行者の理解度を把握し、不明な点を補足することで修行者の理解がより深まるとしている。

嘉納は「形」や乱取だけでなく、修行上の注意や言語を用いた講義や問答の重要性を説いているが、一方で自身の柔術修行時代はいかなる指導を受けたのであろうか。嘉納は柔術修行時代について「或時先生から或わざでなげられた。自分は早速起きあがつて、今の手はどうしてかけるのですときくと、『おいでなさい』といきなりなげ飛ばした。自分は屈せず立ち向つて、此手は手をどう足をどういたしますとしつこくきゝ質した。すると先生は『さあおいでなさい』と云つて又投げ飛ばした。自分も亦同じことを三たびきゝかへし

¹⁵⁹ （編）三田柔友會（1933）：慶應義塾柔道部史、三田柔友會：56

¹⁶⁰ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1899）：講道館柔道講義（第四號の續き）、國士1（6）：41

¹⁶¹ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1899）：講道館柔道講義（第四號の續き）、國士1（6）：42

た。今度は『なあにお前さん方がそんなことをきいて解るものか、唯數さへかければ出来る様になる、さあおいでなさい』と又なげつけた。かういふあんばいで、稽古は凡てからだに會得させたものだ¹⁶²と述懐している。嘉納は言葉による技の説明を求めたが、師匠は言葉で言ってもわかるものではなく、技は身体で覚えるものだという考えであったため、嘉納はまさに問答無用に投げられながら技を會得したのであった。嘉納は言語を用いることでさらに効果的な指導や上達が見込めると考え、講義や問答を柔道の練習法に採用したと言える。

最後に柔術における稽古法との比較から論じてみたい。柔術の稽古法は主に「形」によって行われたが、乱取もいくつかの流派では採用されていた。例えば、起倒流では「残合」や「勝負合」がそれに類するものであり、天神真楊流でも明治に入ると16本の乱取技を用いての乱取がなされていた。但し、両流とも稽古衣の袖と下穿きが短く、肘や膝が露出して怪我が絶えなかった。そこで嘉納は1886（明治19）年頃に袖をまず長くして怪我なく乱取ができるようにしたのである。

嘉納は柔道の目的として「勝負」と「心身の鍛練」を挙げ、指導法として実地の稽古法（「形」、乱取）のみならず、言語を用いた稽古法（講義、問答）を採用した。柔術時代の指導は数をかければ強くなるといった体験主義の教えであったのに対し、嘉納は言語を介した技の説明（講義）や修行者との質疑応答（問答）などを講じ、一般修行者への普及に対して様々な配慮をしたのであった。

第三項 稽古環境の整備と修行者の心得

嘉納は「講道館柔道講義」において乱取と投技を中心に取り上げ、これに適した稽古環境及び修行者の心得についても説明している。嘉納は乱取における教習法について「投、固の方法とても初心の者の考へ出し得る位なことは大抵これまで考へ盡くしてあるから最初は先づこの場合にはかうあの場合にはあゝと先進者から教へられた通りにするがよい。追々合點が行いて来て後には自分の工夫が場合に應じて出るやうに成つて来る（句点筆者）」

¹⁶² 嘉納治五郎講述・落合寅平筆録（1927）：柔道家としての嘉納治五郎（一）、作興6（1）：61

163と述べ、初心者はまず指導者の教えをよく守って稽古すべきだと説いた。また「此の講義は、出来るだけ分り易くして行く積りであるけれど、生きた師匠が時々の場合に應じて為る講釋の代りには為らぬから、此の講義の筆記を見ながら、出来べきだけ良い師匠の指導を受けることは願はしく思ふ。夫故師匠は第一に必要である」¹⁶⁴と述べ、本講義は参考に止め、なるべく早く適当な指導者を見つけ、実地に指導を受けることが重要であると説いている。また固技の教習法については「初心の者に教へるには投と固の中では下へ抑へ付けること杯を専とすることになつて居る。段々修行が進んで来て外のことをしても差支ないやうになつてから絞業とかその他關節等の業をさせることになつて居る（句点筆者）」¹⁶⁵と述べられ、抑込技から絞技、そして關節技への段階的な学習方法が示された。こうして、嘉納は本講義の限界について説明し、初心者に良師を求める必要性と乱取及び固技の段階的な学習法を示したのであった。

また、本講義では畳や稽古衣など、望ましい稽古環境についても詳しく説明されている。畳については「畳の床は餘り細かくさしたの堅くて不便ゆゑ八通りか九通り位を適當と考ふ。表は琉球表の成るべく丈夫なのを用ひ、これを久しく損じない様にするには、十通り以上十五通り以下位置糸を以て綴ぢ附け、さうしてその糸は畳の表に餘り多く出で居らぬやうにするがよい・・・(中略)・・・又畳の敷き合せに決して隙の出来ぬやうにし、又畳の損じは怠らず繕ふて、危険のないやうにして置かねばならぬ」¹⁶⁶と述べ、乱取を行う上で適当な畳の材質や管理の大切さ、隙間のない安全な畳の敷き方について説明されている。また、乱取の実施においては「一組の稽古の為に二間に三間以上の廣さを要する都合である・・・(中略)・・・二十畳に二組とか三十畳に三組とかの割合で稽古して居るのが、一番危なげがない」¹⁶⁷と述べ、安全に乱取を行うには20畳に2組、30畳に3組程度が望ましいと説いた。

次に、稽古衣についてみると、嘉納は望ましい稽古衣について以下のように述べている。

¹⁶³ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1899）：講道館柔道講義（第三號の續き）、國士1（4）：22

¹⁶⁴ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1899）：講道館柔道講義（第六號の續き）、國士3（14）：4

¹⁶⁵ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1899）：講道館柔道講義（第三號の續き）、國士1（4）：23

¹⁶⁶ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1899）：講道館柔道講義（第六號の續き）、國士3（14）：4-5

¹⁶⁷ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1899）：講道館柔道講義（第六號の續き）、國士3（14）：4-5

稽古衣は、上衣と、下穿と、その附属品として帯との三種が普通の亂捕に必要なものである・・・(中略)・・・上衣は白木綿の筒袖、袴袴(腰より上を三枚にするも差支なし)にして、腰より上全体を白糸を以て細かく刺したるものである。袴袴の長さは膝より一二寸下に達し、普通の袴袴のやうに前を合せ帯を以て締めるのである。さうしてその幅は左右とも腹部の全体を覆ひ、両端とも脇の縫ひめに達するやうにし、筒袖の長さは腕を曲げたとき肘より一二寸先に出る位とし、その太さはその筒袖を通した腕の外に他の手の拳を入れて一杯になる程のものを適當とするのである。さうして、下穿は矢張白木綿で拵へ、長いのと短いのと二種を用ふるが、長いのは通例袴にして、股引を緩く拵へて前で紐で結ぶやうにしたのである。その長さは膝と踝との中間位に達するを適當と思ふ。短いのも大体の拵へ方は同じだが、西洋袴を以て代用することも出来る位なもので、長くも股の中間に達する程あればよい。これは一重にして餘り窮屈で無いやうに拵へて置くがよい。それから帯であるが、これは矢張白木綿の極地の厚いので、五つ折又は六つ折にして、白糸を以て豎に四通り以上六通り以下位刺したのである。その長さは人々の胴の廻り次第で異なる譯であるが、先づ二ツ廻つて結べるやうになればよいのである¹⁶⁸

稽古衣は白木綿を原料とし、上衣、下穿、帯の3点で構成され、袴袴や股引^{ももひき}に刺し子を施したものであるという説明を行った。また、この時初めて稽古衣の規格が文章化され、半袖であった袖丈は肘より長く、また下穿も膝と踝との中間位まで長くするよう定められ、肘や膝をすりむかないよう安全化が図られた。従来の柔術における稽古衣は「半袖で広袖の白木綿の稽古衣であった。この半袖で広袖、白木綿の稽古衣は、当時の下着であった袴袴と同形であったと考えられる。また稽古衣には刺子が施され、引っ張っても破れないやうに作られた」¹⁶⁹とあるように、下着として着用されていた袴袴と股引に刺し子が施されたものであった(図1、2参照)。嘉納は講道館創設当初はこの短袖短袴の稽古衣を着用したが、上衣は1886(明治19)年頃に肘を少し超える長さに改良され、これによって背負投や体落など、手技の進歩が図られた。

¹⁶⁸ 嘉納治五郎講述・門生筆記(1899):講道館柔道講義(第六號の續き)、國士3(14):6-7

¹⁶⁹ 藤堂良明・入江康平・村田直樹:柔道衣の形態と色に関する史的 연구(その1)、武道学研究30(3):42



図1 柔術修行時代の嘉納の稽古衣¹⁷⁰ 図2 1884(明治17)年頃の講道館の様子¹⁷¹

1900(明治33)年に講道館に入門し、1947(昭和22)年には九段となり、女子及び少年への柔道普及に貢献した半田義麿は、講道館雑誌『柔道』連載の「柔道憶ひ出話(六)」において、稽古衣の変遷について言及している。半田は「今の審判規程では、袖口を持つことを禁ぜられてゐるが、當時から嘉納先生は、袖口へ手を入れてはいけない、と始終云はれてゐた。しかし袖口を握ると、肘までしかない柔道衣では、非常に技がかけ易いので、なかなか改まらなかつた。四十年の春に嘉納先生は、袖の長い柔道衣と、ズボンのやうな下穿を数組拵へて、『今後講道館の試合には、これを用ひること。』と申し渡された・・・(中略)・・・この改良柔道衣を着ることになつても、『技が効かない。』と云つて着ようとしなかつた者などあつたが、試合毎に講道館から借りて着なければならぬので、遂には自分でそれを購ふやうになつた・・・(中略)・・・この改良柔道衣を用ふるやうになつてから、肘や膝を摺剥く者が殆どなくなつた」¹⁷²と述懐しており、1907(明治40)年春に嘉納は長袖長ズボンの柔道衣着用を各大会において義務づけた。こうした努力を続けた結果、柔道における膝や肘を擦る怪我は激減したのであった。

前述したように、稽古衣は上衣、下穿、そして帯の3つで構成されているが、それぞれの各部位にも細かく名称が定められた。各部位の詳細は以下の通りである。

稽古衣：上衣：襟：裾後襟、右横襟、左横襟、右前襟、左前襟
：紋所

¹⁷⁰ 講道館蔵

¹⁷¹ 半田義麿(1934)：柔道憶ひ出話(六)、柔道5(5)：20

¹⁷² 半田義麿(1934)：柔道憶ひ出話(六)、柔道5(5)：20-21

- : 肩 : 右肩、左肩
- : 袖 : 右奥袖、左奥袖、右中袖、左中袖、右前袖、左前袖
- : 裾 : 後裾、右横裾、左横裾、右前裾、左横裾
- : 帯 : 前、前右横、前左横、右横、左横、後右横、後左横、後
- : 下穿 : 右前、右内横、右外横、右後、左前、左内横、左外横、左後¹⁷³

このように、上衣は襟から裾までの5箇所に分類され、さらに紋所以外には前後左右の位置に応じて18箇所の名称が定められた。次いで下穿と帯に8箇所ずつ名称が定められており、上衣については特に細かな位置まで名称が定められている。こうした配慮は、特に投技の解説において掴むべき場所を伝えやすくするためだと言えよう。

次に乱取における心得について見ていきたい。乱取における心得は、自己の体調管理、施設用具の管理、そして勝負に関する心得の3点から論じられている。自己の体調管理については「先づ無病で身体に故障のないときを撰ぶがよい。稽古の時刻は何時でも構はぬが、食事後早々と餘り空腹のときは避けるがよい。又稽古をする時間の適度は、精密に云ふと六ヶ敷規則があるけれど、大体一晚熟睡した後に、疲勞が去つて、元氣が恢復する位であれば、其人々の都合次第、何程遣つても差支はない」¹⁷⁴と記され、疾病、怪我、満腹状態、極端な空腹状態、そして過勞の状態では乱取に臨んではならないと説かれた。

施設用具の管理については、まず稽古衣について「平生に注意し置き、假初にも怠慢不行届の無いやうにして置くことは、修身上の心得でなければならぬが、乱取の修行を為るものが、破れたり穴の開いたりする稽古衣を着て、稽古するは、往々相手の不利となることがあるから、相手も不利なる事情の下に置き、自分は便利を得て居ると云ふことに成つて、卑怯の舉動たるを免れぬ」¹⁷⁵と述べ、稽古衣の管理を怠ることは安全や衛生の問題ばかりでなく、所有者の人格も問われるため、注意を払う必要があると説かれた。さらに「帯の結び目は必ず腹の方にあつて、後の骨のある方にないやうにして置かねばならぬ」¹⁷⁶、

¹⁷³ 嘉納治五郎講述・門生筆記(1901):講道館柔道講義(第二十五號の續き)、國士4(31):114

¹⁷⁴ 嘉納治五郎講述・門生筆記(1899):講道館柔道講義(第十四號の續き)、國士3(15):13-14

¹⁷⁵ 嘉納治五郎講述・門生筆記(1899):講道館柔道講義(第十四號の續き)、國士3(15):14

¹⁷⁶ 嘉納治五郎講述・門生筆記(1900):講道館柔道講義(第十五號の續き)、國士3(17):17

「それから又注意して置きたいのは、道場の掃除である。是は不断に能く行届いて居るやうにせねばならぬ」¹⁷⁷と述べ、背骨を痛めないよう帯の結び目の位置を腹の方にする、道場を普段から清潔に保つなど、安全、衛生、そして倫理・道徳的観点から自己及び施設用具の管理の重要性が呼びかけられた。こうした細かな注意の背景には、柔道創始当初から武術は危ないというイメージを世間の人に持たれており、そうした風評を防ぐための嘉納の配慮もあったと言えよう。

最後に、勝負上の心得について見ていきたい。嘉納は乱取における身体の扱いについて「眼の着け處であるが、眼は或る格段の場合の外は、特に一と所のみを見て居つてはならぬ。彼の全体に眼を注いで居らねばならぬ」¹⁷⁸、「体又は手足の力も同様で、不断は力を抜いて全体にも局所にも力を入れて居らぬがよい。さうすると必要のあるときは、其の場所に十分の力を入れることが出来る」¹⁷⁹と述べ、相手の局部の動きに捉われずに全体を把握する目付けと、必要な時以外に全身の力を緩めておくことの重要性を挙げている。また、こうした理想的な目付けや適度にリラックスした身体の状態を実現するためには、「心の静穏と云ふことを務めなければならぬ。心が静穏になつて居れば、彼の変化は能く我が眼にも見え、心にも映ずる、我身四肢も其場合に適した命令を受けて働くことが出来る。周囲のことにも心が奪われない」¹⁸⁰と述べ、心の静穏、つまり平常心を保つことの重要性を訴えている。さらに、平常心を保つためには覚悟が必要であるとし、覚悟とは「彼の攻撃を恐れ、畏縮して居ては、何時まで経つても修行は進まぬ。自ら進んで行きもし、何時でも、彼の攻撃に應ずる積りで居らなければならぬ。それには勿論負けることも覚悟して居らねばならぬ。負ける積りもあつてこそ、勝てる場合が生じて来るのである」¹⁸¹と記され、相手の攻撃や自分の攻撃の失敗を恐れて萎縮しては勝利も上達もなく、負けることも覚悟の上で思い切った稽古をすべきだと説かれている。

こうした覚悟の養成には「負けることを恐れなくなるには、負けると云ふことは危険な

¹⁷⁷ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1900）：講道館柔道講義（第十五號の續き）、國士 3（17）：18

¹⁷⁸ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1900）：講道館柔道講義（第十七號の續き）、國士 3（20）：25

¹⁷⁹ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1900）：講道館柔道講義（第十七號の續き）、國士 3（20）：26

¹⁸⁰ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1900）：講道館柔道講義（第十七號の續き）、國士 3（20）：26-27

¹⁸¹ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1900）：講道館柔道講義（第十七號の續き）、國士 3（20）：27-28

ことでもなく、苦痛のあることでもない」と云ふことを考へるやうにならねばならぬ。それには、負ける稽古をして、負けても危険もなく苦痛もない様にならねばならぬ。この負ける修行は、固業に就いては別段仕やうもないが、投業に就いては色々である¹⁸²と述べ、投げられることの恐怖や危険をなくために「負ける稽古」が必要である説いた。なお、「負ける稽古」とは「投げられたときの倒れ方、転り方」¹⁸³であり、現代柔道における受身¹⁸⁴のことであった。

投技については「講道館柔道講義」最後の7回をあて、小外刈から裏投まで25本の解説がなされた。本講義における投技に対し、第二節において取り上げた「五教の技」(一：第一教、二：第二教、三：第三教、四：第四教、五：第五教)及び投技の種類(手：手技、足：足技、腰：腰技、真：真捨身技、横：横捨身技)から分類を行い、講道館の投技指導の特徴についてみていきたい(表1参照)。

表1 「講道館柔道講義」にみられる投技の説明

発行年月日	巻(号)	技名(五教の技における段階、投技の種類)
1901年4月	4(31)	小外刈(二、足)、小内刈(五、足)
1901年5月	4(32)	膝車(一、足)
1901年6月	4(33)	釣込足(一、足)
1901年9月	4(36)	足払技(なし)、浮腰(一、腰)
1901年11月	5(38)	払腰(三、腰)、釣込腰(五、腰)、内股(三、足)、大外刈(一、足)、大内刈(なし)
1901年12月	5(39)	浮落(四、手)、巻込(なし)、背負投(二、手)、巴投(二、真)、俵反(四、真)、隅反(二、真)
1902年3月	5(42)	横落(一、横)、谷落(二、横)、浮業(四、横)、横掛(五、横)、

¹⁸² 嘉納治五郎講述・門生筆記(1900)：講道館柔道講義(第十七號の續き)、國士3(20)：28

¹⁸³ 嘉納治五郎講述・門生筆記(1900)：講道館柔道講義(第十七號の續き)、國士3(20)：28

¹⁸⁴ どのように投げ倒されても、また自分から倒れても、安全に身を取り扱うことのできる方法。具体的には、投げられたり、倒れたりした際に、身体がまさに畳に触れようとする時、腕で畳を強く打つ、また背中を丸めて円い輪を転がすように転がることなどで身体に受ける衝撃を減殺する方法。受身には後受身、横受身、前受身、前回り受身などがある〔(編)柔道大事典編集委員会(1999)：柔道大事典、アテネ書房：46〕。

これをみると、まず小外刈から足払技までの足技 5 本から入り、やがて払腰や釣込腰などの腰技を経て、浮落や背負投などの手技、巴投や隅返などの真捨身技、そして最後は谷落や抱別などの横捨身技を学ぶ過程が示されている。「五教の技」との関係からみると、第一教と第二教から 5 本ずつと最も多く、次いで第四教、第五教、そして五教の技にない技が 4 本ずつ、第三教から 3 本が含まれていた。「五教の技」の各教から満遍なく技が盛り込まれており、また足技、腰技、手技、真捨身技、そして横捨身技へという投技の段階的指導が明確に打ち出されていた。その一方で固技の紹介はなく、ここにも嘉納の投技重視の方針が窺える。

嘉納は、こうした投技の原理を「崩し」、「作り」、「掛け」という 3 つの局面に分けて説明している。「崩し」については「假に彼が自然本體で立つて居るとし、これを前に引いて彼の體を前に傾かせるを前に平均を失はせると云ひ、後に押して彼の体を後に傾かせるを後に平均を失はせると云ふ。これを短く云へば前に崩し、又は後に崩すと云ふ」¹⁸⁵と述べ、相手のある方向へ引くなり押すなりしてそのバランスを失わせることだと説明している。また「作り」と「掛け」については「彼を投げるには、第一に、彼の体の平均を失はせるやうにし、我の方では彼の倒れ易い方に、巧に業を掛けることをしなければならぬ。彼の体の平均を失わせるように仕向けることを作と稱へ、我の方で彼を倒す為に業を掛けることを掛と稱へる」¹⁸⁶と述べ、相手のある方向に引くなり押すなりして投げやすい状態へ仕向けることが「作り」であり、そして「作り」によって生まれたチャンスに自分が技を施すことを「掛け」であるという説明がなされた。なお、「崩し」という用語は、投技主体であった起倒流柔術伝書にも見られず、近い意味の用語としては「位」¹⁸⁷が使われたにすぎない。

嘉納が「崩し」を発見した契機は、1885（明治 18）年頃の上二番町時代に起倒流の師匠である飯久保と乱取をしている時であった。「その日は是迄とちがひ、不思議にも先生から

¹⁸⁵ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1900）：講道館柔道講義（第二十號の續き）、國士 4（25）：68

¹⁸⁶ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1900）：講道館柔道講義（第二十號の續き）、國士 4（25）：66

¹⁸⁷ 位とは波上浮木乃位なり。浮立ツ波には浮、沈波には沈の如く敵乃氣力乃はげしきにさからわず、それに随ひ應じて其氣力を察し勝利を得るなり [吉田奥之丞（1836）：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵]。

は一本もとられず、而も自分のかける技が誠によくきく・・・(中略)・・・これは全く、自分が相手の身体を崩すことを研究して自得した結果であつたのだ・・・(中略)・・・まず崩して然る後、技をかけること、之を徹頭徹尾実行したのである。他日講道館に於て、六方の崩し、或は八方の崩しといふことを教へたが、此研究からである」¹⁸⁸と述懐しており、相手の体を崩した後に技を掛けることを徹底した結果、師匠の飯久保を投げる事が出来た嘉納は、その「崩し」の方法として講道館において「八方の崩し」を教えていたのである。「崩し」の概念については、柔術時代にも認識されていたが、「作り」と「掛け」の概念は嘉納が編み出したものと言えるだろう。

嘉納はこうした「崩し」、「作り」、「掛け」の原理に基づき、25本の投技を解説している。その一例として小外刈と小内刈の説明を以下に引用した。

今假に彼が我が体と引いたとし、その時我は講釋の通に体と足とを同時に動かして、附いて行かず、先づ右なり、左なり一方の足だけを前に進め、それから他の足と体とがこれに附いて動く云ふ場合があると、その時は彼の業が掛かる恐れがある。何ぜと云ふに、彼から引かれたとき、最初体と足とが附いて進んで行かうとする際、我が体の平均が失はれることになる、暫くの間は体が自然に立つて居るのでなく、進んだ方の足に力が入つて居る為、漸く倒れることを防ぎ得るのである。この様な場合には、彼が足先を鎌のやうに曲げて、我が先に出た足の踵の邊に引つけて引くときは、(我が右足が先に出たときは、彼の左足で掛け、我が左足のときは彼の右足で、)我体は倒れるより外はない。勿論掛ける時機は擇ばなければならぬ。それは進んだ足に力が入つた。後の足は体と共に浮いて前に進まうとする、然しまだ進んで来ない、即ち体の平均は失はれて居ると云ふときである。この業は 小外刈 と稱へるのである。この小外刈と云ふ業は先に出た足の爪先が内に向き、即ち踵が外向いて居るときに掛り易い。若しこれに反対して、爪先が外向いて、踵が内向いて出て来たときは、(外は悉く小外刈の場合と同様であつて) 小内刈 と云ふ業を掛ける¹⁸⁹

個々の投技を「崩し」、「作り」、「掛け」の原理から解説したのは、この時が最初であつ

¹⁸⁸ 嘉納治五郎講述・落合寅平筆録(1927):柔道家としての嘉納治五郎(六)、作興6(6):59

¹⁸⁹ 嘉納治五郎講述・門生筆記(1901):講道館柔道講義(第二十五號の續き)、國士4(31):112-113

た。そして、「掛け」の心得として「初心の者がこれ等の業を掛けるには、適當の時機より、小々早い目に掛ける位な心持で丁度よい程になる。又これ等の業について、注意して置くべきことは、只強くさへ業を掛ければよいと云ふものではない。業は軽くかゝつても、時機と掛け方とを誤らぬやうにしなければならぬ」¹⁹⁰と述べ、力を抜き、時機を逃さず技を掛けることが大切であり、初心者は時機を逸しがちであるため意識して早めに技を出すべきであるなど、「掛け」方のコツが示された。

嘉納は小さな者でも僅かな力で大きな者を投げる事が出来る投技の構造を「崩し」、「作り」、「掛け」の理合いから説明し、その際に掴むべき稽古着の場所をはじめ所作について詳しく説明した。当時の嘉納の指導法について、『日本柔道史』には「勝負法の柔道では、従来、柔術教師の用ひてみた以心傳心的教授法を改めて、嚴密なる力學の法則の上に立つて、科學的に微に入り細を穿つて重力の説明をせられて、極力、力學の法則に反する強引な技を戒められたので、自然門人達も、自分の工夫力を刺戟され、無理な技を出来る限り避けて、自然に冴えた技を研究するやうになつた。勿論當時は、固技も相當研究されてはゐたが、どちらかと云へば立技の方がむしろ主として研究されてゐた」¹⁹¹と記され、嘉納は投技の構造を力學的に説明したことで門人も科學的見地から無理のある技を避けるようになり、自然と冴えた投技が研究されるようになった様子が窺える。

嘉納は「講道館柔道講義」において柔道の目的（勝負と心身の鍛練）と共に4つの稽古法（「形」、乱取、講義、問答）を紹介し、乱取と投技に関する記述が大部分を占めた。また投技は足技から横捨身技に至るといふ段階的な指導と共に、「崩し」、「作り」、「掛け」といふ新たな概念で説明を行い、具体的に正しい姿勢や、進退動作、タイミング、力の入れ方などの重要性を説いた。こうして嘉納は「講道館柔道講義」を通して柔道の指導法・練習法の言語化を図ると共に、雑誌を通じて全国の修行者に提供したのである。

第四項 「講道館柔道亂捕試合審判規程」の制定とその意義

柔道の試合のおこりは、「今日行はれて居る様な紅白試合・月次試合といふものを規則正

¹⁹⁰ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1901）：講道館柔道講義（第二十五號の續き）、國士4（31）：113-114

¹⁹¹ 丸山三造（1930）：日本柔道史、大東出版社：145

しくやつたのは、明治十八年頃からであつたとおもふ」¹⁹²と記され、1885（明治18）年頃からの講道館での月次試合、紅白勝負が最初とされる。前者は毎月、後者は春秋2回行われ、修行者の目標とされた。その後、1895（明治28）年に設立された大日本武徳会においても毎年武徳祭が開かれ、当時の試合は講道館の月次試合、紅白勝負、そして武徳祭が主なるものであった。

「講道館柔道講義」は『國土』において1898（明治31）年11月（『國土』第1巻第2号）から1902（明治35）年3月（『國土』第5巻第42号）まで計16回連載されたが、第8回と第9回の間には断絶があった。「講道館柔道臨時講義」はこの間3回（『國土』第3巻第21、23、24号）に渡って連載されたもので、その内容は試合審判規程が中心であった。「講道館柔道講義」第8回と第9回は共に「負ける稽古」について論じられており、これを敢えて中断する形で「講道館柔道臨時講義」を連載した背景には、第二節で見てきたように学校柔道における対校試合の増加が挙げられ、試合審判規程の制定が求められるようになったことが挙げられる。

嘉納は規程の必要性について「勝負の審判法は、本来一定の法のあるべきものでない。取り極め次第で何うでも定められるのである。眞劔の勝負ならば、実際に殺すか殺されるかして勝負が決するのであるが、柔道の亂捕は一には眞劔勝負の稽古であるが、本統の眞劔勝負ではないから、危険のないやうに注意しなければならぬ。又一には体育の為にするのであるから、成るだけ異なつた業を用ひさせるやうにして、身体の各部を練るやうに仕向けて行かなければならぬ。さうして又修心の一助ともならなければならぬから。勝負をする雙方の相手の心事如何を一々の場合に於て参酌し、業の巧妙拙劣の度合を参考して、其の優劣即ち勝負を判定しなければならぬ」¹⁹³と述べ、勝負に規程を設けるべきではないとする一方、柔道の乱取勝負は武術の眞劔勝負とは異なり、体育や修身にも資するよう、安全に心身の鍛練を図ることができるような規程が必要だと説いた。こうした認識から、嘉納は乱取の審判規程作りに着手したのであった。

「講道館柔道臨時講義」は3回連載され、第1回に1899（明治32）年に制定された武徳会の規定である「武徳會柔術試合審判規程」（以下、「武徳會規程」）が紹介され、第2回ではその解説がなされた。そして第3回には1900（明治33）年に制定された「講道館

¹⁹² 嘉納治五郎講述・落合寅平筆録（1927）：柔道家としての嘉納治五郎（六）、作興6（6）：61

¹⁹³ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1900）：講道館柔道臨時講義、國土3（21）：31

柔道亂捕試合審判規程」(以下、「講道館規程」)の紹介と解説がなされた。「武徳會規程」について、嘉納は「従来講道館の亂捕勝負の審判法は、大体前に述べた標準から割出して来て、定めてあつたのであるが、昨年京都の武徳會で同会の勝負審判規程を定める必要があつて、特に之を定めるために全國より知名の柔術家を集めて評議した・・・(中略)・・・自分が委員長となつて、原案を作つて、其の委員の評議にかけた」¹⁹⁴と述べ、嘉納の原案を下に当時の柔術諸家と議論を重ねて作成されたものであつた。一方、「講道館規程」は「此の儘講道館で用ひても大した不都合はないと考へられるけれど次のやうに變更する方が一層適當と思はれるから講道館の審判法としてはその變更した通りと心得て居るがよい」¹⁹⁵と述べられ、嘉納が理想とする乱取勝負のあり方が「武徳會規程」より強く反映されていると言える。従つて、ここでは「講道館規程」を中心に嘉納が求めた試合のあり方について見ていくこととする。「講道館規程」の全文を以下に表でまとめ、「武徳會規程」との相違点については下線を引いた(表1参照)。尚、本文中の引用については表1中のA～Mの記号を用いることとする。

表1 「講道館柔道亂捕試合審判規程」の内容¹⁹⁶

記号	条 文
A	第一條 講道館に於て柔道亂捕の試合を執行するときは投業又は固業を以て勝負を決定せしむ
B	第二條 投業は立業及び捨身業を包含し固業は絞業抑業及關節業を包含す但初段以下の試合に於て關節業は勝負の數に加へず
C	第三條 勝負は二本にて之を決す但試合者雙方一本ずつの勝負ありたるときは更に一本の勝負を試みしむ
D	第四條 相當の時間内に勝負決せざるときは審判者は之を引分くるものとし「引分け」と掛聲して試合を停止せしむ試合者雙方一本ずつの勝負ありたる後同様の場合生じたる時も亦同じ
D	第五條 試合者の中孰れか一本と認むべき勝を得たるときは審判者は「一本」と掛聲し同一の人更に又一本の勝を得たるときは「二本」と掛聲し試合を停止

¹⁹⁴ 嘉納治五郎講述・門生筆記(1900):講道館柔道臨時講義、國士3(21):32

¹⁹⁵ 嘉納治五郎講述・門生筆記(1900):講道館柔道臨時講義、國士3(24):53

¹⁹⁶ 嘉納治五郎講述・門生筆記(1900):講道館柔道臨時講義、國士3(24):53-56

	<p>せしむ</p> <p>若し同一の人勝たず前に負けたる人勝ちたるときは前同様「一本」と掛聲し勝負を繼續せしむ其後孰れか再び勝ちたるとき「二本」と掛聲して勝負を停止せしむ</p>
E	<p>第六篠 投業にして十分の一本とは見做し難きも業として相當の價値ありと認めらるべきとき又は固業にして殆ど一本と認定し得べき場合ありたるを辛うじて逃れたるとき審判者は「業あり」と掛聲し其後一回又は數回同様のことあるときは審判者の見込を以て「合して一本」と掛聲し二回又は數回の不十分なる勝を合して勝と見做すことを得</p> <p>其投業たると固業たるとを論ぜず前項の如き不十分なる業試合者雙方に於てあるときは審判者は之を差引して其優劣を判定するものとす</p> <p>不十分なる業幾回あるも審判者が「合して一本」と掛聲せざる前試合者孰れかに於て十分なる一本の勝を得たるときは其前に於て得たる不十分なる勝は總べて効力を失ひ消滅するものとす</p>
F	<p>第七篠 投業にして一本の勝と認むべきものは左の條件を具ふることを要す</p> <p>(イ) 故意又は過ちて倒るるにあらざして一方より業を仕掛け又は相手の業を外したるが為め倒るること</p> <p>(ロ) 業の種類により必ずしも正確には定め難きも大体に於て仰向に倒るること</p> <p>(ハ) 相當の「ハズミ」又は勢を以て倒るること</p>
G	<p>第八篠 投業掛りたるも掛けられたるもの自己の体が倒されて地に落つる前に体を轉じ之を避けたるときは之を負けたるものと見做すことを得ず</p>
H	<p>第九篠 業を掛けられたるもの何程早く体を轉じ自己の便宜の位置に復するも一度其業に掛り倒れたること明なるときは之を一本の負けと見做す</p>
I	<p>第十篠 投業は十分に掛り居るも掛けられたるもの釣り下り又は搦み附くが為め見事に倒れざることあり此の如き場合に於ては審判者の見込を以て第七條に拘はらず勝負を定むることを得</p>
J	<p>第十一篠 固業は手又は足にと二度以上相手の体又は疊を打つか然らざれば「マイリ」との合圖を為したるとき勝負の決したるものとす但抑業は手足又は</p>

	「マイリ」の合圖を待たず審判者の見込にて相當の時間相手を起き得ざらしめるときは一本の勝と見做すことを得絞業及關節業も審判者の見込を以て勝負判然せりと認むるときは合圖を待たず之を決することあるべし
K	第十二籙 初段以下のものは投業七八歩固技二三歩の割合初段以上のものは投業六七歩固業三四歩の割合にて平素修行するを適當とす依て試合の際に於ても一方のもの公平の方法に依らず又は卑劣なる手段を用ひ投業又は固業を避けんとするときは審判は注意して審判の正常と認むる方法に依り勝負せしむることを得
M	第十三籙 初段以上の者と雖も乱捕試合の際手足の指の關節業及手首足首の關節業は之を用ふることを許さず

(下線、筆者)

試合において使用可能な技術は A に示された通り、投技と固技（抑込技、絞技、關節技）に限定されている。但し B と M に示されたように、有段者以外の關節技の使用と、手足の指及び手首と足首へ關節技が禁止された。その理由については「手でも足でも指の關節は誠に挫け易いものであるから、之を許すときは危険が多い。さうして指の一本や二本を挫いても眞劍勝負には比較的大切でない。又足首の關節も勝負上大切でなくて割合挫き易い。それで之を禁じてある（句読点、筆者）」¹⁹⁷と述べられ、安全の観点と共に眞劍勝負においては指の骨折程度では致命傷とならないなど武術的観点から説かれた。

勝利の条件については、C にあるように「一本」を 2 回先取した試合者を勝者とする「二本勝負」を採用している。D を見ると、試合者双方が「一本」を取れない状態、あるいは両者共「一本」を取っていてもその後もう一度「一本」を取ることが出来ない状態が相当の時間続いた場合、その試合は「引き分け」とすることが定められた。F に記されたように、投技の「一本」の判断基準は①相手をコントロールして倒す、あるいは相手の技を意図的に外して倒した時②相手を大体仰向けに倒した時③相当のはずみや勢いを伴って相手を仰向けに倒した時、という 3 つの条件が定められた。一方、固技については J において①技を決められている者が手や足で相手の体か畳を二度叩いて「参った」の合図をした場合②抑込技が極まり、「参った」の合図は無いが相当の時間が経ち相手が起きられないと審

¹⁹⁷ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1900）：講道館柔道臨時講義、國士 3（23）：47

判員が判断した時③絞技と関節技が極まり、「参った」の合図は無いが審判者が技の効果を認めた時、という3つの条件が定められた。

「引き分け」の運用について「ここに云ふ相當の時間とは、審判者が認むる相當の時間である。短い時間に多人数の組合を濟ませやうと思はば早く引分けなければならぬが、少人数が長い時間に試合をするやうな場合には成るべく十分に時を與へて力と技量とを試みさせるがよい。又いくら時間があつても審判者が久しく試合を續けさせる必要がないと認めるときは、何時止めさせてもよいのである（句読点、筆者）」¹⁹⁸と記され、審判員は大会の事情に応じ、短時間に多くの試合をこなす場合は早めに引き分けを下し、時間のある場合は両者の優劣が定まるまで攻防を見守るなど、審判員が状況に応じて臨機応変に試合時間を決めることが認められていた。

試合時間は審判員の裁量であったため、取り組みによって試合時間に大きな差があったと考えられる。「二本」を取るまでの過程を、この規程に則ってシュミレーションしてみると分り易い。技の優劣の評価はFに示された通り、「一本」以外にも「業あり」が認められていた。しかしながら、それは今日の「技あり」¹⁹⁹と異なり、片方の試合者がこれを2つ以上取っても確実に「一本」となる保証は無く、その判断も審判員に委ねられていた。複数の「業あり」が「あわせて一本」となるかは審判員次第であり、両者の優劣を決しようとするほど、必然的に試合時間が長くなるという仕組みであった。

続いて、投技と固技の関係をみると、Kにおいて示されている通り、投技勝負を重んじる内容となっている。この理由について、嘉納は以下のように述べている。

投業の修行の為には百種の筋を働かせる為、全身の發育の上に利益あるのみならず理論も高尚であつてこれが為には大に利益がある。抑業や絞業などのみを修行して居ては多人数を對手にするやうなときには間に合わぬ。弱い者を一人位對手にするときは一時絞め落して置いて後縛る杯のことも出来るから絞業も用を為さぬこともないが、絞め落すには多少時間がかかるから對手が強ければ反て當身でも受ける虞がある。投業では敏捷活潑に働きさへすれば多數の人を對手にすることが出来る。又投勝負を最初に十分修行して置けば固勝負は後からでも修行が出来易いが、固勝負を最初に十分

¹⁹⁸ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1900）：講道館柔道臨時講義、國士3（23）：42-43

¹⁹⁹ 試合において、技の効果を現すスコアの一つ。「技あり」は「一本」に次ぐスコアで、2つ獲得すれば「技あり、あわせて一本」となる〔（編）柔道大事典編集委員会（1999）：柔道大事典、アテネ書房：429〕。

修行すると投勝負に移り悪い。結局は投も固も両方とも修行するがよいのであるが先づ投に重きを置くことが必要である。それで初段までは特に投に重きを置き初段以上に進んでから追々外のことにも力を用ふるやうにするがよからうと思う²⁰⁰（句読点、筆者）

投技は多種多様な運動を行うため体育的価値が高く、また勝負の理論が高尚であり真剣勝負における武術的価値も固技に比べ優れており、教習課程としても投技から入って固技に幅を広げていくことが望ましいとしている。このように、嘉納が「講道館柔道講義」を通じて一般国民に示した柔道とは、投技を重視した乱取を重んじ、その成果を試合によって確かめるというものであった。但し、嘉納が示した試合とは単に勝敗を決するためではなく、体育や修心といった目的を達成するための手段であった。明治時代には二本勝負で行われたが、一本勝負となるのは、次章の高専大会で取り扱うことにしたい。

警視庁武術大会が本格的に盛んとなった明治 20 年代から、「柔道一班並ニ其教育上ノ價値」講演が行われた 1889（明治 22）年を経て、学校に柔道が採用される 1911（明治 44）年までの入門者数は次の通りである（表 2 参照）。

表 2 講道館への入門者数（1890～1911）²⁰¹

年度	入門者数		年度	入門者数	
	年度	累計		年度	累計
明治 21	378	849	32	474	5,257
22	605	1,454	34	420	6,082
23	565	2,019	35	473	6,555
24	302	2,321	36	304	6,859
25	434	2,755	37	396	7,255
26	291	3,046	38	569	7,824
27	238	3,284	39	612	8,436
28	217	3,501	40	821	9,257

²⁰⁰ 嘉納治五郎講述・門生筆記（1900）：講道館柔道臨時講義、國士 3（24）：57-58

²⁰¹ 講道館提供

29	398	3,899	41	765	10,022
30	386	4,285	42	541	10,563
31	498	4,783	43	844	11,407
33	405	5,662	44	955	12,362

この表からは、1888（明治 21）年頃の警視庁武術大会での勝利や「柔道一班並ニ其教育上ノ價值」講演から入門者数が急増し、1898（明治 31）年の造士会の設立と『國士』発行に伴って入門者数が毎年 400 名を超えるようになり、1904（明治 37）年から 1905（明治 38）年にかけての日露戦争後の尚武の風の浸透と撃剣・柔術の正課採用に向けての国会への請願などを通して急激に伸びていった傾向が窺える。嘉納の柔道普及戦略と入門者数の増加には密接な関係があったと言える。

第六節 おわりに

本章においては、「学校体操正課採用に向けた嘉納の柔道普及戦略」と題し、講道館創設から撃剣・柔術の学校正科採用（1911）に至るまでの期間、学校及び一般修行者に対して行った嘉納の柔道普及戦略について考察を行った。各節における考察の結果については、以下の通りである。

1) 講道館柔道の創設とその実態

嘉納は講道館を創設したものの、始めは12畳の道場で修行者も少なかった。道場では天神真楊流と起倒流の「形」をそのまま教えていたが、修行者の増加と共に乱取を中心に教えるようにし、「形」はその合間に乱取と関連づけて教えていく。また、新興の柔道を世間に知ってもらうために、1885（明治18）年頃に開催された警視庁武術大会に参加し、以後研究中の足技を駆使して、柔術の一大勢力楊心流戸塚派を破っていく。こうして徐々に柔術に代わって柔道が国民に普及されていく。1895（明治28）年には投技の指導指針として「五教の技」を制定し、投技を主とした乱取の普及を図った。

2) 大日本教育会における講演とその意義

1889（明治22）年には、大日本教育会で嘉納は「柔道一斑並ニ其教育上ノ價値」と題する講演を、文部大臣や公人に対して行った。これまでの柔術の目的は勝負が中心であったが、嘉納は講道館柔道の目的として「体育」、「勝負」、「修心」の3つを掲げた。その背景には、東京大学在学中に学んだスペンサーの三育主義教育思想の影響があった。「体育」とは1884（明治14）年の体操伝習所の答申を意識した内容となっており、「強・健・用」の目的を適える安全な乱取の効用を説いた。「勝負」とは武術のことであり、柔術の当身技や関節技を含む「形」を奨励し、柔術の伝統を継承していく。修心法では智育、徳性の涵養、そして勝負の理論を社会生活に応用することを取り上げ、柔術の心法論を封印する一方で「愛国」、「自制」、「親切」などの倫理・道徳的精神性を大切にした。また「先を取れ」や「熟慮斷行」などの教えには、柔術の勝負の際の心構えが受け継がれた。とりわけ、勝負法においては離隔からの当身技を含んだ「離れて行う」乱取の構想が披露されるなど、嘉納が18歳から学んできた柔術の伝統を大切にした。こうした嘉納は体育、勝負、修心の3点から教育的柔道論を説き、学校体操正課への柔道採用を目論んだのであった。

3) 学校における柔道の普及

東京大学卒業後、嘉納は学習院に奉職し谷校長の信頼の下で柔道を授業に加える。また1890（明治23）年より課外活動として柔道が行われるようになり、1892（明治25）年には初の「柔道会」が催される。この会には第一高等中学校や講道館からも選手を招いて試合が行われたが、この他に柔道講話と天神真楊流や起倒流の「形」も演武され、対外試合においても嘉納の幅広い柔道普及の精神が窺える。1891（明治24）年に熊本の第五高等中学校へ赴任すると、すぐさま生徒控所を道場に改造し、講道館から肝付宗次を指導者として招くなど、地方への柔道普及の拠点とした。1905（明治38）年には学習院と高等師範学校附属中学校との対校試合が行われ、やがてルール変更はあったものの、継続して行われるようになる。こうした嘉納の普及活動にもかかわらず、文部省は依然として普通体操と兵式体操を中学校体操科の教材としていた。しかしながら、度重なる剣道界の人々による国会への請願や、嘉納の川越中学校への撃剣体操の見学などを通して、1911（明治44）年に撃剣・柔術は学校体操随意科として採用されたのである。

4) 一般修行者への柔道の普及

1898（明治31）年に嘉納は造士会を創設して雑誌『國土』を刊行し、同誌に「講道館柔道講義」と「講道館柔道臨時講義」を連載して一般修行者に柔道の手引きや指導を行う。柔道の稽古法として「形」、乱取、講義、問答の4つの方法を示し、柔術の体験主義に基づく指導を改めて、言語による理論的な説明へと指導法を展開した。また、柔術時代からの相手の力に順応して勝つという「柔の理」を説き、乱取だけでなく「形」も同等に大切にされた。そして、乱取に組み込めなかった危険な当身技や関節技を「形」によって奨励するなど、柔術の武術性の継承に努める。柔道衣も短袖短穿の稽古着から、1886（明治19）年頃に袖を長くして「崩し」の便宜を図り、1907（明治40）年には下穿を長くして安全を図っていく。また各種の投技は「崩し」、「作り」、「掛け」の用語でその理合が説明された。1900（明治33）年には初の審判規程となる「講道館柔道亂捕試合審判規程」を創り、一本の概念に規定及び投技重視の攻防のあり方を示した。この理由として、投技には様々な状況を判断できる智力の養成と共に、柔術の当身技での攻防の際に適応力のある姿勢は立姿勢であるとして、ここにも柔術の伝統を生かしていくのであった。

第三章

競技化の弊害とその是正に向けた嘉納の柔道普及戦略

第一節 はじめに

1911（明治44）年に柔道は学校体操の正課に採用されたが、やがて乱取・競技が盛んになるにつれ、その弊害が表れてくるようになる。正課採用後の嘉納の課題意識に目を向けると、講道館柔道の指導法や内容をいかに学校正課に採用させていくか、また明治末頃からの対校試合の隆盛に伴う勝利主義や学業不振などの教育的意義の低下、また柔術から継承した武術性の喪失などの問題を是正しなければならなかったと言える。こうした現状に対し、嘉納はどのような事業を進め、またそこにはどのような柔道普及戦略があったのであろうか。

文部省は撃剣・柔術の具体的な教授内容を指示しなかったため、1911（明治44）年11月、東京高等師範学校において文部省主催の師範学校中学校高等女学校教員等第3回講習会が開催された。この講習会では嘉納をはじめ講道館関係者が講師として柔道理論や実技の指導にあたり、柔道の目的であった体育・勝負・修心の他に、新たに「慰心法」という目的を発表する。まず学校正課に浸透させようとした柔道の内容及び「慰心法」の目的とその後について考察したい。

次に、柔道の課外活動は盛んとなるが、やがて高等学校・専門学校（以下、高専）の柔道に波及し、1914（大正3）年には全国高等学校専門学校柔道優勝大会（以下、高専大会）が開催される。高専柔道は団体戦で争われ、母校勝利のため投技よりも寝技に引き込み勝負を決しようとする寝技偏重のものへと変容していく。その様子を当時の試合内容から探ると共に、寝技偏重に対する嘉納の警笛とその是正策から、理想とした柔道のあり方について考察していきたい。

講道館創設当初より、嘉納は乱取と「形」による二大練習方式をとり、乱取では危険な技を省いて身体を鍛錬し（体育）、「形」では乱取化できない当身技や関節技を学ばせようとした（武術）。嘉納は、若い頃に学んだ天神真楊流と起倒流の「形」を継承しながらも、時代と共に修正を加えて柔道普及を図っていく。嘉納の「形」による柔術の継承と展開とはどのようなものであったのだろうか、両者の「形」を手がかりに明らかにしていきたい。

1922（大正11）年、嘉納は国内の思想善導を目指して講道館文化会を創設し、「精力善用・自他共栄」を発表する。1927（昭和2）年には「精力善用国民体育」という「形」を創作し、国民に普及・徹底を図る。この「形」の目的と技法を探ると共に、この「形」が第二次大戦以降に行われなくなった理由についても考察を加えたい。

先行研究としては、中村¹が文部省主催武術講習会について論じているが、撃剣の団体教授法や「形」及び教授法の統一に関する内容が中心であり、「慰心法」の発表や柔道の講習内容は概要しか述べられていない。「慰心法」については、吉谷²や永木³が名称とその内容についてわずかに言及しているものの、導入の目的やその社会的背景については論じられていない。高専柔道に関しては、大久保⁴が第四高等学校（以下、四高）の稽古日誌を元に、牧歌的であった練習が、大会での敗戦を機に寝技を中心とした過酷な練習へと転じていく過程を論じている。しかしながら、嘉納の高専柔道のあり方に対する提言や警笛には触れていない。「形」に関しては、講道館の代表的な「古式の形」は「起倒流の形」をそのまま継承した「形」とされているが⁵、これまで「古式の形」への改名の時期や技法の改訂について明らかにされていない。老松は、起倒流の成立や伝系についてまとめているが具体的な技法については言及しておらず⁶、また大谷は起倒流野田派を修行して記録映像⁷を作成し、併せて柔道「古式の形」との異同に関する論文⁸を発表しているが、その論拠は伝書ではなく彼の修行体験に基づくものである。嘉納晩年に創作された「精力善用国民体育」についても、Rada⁹やハテム¹⁰が沖縄唐手術の影響を指摘しているが、具体的な技法に関する比較や柔術の技法との関係については言及されていない。

そこで、本論文では第二節を「文部省主催武術講習会の開催と『慰心法』の発表」と題し、高等師範学校において開催された武術講習会での学校柔道教授法の内容及び嘉納の発表した「慰心法」の目的、さらに「慰心法」のその後について考察する。第三節は「高専

1 中村民雄（1981）：近代武道教授法の確立過程に関する研究（三）-文部省主催武術講習会について-、武道学研究 14（1）：9-16

2 吉谷修（1998）：嘉納治五郎の柔道概念に関する研究、久留米大学保健体育センター紀要 6（1）：29-36

3 永木耕介（2009）：嘉納治五郎が求めた「武術としての柔道」-柔術との連続性と海外普及-、スポーツ人類学研究 10・11 合併号：1-17

4 大久保英哲（2008）：旧制高等学校のスポーツ活動研究-練習日誌『南下軍』からみた四高柔道部の修道院化-、スポーツ社会学研究 16：50-70

5 藤堂良明（2000）：柔道技術の源流、(編) 竹内善徳（2000）、柔道の視点-21世紀へ向けて-：14

6 老松信一（1963）：起倒流柔術について、順天堂大学体育学部紀要 6：24-30.

7 大谷崇正・内野幸重（1987）：起倒流、日本古武道協会編、毎日映画社.

8 大谷崇正（1992）：起倒流の形について-起倒流の形から古式の形へ-、岡山商大論叢 28（3）：87-107.

9 Juser. Rada（2007）：松濤館空手道の歴史、技術、思想に関する研究、平成 18 年度筑波大学体育研究科修士論文

10 ハテム・アニス（2009）：空手道に関する歴史的研究-唐手術から競技空手への変遷について、平成 20 年度筑波大学体育研究科修士論文

大会の隆盛と嘉納治五郎の警鐘」と題し、高専大会の実情とその弊害に対する嘉納の警鐘について考察する。第四節は「嘉納治五郎の『形』における柔道普及戦略」と題し、講道館の「古式の形」や「極の形」にみられる柔術の「形」の継承と展開、そして「精力善用国民体育」の目的と技術的特徴及びその普及戦略について明らかにする。

尚、使用する史料としては、第二節では講道館雑誌『柔道』、『中等教育』、『桐陰会柔道部百年記念誌』、『官報』、第三節では『闘魂 高専柔道の回顧』、『続闘魂 高専柔道の回顧』、『学生柔道の伝統』、『柔道』、京都帝国大学の校友会誌『學友會誌』、第四節では『対談 近代空手道の歴史を語る』、『空手道教範』、『有効之活動』、『大勢』、『作興』、『改造』、『柔道教本』、『精力善用国民体育』などを用いることとする。

第二節 文部省主催武術講習会と「慰心法」の発表

第一項 武術講習会の開催とその内容

1911（明治 44）年 7 月、文部省は「體操ハ教練及體操ヲ授クヘシ又擊劍及柔術ヲ加フルコトヲ得」¹¹とする文部省令第 26 号を発令し、擊劍・柔術の正課採用を認めた。しかしながら、1913（大正 2）年 1 月 28 日に交付された学校体操教授要目には体操や教練などの教授内容が示されていた一方、擊劍・柔術については何ら触れられていなかった。制度の上では擊劍・柔術は正課に採用されたが、正課として教授するための準備は整っておらず、教授内容の統一や指導者養成が急務となっていた。こうした状況の中、1911（明治 44）年 11 月 6 日から 12 月 9 日までの期間、東京高等師範学校において師範学校中学校高等女学校教員等第 3 回講習会が開催された。文部省告示第 235 号には、講習科目及び講習員の定員が「各府縣講習員定員ハ數學、手工、擊劍、柔術ハ各一人圖畫、教授法ハ二人トス」¹²と記され、講習科目は数学、手工、図画、教授法、擊劍、そして柔術の 6 科目あり、各科目の定員は教授法が 2 名、それ以外は 1 名と定められた。講習会の期間は 4 週間で、これ以降 1923（大正 12）年まで 11 回に渡って開催され、現職武術教師を対象に擊劍・柔術の教授内容に関する講習が行われた。修了証書を授与された講習員は約 500 名に及び、教授法の統一という初期の目的は果たされたと言える。本節では擊劍と柔術に関する講習を武術講習会と称し、柔術に関する講習内容についてみていきたい。

はじめに、武術講習会の柔術に関する講師陣についてみていきたい。講師は東京高等師範学校長であった嘉納を始め、同校教授の山下義韶と横山作次郎、そして同校嘱託の村上邦夫など講道館を代表する面々が務めていたことから、実際には柔術ではなく講道館柔道の講習であったと言える。また擊劍では同校講師の高野佐三郎、同校嘱託の木村敷秀と根岸新五郎が講師を務めた。講習会には各府県中学以上の柔道教師 31 名が参加しており、長野県から派遣された中学教師の渡邊正一は「文部省の開きし柔道講習會」と題し、講習会の概要を以下の様に記録している（図 1 参照）。

¹¹ 官報 8432（1911）：6

¹² 官報 8489（1911）：82

一、 場所 東京高等師範學校内

一、 期間自明治四十四年十一月六日至同十二月九日

一、 講師 東京高等師範學校校長 嘉納治五郎

同 教授 乙武岩造

同 同 佐々木吉三郎

同 同 永井道明

同 講師 山下義韶

同 同 横山作次郎

囑託 村上邦夫

・・・(中略)・・・

一、 講義要目

嘉納師範の講義要領左の如し

柔道の理論

1 柔道ノ定義

2 柔道ノ沿革

3 形及ビ亂捕

4 攻撃防禦トシテノ柔道

5 體育法トシテノ柔道

6 精神修養法トシテノ柔道

7 慰心法トシテノ柔道

8 中等學校ニ於テ課スベキ柔道ノ目的

9 柔ノ理

10 姿勢

11 八方ノ崩

12 作り掛ケ

13 中等教育ニ於ケル柔道成績考査法

・・・(中略)・・・

山下講師講義要項左の如し

柔道實地

1 業ノ説明

- A 立業第一教第二教第三教
 - B 固業之形
 - 2 課外トシテ説明
 - A 古式之形 B 裏之形 C 五之形
- 横山講師講義要項左の如し
- 1 業ノ説明
 - A 立業第四教第五教
 - B 投之形
 - 2 道場亂捕¹³

図1 武術講習会の内容

嘉納は柔道理論を担当し、柔道の歴史や目的にはじまり、中学校における柔道の目的から成績評価に至るまで幅広く講義を行った。その中で、嘉納は柔道の目的として従来の体育、勝負、修心だけでなく、新たに「慰心法トシテノ柔道」について言及している。これが柔道「慰心法」の初出であるが、渡邊の報告には「慰心法」に関する具体的な記述は見当たらない。実技講習は山下と横山が担当しており、正課教材として「五教の技」、「投の形」、「固の形」、乱取が、また課外活動としては「古式之形」、「裏之形」、「五之形」が紹介された。「裏之形」の内容については不明だが、「固の形」を除くその他全ての教材は投技中心である。特に「五教の技」は1895（明治28）年に講道館が制定した投技の教習課程であり、合計42本の投技が第一教から第五教まで難易度別に段階的に組まれたものである。講師の山下と横山は「五教の技」制定に直接関わっており、講習内容や講師の配置からも、嘉納は投技中心の柔道普及を目指していたと言える。

なお、「五教の技」は1895（明治28）年に制定されたが、1920（大正9）年に改正された。改正の経緯について、講道館雑誌『有効の活動』には「時勢の推移と共に業も進歩改善せられ、又新に出来た業、段にあまり用ひられなくなつた業もあり、改正の必要を認め、高段者研究会に其改正を依頼せられ、永岡八段、三船六段、村上五段は其特別委員に指名せられ研究中なりしが、特別委員は改正案を研究会に報告し、業の順序に就て一の修正をなして師範に報告し、師範の御決定を得て此度改正したる五教を發表した」¹⁴と記され、

¹³ 渡邊正一（1912）：文部省の開きし柔道講習會、武徳會誌26：101-102

¹⁴ 講道館（1920）：亂捕業五教の改正、有効の活動6（11）：22

技の進歩や乱取に用いられる技の変化に伴い、高段者研究会は「五教の技」の改正を永岡、三船、村上の3名に依頼した。永岡らは改正案を提出し、嘉納の決定をもって「五教の技」の改正が行われた。なお、醍醐によると、講道館においては一般的に改正前を旧「五教の技」、改正後を新「五教の技」と呼んでおり¹⁵、本論においてもこの名称を用いることとする。新「五教の技」の構成は次の通りである（図2参照）。

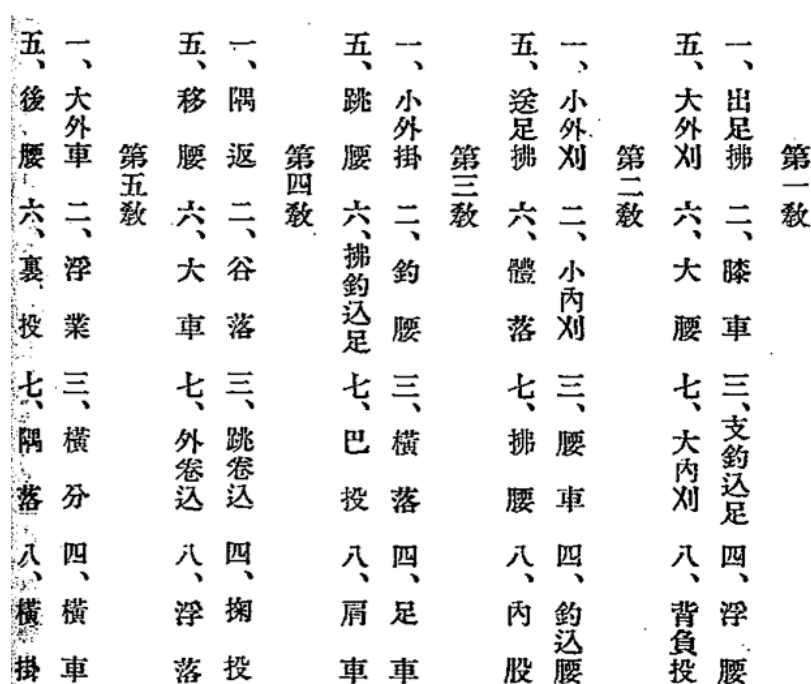


図2 新「五教の技」¹⁶ (1920)

技の本数及び配列に着目すると、新「五教の技」は投技40本が5段階に配列されており、各段階において8本ずつの投技を学ぶことになっている。旧「五教の技」にあった帯落、抱分、引込返、大外落、俵返、内巻込、背負落、山嵐の8本が削除され、新「五教の技」には大内刈、小外掛、跳巻込、掬投、大車、隅落の6本が新たに加えられた。投技を5段階に配列した意図について、旧「五教の技」の制定に携わった山下は「大體に於て第一教の業は第二教の業よりも修行し易い業になつて居る。第三教の業は第二教より、第四教の業は第三教より、第五教の業は第四教の業より修行上困難な業である・・・(中略)・・・修行者として比較的修行し易い業から難かしい業に進むといふ事は當然の途行でなくては

¹⁵ 醍醐俊郎 (1999) : 講道館柔道投技 上巻、本の友社 : 6

¹⁶ 講道館 (1920) : 亂捕業五教の改正、有効の活動 6 (11) : 22

ならぬ」¹⁷と述べ、第一教から二教、三教へと易しい技から難しい技へ段階的に学習できるよう工夫したと説いている。「五教の技」制定の意図について、源は「この投技における新・旧五教の技の制定は講道館柔道における立技重視を物語る。自然体の基本姿勢からの自由な運動の可能性が、体育・勝負・修心を三目的とする柔道の理念に適うと考えられたからである。投技を主として訓練を受けた人々の体力・体格の発達は、固技を主として訓練を受けた人々のそれにはるかに勝ると共に、智力の育成にも投技がより役に立つと考えられたからである」¹⁸と述べ、自然体からの自由な運動は、寝技主体の運動に比べて柔道の目的である体育、勝負、修心に適うと捉えられ、講道館では「五教の技」を制定するなど立技重視の普及が進められたと指摘している。

1896（明治 29）年の制定以来、「五教の技」は講道館の投技の総称であり¹⁹、また投技指導の指針であった。これに対し、固技には「五教の技」に相当するような指導の指針は定められておらず、『國士』連載の「講道館柔道講義」において抑込技から絞技、関節技へと進む方針が示された他、本講習会においてもわずかに「固の形」が取り上げられた程度であった。受講者は 4 週間の講義と講習を経て理論と実技を習得し、それぞれの派遣元の府県に戻り、柔道理論や「五教の技」に基づく投技及び「投の形」、「固の形」、さらには課外において「古式の形」を伝えていったのであり、ここに投技を中心とした嘉納の柔道普及戦略が強く窺えるのである。

第二項 「慰心法」の発表とその目的

1911（明治 44）年の武術講習会において、嘉納は講義の中で「慰心法トシテノ柔道」を話している。しかし、その講義内容は定かではなかった。1913（大正 2）年になると、嘉納は「柔道概説」に「柔道は柔の理を應用して對手を制御する術を練習し、又其理論を講究するものにして、身體を鍛鍊することよりいふときは體育法となり、精神を修養するこ

¹⁷ 山下義韶他（1919）：亂捕業、有効の活動 5（4）：36

¹⁸ 源了圓（1992）：型と日本文化、創文社：311

¹⁹ 1982（昭和 57）年 10 月 5 日、新・旧「五教の技」48 本に新たな 17 本の「新名称の投技」を追加し、講道館が定める投技の総数は 65 本となった。この「新名称の投技」追加以前は、「五教の技」が投技の総称であった〔醍醐俊郎（1999）：講道館柔道・投技 上巻、本の友社：7-8 参照〕。

とよりいふときは修心法となり、娯樂を享受することよりいふときは慰心法となり、攻撃防禦の方法を練習することよりいふときは勝負法となる（下線、筆者）」²⁰と記し、柔道は「柔の理」を原理としており、身体鍛錬のためには体育法、精神修養のためには修心法、攻撃防禦の練習は勝負法、そして新たに娯樂としての「慰心法」を唱えたのであった。この「慰心法」の内容については「慰心法とは柔道を娯樂として修行する場合をいふ。眼の色を樂み耳の音を樂むが如く、筋肉も亦運動して快樂を感ずるものにして、人が他の人と筋肉を使用して勝負を決する如きは更に大なる快樂のこれに伴ふこと論を俟たざるなり、且自ら其の快樂を感ずるのみならず其勝負の仕方、業の巧拙等を味ひてこれを樂み得る素養ある人は、他人の勝負を見ても快樂を感ずるはまた當然のことなり。殊に名人の試合及起倒流扱心流の形、講道館五（イツツ）の形、柔（ジウ）の形の如きものに至りては、眞に勝負の形たる性質を離れ自ら美的情操を起さしむるものにして、其の見る者に快樂を感ぜしむるや大なり。かく單純なる筋肉の快樂より高尚なる美的情操に至るまで快樂を得るを目的として修行するは、これを慰心法として柔道を修行すといふ」²¹と述べ、「慰心法」とは運動や勝負を樂しみ、他人の勝負や技の巧拙を見て樂しみ、さらに「形」を見る樂しみなどとした。嘉納は対校試合の隆盛に合わせるかのように、乱取・試合を行うことと見ることの樂しみを認める一方、起倒流や扱心流²²などの柔術及び講道館柔道の「形」の洗練された美しさを鑑賞する樂しさについても呼びかけていたのである。また「形」による美的情操とは、芸術的な美しさだけでなく、洗練された美しさをも含んだものと言えよう。

ところで、嘉納は柔道の目的を体育、勝負、修心と定める以前にも、柔術に「慰心法」の可能性を見出していた様子が、「柔術およびその起源」（1888）の中に窺える。嘉納は「柔術は元と敵と勝負を争ひ、之に勝つ事を目的とするものにて・・・（中略）・・・唯此目的を達する一種の手段たるに過ぎず・・・（中略）・・・然るに一般の場合に用ゐて利ある手段は、終に轉化して目的となり之を用ゐて不利なる格段の場合にも之を捨つる事能はざるに至れり。斯くの如くなるときは、既に純粹の勝負術たる性質を脱し、手練の輕妙を競う

²⁰ 嘉納治五郎（1913）：柔道概説、（編）磯貝一（1913）、柔道概要、武徳会誌発売所：1

²¹ 嘉納治五郎（1913）：柔道概説、（編）磯貝一（1913）、柔道概要、武徳会誌発売所：8-9

²² 祖は永禄ごろ江州犬上郡の士、犬上左近将監長勝。父犬上兵庫助永継から靈劍伝授を受け、同じ北面の士速水長門守円心より円心流組打を学んで印可を得て一流を創め、子の扱心斎永友にいたって完成したという。九州に広くおこなわれ、柳河藩では扱心流とも書いた〔綿谷雪・山田忠文（1969）：武芸流派大事典、新人物往来社：224〕。

て之を愉快とするに至れるものなりと云ふべし。又一方には身体運動の優美整合等を貴ぶ一種の美術上の思想を發生し、遂には進み美術上の標準を以て身体の姿勢運動を批評するに至れるなり」²³と述べ、柔術には単に武術としての価値だけでなく、競技としての面白みや美的情操を養う面もあったとした。

1899（明治 32）年の「第三回柔道聯合勝負の前後における講話」において、嘉納は「自分が主張する柔道の如きは、決して慰みを目的とするものではない」²⁴と述べ、慰みを目的とした柔道修行を否定する。その一方で「今日行ふて居る學校などの體操は、面白くないから、卒業すれば人々が行はなくなるが、柔道は面白味と利益とがあるから、随分老年までも行ふ事が出来る」²⁵と述べた。嘉納は普通体操や兵式体操が卒業後の人々に行われないのは面白みがないからだと述べる一方、柔道は面白みや興味があるため年をとっても続けることが出来ると主張した。嘉納は学校体操正課に柔道採用を望む一方、興味や面白みのある体育法でなければ国民が生涯にわたって続けることは出来ないという見解を持っていた。

明治 40 年代に入ると、嘉納は新たな体育法として 1909（明治 42）年に「擬働体操」を発表する。教育雑誌『中等教育』において、嘉納は従来の体育法について「實働と虚働との二種に別つことが出来る、實働とは、歩く、掃除をする、荷物を運ぶ、相撲を取る、球を投げる、羽根をつく、其他總べて實際に働くことの總称である。虚働とは今日世に行はれて居る普通體操のやうに他に別段目的なく、單に體育の為、身體四肢を動かす運動の總称である・・・(中略)・・・虚働體操は元來生理上から考へて仕組を立てたものであつて、肺臟を強くするとか、體を平均に發育させるとか云ふ點に長所があるが、極めて興味の少ない體操であるから、自ら身の入りが悪いのを免れない。一方の實働の方は、何時でも何か仕事をするとか、勝ち負けを争ふとか、一種の目的があつてすること故、面白味があり、自然と身が入り易いが、體を均一に發育させると云ふ趣意には適はぬ場合が多い」²⁶と述べ、實働は労働や勝負の目的を持って行うことが出来る運動であるから面白みがあり継続できるが、一方の虚働は普通体操のように身体の調和的発達には適しているが興味の少ない運動だと説いた。嘉納はこれら両者の運動の長所を兼ね備えた新たな体育法を模索しており、ここにも勝負を競うことが出来、面白みのある競技運動への志向があったと言える

²³ 嘉納治五郎（1888）：柔術及び其起源、日本文學 3：30-31

²⁴ 嘉納治五郎（1899）：第三回柔道聯合勝負の前後における講話、國士 2（9）：59

²⁵ 嘉納治五郎（1899）：第三回柔道聯合勝負の前後における講話、國士 2（10）：68

²⁶ 嘉納治五郎（1909）：擬働体操に就いて、中等教育 4：2

だろう。

「擬働体操」の内容を見ると、労働や柔道の動きを模した9種の運動(計数、球磨、平板磨、^{はいすう たまみがき ひらいたみがき}堅板磨、^{たていたみがき}櫓押、^{ろおし}四方蹴、^{しほうけり}四方当、^{しほうあて}唧筒、^{ぼんぶ}車廻^{くるまわし})が含まれていた。石井らは「擬働体操」と嘉納が1927(昭和2)年に発表した「精力善用国民体育」単独練習との間に類似した運動がみられることを指摘しており²⁷、「擬働体操」には形式体操への批判のみならず、後の「精力善用国民体育」単独練習へ影響を及ぼした可能性も推察される。なお「擬働体操」は『中等教育』のみならず、中央教育雑誌の『帝国教育』²⁸、『教育界』²⁹、『教育時論』³⁰の他、地方教育雑誌『兵庫教育』³¹など各誌に紹介され、面白みがあって長続きする上に身体の円満な発達を促す体育法として紹介されたのである。嘉納は国民が生涯にわたって続けることが出来るよう、体育法に面白みを持たせることの重要性を認識しており、「擬働体操」は実生活の動きを体操化することで運動に面白みを与える試みであったと推察される。

1913(大正2)年、嘉納の高弟である宗像は『柔道』を著し、同書において「形」と乱取による教育効果について「此の効果は體育上、勝負上、修心上、慰心上の四種に分つことが出来る」³²と記し、嘉納の言葉を引用しつつ「慰心法」に言及した。宗像が同書に引用した「慰心法」の内容は、『柔道概要』に嘉納が記した内容と同様であり、宗像はその内容を以下のようにまとめている。

- 一、筋肉の運動に伴ふ慰樂である。随つて健康的である。不健康的でない。
- 二、活動的奮闘的慰樂である。随つて意志的慰樂である。怠惰なる隱居的茶人的、慰樂ではない。

²⁷ 石井らが指摘した「擬働体操」と「精力善用国民体育」単独練習の類似した動作は以下の通り。

「擬働体操」	
球磨、平板磨、堅板磨	↔ 鏡磨
四方當	↔ 五方當
四方蹴	↔ 五方蹴

石井浩一・高島実(1986): 嘉納治五郎の「擬働体操」に関する研究、日本体育大学紀要 16(1): 18

²⁸ 嘉納治五郎講述、記者筆記(1909): 全國中學校長晚餐會、帝国教育 325: 97-98

²⁹ 嘉納治五郎(1909): 擬働體操に就いて、教育界 8(10): 30-34

³⁰ 嘉納治五郎(1909): 新案體操法、教育時論 871: 2-5

³¹ 嘉納治五郎(1909): 擬働體操、兵庫教育 239: 45-46

³² 宗像逸郎(1913): 柔道、内外出版協會: 114

三、柔の妙理を解する慰樂である。随つて理性的慰樂である。

四、柔の妙技を樂むの慰樂である。随つて審美的慰樂である³³

宗像は「慰心法」としての柔道は心身の健康につながるばかりでなく、「柔の理」や技の妙味を追求する高尚な楽しみを有すると説いた。さらに宗像は「人生には相當の慰樂がなければならぬ。能く働き能く慰むは健全なる生活である。長く精力を保つ所以の生活である。大なる事業を成し得る所以の生活である。而して慰樂は健全なものでなければならぬ。心身共に活動的なものでなければならぬ。人生に有益なるものでなければならぬ。柔道の慰樂は是等の要求に適ふものにして、之れを慰樂の方面より見るも甚だ價值あるものと云ふべきである」³⁴と述べ、長い人生においてよく働き成功を収めるためには楽しみが必要であり、柔道は活動的で面白く、国民が健全なる社会生活を送る上で価値のある娯楽にもなると結んだ。これまで説かれてきた柔道の価値は、富国強兵の時代にあつて国家有為の人材育成という観点から、その鍛練的価値が強調されてきた。しかしながら、大正に入り、国民生活も充実してきて、1913（大正2）年の講道館の年度入門者数は1,070名となり、初の1,000名を超える。こうした傾向もあり、柔道の練習をしたり、試合を見たりする楽しみについても価値を認める論調がみられるようになったといえる。

嘉納は「慰心法」を新たな目的として加えたが、その背景には柔術にも勝負だけでなく技の妙味を競い、美的情操を養う要素も感じていた。また明治30年代になると学校で行われている体操との比較から柔道の面白さと興味、言い換えれば柔道の競技性を強調するようになった。嘉納の「慰心法」は、乱取・競技の面白みや「形」による美的情操の涵養を呼びかける中、生涯体育としての柔道の価値や「形」の実践を促す意図があつたと言えるだろう。

第三項 「慰心法」導入後の柔道界の様相

1914（大正3）年12月、嘉納は柔道の更なる普及と発展を目指して柔道会を創設し、翌年（1915）1月から雑誌『柔道』を発刊する。柔道会創設の意図について、嘉納は「近

³³ 宗像逸郎（1913）：柔道、内外出版協会：132-133

³⁴ 宗像逸郎（1913）：柔道、内外出版協会：133

年富の増殖に伴ひ奢侈遊惰の風日を逐ひて益々甚しからんとす。是れ國を愛する人士の等しく憂慮する所にして、又その矯正に最も心力を注ぐ所たり。予が柔道に於けるも亦實に此の間に盡す所あらんことを期せしに外ならず」³⁵と記し、日露戦争後の国内発展に伴う国民の奢侈遊惰の風の矯正を、柔道によって図りたいと主張した。また柔道普及に伴う現在の課題について、嘉納は「久しく地方に在りて斯道の進歩に伴ふこと能はざるを憾むるものあり、又修行半途にして出でて教職に就きし者少からず・・・(中略)・・・更に斯道を志し修業の途を求むるも適當なる師を得ること能はざる者、亦幾十萬なるを知らず」³⁶と述べ、中央と地方の差が拡大しており、立派な柔道教師に学ぶ機会がないことを挙げた。そのため柔道会は雑誌・著書の発行、講演会・講習会の開催、そして視察員・講師の派遣の3つの事業を通し³⁷、事態の改善に乗り出したのである。

翌年(1915)2月、嘉納は「講道館柔道概説」を発表し、柔道の本義と目的として「柔道は、心身の力を最も有効に使用する道である。柔道の修行は、攻撃防禦の練習に由って身体精神を鍛錬修養し、斯道の神髓を体得する事である。さうして是に由って己を完成し世を補益するが柔道修行の究竟の目的である」³⁸と述べ、柔道は心身の力を有効に使用し、自分の完成と社会への貢献を図ることと定めた。この「心身の力を有効に使用する」の「心身の力」が精力に、「有効に使用する」が善用となり、「精力善用」の語となっていくのである。同年3月には「立功の基礎と柔道の修行」を発表し、「柔道は活社会の活道である。人の心身に偉大なる活力を與へ、邁進奮闘の元氣となつて立身立功の基礎をなすものである。今之を最も簡単に約めて言へば、(1) 體育の方法としての功果 (2) 防衛制御の術としての功果 (3) 精神修養の手段としての功果 の三方面に分つことが出来る」³⁹と記し、柔道は立身立功の基礎となるものであり、體育的效果と武術的效果、精神的効果の3つがあると述べている。特に體育法としては、①運動の種類が多く老若男女に適する②多目的で興味が尽きない③実生活に役立つといった3つの利点を挙げた。嘉納は②について「柔道は他の運動に比して最も多くの目的を有し、従つて先から先へと盡きぬ興味がある。體

³⁵ 嘉納治五郎(1915):「柔道會」創設の趣旨、柔道1(1):1

³⁶ 嘉納治五郎(1915):「柔道會」創設の趣旨、柔道1(1):1-2

³⁷ 第二條 第一條ノ目的ヲ達センガ爲左ノ事業ヲ爲ス

一雑誌及圖書ヲ發行スルコト

一講演會及講習會ヲ開催スルコト

一各地ニ視察員又ハ講師ヲ派遣シ柔道ノ狀況ヲ視察シ且其ノ將勵指導ヲ爲スコト

(講道館(1915):柔道會規則、柔道1(1):3)

³⁸ 嘉納治五郎(1915):講道館柔道概説、柔道1(2):26-27

³⁹ 嘉納治五郎(1915):立功の基礎と柔道の修行、柔道1(3):1-2

育そのものより外に目的のない運動やその目的の明かでない運動は、興味を感じないものである。興味のない運動は、人に持続して行はせることも出来ず、熱心に練習させることも出来ず、體育の方法として價値の少ないものである。然るに柔道は身體を強健にする外に、己を護り人に勝つことを目的とし、五體を自由自在に動作させることを目的とし、精神の摩礪を目的として居る為に、競争の興味、業の熟練の興味、人格向上の興味、美的感情の養成、その他言ひ盡せぬ程多様の興味を喚起し、知らず識らずの間に體育上の効果を収めることが出来る（下線、筆者）」⁴⁰と述べ、柔道は體育として多様な目的を有し、競争や精神修養さらに美的情操の養成といった様々な魅力があり、興味がつきること無く修行を続けることが出来ると説いた。こうして「慰心法」の名称は消失するが、その中身である競技としての面白みや美育としての価値は柔道奨励の一手段として位置づけられていたのである。

同年6月には「修養と柔道」を發表し、「柔道の心身の力を最も有効に使用せよとの教、修行中に自然に養はれる意志力、柔道獨特の體育法が如何に力のあるものであるかといふことを知れば・・・(中略)・・・人をして柔道が修養上に大切であるといふことを首肯せしめるに足る」⁴¹とし、心身の力を最も有効に使用する柔道は修養に最適だと述べる。その一方で、当時は対校試合の中止が相次ぐなど、課外活動のスポーツが疑問視され始めていた。1902（明治35）年6月には後の早慶戦の先駆けとなる第1回早稲田大学柔道（連合）試合が行われたが、1905（明治38）年には選手数を巡る対立から対校試合が中止となった⁴²。この対立は柔道以外の野球や庭球、漕艇などの競技にも及び、ついには1906（明治39）年秋に両校の対校試合は全面中止に至る⁴³など、対校試合によるトラブルがあいついでいた。

こうした事態を鑑み、嘉納は1916（大正5）年5月に「對校試合について」を發表し、「第一に愛校心を生ずる・・・(中略)・・・第二に同窓生と協力して一の目的を達しようと努力するのであるから、仲間同士相互に親しみ、氣心を知り合ふやうになる・・・(中略)・・・第三に他校のものに勝たうと思ふ處から自然平素の稽古にも氣が緊まり勉強するやうになる・・・(中略)・・・第四に・・・(中略)・・・時々は違つた處で違つた人を對

⁴⁰ 嘉納治五郎（1915）：立功の基礎と柔道の修行、柔道1（3）：2

⁴¹ 嘉納治五郎（1915）：修養と柔道、柔道1（6）：7

⁴² 運動術士（1906）：運動界之裏面、中興館：158-160

⁴³ （編）早稲田大学柔道部百年史編集委員会（1998）：早稲田大学柔道部百年史、早稲田大学柔道部・早稲田大学柔道クラブ：216

手にして試合をすることがないと、實力を養ふことが出来ぬ・・・(中略)・・・第五に他校の人と附合つて、自校以外に自然に知己を得ることが出来る・・・(中略)・・・第六に・・・(中略)・・・禮に缺けぬようにするにはどんなことに注意しなければならぬのか、という風に心を配って、他日社會に出てから必要な心掛の一端を、在學中に學び得ることが出来る」⁴⁴と述べ、愛校心や協力の精神の涵養、稽古の充実、摂生の習慣や實力の養成、社会生活上必要な礼儀作法の学習など、改めて対校試合の教育的価値を説いた。

こうした嘉納の提言も空しく、学校において対校試合の開催が敬遠されていくようになる。学校柔道の嚆矢である学習院においては、1905（明治38）年より年に1回、高等師範学校附属中学校（以下、附属中）と定期戦を行うことが慣例となっており、両校の大きな励みとなっていた。この試合に勝つため、両校は他校の大会へ頻繁に選手を派遣して強化を図るようになっていたが、1917（大正6）年10月、学習院の北条時敬院長が大会の中止を両校に申し渡した。附属中の『桐陰会柔道百年史』には、当時の様子が以下の様に記されている。

大正六年も各校に選手を派遣し、一高とも練習試合を行なつて学習院戦に備えていたが、十月十日にいたり、突然北条学習院新院長より書面をもって桐陰会会長（嘉納校長）宛て、本年の試合を中止するとの申し入れがあった。驚いた附属側は鋭意交渉したが、院側は選手の学業不振、選手の不足等の理由をあげ、また新院長自身も危険という理由から対外試合に反対であるという。窮余の策として附中と学習院が連合して他校選手の混成軍と当るという案で一旦はまとまったが、試合前日にいたつてこれも拒絶され、ついに学習院戦中止という事態に立ち至つた。一年間懸命の練習をしてきた選手たちをはじめ附属の生徒たちの落胆は極めて大きかつた⁴⁵

北条は生徒の学業不振や選手不足などの問題を挙げると共に、自身が試合に伴う弊害を危惧していることを附属中校長の嘉納に告げた。これ以後、1925（大正14）年まで8年間、両校の試合は中止になった。柔道は当時の生徒達に熱心に取組まれていたが、競技の面白さにのめり込むあまり学業をおろそかにするなど教師の心配の種にもなっていたこ

⁴⁴ 嘉納治五郎（1916）：對校試合に就いて、柔道2（5）：2-4

⁴⁵ （編）桐陰会柔道部百年記念誌編集委員会（1994）：桐陰柔道部百年記念誌、桐陰会柔道部百年記念誌編集委員会：114

とが窺える。

1911（明治44）年の文部省主催武術講習会において、嘉納は柔道の目的として体育、勝負、修心の他に「慰心法」も発表した。1915（大正4）年に再び体育、勝負、修心の3つに再編した。「慰心法」の内容であった競争する楽しさや洗練された「形」を味わう興味などは体育法の中で触れられたが、次第に競技としての楽しさは論じられなくなる。その背景には、対校試合の実施が危惧されるほど学生達が乱取・競技に熱中していたことが挙げられ、殊更乱取・競技の楽しさを論じるまでもない段階に至っていたことが挙げられる。事態の收拾に向けて、嘉納は学校柔道や対校試合の教育的価値について提言したが、かつて奉職した学習院との対校試合が中止となるなど、状況はさらに深刻化していくのである。

第三節 高専大会の隆盛と嘉納治五郎の警鐘

第一項 高専大会の勃興とその実情

はじめに、課外活動における柔道の起こりと、1914（大正3）年の高専大会開催に至るまでの経緯をみていきたい。学校における柔道普及は剣道や野球などと同様に、同好家達が課外に練習を行ったことが始まりとされ、徐々に各校に校友会が成立していくようになる。日清戦争後の1895（明治28）年には大日本武徳会が設立され、国内では撃剣・柔術の正課採用の動きや学校における武術が盛んになっていき、柔道も部の創設と共に対校試合が行われるようになるのである⁴⁶。高専柔道とはこうした対校試合の隆盛の中から生まれたものであり、旧制の高等学校・大学予科・専門学校が中心となって行った柔道を指すものである。湯本修治の『闘魂 高専柔道の回顧』によると、高等学校における対校試合の始まりは、1898年（明治31年）4月に行われた東京の第一高等学校（以下、一高）と仙台の第二高等学校（以下、二高）の対校試合とされる。富田常次郎審判の下、両校17名ずつの選手が出場し、勝ち抜き戦形式にて挙行された（図1参照）。

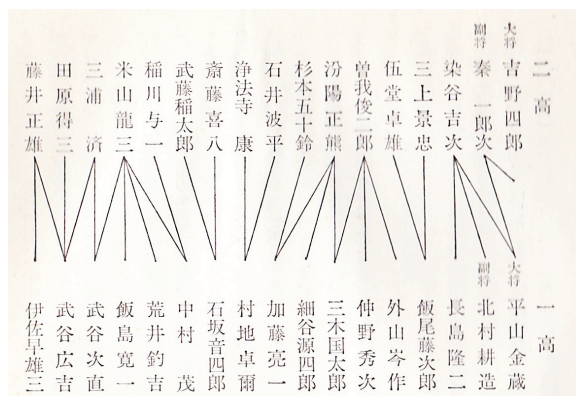


図1 一高と二高の対校試合（1898）

この試合に大将を残して勝利した二高は感極まって号泣し、敗れた一高は汚名返上の決意を抱くなど、両校の学生に強い感動を与えた。翌年（1899）4月に再び両校の対校試合が実現し、両校から19名ずつの選手が出場し、同じく勝ち抜き戦形式にて行われ、一高が雪辱を果たした。なお、試合形式については「紅軍より先鋒山内朝吉、白軍より先鋒宮

⁴⁶ 老松信一（1976）：柔道百年、時事通信社：82-87

部徹が進み出る・・・(中略)・・・かくて十五分は過ぎ、なお三分、さらに一分の延長となつて引分けは宣せらる」⁴⁷と記されるように、選手の人数や試合時間に関する規定は無く、両校の申し合わせや審判員の裁量に依るところが大きかったと言える。1901(明治34)年5月には四高と金沢医学専門学校との連合軍が京都に遠征を行い、京都の第三高等学校(以下、三高)と武徳殿において試合を行った。その際、試合時間7分間の勝ち抜き戦形式によって勝負が争われた。20名前後の勝ち抜き戦形式による団体戦は、その後の高専大会の試合形式としても定着していく。

ところで、高専柔道については「大正年間に至つて高等専門学校の争覇戦が行はれ固技はここに異常の發達をなし遂げるに至つた」⁴⁸と評されるように、寝技の優秀性が現在でも語り継がれている。しかしながら、『闘魂 高専柔道の回顧』において「専門家は主として立わざを練習し、寝わざで試合することは、さらに珍しいことであつた」⁴⁹と記されているように、当時の柔道家は投技を重視し、試合も投技中心であつた。高専柔道の初期の試合内容を把握するため、前述した一高と二高の対校試合の内容について分析を行った⁵⁰(表1参照)。

表1 一高と二高の対校試合(1898)における試合内容

番号	二高	決まり技・勝敗			一高
1	藤井正雄	○	大腰	△	伊佐早雄三
2	〃	△	大腰	○	武谷広吉
3	田原得三	△	大腰	○	〃
4	三浦 済	○	横掛	△	〃
5	〃	△	谷落	○	武谷次直
6	米山龍三	○	払腰	△	〃
7	〃	○	大外刈	△	飯島寛一
8	〃	○	釣込腰	△	荒井釣吉
9	〃	△	大外刈	○	中村 茂

⁴⁷ 湯本修治(1967): 闘魂 高専柔道の回顧、読売新聞社: 21

⁴⁸ 櫻庭武(1930): 柔道史攷、目黒書店: 217

⁴⁹ 湯本修治(1967): 闘魂 高専柔道の回顧、読売新聞社: 71

⁵⁰ 湯本修治(1967): 闘魂 高専柔道の回顧、読売新聞社: 15-19

10	稲川与一	×	引き分け	×	〃
11	武藤稲太郎	△	大外返	○	石坂音四郎
12	斎藤喜八	×	引き分け	×	〃
13	浄法寺康	△	足払	○	村地卓爾
14	石井波平	×	引き分け	×	〃
15	杉本五十鈴	△	大外返	○	加藤亮一
16	汾陽正熊	○	足払	△	〃
17	〃	○	足払	△	細谷源四郎
18	〃	△	釣込足	○	三木国太郎
19	曾我俊二郎	○	体落	△	〃
20	〃	○	巴投	△	仲野秀次
21	〃	×	引き分け	×	外山岑作
22	伍堂卓雄	△	大腰	○	飯尾藤次郎
23	三上景忠	×	引き分け	×	〃
24	染谷吉次	○	横掛	△	長島隆二
25	〃	○	足払	△	北村耕造
26	〃	△	小外刈	○	平山金蔵
27	秦一郎次	○	釣込腰	△	〃
28	吉野四郎				

○・・・勝ち、×・・・引き分け、△・・・負け

この表によると、全 27 試合中、引き分けが 5 試合、残りの 22 試合は全て投技（大腰、足払が 4 回、大外返、大外刈、釣込腰、横掛が 2 回、小外刈、体落、釣込足、巴投、谷落、払腰が 1 回）によって勝敗が決められていた。このように初期の高専柔道では腰技や足技、捨身技など多様な投技が駆使されており、寝技偏重や引き分け戦術などの傾向はみられなかった。高専柔道を代表する強豪校の 1 つ、第六高等学校師範の岡野好太郎の著書『学生柔道の伝統』によると、高専大会発足以前の六高柔道部について「一言でいえばそれは、中学時代に親しみをもっていた同好の人たちのクラブ的な集まりのようなものであった・・・(中略)・・・道場へ出席することも、その日の風の吹きまわしとでもいうか、気

分が進まなければ道場には姿をみせず、その練習時間のごときも・・・(中略)・・・一年を通じて五ヶ月半くらいの練習期間・・・(中略)・・・これは非常に熱心な人たちの練習時間であって、そのうちに欠席をすることもあるわけだから、実際の練習時間は年間を通じて事実上僅かなものであった」⁵¹と記されており、学生達は自由な環境の中で気ままに稽古を行っていた様子が窺える。こうした中、日々の練習に張り合いをもたせる意味で対校試合が徐々に盛んになり、やがて高専大会の誕生へと繋がっていく。

学校柔道において対校試合が増加する一方、講道館の練習風景にも変化がみられるようになる。明治40年代の講道館における練習風景について、本田は「四十年代となるとそろゝ變つて来て、體捌きによつて相手の體を崩すと云ふ原則に悖る行動を爲すものが多くなつて来た。これは周囲の状況が平穩で、實地に腕を試みる機會もなく、現實にその必要を感じない處から、たゞ一人と一人との道場内での強弱を争ふことに有效である動作であれば、それでよいと云ふ氣分もあるのと、師範も公務多端で、直接指導に當られる機會が稀となつたのと、道場で指導の任に當つてる人も以前程手揃ひでなかつた爲め、自然手が行き届かなかつた」⁵²と述べ、試合の増加や嘉納による指導の機會の減少もあり、修行者が投技に対して極端な防御姿勢をとるようになり、自然体からの体さばきによる「崩し」という理合いに基づく技がみられなくなるなど、徐々に競技化の弊害がみられるようになっていった。

1914(大正3)年12月29日から31日までの3日間、京都武徳会本部武徳殿において第1回高専大会が京都帝国大学主催で開催された。第1回大会の参加校は四高(金沢)、六高(岡山)、鹿児島第七高等学校造士館(以下、七高)の3校のみであり、四高が全勝して優勝した。大会開催の経緯については「大正三年、京大在学中の三高先輩沢田義男氏、四高先輩浅水成吉郎氏、五高先輩村上義臣氏、六高先輩安達士門氏、それに丹波貫三氏、宮内靖高氏、児玉勇氏の諸氏が大学先輩の小島友次郎氏、武宮雄彦氏、道家齊一郎氏、西原連三氏、前田亀千代氏等各位の意志を継ぎ、高等学校専門学校の対校試合を京大が主催して行うことを企画して、当時の京大総長荒木博士の承認を得て実現の運びにいたつた」⁵³と記されており、京都帝国大学関係者が中心となって高等学校・高等専門学校の全国的な対校試合を企画し、開催に至った経緯がわかる。第1回大会の参加校は高等学校のみであ

⁵¹ 岡野好太郎(1954):学生柔道の伝統、黎明書房:7-8

⁵² 本田存(1939):講道館今昔を語る、柔道10(4):17

⁵³ 岡野好太郎(1954):学生柔道の伝統、黎明書房:10

ったが、官立の高専校を加えるなど年々参加校が増加していったのである。

次に、高専大会の実情について、本大会で用いられた審判規程と試合内容からみていきたい。京都帝國大學學友會発行の雑誌『學友會誌』によると、高専大会の審判規程及び本規程で行われた六高対七高の試合結果は以下の通り（図 2 参照）。

一、審判規則

無段者有段者は十分大將副將は二十五分、大將對大將は無制限

足緘手首足首首の逆を除き他の關節業を無段者有段者共に用ふ

一、勝負成績○は一本△は業有り⁵⁴

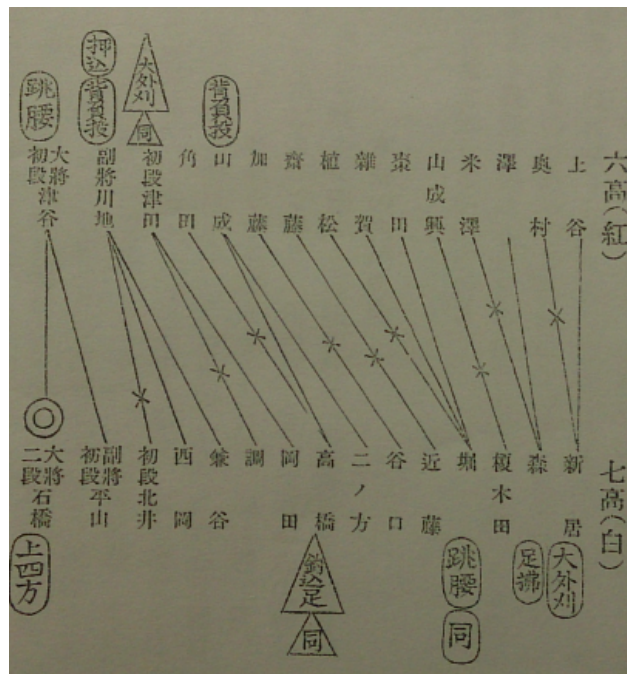


図 2 高専大会における六高対七高の試合内容（1914）

試合内容をみると、決まり技を△で囲っている場合はその技で「業有り」をとったという意味で有り、七高の高橋は釣込足で 2 回「業有り」を奪い、合わせて「一本」となり、勝利したことが分かる。また六高の副將川地は 1 人目を抑込「一本」で勝ち、2 人目を「背負投」の「一本」で勝ち、3 人目で引き分けており、一本勝負の勝ち抜き戦であることがわかる。

1900（明治 33）年に嘉納が制定した「講道館柔道亂捕試合審判規程」（以下、「講道館規

⁵⁴ 京都帝國大學學友會（1915）：柔道部報、學友會誌（11）：35

程)と比較すると、勝敗、試合時間及び関節技の取り扱いに相違がみられる。勝敗について、「講道館規程」第3条では「勝負は二本にて之を決す」⁵⁵と記され、試合は二本勝負であったが、高専大会では一本勝負が採用されている。

試合時間について「講道館規程」第4条では「相當の時間内に勝負決せざるときは審判者は之を引分くるものとし『引分け』と掛聲して試合を停止せしむ」⁵⁶と記され、試合時間は規定されていないものの、相当の時間を見ても勝敗がつかない場合、審判員は両者を引き分けにすると定められている。これに対し、高専大会では無段者有段者は10分、大将副将は25分と試合時間が決められており、大将同士の試合に至っては勝敗がつくまで時間無制限で行うと定められている。

また関節技については、「講道館規程」第2条に「投業は立業及び捨身業を包含し固業は絞業抑業及關節業を包含す但初段以下の試合に於て關節業は勝負の數に加へず」⁵⁷と記され、試合に於いて無段者の関節技使用を禁じている。さらに第13条では「初段以上の者と雖も乱取試合の際手足の指の關節業及手首足首の關節業は之を用ふることを許さず」⁵⁸と記され、有段者であっても手足の指、手首、足首を極めることが禁じられた。関節技の禁止部位については「講道館規程」を踏襲していたが、高専大会の規程では無段者にも関節技の使用を許可していた点に寝技偏重の傾向が認められる。

なお、「講道館規程」において無段者に関節技を禁じた理由は「一通り稽古の出来るものは關節業を掛けるにも加減をし又掛けられたものも辛抱の出来る場合と出来ぬ場合とを區別することが出来るけれども初めの中は其の加減も區別も出来ぬから危険である殊に頸の關節の如きは若し仕損じたときには取返しがつかぬから斯く制限をして置くのである」⁵⁹と記されており、経験者であれば関節を極める加減や掛けられた際に我慢出来るか否かの見極めが可能であるが、初心者は関節技の加減や見極めも出来ず、また首への関節技については生死に関わる恐れがあると説かれていた。以上のように、嘉納は試合者の安全を図るため無段者の関節技使用や頸部への関節技を禁じたが、高専大会では危険な部位への関節技は禁止したものの、無段者の関節技使用を容認する独自のルールの下で試合を行ったのであった。

⁵⁵ 嘉納治五郎講述・門生筆記(1900):講道館柔道臨時講義、國士3(24):54

⁵⁶ 嘉納治五郎講述・門生筆記(1900):講道館柔道臨時講義、國士3(24):54

⁵⁷ 嘉納治五郎講述・門生筆記(1900):講道館柔道臨時講義、國士3(24):53

⁵⁸ 嘉納治五郎講述・門生筆記(1900):講道館柔道臨時講義、國士3(24):56

⁵⁹ 嘉納治五郎講述・門生筆記(1900):講道館柔道臨時講義、國士3(24):54-55

高専大会独自のルールの制定は、試合内容にどのような影響を及ぼしたのであろうか。高専大会初期の様子について、『学生柔道の伝統』には「高専大会の第一回、第二回大会には、四高の森君の寝技に六高は再三苦しめられ悩まされた。そこで京大在学中の安達士門君は六高部員に寝技を研究するよう強く勧めた・・・(中略)・・・第三回大会に六高は四高と優勝戦で争うことになり、六高大将川地齊君は、四高の三将を送襟でとり、副将を横四方固で固め、大将駒井重次三段と引分になった。このことより高専大会に出場する学校は、寝技の研究をしていなくては優秀な試合成績をあげることが出来ないと思われるようになって、出場各校の寝技研究はにわかに積極的となったのである。このようにして京大主催の高専大会においては、寝技をもってその勝敗を決する率が多くなって、一般柔道修行者にも甚だ大きな刺激を与え、寝技研究が盛んになった」⁶⁰と記されており、高専柔道をリードする2校の試合ぶりが多くの学生を寝技への研究に駆り立てていき、特にそれは第3回大会以降に顕著になったと言える。

三高柔道部出身で参議院議員を務めた木島虎蔵は、当時の学生の心境について「当時は、負けるのが嫌いな若者のことだから、勝負第一主義であり、高校三年間の修行を争うので這入り易い寝技が主力となり、立技は殆ど用をなさない試合方法だった。従って稽古も立技より寝技が主となり、大切な耳をつぶしたのもこの頃のことであった」⁶¹と述懐しており、高専大会に勝つために立技よりも試合に有利な寝技の練習に励んだ様子が窺える。

1918(大正7)年4月、仙台にて行われた一高対二高の対校試合は、さらに寝技の重要性を学生達に示すことになる。この試合は「各十八名、二高大将二段鈴木醇以下初段四名、一高は大将三段西久保良行以下二段三名初段十一名という優勢であった。しかし結果は二高方の鍛錬を重ねた寝技作戦に引き込まれ、引分十四を出した上、一高大将西久保は二高の五将と引分けるに至り、遂にまた大敗を喫するに至った」⁶²と記され、有段者4名のみの二高が、有段者15名を擁する一高に対し、寝技を駆使して大勝利を収めたのであった。このように、当時のルールにおいては寝技の習熟が試合の勝敗を分ける重要なポイントであり、それは寝技研究に力を注いだ学校の勝利により、さらに過熱していく。

一方、立技を回避していきなり寝勝負を挑む傾向がみられるようになったのも、丁度こ

⁶⁰ 岡野好太郎(1954):学生柔道の伝統、黎明書房:12-13

⁶¹ 木島虎蔵(1956):三高の巻、(編)三船久蔵・工藤一三・松本芳三、柔道講座5、白水社:124-125

⁶² 小林俊三(1956):一高の巻、(編)三船久蔵・工藤一三・松本芳三、柔道講座5、白水社:123

の頃である。第2回大会（1915）決勝戦、四高対六高の試合における副将川地の試合について「川地斉はいずれの試合においても、初めから這って来たり、あるいは膝を突いたりして、決して立とうとはしなかった。これはひとり川地のみに限らず他の選手にも見られたことで、これでは投げることもできない。たまりかねて飛びかかれば、相手は思うつぼとたちまち足をからめ、寝わざに引っ込んでおいて、悠々首級をあげてしまうのである」⁶³と記されており、初めから片膝立ちや寝姿勢をとり、立技での攻防を徹底的に避ける試合が頻発していた様子が窺える。こうした戦法が流行した背景には「寝技に対する制限を付したのは、高専大会の影響を受けて、試合が全国的に寝勝負偏重となり、はなはだしきに至っては、中学生までが寝わざのみに偏するようになって、これにたまりかねて大正十三年に講道館が審判規定を改正し、固めわざを制限してからのことである」⁶⁴と記されており、講道館規程に寝勝負から始めることを禁じる文言がなかったことを挙げている。学生らの試合は嘉納が目指した投技重視のあり方から次第に離れ、独自の発展を遂げていったと言えよう。その後、四高は第1回大会から第7回大会まで七連覇を果たし、雪辱に燃える六高や五高などを交え、団体戦における戦術や寝技の研究工夫にさらに心血を注いでいくことになるのである。

こうした風潮は、高専大会における学生の試合ぶりに顕著な影響を及ぼしていく。1921（大正10）年7月に行われた第8回大会の決勝戦、四高対六高の試合は次の通りである（図3参照）。

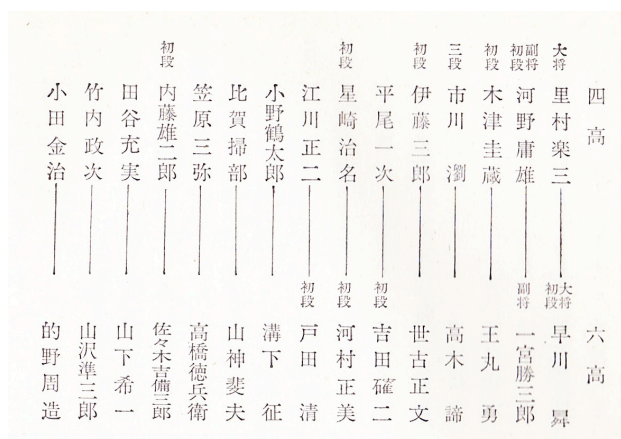


図3 第8回高専大会決勝戦、四高対六高の試合（1921）

⁶³ 湯本修治（1967）：闘魂 高専柔道の回顧、読売新聞社：153
⁶⁴ 湯本修治（1967）：闘魂 高専柔道の回顧、読売新聞社：153

この試合は 15 名全てが引き分けとなり、午後 3 時から始まった試合は中断（六高の施した足への関節技の可否、休憩等）をはさみながら翌日の午前 1 時にまで及び、翌年(1922)から大将戦の時間を無制限から 1 時間に短縮する取り決めがなされた程の大勝負であった。このように、全ての試合が引き分け戦術を用いたとは言えないにせよ、母校の勝利のために負けまいとする気持が多く学生の胸中にみなぎっていたことは明らかであり、高専大会発足以前に比べ、学生の意識も練習も充実していった様子が窺える。こうした熱戦や激しい稽古が続けられた背景には、学生を取り巻いていた環境の影響も強かった(図 4 参照)。

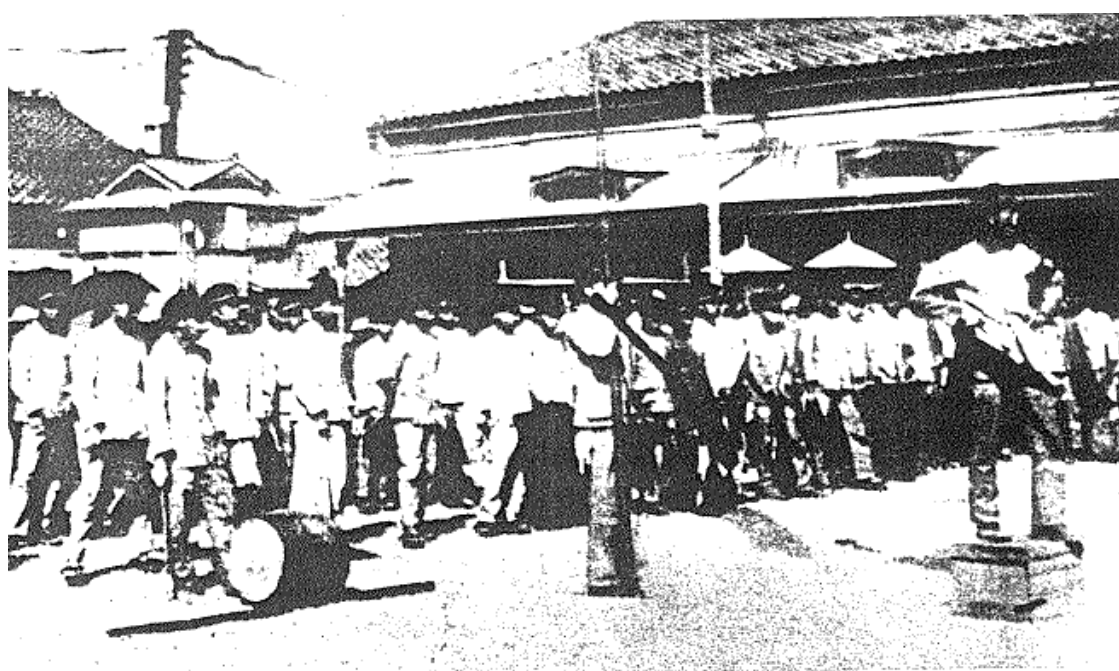


図 4 金沢駅頭で南下軍の壮行を激励し見送る四高応援団（大正末期）⁶⁵

上の図は、四高が高専大会のために京都へ向かう際の金沢駅前の様子である。選手達は「南下軍」と呼ばれ、駅まで優勝の際はパレードが行われるなど、町を挙げて彼らを応援していたのである。しかしながら、第 7 回大会の前に行われた長期に及ぶ夏合宿において体調を崩した学生が郷里で病死する⁶⁶など、過度の練習は傷害のみならず若い命が失われる事態も招いていたのである。

さらに、翌年（1922）年 7 月に行われた第 9 回大会の決勝戦、六高と四高を破った五高

⁶⁵ （編）松本芳三（1970）：柔道百年の歴史、講談社：135

⁶⁶ 湯本修治（1967）：闘魂 高専柔道の回顧、読売新聞社：244

との決勝戦は次の通りである⁶⁷（表 2 参照）。

表 2 第 9 回大会（1922）決勝戦～六高対五高～

番号	六高	決まり技・勝敗			五高
1	松本弼一	×	引き分け	×	笠潤一郎
2	木下芳平	○	横四方固	△	矢野謙三
3	〃	○	横四方固	△	吉村義人
4	〃	×	引き分け	×	亀田道夫
5	早川 勝	○	絞技	△	小泉久太郎
6	〃	×	引き分け	×	若林持一
7	山沢準三郎	○	腕挫十字固	△	葛西泰二郎
8	〃	×	引き分け	×	大谷三朗
9	山神斐夫	○	関節技	△	小林政利
10	〃	×	引き分け	×	上田孝嘉
11	日下英男	×	引き分け	×	光島憲正
12	佐々木桔備三郎	×	引き分け	×	松本朝明
13	桧垣一美	○	絞技	△	藤野 賢
14	〃	△	縦四方固	○	竹村茂成
15	平野文吾	○	上四方固	△	〃
16	〃	×	引き分け	×	石田良吉
17	的野周造				
18	桜田武				
19	遠藤輝雄				
20	佐藤喬				
21	一宮勝三郎				

この表によると、全 16 試中、引き分けが 8 試合、残りの 8 試合は全て寝技（横四方固が 3 回、絞技が 2 回、腕挫十字固、関節技、縦四方固が 1 回）によって勝敗が決せられて

⁶⁷ 湯本修治（1967）：闘魂 高専柔道の回顧、読売新聞社：327-329

いたことが分かる。このように隆盛期の高専柔道では投技による勝利は激減し、代わって引き分けと寝技による勝利が増加していた。学生らの母校の勝利のためを思う強い気持ちは、団体戦における戦術として負けない柔道を追求し、その結果、投げられる恐れのない寝勝負への引き込みや相手と組まず近づかない引き分け戦法となって試合の中に表現されていったのである。

第二項 高専大会の柔道のあり方に対する嘉納の警鐘

高専柔道における寝技偏重による弊害を重く見た嘉納は、武徳会の教士以上の幹部や講道館の高弟を交え、1924（大正13）年に「講道館規程」の改正を行った。その趣旨について、嘉納は「この度の改正審判規程は、種々の點に於て改まつて居るが、最も重きを置いたのは、固技に流るゝ弊を防ぎ、投技の發達を促すことゝ、出来得る限り危険なる技を制限しようとしたことの二つにある」⁶⁸と述べ、寝技偏重を是正して投技を奨励し、さらに危険な技を省くことで試合の安全化を図るための改正であった。六高が編み出した固技の粹と言われる「三角緘み」⁶⁹は、両足で相手の頸部を挟み込む点が危険であり、正しく安全に指導できる者が少ないという判断から、改正後の「講道館規程」からは除外されたのである⁷⁰。さらに、第2条には「試合ハ立勝負ニ重キヲ置クヘキモノニシ寝勝負ハ左ノ場合ニ限り行フヘキモノトス（イ）技カ半以上掛リタルモ未ター本トナラス引續キ寝技ニ轉シテ攻撃スル場合（ロ）一方カ技ヲ掛ケントシテ倒ルルカ倒レカカリシ場合」⁷¹と記され、試合における立勝負重視の考えと共に、寝勝負へ展開可能な条件として投技の攻防からの流れであることを明記した。さらに第6条に「技ヲ掛クル目的ヲ有スルト否トヲ問ハス効果ナク己ノ體ヲ地ニ着クルコト三回以上ニ及フトキハ審判員ノ見込ヲ以テ之ヲ負ト

⁶⁸ 嘉納治五郎（1925）：柔道試合審規程の改正に就いて、（編）講道館文化會（1925）、柔道年鑑、講道館文化會：34

⁶⁹ 六高が編み出した技の俗称。この技ができた当初の技法は、立っている相手に対して下から飛び込み、その頸部と肩とを両脚で挟み、腰の力で相手の肘関節をきめるというものであったが、後に改良されて、相手の頸部と肩を挟んだ脚は三角型に絡み合わせるようになった〔（編）柔道大事典編集委員会（1999）：柔道大事典、アテネ書房：185 参照〕。尚、現在の試合では使用が可能な技となっている。

⁷⁰ 岡野好太郎（1954）：学生柔道の伝統、黎明書房：61

⁷¹ 嘉納治五郎（1925）：柔道試合審規程の改正に就いて、（編）講道館文化會（1925）、柔道年鑑、講道館文化會：35

看做スコトヲ得」⁷²と記し、無闇に寝技に引き込むことが3回以上に及んだ場合は、審判員の判断で引き込んだ選手を反則負けにすると定めた。このように、嘉納は寝技偏重の試合を是正するために、立勝負を無視した試合を行おうとする者に対しては非常に厳しい罰則を課したのであった。

それでは、嘉納は理想的な試合・乱取のあり方についてどのような考えをもっていたのであろうか。嘉納は柔道修行における試合の意義について「試合に依つてどれ程技術が上達したか、如何に體力が増したか、精神の修養とか工夫の力がどれ程進んだかというようなことを各自にも知り、指導者にも認めて貰う機会を作ることである。試合そのものは、決して柔道修行の終局の目的ではない・・・(中略)・・・試合は、各自が相手に勝たうと思つて最善の力を働かす筈のものには相違ないけれども、眞劍勝負でもなければ終局の勝負でもない」⁷³と述べ、修行者が修行の成果を確認するための機会であるとし、柔道修行の終局の目的については「社會に於て何事を為すにも、平素修行に依て得た力を利用することにある」⁷⁴と述べ、あくまで社会生活全般に役立つ力を養うことにあると説いている。嘉納は社会生活全般に役立つよう柔道を修行するための心得として「一、身體の強健自在を圖り、負傷その他身體に害を及ぼさざること、二、眞劍勝負に適用し得る攻防の實力を養ふこと、三、あらゆる機会を利用して智徳の修養に努めること」⁷⁵と述べ、身体を強健にすること、眞劍勝負にも対応出来る攻防の實力を養うこと、全ての機会を利用した智徳の修養を心掛けることの3つを挙げた。嘉納は「講道館規程」の改正を通して、寝技や勝利主義に偏することなく、体育・勝負・修心の3目的に適った乱取や試合のあり方を修行者に喚起しようとしたのであった。

さらに嘉納は、乱取において身體の強健自在を図るためには「立つて居る姿勢を本にしなければならぬ。それは、百種の活動は立つて居つてすることが多いからである。又、亂取の目的の一つである身體の自在は、立つて居ながら種々の姿勢に適當するやうに筋肉の

⁷² 嘉納治五郎(1925):柔道試合審規程の改正に就いて、(編)講道館文化會(1925)、柔道年鑑、講道館文化會:35

⁷³ 嘉納治五郎(1925):柔道試合審規程の改正に就いて、(編)講道館文化會(1925)、柔道年鑑、講道館文化會:30-31

⁷⁴ 嘉納治五郎(1925):柔道試合審規程の改正に就いて、(編)講道館文化會(1925)、柔道年鑑、講道館文化會:31

⁷⁵ 嘉納治五郎(1925):柔道試合審規程の改正に就いて、(編)講道館文化會(1925)、柔道年鑑、講道館文化會:32

調和的練習をすることに依て達せられるからである」⁷⁶と述べ、体育的な立場から人間の活動は立ち姿勢での身体自在であるとして、立勝負を重視すべきであると説いた。また、嘉納は「真剣勝負は、多くは立つて居る姿勢の時から始まる場合が多く、又、立つて居る姿勢で勝負することに熟知して居らぬと、一人以上の對手から攻撃された時、これに對抗することが出来難い・・・(中略)・・・普通の試合では、當身技や危険な投技が禁じられてあるが、真剣勝負の時は、それ等を自由に用ひることが出来る。そしてその當身技や危険な投技は、立つて居る姿勢からでなければ、十分に練習することが出来ぬ・・・(中略)・・・對手が立つて居るのに、自ら先に倒れて固技に移らんとすることは、真剣勝負の場合なら、自ら甚だ不利の位置に陥ることになる。對手は蹴るとか、物を投げ附けるとか、種々の危険な手段を施すに便利を得るからである」⁷⁷と述べ、真剣勝負においては相手の人数や攻撃手段が不確定であり、寝勝負に偏すれば相手からの當身技や武器による攻撃に晒される危険があるとして、武術の観点からも立勝負の重要性を説いたのである。

高専大会はその後、1926（大正 15）年の第 13 回大会から全国を東部、中部、西部の 3 地区に分け、それぞれの地区で予選を行い、最後に各地区優勝校が京都に集まり、全国優勝校を決定するようになる。本大会では、中部代表の六高が東部代表の北大予科及び西部代表の山口高商と対戦し、大勝して 5 連覇を果たした。この年、嘉納は帝大柔道界に対し、1914（大正 13）年に改正された「講道館規程」の運用を厳重に申し入れた。しかし、帝大柔道会は委員会を開き、「この申し入れを不問に付するとともに、従来通りの審判規程により大会を運営していくこと」⁷⁸を決めた。高専大会が改正された「講道館規程」の下で試合を行うようになったのは、1928（昭和 3）年からのことである⁷⁹。

最後に、高専大会の隆盛した大正期、講道館への入門者数にどのような変化があったかについてみてみたい（表 1 参照）。

⁷⁶ 嘉納治五郎（1925）：柔道試合審規程の改正に就いて、（編）講道館文化會（1925）、柔道年鑑、講道館文化會：31

⁷⁷ 嘉納治五郎（1925）：柔道試合審規程の改正に就いて、（編）講道館文化會（1925）、柔道年鑑、講道館文化會：32-33

⁷⁸ 湯本修治（1972）：続 闘魂 高専柔道の回顧、文唱堂：34

⁷⁹ 湯本修治（1972）：続 闘魂 高専柔道の回顧、文唱堂：60

表 1 講道館入門者数の推移（1913～1926）⁸⁰

年度	入門者数	
	年度	累計
大正 2	1,070	14,280
3	982	15,262
4	966	16,228
5	1,138	17,366
6	1,256	18,622
7	1,339	19,961
8	1,487	21,448
9	1,575	23,023
10	1,590	24,613
11	1,973	26,586
12	2,313	28,899
13	2,641	31,540
14	2,829	34,369
15	3,210	37,579

高専大会が発足した 1914(大正 4)年には 966 名の入門者を迎え、累計入門者数は 16,228 名であったが、その翌年から毎年入門者数が 1,000 名を超すようになる。決勝において四高対六高 15 名全員引き分けの死闘が演じられた第 8 回大会（1921）の年には 1,590 名の入門者があり、その後毎年 300 名近く入門者数を増やし、1926（大正 15）年には年度毎の入門者数としては初めて 3,000 名を超え、累計入門者数は 37,579 名に及んだ。高専大会発足前年（1913）の累計入門者数が 15,262 名であったことを考えると、多くの若者を柔道に惹きつけた高専大会の普及上の役割は大きいと言えるだろう。

母校の勝利のために寝技偏重や引き分け戦術など、競技化の著しい高専柔道を目の当たりにした嘉納は様々な提言を発して、特に武術の立場から当身技の練習や当身技を意識した姿勢と間合いの取り方を呼びかけていった。嘉納は青年期に柔術を学んだ上で柔道を創

⁸⁰ 講道館総務部提供。

始した経緯があり、その稽古は「形」が中心であったとはいえ、「形」には投技、固技（抑込技、絞技、関節技）、当身技といった様々な技術が無制限に繰り出される真剣勝負が想定されていた。1895（明治28）年に「五教の技」を制定し、1900（明治33）年の「講道館柔道亂捕審判規程」において投技を重視した嘉納は、寝技に偏重する高専柔道のあり方に対して、武術の立場から是正を図ったのである。

第四節 嘉納治五郎の「形」における柔道普及戦略

第一項 嘉納による「形」の制定とその見解

前章においてみてきたように、嘉納は自ら赴任した学校やその課外活動において柔道を教え、また本山である講道館での指導や雑誌を通じて柔道普及を進めていく。こうした努力が実を結び、やがて柔道は柔術に代わって各学校の課外活動にも浸透し、対校試合が行われるまでに発展を遂げたのである。その一方、嘉納は自ら学んだ「起倒流の形」や「天神真楊流の形」を継承するだけでなく、講道館創設から明治20年代にかけ、武術を目的とした「真剣勝負の形」、乱取を目的とした「投の形」や「固の形」、美育や体育のために「柔の形」を拵えるなど、「形」の研究も続けていく。そこには、嘉納の「形」に対する次のような考え方があった。嘉納は「柔道の形といふものは、恰も文章に於ける文法の如きもので、亂取に於ける文法の如きもので、亂取は即ち作文の練習の如きものであるからである。即ち文章をかくときに、文法の知識を必要とするが如く、亂取にも亦、形を必要とする。如何に文法に精通したとて、直ちに名文が書けないと共に、又、文法を知らずに、むやみに文章を書いても、正しき文章は出来難い。これと同じことで、柔術においても亦、形を學ばんでは、どうしても、攻撃防禦のあらゆる方面のことについて會得し、又熟練することは出来難い」⁸¹と述べ、「形」と乱取の関係を文法と文章に譬え、両者を偏廢することなく同等に重んじるべきだと説いている。嘉納は乱取だけでは會得・熟練が困難な当身技を含んだ多様な技法を「形」を通じて学んでもらいたいと考えていたのである。

講道館指南役として修行者の指導・育成に携わってきた山下義韶も、修行者の姿勢の乱れに危惧を抱いており、講道館機関誌『柔道』に「柔道に於ける姿勢の悪と其の矯正策」と題した論考を寄せ、修行者の現状と今後の指導方針について論じている。山下は「他流と試合へは、今迄経験した事のない場合にも遭遇し、また勝手が分からぬから、自然臨機慶變變化自在の出来るやうな姿勢を取る様になる。即ちどこからでも來いと云つたやうな、正しい姿勢を取らねばならぬ様になる・・・(中略)・・・その昔、講道館が眞砂町道場時代に不遷流の青年で金谷清一郎と云ふ人が試合に來た事があつた。一種勝手の違つた業をやる人で、我々仲間も大分此の人に苦しめられたものであつた。當時この金谷氏に對抗し

⁸¹ 嘉納治五郎講述・落合寅平筆録(1927):柔道家としての嘉納治五郎(十二)、作興6(12):87

て氏の業に乗らなかつたものは、比較的正しい姿勢で常に稽古して居た人であつた。この事実なども、姿勢の正しいと云ふ事が、まさかの場合に大變な役に立つと云ふ例證であらう」⁸²と述べ、講道館創設当初は柔術家との他流試合もあつた時代であり、どのような攻撃にも応じることの出来る正しい姿勢で練習した人が不覺を取らずに済んだ例を挙げ、武術的な視点から姿勢の重要性を説いた。さらにその矯正法として「平常の稽古にその心掛が必要である事は固よりの事だが、その心掛の標準となるのは何よりも『形』を學ぶ事である。形は正しい姿勢の下に研究し盡された正真正銘の業を示すもので、之れを標準として練習すれば決して間違はない。業の理論もこれによつて理解する事も出来るし、正しい姿勢も之れによつて學ぶ事が出来る。だから悪い姿勢の矯正策としては、何よりも形を奨励するに限る」⁸³と述べ、修行者に正しい姿勢（自然体）を認識させ、またその徹底を図るには「形」が重要であると主張した。

柔道が全国的に普及するに伴い、同門同士で投技中心の乱取が行われる中、修行者は投技だけを想定した姿勢に泥むようになっていった。こうした中、山下はあらゆる攻防に対応出来る武術性の高い姿勢こそが正しい姿勢であると呼びかけ、またその姿勢の矯正には「形」が最も有効であると主張したのであつた。それでは、嘉納はどのような意図をもつて講道館の「形」を創作し、その普及を図っていったのであろうか。

日清戦争（1894～1895）において日本が勝利を納めると、これを機に尚武の気風が強くなり、自国の伝統文化を見直す風潮が高まり、1895（明治28）年には桓武天皇の平安遷都千百年を記念して京都に大日本武徳会が設立された。発足当初の大日本武徳会は伝統的な家元集団の親睦団体という性質のものであつたが、日露戦争（1906）での勝利が尚武の風潮を加速させ、学校教材としての武術が注目されるようになると、統一された「形」が必要となり、武徳会は流派の壁を越えて武術家を全国的に統制する組織へと転換を図っていく。

1906（明治39）年、武徳会はまず剣術と柔術の「形」の統一化に着手した。柔術の「形」の統一について、中村⁸⁴は「柔術形の制定は、嘉納治五郎（範士・講道館々長）委員長が素案を作り、戸塚英美（楊心流）と星野九門（四天流）の両委員と協議して決定したものを原案とした。そして、この原案を、明治39年7月27日より8月2日までの一週間、全

⁸² 山下義韶（1918）：柔道に於ける姿勢の悪と其の矯正策、柔道4（1）：11

⁸³ 山下義韶（1918）：柔道に於ける姿勢の悪と其の矯正策、柔道4（1）：11

⁸⁴ 中村民雄（1981）：近代武道教授法の確立過程に関する研究（二）－「形」の制定について－、武道学研究13（3）：10-18

国から大日本武徳会へ招集された 17 名の柔術家と協議して、全国統一形が制定された」⁸⁵と述べ、嘉納が委員長となり柔術諸家と協議の上、初めて柔術の「形」の統一が果たされたと報告している。この時の柔術諸家 17 名とは、委員長の嘉納をはじめ関口柔心（関口流）、津木茂吉（関口流）、矢野広次（教士・竹内三統流）、江口弥三（教士・扱心流）、平塚葛太（楊心流）、片山高義（楊心流）、河野一二（教士・神道北窓流）、稲津政光（本伝三浦流）、山下義韶（教士・講道館）、横山作次郎（教士・講道館）、磯貝一（教士・講道館）、佐藤法賢（教士・講道館）、永岡秀一（教士・講道館）、今井行太郎（教士・竹内流）、田辺又右衛門（教士・不遷流）、竹内鹿次郎（竹内流）であり、委員 17 名中 6 名を講道館関係者が占めていた。

制定された「形」について、中村は『投技の形』（15 本）と『固技の形』（15 本）とは、同年 8 月 8 日、大日本武徳会々長・大浦兼武に報告され、総裁の裁可を経た後、『大日本武徳会制定柔術形・乱捕之巻』（明治 41 年 11 月刊）として公表された。もちろん、講道館においても即日これを採用し、『講道館柔道乱捕の形』と称した。ここに、少なくとも乱捕に関しては、講道館を中心とした柔道へ技術的に一本化されたのである・・・（中略）・・・しかし、この『真剣勝負の形』と名付けられた 20 本の形は・・・（中略）・・・正式に決定されたものではなかった。そのため、この形の解説書は出版されなかったのである」⁸⁶と述べ、乱取の「形」については嘉納の原案通りの決着をみたが、武術の「形」であった「真剣勝負の形」は一本化されなかったことが分かる。その他の「形」については、嘉納が「柔の形は前陳のやうな評議にはかけず、久しく講道館に於いて實行し來つたのであるが、武徳會にてもその他にても現在行はれて居る」⁸⁷と述べているように、「柔の形」のように審議もなく武徳会に採用された「形」もあった。

「形」制定の意義について、源は「柔道界では嘉納治五郎の創立した講道館柔道が、明治三十九年に方法的に日本を征覇したといふことができる。これは剣道や弓道等の世界では、大日本武徳会の『形』とともに、それぞれの流派の『形』を保持していることに較べるとまったく稀有のこと」⁸⁸と述べ、武徳会の全国統一の「形」制定が契機となり、講道

⁸⁵ 中村民雄（1981）：近代武道教授法の確立過程に関する研究（二）－「形」の制定について－、武道学研究 13（3）：10

⁸⁶ 中村民雄（1981）：近代武道教授法の確立過程に関する研究（二）－「形」の制定について－、武道学研究 13（3）：11

⁸⁷ 嘉納治五郎（1926）：武道篇 柔道、（編）武井文夫（1926）、新日本史 4、萬朝報社：644-645

⁸⁸ 源了圓（1992）：型と日本文化、創文社：312-313

館の「形」は柔道・柔術の全国統一の「形」として全国的に普及することとなったのである。

柔術諸家の間で物議を醸した「真剣勝負の形」の研究は、講道館において引き続き行われ、数年後には講道館「極の形」として加えられていった。後年、講道館文化会より出版されたテキスト『極の形』の序文において、嘉納は武徳会における審議の経緯や武術に関する見解を披瀝している。同書より、柔道の普及を進める中で、嘉納が柔道の武術性に関してどのような考えを持ち続けていたのかについてみていきたい。大日本武徳会に提出した「真剣勝負の形」の原案について、嘉納は「講道館には久しい前から尚武の形と稱へて、亂取の形に相對して、攻撃防禦の方法を練習する形が十三本あつたので、それに更に七本を加へて、居取八本、立合十二本、都合二十本として委員會に提出したのである」⁸⁹と述べ、以前からある講道館「勝負の形」（13本）に7本の技を加えたものであったことが分かる。この「形」の審議が難航した理由については「當時形のみに没頭して居る柔術家の中に、その新しい形は、自分等の流儀の形と違ふからとて、納得しない人もあつた。そこで勢それ等の形と新しく出来た形との優劣を實地に試みるより外に解決の法がなくなり、實地に就いて研究の結果、遂に全員の一致を見るに至つたのである」⁹⁰と述べており、「形」稽古中心であった柔術家にとっては、武徳会の「形」に自流の技をいかに残すかということとは重要な問題であったため、緊迫した議論が行われたのであった。

こうした武徳会による一流の柔術家達との議論を経て、さらに改良を加えて嘉納が拵えた「極の形」の特徴とはいかなるものであったのだろうか。嘉納は「極の形」について「従来の柔術諸流の形は、大別して見ると起倒流、扱心流等を以て代表せしめ得る鎧組打系統の形と、楊心流、天神眞楊流等を以て代表せしめ得る當身、捕縛系統の形とに大別することが出来る。亂取の形の中、投の形は前者に属し、固の形と極の形は後者に属するのである。かくして出来た極の形も、未だ完全のものと認むることは出来ぬが、今日の儘でも、従来の柔術諸流の形に比して一段優れたものであるといふことはこれを明言し得る所である」⁹¹と述べ、「極の形」は天神眞楊流唐の當身・捕縛系統の「形」であり、従来の柔術諸流の「形」よりも優れた「形」であると明言した。また柔術の「形」にも鎧組打系統と捕縛系統の2つの系統があり、柔道「投の形」は前者に属し、「固の形」と「極の形」が後者

⁸⁹ 嘉納治五郎（1924）：序、村上邦夫（1924）、極の形、講道館文化會：2

⁹⁰ 嘉納治五郎（1924）：序、村上邦夫（1924）、極の形、講道館文化會：2・3

⁹¹ 嘉納治五郎（1924）：序、村上邦夫（1924）、極の形、講道館文化會：3

に属するといった分類も行った。

嘉納は体育法として乱取を普及する一方、武術の観点から「形」の意義を強調し、研究工夫を続けていく。これに対し、当時の修行者の練習傾向は「柔道の技術的練習に形の必要なることは、恰も文章の稽古に文法の必要なるに比すべきであるのに、修行者の多くは亂取に身を入れて、形を閑却することを予は平素甚だ遺憾として居る」⁹²と記されているように、大半が乱取の練習に偏っており、「形」の練習は閑却されがちであった。「形」の練習が行われ難い理由として「形は一定の順序法則に従つて練習することを要するが、その順序法則が込入つて居て忘れ易いからである。依てその順序法則を分り易く説明したものが、久しく世間から渴望されて居た。それを充たす為に、先年雑誌『柔道』及『有効の活動』に重なる形の解説を連載したのである」⁹³と述べ、嘉納は適当な「形」のテキストがなかったことが原因の1つであると考え、「形」についても言語化を図り、講道館雑誌を通じて「形」の所作とその大切さを発信し、「形」の普及と奨励を行って行くのである。

第二項 「起倒流の形」から「古式の形」への展開

第一章においてみてきたように、起倒流の流旨は本体というあらゆるものにとらわれることのない理想的な心身の境地を指しており、「形」の修行を通じて丹田に「気」を納めて呼吸の乱れをなくしていくことや、「形」の所作を離れて「気」の扱いを学ぶという意義があった。こうした背景から、起倒流は21本の「形」を重視し、「残合」は「形」を補完するものとし位置づけられていなかった。嘉納は「起倒流の形」が戦時の鎧組討技を残すものであり、また自分の本体を守り、相手の本体を崩すという投技の理論を学ぶことができる「形」であるとして、その価値を認めていた。但し、古参の門弟である丸山でさえ「投技は實に巧妙で、殊に形に至つては素人は勿論、専門家にすら何故それが投技の稽古になるか分らぬほど玄妙なものがあつた」⁹⁴と述べるように、「起倒流の形」に含まれた投技の術理は、初心者勿論、専門家ですらわからないほど高尚であった。嘉納は講道館において創設当初から「起倒流の形」をそのまま採用し、「形」の稽古後に乱取をやらせる稽古法

⁹² 嘉納治五郎（1924）：序、村上邦夫（1924）、極の形、講道館文化會：1

⁹³ 嘉納治五郎（1924）：序、村上邦夫（1924）、極の形、講道館文化會：3

⁹⁴ 丸山三造（1942）：日本柔道史、大東出版社：133

をとった。一方、学校体育の教材としては高尚過ぎ、運動量に乏しいなどとして採用せず、課外活動としてやらせるようにした。

大正後期になると、嘉納は修行者に「形」の普及を図るため、講道館雑誌を通じて次々と「形」を紹介していく。村上邦夫は「柔道形解説」（講道館雑誌『有効の活動』連載）において「古式の形」を紹介した。村上は「起倒流の形を講道館では古式の形と稱するのであります。それでいふまでもなく、これは講道館で出来た形ではありません。併し幾分か嘉納先生が改良された点もあります。私は先生の御教に従って説明して見ます（下線、筆者）」⁹⁵と述べており、「起倒流の形」に嘉納が少し改良を加えて「古式の形」が拵えられたとされる。

それでは、「起倒流の形」から「古式の形」へ改称された時期とその意図について、講道館創立当初から明治中期までみていきたい。前述したように、講道館創設当初の練習においては、起倒流や天神真楊流の「形」がそのまま教えられていた。1889（明治22）年の大日本教育会における「柔道一班並ニ其教育上ノ價值」講演において、嘉納は「相手ノ體ハ此方ガ少シデモ技ヲ掛ケレバ忽チ倒レル様ナ極ク劍呑ナ位置ニアリナガラ實際ニハマダ立ッテ居マスノデシテ、申シテ見ヨウナラ生マ殺トデモ云フ様ナ有様ニ成リマス・・・（中略）・・・ソノ作用ハ矢張起倒流ノ形デ練習致シマス」⁹⁶と述べている。「起倒流の形」の名称はそのまま用いられている。但し、投技の理合いはこちらが技を掛ければすぐにでも倒れてしまう状態に相手を制するといった物体としての肉体をいかに自立できない状態に傾けるかという物理学的な解釈が説かれ、敵と対峙した時の心のあり方など技に伴う精神性には言及されていない。

明治30年代については、講道館雑誌「國士」の「講道館記事」からみていきたい。「國士」第13号には、1899（明治32）年9月20日午前9時、アメリカのエール大学教授のラッド博士が講道館を訪問した際の記事が掲載されており、記事には「當日師範には柔道の理論及投、當、固の諸技につき詳細説明の勞を取られ且自から起倒流形を演ぜられたり」⁹⁷と記されている。また、1900（明治33）年12月発行の「國士」27号にも、同年11月10日に行われた学習院柔道会において「起倒流の形及講道館投の形は、五段富田常次郎、

⁹⁵ 村上邦夫（1921）：柔道形解説，有効の活動7（1）：24

⁹⁶ 嘉納治五郎（1899）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌87：454-455

⁹⁷ 著者不詳（1899）：講道館記事、國士13：77

五段永岡秀一の両氏に依て演」⁹⁸じられたという記事や、11月24日開催の高等商業学校柔道会において「起倒流の形は五段富田、永岡の二氏に依りて演ぜられ」⁹⁹たという記事が掲載されている。このように、明治33年までは、「起倒流の形」の名称がそのまま用いられていたことがわかる。ところが、その2ヶ月後、1901（明治34）年1月13日、講道館において開催された恒例の正月の鏡開式の記事をみると「起倒流の形」の名称がみられなくなる（図1参照）。

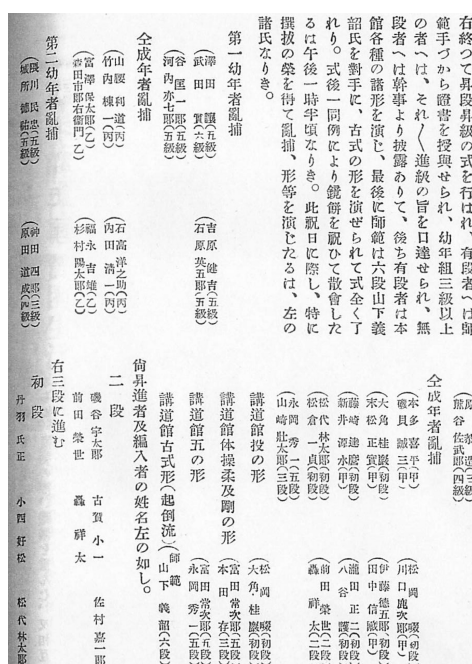


図1 講道館鏡開式の内容（1901）

「形」の演武の最後には「師範は六段山下義韶を對手に、古式の形を演ぜられて式全了れり」¹⁰⁰と記され、「起倒流の形」ではなく「古式の形」への改称が認められる。以上のことから、1901（明治34）年に嘉納は「起倒流の形」を「古式の形」へと改称し、柔道の「形」の1つとして位置づけていったと言える。

次に、「起倒流柔術捕方之大旨」（『起倒流柔術記録全』収録）記載の「起倒流の形」と、「柔道形解説」の「古式の形」を比較し、両者の異同について考察していきたい（表1参

⁹⁸ 著者不詳（1900）：講道館記事、國士 27：87

⁹⁹ 著者不詳（1900）：講道館記事、國士 27：89

¹⁰⁰ 著者不詳（1900）：講道館記事、國士 29：100

照)。尚、「古式の形」の解説には表 14 本中の鑿取と裏 7 本の技に関する記述がなかったため、鑿取を除いた表 14 本と起倒流の 14 本の「形」との比較のみを行った。

表 1 「起倒流の形」(1836) と「古式の形」(1921~22) の比較

順番	起倒流の「形」		推移	講道館「古式の形」	
	相違点	技名(フリガナ)		技名(フリガナ)	相違点
1	右手を受の頭にかける。腹氣と空機にて落とす。	體(タイ)	→	體(タイ)	右掌を受の胸に添える。両手を外して受を倒す。
2	左手で受の後帯を握る。	夢中(ムチフ)	→	夢中(ユメノウチ)	左掌を受の後腰を押し上げる。
3	右膝を着いて投げる。	力避(リヨクヘキ)	→	力避(リヨクヘキ)	左膝を着いて投げる。
4	右手で受の右手首、左手で受の右肘を掴んだまま体を捨てて投げる。	水車(ミツクルマ)	→	水車(ミヅグルマ)	右手を受の左上腕部、左手を受の右背部にかけたまま体を捨てて投げる。
5	左手を受の左肩か右首筋に掛け、左足を踏み込み、右膝を着いて腹で引き落とす。	水流(ミツナカシ)	→	水流(ミヅナガレ)	左手を受の左肘に押し当て、右膝を着いて横転させるように投げる。
6	受が右足を踏み出し、右手で取の腰のものを取ろうとする。左手で受の右手首をつかみ、右手で受の頭上から空機と共に撫でおろし、引き落とす。	引落(ヒキヲシ)	→	曳落(ヒキヲシ)	受が右足を踏み出し、右手を取の左腰、左手を取りの右上肘にあて、取の体をねじ回そうとする。左手で受の右手首、右手で受の右肘を掴んで引き落とす。
7	左足を受の右足の後へ入れ、右手で左手で受の胸、右手で受の前帯を押し後方へ投げ落とす。	虚倒(ムナタラシ)	↗	虚倒(コダオレ)	右足を受の左足の後に入れ、右腕で受の両眉の間、左手で受の左前腰を押し後方へ投げ落とす。
8	虚倒と逆方向(右後方)に投げる。	打碎(ウチクダキ)	↘	打碎(ウチクダキ)	左足を受の右足の後に入れ、右手で受の右腰を押し、左手で受の左前腰を抱き後方へ投げ落とす。
9	右手で受の右手首を掴み、左手を受の首にかけ後方へ体を捨てて投げる。	谷落(タニヲシ)	↗	谷落(タニオトシ)	左足を受の右足の後に入れ、右手で受の右手首を掴み、左腕で受の前腰を抱き、後方へ投げ落とす。
10	左足を受の右足の後に入れ、虚倒と同じく後方へ投げ落とす。	車倒(クルマタラシ)	↘	車倒(クルマダオレ)	左手を受の後腰、右手を受の下腹部にあて、体を捨てて受を体越しに投げる。
11	左手で受の左手首を掴み、右手を受の右肩にかけ、腹にて後方へ引き落とす。	鑿取(シコロトリ)	→	鑿取(シコロドリ)	記載なし。
12	右手を受の襟、左手を受の前帯にかけ後方へ引き倒す	鑿返(シコロカヘシ)	→	鑿返(シコロガエシ)	右手を受の右肩にかけ、両足で背後から受の体を前に押しだし、右手をもって受を後方へ引き倒す。
13	右手を受の首筋にかけ、左手で受の右手首を掴み、左膝を着いて腹と空機で引き落とす。	タ立(ユウタチ)	→	タ立(ユフダチ)	左手で受の右腕を左脇に抱えるように持ち、右手は受の襟を掴み、左膝を着いて引き倒す。
14	左手で受の右手首を掴んで引き出し、受が下がるところへ踏み込み、左手で受の後帯を掴み体を捨てて投げる。投げた後相互に礼をする。	瀧落(タキヲシ)	→	瀧落(タキオトシ)	左手を受の後腰、右手で受の襟を掴み、体を捨てて投げる。投げた後、続けて裏を行う場合は相互に礼を行わず、表のみで終わる場合は礼を行う。

「形」の名称の違いについてみると、表記は同じだが読み方が異なる技としては夢中（ムチウ→ユメノウチ）、水流（ミツナカシ→ミズナガレ）、虚倒（ムナタヲシ→コダオレ）、車倒（クルマタヲシ→クルマタオレ）の4本、漢字が異なる技は引落（曳落）の1本がみられ、14本の技のうち5本に名称の違いがみられた。

次に礼法についてみてみると、「起倒流の形」では1本目・体と14本目・瀧落の前後、そして無段1本目・身砕と無段7本目・岩波の前後に礼を行っている。これに対し、「古式の形」では表14本目・瀧落の後に「終りて双方形を始める元の位置に徐かに立戻り、敬禮して形を終るのである。若しも裏をも行ふ場合には再び體と同じ位置を取るのであるが、表だけをとる場合には、これで終結する譯である」¹⁰¹とあるように、表14本のみ行って互いに礼をして終わる場合と、表1本目・体と同じ位置に戻って裏7本を続けて行う場合の2通りの礼法が存在していたのである。嘉納は起倒流の14本と無段7本という2つの「形」を21本（表14本と裏7本）の講道館「古式の形」としてまとめたが、表14本の前後、あるいは21本の前後に礼を行うという2つの礼法を認めており、ここに14本と無段7本は目的の違う「形」であるという「起倒流の形」の伝統と共に、これを講道館「古式の形」においても尊重しようとした嘉納の意図が窺えるのである。礼法における取と受の立ち位置をみると、「起倒流の形」では「貴人是前ニテ捕ル時ハ貴人右之方受方左り方捕り方ト可心得也」¹⁰²と記され、貴人から見て右に受、左に取が立つと定められている。「古式の形」では「捕は上席に向つて右、受は左」¹⁰³と記されているが、上席から見れば右に受、左に取が立つということであり、表記は異なるものの礼法における取と受の立ち位置の関係は共通していた。また掛け声についてみると、「起倒流の形」の稽古法では「取合ノ内ニ□フ事不宣。唯摺り足ナリ。□フト呼吸□フ也。又掛声セス。掛声モ呼吸ニ障ルナリ」¹⁰⁴と記され、呼吸が乱れないよう掛け声は行わないと定められている。同様に、「古式の形」にも掛け声は1箇所もなく、「形」を通じて丹田を鍛えつつ呼吸の乱れをなくしていこうとする起倒流の伝統が継承されている。

最後に、技の内容を比較していきたい。前述した1本目・体を例に挙げると、「古式の形」ではまず「受は静に歩いて捕に近づく、その歩き方は、手が振れない程度の速力で、足の

101 村上邦夫（1921）：柔道形解説、有効の活動7（1）：25

102 吉田奥之丞（1836）：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

103 村上邦夫（1922）：柔道形解説、有効の活動8（3）：39

104 吉田奥之丞（1836）：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

裏が軽く畳をする様にし・・・(中略)・・・一度呼吸を入れて氣を静める」¹⁰⁵と記されており、「氣」の扱いを意識し、すり足と呼吸を重んじる点で「起倒流の形」と共通している。掛け方については、受が取を後腰に引きつけて投げ倒そうとした際に、「捕は引かれるその力に順應しつゝ左脚を受の後に運び、姿勢を崩さず體を運び、左手を受の後腰にあて、右手は受の左胸の上部にあて、左手をあてた處を支点として右手で受の體を受の後に押し制します」¹⁰⁶と記されており、右の腰投を掛けようとする受に対し、取は右手を受の左胸、左手を受の後腰にあてて背後へ崩し、受が体勢を維持できないまでに崩して背後に倒すという内容であることが分かる。「起倒流の形」の1本目・体は、取が右手で受の頭部を押し上げているが、「古式の形」の体では取が右手を受の胸部に押し当てて崩す仕方に改められている。同様の変化は曳落や夕立などにも見られており、鎧組討の起倒流柔術の頃は相手の首を制して投げるのが有効な手段だったと言えよう。また「古式の形」では「左手をあてた處を支点として」など、力学的な説明を試みている点で「起倒流の形」と異なっていた。

技の順序に注目すると、名称はそのままであるが、技の内容が入れ替わっている技も見受けられた。9本目・谷落を例にとると、起倒流では「立居ル所へ後ヨリ両肩ヲ両手ニテ突ク所ヲ前ヘウツムキ和ラカニ身ヲチトミ後へ振口リ分レル。一文字ニ本象ハ突レルト後へ身ヲ授ケ右ノ手ニテ右ノ手首ヲ持左向フノ首へ掛ケ共ニ中返スル又後へ身ヲ授ケ大キクナリテ左ノ手首へ掛ケ横分レニ前へ投ル(句読点、筆者)」¹⁰⁷とあり、背後から両肩を両手で突いてくる受をかわしながら正対し、横捨身技で投げる技であった。ところが「古式の形」の9本目・谷落は、受は後方から取に近づくと「右肩の手を押し捕を前に押倒さんとす・・・(中略)・・・既に右手に右肩よりすべり落ちたる受の右手首を握りつゝ、立ちかへる受の後に左足を踏み込み、左手にて受の腰を前より抱き、立ちかへる再び順應して、受を後に崩す・・・(中略)・・・捕は攻めたり、攻めて受を絶壁に立たしむるを得たり、乃ち左膝を立て、右膝をその踵に近くつきて、手を離なせば、受は千尋の谷に落ちて倒れ去る」¹⁰⁸とあり、背後から押し倒そうする受をかわして右手首を掴み、左腕で受の前腰を抱いて後へ崩し、右膝をついて背後に投げ倒すという技であり、起倒流の谷落とは別の技であった。続いて10本目・車倒をみると、起倒流では「立居ル谷落ノ通り身ヲ

¹⁰⁵ 村上邦夫(1921):柔道形解説、有効の活動7(1):25

¹⁰⁶ 村上邦夫(1921):柔道形解説、有効の活動7(1):25-26

¹⁰⁷ 吉田奥之丞(1836):起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

¹⁰⁸ 村上邦夫(1921):柔道形解説、有効の活動7(9):35-36

チミ後へ左ノ足ヲ入虚倒ノ通りニシテ落ス」¹⁰⁹とあり、背後から押し倒そうとする受をかわして右手首を握り、右膝を着きながら受を背後に倒すという技であり、「古式の形」の谷落に類似している。そして「古式の形」の車倒では、受は後方から取を押し倒そうとすると、取は「即座に受の攻撃を判断し、順應制勝の妙技を表はす、則ち押さるゝまゝに引かるまゝに己の體を受の前にすて左手を受の後腰にあて、右手を受の下腹部にあて、押して前に傾く受の體勢を利用し、それを助長して、左手にて崩しを加へ、受が支ふるを得ずして前に轉倒するや、右手は更に之を助長して受をして全く捕を越えて轉倒し終わらしむ」¹¹⁰と書かれている。背後から両手で押し倒そうとする受に逆らうことなく体を捨て、両手を利かせて受を身体越しに投げるといふ技であり、起倒流の谷落と類似している。これと同様に、7本目・虚倒と8本目・打碎との間にも技の入れ替えが認められた（表1参照）。

こうした技の構成の変化は、嘉納が「古式の形」を拵えるにあたり、「起倒流の形」の構成を意図的に改編したものと考えられる。1894（明治27）年5月20日、小石川下富坂町に新築された107畳の大道場の落成式が行われた。このとき来賓として隣席した勝海舟（1823～1899）は、嘉納の演じる「起倒流の形」に感銘し、技の極致を「無心而入自然之妙 無為而究变化之神」¹¹¹と揮毫して師範に贈った。海舟は、「起倒流の形」の無心でありながら天地自然の理に一致し、また無為でありながら変化の神髓を極めた境地を絶賛していたのである。嘉納は「起倒流の形」の持つ鍛錬によって洗練された美しさを認識しており、技の構成を整理するなどし、美的情操を高める教育性を織り込んだと考えられる。また「起倒流の形」には、相手の首を掴んで引き倒すなど危険な掛け方が多かったが、「古式の形」では相手の腕を掴んで引き倒す方法に変えるなど、安全性への配慮が窺え、嘉納が体育的観点で改編したことが読み取れる。

第三項 「天神真楊流の形」から「極の形」への展開

第一章で述べたように、天神真楊流は捕縛系統の柔術流派として平服における当身技に特徴があり、124本の「形」には当身技をはじめ投技、関節技、そして絞技を含んだ総合

¹⁰⁹ 吉田奥之丞（1836）：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

¹¹⁰ 村上邦夫（1921）：柔道形解説、有効の活動7（11）：28

¹¹¹ 勝海舟（1894）：無心而入自然之妙 無為而究变化之神、講道館蔵

武術であった。嘉納は「天神真楊流の形」に対して、当身技が多く含まれており武術としては有効であるが、「形」の所作が明治以降の筒袖の衣服に対応していない点や危険である点を挙げ、学校体操としての採用は難しいとの見解を有していた。嘉納は、武術として有効な当身技や関節技を練習させるための「形」として「真剣勝負の形」を拵え、やがて「極の形」という 20 本の「形」にまとめていったのである。「極の形」のルーツについて、松本は『柔道のコーチング』において「講道館創立の後数年を経て真剣勝負の形 13 本がつくられた。これは楊心流、天神真楊流を以て代表され得る当身、捕縛術系統の形をもととして考案された」¹¹²と述べられているように、天神真楊流やその母胎の 1 つであった楊心流の当身技や捕縛系統の「形」を参考に拵えられた「形」であった。ここではまず、「天神真楊流の形」をルーツに持つ「極の形」における攻防のおこり、展開、極め（取が受を制した状態）の 3 点からその技術的特徴を把握し、その異同について考察し、嘉納の「天神真楊流の形」の継承とその展開についてみていきたい。

はじめに、講道館発行のテキスト『極の形』¹¹³を参考に技名、攻防のおこり、展開、極めについて以下にまとめた（表 1 参照）。

表 1 「極の形」の技名及び内容

場面（本数）	技名	攻防のおこり／展開／極め
居取 (8 本)	両手取 <small>りょうてどり</small>	受が取の両手首を掴む／受の握りを外し水月 ¹¹⁴ へ右足蹴りを入れる／受の左腕を腕挫腋固で極める
	突掛 <small>つっかけ</small>	受が右拳で取の水月を突く／左手で受け流し右拳を受の鳥兎に当てる／左手で受の頸部を制し、受の右腕を腕挫腹固で極める
	摺上 <small>すりあげ</small>	受が右掌で取の前額部を打つ／両手で右掌をそらし鳩尾へ右足蹴りを入れ受を前方へ引き倒す／受の右腕を腕挫膝固で極める
	横打 <small>よこうち</small>	受が右拳で取の左霞 ¹¹⁵ を打つ／右拳を屈んでかわし受の後腰を抱え後方へ押し倒す／右肘で受の水月を打つ

¹¹² 松本芳三（1975）：柔道のコーチング、大修館書店：8

¹¹³ 講道館（2007）：極の形、講道館

¹¹⁴ 急所の一つ。胸骨の下方中央のくぼんだ所。みぞおち [(編) 柔道大事典編集委員会 (1999)：柔道大事典、アテネ書房：223 参照]。

¹¹⁵ 急所の一つ。頭部の両こめかみの部分に位置する [(編) 柔道大事典編集委員会 (1999)：柔道大事典、アテネ書房：86 参照]。

	うしろどり 後取	受が後ろから取の両上腕部に組み付く／背負投の形で左片方向に巻き込んで受を倒す／左拳で受の股間の急所を打つ
	つつこみ 突込	受が短刀で取の水月を突く／左手で受け流し左拳で受の鳥兎を打つ／左手で受の頸部を制し受の右肘を腕挫腹固で極める
	きりこみ 切込	受が小刀 ¹¹⁶ で取の真正面から切り込む／両手で受の右手首を受け流しつつ握る／受の右腕を腕挫腋固で極める
	よこつき 横突	受が短刀で取の右腋腹を突く／突きを左手で受け流し右拳を鳥兎に当てる／左手で受の頸部を制し右肘を腕挫腹固で極める
立合 (12本)	りょうてどり 両手取	受が取の両手首を掴む／受の握りを外し左臑頭 ^{せきとう} ¹¹⁷ を受の股間の急所に当てる／受の左腕を腕挫腋固で極める
	そでとり 袖取	受が右手で取の左袖を掴む／左足で受の右膝を右斜め前方から踏み蹴る／左手で受の袖・右手で受の襟を持ち大外刈で投げる
	つつかけ 突掛	受が右拳で取の鳥兎を突く／右手で受の右手首を掴んで引き崩し受の後方に回る／受の背後から頸に両手を回し裸絞で極める
	つきあげ 突上	受が右拳で下から取の顎を突き上げる／上体を反らしてかわし両手で受の右手首を掴む／受の右腕を腕挫腋固で極める。
	すりあげ 摺上	受が右掌で取の前額部を後ろ上方へ摺り上げる／左手で受の右掌を受け流し右拳を受の水月に当てる／左「浮腰」で受を投げる
	よこうち 横打	受が右拳で取の左霞を打つ／右拳を屈んでかわしながら受の後方に回る／受を後方に制止ながら送襟絞で極める
	けあげ 蹴上	受が右臑頭で取の股間を蹴り上げる／蹴りをかわし受の右足首を掴んで左方へ開く／右臑頭で受の股間を蹴り上げる
	うしろどり 後取	受が後ろから取の両上腕部に組み付く／受の右上腕を抱え背負投で投げる／右手刀を受の鳥兎に当てる
	つつこみ 突込	受が短刀で取の水月を突く／左手で受け流し左拳で受の鳥兎を打つ／左手で受の頸部を制し受の右肘を腕挫腹固で極める

116 短刀は「極の形」の中で小刀としても代用される。左腰に短刀を差した状態から、鯉口を切る動作をして抜く場合は「小刀」となる。懐中にして懐から抜いて使用する場合には「短刀」となる [講道館 (2007) : 極の形、講道館 : 22 参照]。

117 足の裏の五指の付け根のふくらんだ部分。当身技の当所となる [(編) 柔道大事典編集委員会 (1999) : 柔道大事典、アテネ書房 : 240 参照]。

	きりこみ 切込	受が小刀で取の真正面から切り込む／両手で受の右手首を受け流しつつ握る／受の右腕を腕挫腋固で極める
	ぬきがけ 抜掛	受が右手を大刀の柄にかけて抜こうとする／右手で受の右手首をおさえ受の後方に回る／片羽絞で絞める
	きりおろし 切下	受は大刀を上段に構え真っ向から切り下ろす／大刀をかわして右手で受の右手首を掴む／受の右肘を腕挫腹固で極める

「極の形」は座った状態での攻防である居取 8 本、立った状態での攻防である立合 12 本があり、それぞれ素手あるいは武器（短刀、大刀）を持った状態での攻防が組み込まれている。攻防の起点は、受が取の身体や衣服を掴んだ場合、受が取に徒手あるいは武器で攻撃を仕掛けた場合の 2 種類があり、全ての技が受から先に仕掛け、取がこれに応じて勝つという流れになっている。展開としては、当身技から関節技に変化する技が 6 本と最も多くみられ、次いで関節技のみが 4 本、絞技のみと投技から当身技に変化する技が 3 本ずつ、当身技から投技に変化する技が 2 本、当身技のみ、当身技から投技、当身技から関節技に変化する技がそれぞれ 1 本ずつみられた。相手の攻撃をさばくと共に当身技を使って相手を崩し、最後は相手の肘関節を関節技で極める、あるいは相手の攻撃をさばきながら肘関節を関節技で制するなど、当身技や肘関節への関節技が中心の「形」であることが分かる。最後に、極めをみると、関節技が 11 本（腕挫腋固 5 本、腕挫腹固 5 本、腕挫膝固 1 本）と最も多く、次いで当身技が 4 本（肘打 1 本、蹴技 1 本、手刀 1 本、拳 1 本）、絞技が 3 本（裸絞 1 本、送襟絞 1 本、片羽絞 1 本）、投技が 2 本（大外刈 1 本、浮腰 1 本）みられた。極めの場面では、当身技よりも固技が中心であり、当身技は相手を一撃必殺で倒すのではなく、相手の攻撃をさばいて制するところに特徴があった。

次に、「天神真楊流の形」と「極の形」との異同についてみていきたい。まず攻防のおこりと展開に着目すると、「天神真楊流の形」では取から受に先手を仕掛けて勝つ「先の先」や、受の攻撃に取が応じて勝つ「後の先」の 2 種類がみられた。また取が小刀、受が木刀を持つなど、両者が武器を持って立ち合う技もみられた。一方、「極の形」は 20 本全てが「後の先」、つまり受の攻撃に取が対処して勝つ理合で、さらに取が全て素手という内容であった。特に、取が受の攻撃に順応して勝つという「柔の理」を原則として攻防が行われている点に特徴があった。嘉納は柔術の「柔の理」を継承し、これを柔道の「形」の中でより強調して展開したと言える。

同名の技についてみると、「天神真楊流の形」の後取は背後から抱きついてくる相手に対し、取は後頭部を受の顔面に当て、怯んだ隙に投げ落とすという技であった。これに対し、「極の形」の後取は当身技によって相手を崩すという展開が省かれていた。また、極めについては相手の肘関節を極める点で共通していたが、「天神真楊流の形」のように体を捨てながら肘関節を極める方法ではなく、「極の形」では立ち姿勢、あるいは片膝を着いた状態で相手の肘関節を極める方法に統一されている。拳や肘、足以外を用いた当身技を減らし、また体を捨てて施す危険な関節技を無くすなど、武術としての実用性だけでなく、安全に対する嘉納の配慮が認められた。

最後に、掛け声についてみていきたい。第一章で述べた通り、天神真楊流では初心者指導法として掛け声が重視されていた¹¹⁸。こうした天神真楊流の掛け声に関する教えは、「極の形」にどのように継承されたのであろうか。「極の形」の蹴上を例にあげると、「受は、左足を僅かにすすめながら、気合いとともに、右蹠頭^{せきとう}で取の股間の急所を蹴り上げる・・・（中略）・・・取は、右足を退いて体を右に開きながら、左手で蹴り上げてきた右足首を外側から掬い上げてこれをかわし・・・（中略）・・・腰を左に捻って、気合いとともに、右蹠頭^{せきとう}で受の股間の急所を蹴り上げる（下線、筆者）」¹¹⁹と記され、受が掛け声（気合い）と共に右足で股間を蹴り上げてくるのに対し、取は右足を退いてかわして受の右足首を掴み、右蹠頭で掛け声（気合い）と共に取の股間を蹴り上げる、という技法である（図1参照）。

¹¹⁸ 『天神真楊流柔術極意教授圖解』には、掛け声について「始メテ發スル所ノ聲ハ未ダ何事ニモトリ懸ルノ意少シモ無ク、志氣力共ニ能ク鎮リタル前心ノ音調ナリ。次ニ發スル所ノ聲ハ業ヲ成スノ調子ニ順テ、全身ニ滿タル氣ノ勢ヒ自然ニ發スル通心ノ音調ナリ。既ニ舉動ノ終臨テ發スル聲ハ心ヲ靜ニシテ能ク位ヲトリ、全身柔ラク充分ニ滿渡リタル氣少シモ抜ケル所無キ殘心ノ音調ナリ。此ノ如ク前心通心殘心ト區別シテ聲ヲ發スルニ至テハ、業モ自カラ柔ラクニシテ速カナル者ナリ」と記され、取は技のはじめ、なか、おわりの3回掛け声を行うべきだと説かれている [吉田千春・磯又右衛門 (1893)：天神真楊流柔術極意教授圖解、青木嵩山堂：51-52 参照]。

¹¹⁹ 講道館 (2007)：極の形、講道館：38



図1 「極の形」立合 蹴上¹²⁰

取も受も蹴り技を行う際、それぞれ1回ずつ掛け声を行っている。掛け声の頻度をみると、「極の形」は当身技を掛ける際、あるいは受が取に掴みかかる際などに限定されている。各技の掛け声の頻度をみてみると、掛け声2回が最も多く12本（居取：両手取、突掛、摺上、横打、後取、突込、横突、立合：両手取、摺上、蹴上、後取、突込）、次いで掛け声1回が7本（居取：切込、立合：袖取、突掛、突上、横打、切込、切下）、掛け声0回が1本（立合：抜掛）であった。「古式の形」は、呼吸の乱れを防ぐために掛け声を禁じた起倒流の伝統を継承しているのに対し、「極の形」は掛け声を行う伝統が継承されていたのである。

以上のように、嘉納は「天神真楊流の形」を元に「極の形」を拵えて当身技や関節技を継承した。その中で、天神真楊流の拳や肘、足以外を用いた当身技や体を捨てて施す危険な方法は採用せず、拳と肘、足を用いた当身技と、体を捨てずに肘関節を極める関節技を継承して安全に配慮した。また、天神真楊流柔術の相手の力に順応して勝つという「柔の理」と技を施す際の掛け声を継承し、「後の先」を重んじた攻防を盛り込む「極の形」として再構成したのである。

こうした「古式の形」や「極の形」の普及はどのように図られたのであろうか。嘉納は1930（昭和5）年から、全国を8地区に分け、しかも年齢を4種（20～29歳、30～37歳、38～43歳、44歳以上）に分けて、全日本柔道選士権大会を明治神宮外苑相撲所にて初めて開催する。大会は11月15、16日の2日間行われた。その内容は次の通りである（図2参照）。

¹²⁰ 講道館（2007）：極の形、講道館：39

全日本柔道選士権大會次第	
<p>第一日 (十一月十五日) 豫定時間 自正午 至午後四時三十分</p> <p>一、開會の辭</p> <p>一、國歌合唱</p> <p>一、總裁官殿下令旨</p> <p>一、各種選士亂取試合</p> <p>一、極の形 九段 磯貝一</p> <p>一、五人掛り六段 佐藤金之助</p> <p>一、古式の形 九段 嘉納 山下 義範</p> <p>一、各種選士亂取試合</p>	<p>第二日 (十一月十六日) 豫定時間 自正午 至午後四時三十分</p> <p>一、各種選士優勝者試合</p> <p>一、投の形 六段 櫻庭武</p> <p>一、高段者と有段者との亂取 九段 永岡秀一</p> <p>一、高段者亂取 七段 三村嘉久</p> <p>一、女子亂取 七段 三村嘉久</p> <p>一、五人掛り六段 櫻庭武</p> <p>一、女子の形(柔) 六段 櫻庭武</p> <p>一、高段者少手稽古六段 半田義隆</p> <p>一、精力善用國民體育</p> <p>一、選士權決勝試合</p> <p>一、證狀及賞牌授與式</p>

図2 全日本柔道選士権大会のスケジュール (1930) ¹²¹

この大会で「極の形」と「古式の形」は第1日目に、「投の形」は第2日目に盛り込まれた。本大会の特徴は佐藤金之助や櫻庭武による五人掛け、高段者や女子同士の乱取、「柔の形」など内容が多岐に渡っている。また、各「形」の演者はいずれも高段者であり、さらに決勝戦の前には嘉納自らが「精力善用国民体育」の指導を行っている。その理由について、嘉納は「こういふ機会に、『柔道といふものは決して男子にのみ限られたものではない、女子とても之を學べば、形でも亂取でも十分行ひ得るものだ』といふことを、實例して知らせておく為だ。又普通の試合では、多くは互格のものが相對するからして、見ごとな技のかゝる場合といふものは、至つて少ない・・・(中略)・・・然るに、技のすぐれた一人に、やゝ力の劣つた者が、五人も掛る場合には、その試合中に、いろゝな種類の技をかけて、その變化を實際に示し、觀る人々に技の妙を諒解させることが出来る。さういふわけ

¹²¹ 講道館 (1930) : 全日本柔道選士権大會次第、柔道 1 (1) : 4

で、五人掛けなどを加へるのだ。それから高段者の形を入れるわけは、形といふものは如何いふものかといふことを熟練したものに演ぜしめて世間の人に知らしめる為である」¹²²と述べている。嘉納が本大会を開催した目的は単に優秀者を選定するだけでなく、この機会に熟練者の演じる「形」、女子や高段者の乱取、五人掛けなどを通し、大衆に柔道とはいかなるものかを知らしめようとしたのであった。この大会は1941（昭和16）年まで続けられたが、嘉納の体育（競技）と武術（形）を国民へ普及するという柔道普及戦略の1つであったのである。

¹²² 嘉納治五郎（1930）：選士権大會餘録、（編）丸山三造（1939）、大日本柔道史、第一書房：690

第五節 「精力善用国民体育」の創作とその限界

第一項 嘉納の沖縄唐手術への接近とその技術

嘉納と沖縄唐手術（以下、唐手術）との出会いは、1922（大正11）年5月17日、講道館における演武会である。同年5月7日に沖縄唐手術の富名腰義珍は、京都において行われた第1回体育展覧会に唐手術を紹介した。主催は大日本体育協会の名誉会長であった嘉納であった。しかしながら、富名腰は展覧会で思うように発表できなかったため、同郷でもあり、また東京高等師範学校教授でもあった金城三郎を通じ、嘉納に講道館において唐手術の演武を望んだのである。嘉納も唐手術には興味を抱いており、5月17日に講道館において演武会が行われることとなった。演武会当日の様子について、儀間は「正面（神前・師範席）と入口部分を除いた左右両側には講道館柔道教員養成所の学生を始め、多数の門人の方々が整然と並んで座っておりました。場内には、ほとんど隙間がありませんでした・・・（中略）・・・先ず、富名腰師範がクーシャンクを演武披露し、ついで、私がナイハンチを紹介した」¹²³と述べ、嘉納以下250名を超える参観者の前で富名腰は「クーシャンク」を、儀間は「ナイハンチ」の「形」を披露した。これを見た嘉納は指南役の永岡秀一と共に袴の股立ちを取り、「形」の運足法や組手の要領について盛んに質問を行った。演武会終了後には「富名腰義珍師範に対しても、『富名腰さん、沖縄の唐手術はどこに出しても、決して恥しくない立派な武術です。この武術を本土で普及しようというお考えがあるなら、そのためのご協力は惜しみません、必要なことがあれば、どんなことでも遠慮せずに申し出てください』と大変に暖かい激励の言葉をかけられたのです。富名腰師範が、沖縄への帰京を延ばし、東京に留まることになったのも、実はこの激励に応えようとしたからなのです」¹²⁴と記され、富名腰にしばらく都内に留まって各方面に唐手術の普及を行うことを勧めるなど、その技術と人格に大いに惚れ込んだのであった¹²⁵。

嘉納の質疑は富名腰達でさえ感心するほどの専門的な内容であったが、その背景には嘉

¹²³ 儀間真謹・藤原稜三（1986）：対談 近代空手道の歴史を語る、ベースボール・マガジン社：105-106

¹²⁴ 儀間真謹・藤原稜三（1986）：対談 近代空手道の歴史を語る、ベースボール・マガジン社：111-112

¹²⁵ 儀間真謹・藤原稜三（1986）：対談 近代空手道の歴史を語る、ベースボール・マガジン社：116-125

納はもちろんのこと、その高弟達の多くが柔術や拳法を修行した経験があったのである¹²⁶。この演武会の成功や嘉納との関係について、富名腰は同年 11 月に出版した著書『琉球拳法唐手』において「柔道師範嘉納先生には今を去る十數年前から唐手の長所を認められ、高等師範出の金城三郎氏を介して私に唐手教授の相談を受けたことがある、當時私は未だ研究中で未熟の謙遜を以て御断り申したが、今度の出張を機會に此間實演を御覽に供したら大に満足を與へられ、私の方でも研究して見ようと語られた」¹²⁷と記されており、嘉納が唐手術へ大きな関心を寄せていたこと、言い換えれば柔道における当身技の研究に大きな意欲を持っていたことが窺える。

それでは、嘉納が関心を持った唐手術の技術的特徴とはいかなるものであったのか。『琉球拳法唐手』には唐手の歴史、教育的価値、練習法、そして修行者の心得などが体系的にまとめられているため、本書から唐手術の特徴を見ていくこととする。唐手術の起こりについては諸説あり、近世において佐久川某が中国から学んだものを伝えたとも、あるいは 1609（慶長 14）年に薩摩の附属国となって武器の所持や売買が禁じられて以降、徒手の武術が発達したとも言われる。富名腰は「琉球の拳法、所謂『唐手』なるものは、沖縄固有の武術であつて、唐崇拝時代に支那に於て、支那武術を稽古し、沖縄元來の手をこれに加味して比較研究の結果、其長所を採り、唐の字を冠せて『唐手』と命名し、今のやうな健全なる發達を遂げたのではなからうかと察せられる」¹²⁸と述べ、沖縄固有の「手」（ティー）と呼ばれる武術を母胎とし、唐崇拝時に中国武術からも学び、唐手と命名したという見解を示した。

唐手術の修行の意義については、体育、護身術、そして精神修養の 3 点から論じている。体育的価値としては「一、場所も器具も要らぬ。二、單獨でも、團體でも實習し得る。三、變化に富む。四、危険を伴はず」¹²⁹と記し、單獨でも団体でも簡便かつ安全に実施することが出来、さらに多様な運動である点が挙げられた。また護身術としては「世の進運に伴れて武器の携帯は許されない、巡查の廢刀も高唱される今日此徒手空拳で身を護り、敵を挫く事の出来る、斯様な便利な重寶な武術は世の中に二つとない」¹³⁰と記され、武器

¹²⁶ 横山作次郎八段や西郷四郎六段は天神真楊流柔術の出であり、永岡秀一十段は起倒流を、岡野好太郎十段は無想流を修行していた。

¹²⁷ 富名腰義珍（1922）：琉球拳法唐手、武俠社：279-280

¹²⁸ 富名腰義珍（1922）：琉球拳法唐手、武俠社：3

¹²⁹ 富名腰義珍（1922）：琉球拳法唐手、武俠社：10

¹³⁰ 富名腰義珍（1922）：琉球拳法唐手、武俠社：12

の携帯が制限された近代社会において、素手の攻防に優れた唐手術は護身術として価値が高いと説いた。

唐手術の武術的特徴として富名腰は「唐手術なるものは何時も前の手が防禦で、後の手が攻撃になつてゐる。そこで受けたら必ず入れると云ふ風になつてゐる・・・(中略)・・・古人も謂うた通り『唐手』の妙はこの両手伸縮の間に得られる」¹³¹と述べ、攻守が一体となった技術とその変幻自在の攻防に真髓があることが分かる。また、唐手術では巻藁を突き続けて拳を鍛錬する練習や、米粒や砂などを入れた容器を突き続けて指を鍛錬する練習を奨励しており、武器の如く鍛錬した身体から繰り出す当身技によって一撃必殺を目的とした技術であったのである。従って、「唐手に先手なし」といわれるように、自分の身体を守りながら、攻撃された際には相手を一撃必殺に仕留められるよう手足の使い方が研究工夫されており、「手技」が 16 種類（突手、受手、拂手、貫手、掬手、逆手、打手、掛手、搦手、引手、握手、組手、裏手、搔分、猿肘、変手）、「足技」が 15 種類（蹴上、飛蹴、三日月、内股、外股、踏切、寄足、飛込、猫足、膝鎚、蹴込、蹴放、金的、波返、三角飛）もある。また富名腰は、『唐手』は柔術に對しての剛柔であるから、素より、投技、倒技などは本目的になつてゐない、けれども柔あつての剛である以上は、柔を交ぜるのも一種の切味である」¹³²と述べ、唐手術は柔術のように「投技」が本目的ではないが、「投技」を入れると切れ味が増すと説き、「投技」も 8 種類（捻倒、鎖環、谷落、槍玉、跛倒、頸環、腕倒、咽抑）を取り上げて説明した。

こうした技術は危険なため、主に「形」によって練習することになっているが、その種類は幾つかあった。同書には「ピンアン」、「ナイハンチ」、「クーシャンクー（公相君）」、「セーシャン」、「パッサイ」、「ワンシュウ」、「チントウ」、「ジッテ」、そして「ジオン」の 9 つが紹介されており、講道館演武会において演武された「クーシャンクー」と「ナイハンチ」は、全 284 頁の同書において前者が 73 頁、後者が 50 頁にわたって説明されており、主要な「形」であることが分かる。

それでは講道館演武会において富名腰が披露した「クーシャンクー」の技術的特徴についてみていきたい。「クーシャンクー」について、富名腰は『唐手』として一番變化に富み、尤も趣味ある即ち八人と戦ふの手として他の諸の手にも關係を有つてゐる『公相君』

¹³¹ 富名腰義珍（1922）：琉球拳法唐手、武俠社：20-21

¹³² 富名腰義珍（1922）：琉球拳法唐手、武俠社：51

を全部挿繪で圖解した」¹³³と述べており、1人で8人と戦う場合を想定した攻防の変化に富む「形」であると説かれている。同書の「クーシャンクー」に関する71枚の挿繪と記述¹³⁴を基に、その特徴的な動作を「体捌き」、「手技」、「足技」の3点に注目して分析し、以下に表でまとめた（表1参照）。

表1 「クーシャンクー」の動作

項目	細目	回数	備考
体捌き	頭部の捻転	1	
	方向転換	26	右12回、左14回
	前進	13	
	後退	5	
	両足交差	1	
	跳躍	1	
	屈む	1	
手技	受手	15	片手は攻撃の準備
	突手	14	
	貫手	4	
	猿臂	3	前方への肘打ち
	掛手	3	
	裏手	2	
	打手	2	
足技	蹴放	7	正面5回、右1回、左1回
	膝蹴	1	

「クーシャンクー」の「体捌き」は、前後左右への方向転換（26回）や、移動の多さ（前進13回、後退5回）など、前後左右に動き回りつつ、多彩な攻防を行う点に特徴がある。軽妙に動くことが出来るよう、両足幅は1尺4、5寸（約42～45cm）程度開いた状態を維

¹³³ 富名腰義珍（1922）：琉球拳法唐手、武俠社：61

¹³⁴ 富名腰義珍（1922）：琉球拳法唐手、武俠社：135-207

持して行われる（図1参照）。



図1 「クーシャンクー」にみられる蹴放（左）と突手（右）（『琉球拳法唐手』より）

「手技」としては、受手（相手の技を防御する技）が15回、突手（拳で突く技）が14回、貫手（指を伸ばして突く技）が4回、猿肘（肘を当てる技）と掛手（相手の手足に手を掛ける技）が3回、裏手（拳を下に向けて突く技）と打手（拳を小指側から打ち付ける技）が2回みられた。手技には攻撃だけでなく防御の手もあり、攻防一体を旨とする唐手の特徴が強くみられる。「足技」は蹴放が7回、膝蹴が1回みられた。膝蹴は相手と押し合いになった際に隙をみて膝を当てるというものであり、また蹴技には「型を良く覚えた後は、六十七、六十八と同時に蹴放す、俗に是を飛蹴と名づく」¹³⁵と記されているように、跳躍しながら交互に左右の蹴りを放つといった大技も含まれていた。このように、「クーシャンクー」は多人数との戦いを想定しており、変幻自在の体捌きとスピードを乗せた一撃によって勝ちを制しようとする「形」であったのである。

次に、儀間が講道館演武会において披露した「ナイハンチ」の技術的特徴についてみていきたい。「ナイハンチ」における姿勢は「足と足との間隔は爪尖凡そ一尺五寸くらい身長に依り多少の伸縮あるべし・・・(中略)・・・ナイハンチ立は兩足を張り、臀を出し胸を張り、兩脚の外側より中の方へ力を絞込むやうな心持」¹³⁶とされ、兩足の間隔は1尺5寸（約45cm）程度、臀部を後に出し、胸を張り、さらに兩足を内側に絞り込むように力を入れて立つ姿勢である。同書の「ナイハンチ」に関する36枚の挿絵と記述¹³⁷を基に、その動作を同じく「体捌き」、「手技」、「足技」の3点に注目して分析し、以下に表でまとめ

¹³⁵ 富名腰義珍（1922）：琉球拳法唐手、武俠社：203

¹³⁶ 富名腰義珍（1922）：琉球拳法唐手、武俠社：96

¹³⁷ 富名腰義珍（1922）：琉球拳法唐手、武俠社：93-133

た（表 2 参照）。

表 2 「ナイハンチ」の動作

項 目	細 目	回数	備 考
体捌き	頭部の捻転	12	右 6 回、左 6 回
	上体（頭部以外）の捻転	6	右 3 回、左 3 回
	方向転換	6	右 3 回、左 3 回
	横方向への移動	7	右 4 回、左 3 回
	両足交差	3	
手 技	受 手	9	諸手での受手 3 回
	突 手	2	正面 1 回、左 1 回
	諸手突	2	右 1 回、左 1 回
	猿 臂	2	全て前方の敵への肘打ち
	貫 手	1	右 1 回

「ナイハンチ」の「体捌き」は、前後への移動が皆無であり、代わって横方向への移動が 7 回と多くみられた。さらに頭部の捻転が 12 回、上体（頭部以外）の捻転が 6 回といった点からも、身体的首から下は正面に向けた状態で左右の敵に向かって行き、一歩進んで間合いに入りながら攻防を行う点に特徴があると言える。「手技」としては受手が 9 回（諸手 3 回）と最も多く、次いで突手が 2 回、諸手突が 2 回、猿肘が 2 回、貫手が 1 回みられた。その一方で、「足技」は全くみられなかったこと¹³⁸から、「手技」によって勝敗を決する技術であることが分かる（図 2 参照）。

¹³⁸ 但し、本部朝基の「ナイハンチ」には様々な足技が含まれており、足技を重視していたことを日本空手道本部会が指摘しており、ここでは富名腰が紹介した「ナイハンチ」の特徴に絞って論を進めることをことわっておく。

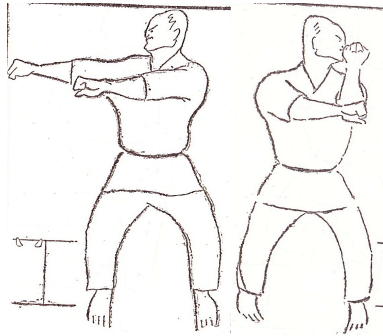


図2 「ナイハンチ」諸手突（左）と同時に行われた受手と突手（右）
 (『琉球拳法唐手』より)

但し、「クーシャンクー」のように助走や跳躍などのスピードを乗せた一撃ではなく、「手技」の多くは両足に力を入れて内側に絞り込んで立つ「ナイハンチ立」の姿勢から、上体の捻転を利用して繰り出されている点に特徴があったのである。

なお、小佐野は柔術と空手道の当身技の相違点について「柔術のように接触している場面が多く、敵手の移動が少ない場合には、引き戻す突きが有効であるが、拳法や空手のように移動の激しい隔離武術では古人が苦心の末に確立した突き放し技法が最終的には効を奏す」¹³⁹と述べ、相手との間合いが近い柔術では突いた後の拳をすぐに引き戻す技法が、相手との間合いが遠く当身技を極め技とする唐手術などは拳をそのまま突き放す技法が発達したと指摘している。「クーシャンクー」の素早い重心移動や、「ナイハンチ」の安定した姿勢からの豪快な一撃など、両者の「形」の動作は異なるものの、当身技による一撃必殺を意図した技法である点は共通していたと言えるだろう。

第二項 「精力善用国民体育」の創作とその目的

1920（大正9）年1月16日、嘉納は長年勤めてきた高等師範学校の校長を辞職する。同年6月、嘉納はベルギーのアントワープ開催の第7回オリンピック大会に選手を引率し、そのまま翌年（1921）2月まで欧州教育事情の視察を行い、帰国後の3月8日には大日本体育協会会長を辞退した。こうした中、1922（大正11）年1月に嘉納は講道館文化会を創設し、2月には貴族院議員に勅撰され、政界にも進出する。第一次世界大戦（1914）の

¹³⁹ 小佐野淳（2006）：秘伝当身術、愛隆堂：34

爪痕が残る欧州を視察した嘉納は「国際関係は日に錯綜を加へ国々互に融和提携しなければ独立を維持することが困難になつて来た・・・(中略)・・・今日の国情はといへば国民に遠大の理想なく思想は混乱し上下奢侈に流れ遊惰に耽り地主は小作人と反目し資本主は労働者と衝突し社会に到る処に名利権力の争ひを見る・・・(中略)・・・この時に臨んで我が同志は多年講道館柔道の研究によつて体得した精力最善活用の原理を応用して世に貢献せんと決心し新に講道館文化会を設くることゝした」¹⁴⁰と述べ、日本が独立を維持するためには諸外国との融和提携が不可欠であるにもかかわらず、奢侈や権力闘争によって日本国民同士が争っている現状を「精力善用」主義によって打開するため、講道館文化会を設立したと説いている。当時の日本は、第一次世界大戦（1914～1919）後にヨーロッパの商品がアジア市場に進出し、日本でも多くの失業者が増え、1918（大正7）年には大商人が米価をつり上げ各地で米騒動が起こり、原敬首相が暗殺されるなど政情不安が続いた。目を世界に転じると、列強の帝国主義は収まらず、日本は国際連盟の常任理事国として国際社会でも活躍せねばならない立場にあった。

講道館文化会の宣言及び綱領には、個人と国家のあり方、そして日本が国際社会に果たすべき役割について以下の様に記された。

宣言

本會は精力最善活用に依つて人生各般の目的を達成せんことを主義とす

本會はこの主義に基づいて

- 一、各個人に對しては身體を強健にし智徳を練磨し社会に於いて有力なる要素たらしめんことを期す
- 二、國家に就いては國體を尊び歴史を重んじ隆昌を圖らんが為常に必要なる改善を怠らざらむことを期す
- 三、社会に在つては個人團體各互に相助け相譲り徹底せる融和を実現せしめんことを期す
- 四、世界全般に互つては人種的偏見を去り文化の向上均霑に努め人類の共榮を圖らんことを期す

綱領

- 一、精力の最善活用は自己完成の要訣なり

¹⁴⁰ 嘉納治五郎（1928）：柔道家としての嘉納治五郎（十六）、作興7（4）：37-38

二、自己完成は他の完成を助くることに依つて成就す

三、自他完成は人類共榮の基なり¹⁴¹

宣言をみると、まず個人としては社会に貢献し得る存在になるため、その身体を強健にし、智徳を練磨すべきだと説かれている。次に、国家は国民が一致団結し、その国体を重んじて祖国の発展に取り組むことが求められ、人種的偏見や貧富の差の無い世界と人類の共榮を目指すという方針が示された。綱領では、「精力善用」主義に基づき、自他の完成を通じて人類共榮の礎とするという活動方針が示された。嘉納は「精力善用」について「私は柔道の研究を始めてから四十餘年、その間絶えず攻撃防禦の百般の場合につき工夫し、遂にそれ等の間に一貫した原理があつて而もそれは精力の最善活用にあるといふことを確信するに至つた・・・(中略)・・・心身の力を最も有効に使用するといふことは、柔道の攻撃防禦のあらゆる場合を一貫した原理であり又教であるというてよい。この心身の力を最も有効に使用するといふことは、簡単にいへば精力の最善活用というてよい。更に之を約言すれば、精力の善用といふことも出来る」¹⁴²と述べ、武術全般の攻防に共通してみられる精力（心身の力）を最も有効に使用するという原理は、真劍勝負のみならずあらゆる目的達成の原則であると説いた。そして精力最善活用を簡略にして、「精力善用」という言葉で説いていくのである。

それでは、嘉納は「精力善用」と国民体育との関係をどのように考えたのであろうか。『柔道教本』には「個人でも國家でも、その他如何なる團體でも、その目的を十分に果さうと思へば、その力を最も有効に働かさなければならぬ。今日世間でいふ能率の増進、科學的經營法、産業の合理化などいふやうなことは、この有効の活動や精力の善用といふことに含まれてゐる。精力善用國民體育はこの精神から生まれ、この體育の實行は又この精神を養ふことになる」¹⁴³と記され、「精力善用」の精神を国民体育として具現したものが、「精力善用国民体育」であるとした。ところで、嘉納は従来 of 體育法について「誰でも出来易い仕方でなければ、實際には行はれない。廣い場所がなければならぬとか、種々の器具・器械を要するとか、一々服装を改めなければならぬとかいふやうでは、社會一般の人には適しない。今世間に行はれて居る體操は、個人で行ふ時は廣い場所を要しないし、器

¹⁴¹ 嘉納治五郎（1922）：講道館文化會宣言・綱領、柔道 1（8）：1

¹⁴² 嘉納治五郎（1922）：精力の最善活用、大勢 1（1）：8-9

¹⁴³ 嘉納治五郎（1931）：柔道教本、三省堂：29

具や器械がなくても出来る。又運動の仕方も無理がなく、身體を圓滿均齊に發達させるから、國民體育の理想に近い。併しその缺點を挙げれば、一々の運動に意味がなく、随つて面白味が添はない。又その運動は實用的に身體を訓練しないから、強・健・用の用の要素を缺いてゐる・・・(中略)・・・以上の缺點を補ふ目的で出来たのが精力善用國民體育である」¹⁴⁴と述べ、特別な施設・用具が不要であり、生理学的に無理のない点について世間で行われている体操に一定の評価を与えている。しかしながら、體育の条件である強・健・用の3要素から検討すると、体操は鍛鍊的要素や興味、実用性に乏しく、これらを補うための體育法として「精力善用國民體育」という「形」を創作したのであった。この「形」の研究は大正時代に行われ、1927（昭和2）年に嘉納は山下義韶、永岡秀一、三船久蔵を同伴し、文部省において「精力善用國民體育」を発表したのである。

ここで體育の条件として挙げられた強・健・用の内容について、1935（昭和10）年に改造社より発行された『改造』¹⁴⁵掲載の「柔道神髓」よりみていきたい。同書において、體育は「身體を健かにし、身體を強くし、身體を人間生活に役立つやうにする、更に尙ほさうしながら精神の修養をする、斯う云ふことが體育の目的である。だから健かにするといふことは強、役に立つやうにするといふことは用。強、健、用を目的として行ひながら、出来るだけ精神の修養をするといふことが體育の目的である」¹⁴⁶と記され、體育の目的は運動を通じて人の身體を強健かつ社会生活に役立つやうにし、さらに精神修養も図ることにあると説かれている。以上のことから、「精力善用國民體育」の目的は、國民への「精力善用」主義の浸透、そして誰もが興味を持って行い得る実用的な體育法の普及があったと言えるだろう。

次に、学校教育や一般の修行者に対し、「精力善用國民體育」はどのような意義を持っていたかについてみていきたい。嘉納は「形と亂取とはどういふ順序で練習すべきかといふに、先づ形よりするのが最もよい。形の中でも精力善用國民體育の單獨練習から始めたい。中等學校の初年級は體育上大切な時期であるから、出来るだけ合理的の方法を用ひなければならぬ。いきなり亂取をやるよりは、身體を圓滿均齊に發達させながら、武術が覚えら

¹⁴⁴ 嘉納治五郎（1931）：柔道教本、三省堂：30

¹⁴⁵ 大正・昭和戦前期の代表的総合雑誌。1919年（大正8）改造社（山本実彦主幹）の創刊。第一次大戦後の改革機運の高まりの中、急成長をとげた。横浜事件に巻き込まれ、廃刊を命じられる。第二次大戦後復刊するが、55年（昭和30）廃刊。〔編〕新村出（2008）：広辞苑、第6版、岩波書店：464〕。

¹⁴⁶ 嘉納治五郎（1930）：柔道神髓、改造17（6）：296

れる単独練習といふ形より始めるのがよい。それから倒れ方や轉り方や返り方などを練習して、亂取に移るのが順序である」¹⁴⁷と述べ、中等学校の生徒はまず「形」の練習から始めるべきであり、「形」の中でも特に「精力善用国民体育」の単独練習は武術（当身技）の習得と身体の調和的発達に有効であるとしてこれを勧めている。一方、柔道修行者全般に対しても「體育の原則として、劇しい運動をする前に、穩かな運動をし、偏した運動をする準備として均齊な運動をする筈になつて居る。且亂取だけでは當身の術が覺えられぬから、亂取と同時に當身の方法を練習するがよい。精力善用國民體育の單獨練習は、體育の原則と當身の方法を兼ねたものであるから、亂取の練習を始める前に、この練習を課することとする」¹⁴⁸と述べており、激しい亂取の前の準備運動として、また当身技の習得のために「精力善用国民体育」の単独練習を強く奨励している。このように、「精力善用国民体育」の目的は、広くは一般国民の思想の善導や体育にあったが、学校柔道や一般修行者に不足していた当身技を習得させるねらいも含まれていたのである。嘉納は講道館創設当初より、肉体上で人を制し制せられざる術の練習が必要であるとの考えがあった。そして武術としての柔道として「平素武技を練習し、志氣を鼓舞し、常に國體を擁護し、正義を援助し、邪惡を排除するの精神を養ひ、一朝時ある時は、全國民をして國家の為に心身を靖献するの覺悟を有せしめんことを期する」¹⁴⁹と述べ、個人は自己を防衛し、一朝時ある時は國家のために心身を捧げるようにと説いた。こうした嘉納の考えを実現する手段として「精力善用国民体育」が拵えられたと言える。

嘉納が単独練習について強調した背景には、柔術の「形」と空手道の「形」の構成の相違があったと考えられる。小佐野は、柔術の「形」は取と受の攻防全体を含んでいるため、当身技も攻防の中で自然な技法が正しく保存されているという利点があるが、その反面「柔術は一人稽古ができない難点もある」¹⁵⁰と述べ、柔術の「形」は単独では当身技の稽古ができなかった点を指摘している。これに対し、空手道の「形」については中国拳法の個人型と鍛錬法に特化して受容されたため、単独練習が可能である一方、全体の攻防の流れの中で不自然な当身技も含まれてしまっていると指摘している。このように、柔術の「形」をベースとした講道館の「形」の難点を補完するという意味でも、嘉納は「精力善用国民体育」の単独練習に大きな期待を寄せていたと言えよう。

¹⁴⁷ 嘉納治五郎（1931）：柔道教本、三省堂：9

¹⁴⁸ 嘉納治五郎（1931）：柔道教本、三省堂：26

¹⁴⁹ 嘉納治五郎（1926）：講道館柔道と講道館の氏名及び事業に就いて、作興5（3）：5

¹⁵⁰ 小佐野淳（2006）：秘伝当身技、愛隆堂：36-37

一方、修行者の「形」に対する関心について、後に大滝は「講道館に於いては、當身技が技術自體に危険性をもつという技術的特異性によつて、この練習は他の、投、固の技術と切り離し、亂取によらずして専ら形の形式によつて行うこととし、講道館創立後數年にして、眞劍勝負の形十本を作り、これによつて當身の理論と技術の實際を教授したのである。その後、明治四十二年頃、この形は、技數十五本となり、極の形と改稱され今日に至っている。然しながら、一般的には亂取に比して形が輕視され、當身技の練習が形のみにより、試合から除外されていることから、一般にこの種の技に對する關心は甚だ薄く、技術的には見るべき進歩なくして大正年間を經過した」¹⁵¹と述べ、修行者が元々亂取を好み「形」を輕視する傾向があり、また當身技が試合の禁止技でもあったため、嘉納による「眞劍勝負の形」から「極の形」への展開も、「形」と當身技の普及と發展に功を奏さなかつたと指摘している。こうした状況は当然嘉納も感じていたことであろう。嘉納は修行者に等閑されていた「形」の作興も企図し、當身技と体育を盛り込んだ「精力善用国民体育」の創作に乗り出したと言えるだろう。

「精力善用国民体育」による「形」普及戦略の一方、嘉納は亂取の現状と今後のあり方について、講道館雑誌『作興』における連載（「柔道家としての嘉納治五郎」、1927年1月～1928年12月連載）の中で興味深い発言をしている。嘉納は亂取の方法が乱れてきた理由について、2つの要因を挙げている。1つ目の理由について、月次試合や紅白試合などを行つて柔道を奨励したことを挙げ、「或簡單なる箇條によつて勝負をきめる様にせねば、勝ち負けをはつきりと解らすことが出来ない・・・（中略）・・・さういふ規定によつて勝負を決するといふことになると、自然其規定に泥むの弊として、勢ひ理想的の身體の姿勢とか、こなしとかいふことに遠ざかつて來る原因をなすに至るのである」¹⁵²と述べ、各種の試合を設けたが、修行者が勝利にこだわるあまりに理想的な姿勢や体捌きを忘れ、目先の勝負にのめり込んでしまったことを指摘している。さらに2つ目の理由として、急速に柔道が普及したため、正しい方法で亂取を教えることが出来る者が少なくなり「此指導者缺乏の爲め、結局、修行者中本當の方法をならず、互に捩ちくり合ひをする場合が生じ、講道館創設當初の亂取の仕方が十分に傳はらずに、力と力をねぢあひ、本當の方法にかなはない亂取がふえて來たのである」¹⁵³と述べ、急速な柔道の普及に正しい亂取を指導する

¹⁵¹ 大瀧忠夫・松本芳三・小川長治郎（1951）：學校柔道、不昧堂：255-256

¹⁵² 嘉納治五郎講述・落合寅平筆録（1927）：柔道家としての嘉納治五郎、作興 6（6）：59

¹⁵³ 嘉納治五郎講述・落合寅平筆録（1927）：柔道家としての嘉納治五郎、作興 6（6）：59-60

者の数が追いつかず、多くの修行者が力づくで争う乱取が広まってしまったと指摘している。

それでは、嘉納の考える正しい乱取とは如何なるものであったのだろうか。姿勢については「立つときは自然的に立ち、ふだんにからだに力を入れず、必要に応じて首・四肢・胴・何れでも敏捷に且つ自在に力をいれ、意志の命令に応じて、種々の調和した運動が即時に出来るといふのが體育上の理想である。又武術からいうても、何時相手が蹴て来ても、突いて来ても、體をかはずことも出来、身體が自由に且つ輕快・敏捷に働くといふことではなければならぬ」¹⁵⁴と述べ、體育と武術の観点から、自然で力みのない状態で立ち、自由自在に素早い動作を行うことが出来る姿勢が重要であるという見解を示している。また、攻防についても「講道館では、亂取をする際、襟を攫み袖を捕へて稽古をするが、これは初心者を導くに必要なので、之を最後迄用ふべき形といふのではない。假りに袖を捕り襟を握つても、極めて軽く握り、之に力を入れてはいかぬ・・・(中略)・・・西洋の角力の姿勢は、先方であて身をせぬといふことが豫めきまつてゐるから、あの様な姿勢をするけれども、若しも當て身を豫期するならばボキシングの様にせねばならぬ筈である。柔道は突くばかりでなく、投げもする、又逆もとるから、ボキシングの様に、常に離れて居なければならぬのではない・・・(中略)・・・無闇に接近してはならない。そこで體育として、武術として、有效なる亂取の仕方はどうかといふことになると、結局、講道館創設當時の仕方にかへらねばならぬ」¹⁵⁵と述べ、当身技を想定した間合いの取り方、当身を施した後の接近の方法を考慮した乱取が理想であり、そのためには講道館創設当初の乱取への回帰が必要であると結んだ。

1889(明治22)年、嘉納は既に当身技を盛り込んだ「離れて行う」乱取の実現に着手していたが、その後この方面の研究は進んでおらず、1927(昭和2)年には「当身技を含めた乱取や試合は深く考究すれば、その方法は無でもあるまいと思う。しかしそれは投げたり抑えたりすることの優劣を決めるほどたやすくはない」¹⁵⁶と述べ、当身技を含めた乱取は現時点では難しいと結んでいる。こうした考えを持っていた嘉納だからこそ、常に組むだけではなくボクシング形態の乱取を理想としていたことが窺え、さらには「精力善用国民體育」に嘉納の長年にわたる当身技研究の成果が盛り込まれたとも言えるのである。

¹⁵⁴ 嘉納治五郎講述・落合寅平筆録(1927):柔道家としての嘉納治五郎、作興6(6):60

¹⁵⁵ 嘉納治五郎講述・落合寅平筆録(1927):柔道家としての嘉納治五郎、作興6(6):60-61

¹⁵⁶ 諸橋轍次(1964):嘉納治五郎、布井書房:372

第三項 「精力善用国民体育」の技術的特徴

まず「精力善用国民体育」の構成についてみていきたい。『柔道教本』には「精力善用国民体育は攻防式（武術式ともいふ）と舞踊式の二種に分かれて居るが、こゝに掲げるのは攻防式に属する。攻防式は打つたり突いたり、その他攻撃防禦の練習をしながら、正しく身體を鍛錬する仕方である。さうしてそれが單獨練習と相對練習とに分れ、相對練習には極式と柔式との異なつた様式がある」¹⁵⁷と記されており、「精力善用国民体育」は攻防式と舞踊式の2種類に分類され、攻防式はさらに單獨練習と相對練習の2つに分かれていた。しかしながら、『柔道教本』や『精力善用国民体育』をみても舞様式の内容に関する記述は見当たらない。その理由について、「柔道神髓」をみると「踊りとか、能などの形式を採つた遣り方で、人間の思想感情天地間の物の運動等を手足、首、胴等の動作で表現する仕方である・・・(中略)・・・元々體育として作つたのでないから體育といふ見地から言ふと、大分欠點がある。それ故に體育を目的として思想感情、天地間の物の運動等を表現することにすれば、それは意味のある運動であつて、さうして合法的の體育となるのである・・・(中略)・・・この種類の體育は目下考案中であるがまだ發表するまでに案が熟して居らぬ」¹⁵⁸と記され、人間の思想や感情、天地万物の動きを表現しようとした体育法であつたが、未完であつた。従つて、ここでは攻防式のみを取り上げることとする。

「精力善用国民体育」攻防式の單獨練習（以下、單獨練習）は1人で当身技の練習を行う「形」であり、相對練習は従來の講道館「投の形」や「固の形」、「極の形」などのように取と受の2人組で投技、固技、そして当身技の練習を行う「形」であつた。相對練習には極式と柔式の2種類があり、前者は真劍勝負を想定した内容であり、後者は相手の力に逆らわずして勝つという「柔の理」に基づいた内容となっている。

はじめに單獨練習の内容とその特徴についてみていきたい。單獨練習の内容は以下の通りである¹⁵⁹。

第一類

五方當（左前斜當、右當、後當、前當、上當）

¹⁵⁷ 嘉納治五郎（1931）：柔道教本、三省堂：30-31

¹⁵⁸ 嘉納治五郎（1935）：柔道神髓、改造 17（6）：299

¹⁵⁹ 『柔道教本』の技名称をそのまま掲載した。

大五方當（大左前斜當、大横當、大後當、大前當、大上当）

五方蹴（前蹴、後蹴、前斜《左右》蹴、前斜《左右》蹴、高蹴）

第二類

鏡磨、左右打、前後突、兩手上突、大兩手上突、左右交互下突、兩手下突、斜上打
斜下打、大斜上打、後隅突、後打、後突・前下突

技は全部で 28 種類あり、これらは全て 1 人で行き、自然体という基本姿勢から始めて、1 つの技が終わるごとに自然体に戻ることにしている。嘉納は自然体について「殊更に脚を開かず、下圖の如く自然に直立し」¹⁶⁰と述べており、両足を肩幅の間隔程度に広げた自然な立ち方であり、あらゆる攻防に素早く応じることの出来る姿勢であると言えよう（図 1 参照）。



図 1 自然体¹⁶¹

唐手術と比較すると、攻防の展開の中で瞬間的にしか直立姿勢をとらない「クーシャンクー」に比べ、直立姿勢から正面や前後左右に打突を行う「ナイハンチ」に近い。

単独練習第一類の動作は以下の通り（図 2～4 参照）。

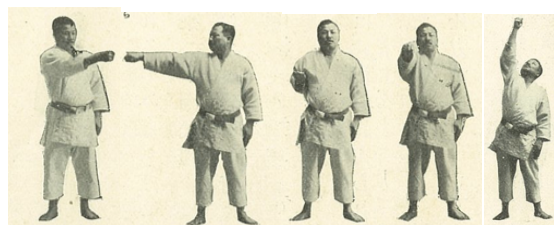


図 2 五方当（左から左前斜当、右当、後当、前当、上当）

¹⁶⁰ 嘉納治五郎（1931）：柔道教本、三省堂：31

¹⁶¹ 嘉納は自然本体、右自然体（自然本体から右足をわずかに踏み出した状態）、左自然体（自然本体から左足をわずかに踏み出した状態）の 3 つの姿勢を総称して自然体と定義している [嘉納治五郎（1931）：柔道教本、三省堂：14 参照]。



図3 大五方当（左から大左前斜当、大横当、大後当、大前当、大上当）



図4 五方蹴 [左から前蹴、後蹴、前斜（左右）蹴、後斜（左右）蹴、高蹴]

第一類・五方当は自然体のまま、右手で左前斜当、右当、後当、前当、上当の順に行い、次いで左手で同様の順に動作を行う。大五方当と五方蹴も同様に左右の手足で行う。但し大五方当は自然体から一步踏み出して当身技を行うため、五方当よりも大きな動作で行う内容になっている。最初は自然体のまま、次は一步踏み出し、最後は片足立ちになって当身技を前後左右満遍なく行うなど、第一類は運動負荷を徐々に高めつつ、前後左右に偏りのないよう体操的に当身技が配置されている。

次に、単独練習第二類の内容は以下の通り（図5～7参照）。

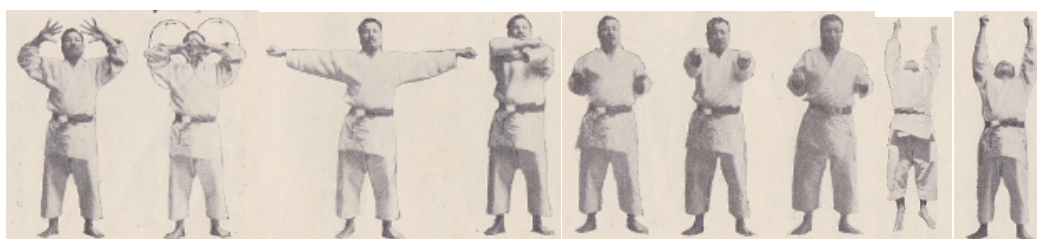


図5 鏡磨、左右打、前後突、両手上突、大両手上突（左より）



図6 左右交互下突、両手下突、斜上打、斜下打、大斜上打



図7 後隅突、後打、後突・前下突

第二類は鏡磨から始まり、それぞれの技を複数回繰り返した後で次の技に進み、後突・前下突まで計13種類の動作を行う（図5～7参照）。当身技に注目すると、拳による突きや打ち、手刀による当て、そして肘打ちなど上肢を用いた技が中心になっている。前後左右へ大きく当身技を行う技だけでなく、後隅突や後突のように、単独練習第一類にはみられなかった体幹を捻転する動作がみられる。

嘉納は、柔道の当身技について「當技は相手の急所を打ち、突き、蹴りなどして相手に苦痛を與へ、自由を失はしめ、又は死に至らしめる方法で、これも臂當と脚當に大別し、それ等を又種々に細別することが出来る。臂當とは臂のどこかの部分で當て、脚當とは脚のどこかの部分で當てるといふ意味である」¹⁶²と述べ、相手の急所を打突して苦痛または死に至らしめるものであり、打突に用いる部位について臂當（指先當、拳當、手刀當、肘當）と脚當（^{あしあて}膝頭當、^{あしあて}蹠頭當、^{あしあて}踵當）を紹介している。さらに急所についても、人中（鼻と上唇の間の急所）や霞（こめかみの急所）など12カ所を紹介している。但し、図6のように、突きや蹴りの際、もう一方の手足が防御動作（受手）をとっておらず、唐手術の攻防一体の特徴はみられない。また、唐手術のように、卷藁や壺の中の砂を突くなど、拳や足を硬くするための鍛錬法なども示されていない。

単独練習の技術的特徴をさらに詳しくみるため、各技を全て1回ずつ行った場合に限定し、単独練習の動作内容を「体捌き」、「臂當」、「脚當」の3つに分類して表にまとめた（表1参照）。

¹⁶² 嘉納治五郎（1931）：柔道教本、三省堂：43

表1 「精力善用国民体育」単独練習の動作

<第一類>

項目	細目	回数	備考
体捌き	前進	6	正面2回、右2回、左2回
	伸び	4	上当の際、前進を上方向へ伸ばす
	後退	2	大五方当の後当の際
臂当	拳当	16	正面4回、右4回、左4回、上4回
	肘当	4	後方への肘打ち
脚当	蹴放	10	正面4回、後2回、右2回、左2回

<第二類>

項目	細目	回数	備考
体捌き	上体（頭部を含む）捻転	8	右4回、左4回
	屈伸	2	後突前下突の前下突など
	伸び	2	
	反り	1	後突前下突の後突の際
臂当	諸手突	6	上2回、下2回、正面1回、後1回
	手刀	6	右3回、左3回
	拳当	4	下2回、右1回、左1回
	打手	4	右2回、左2回
	肘当	1	後方へ両方の肘で1回

第一類の「体捌き」は、突きを繰り出す際に一步踏み出す動作が8回（前進6回、後退2回）、真上に突きを繰り出す際の「伸び」が4回みられた。移動は突きの方向へ一步踏み出すものの、攻撃後はすぐに自然体に戻るため、「クーシャンクー」のように目まぐるしく動き回ることはないのが特徴であった。「臂当」は拳当が16回（正面4回、右4回、左4回、上4回）、肘当が4回みられ、「脚当」は蹴放が10回（正面4回、後2回、右2回、左2回）みられた。突き方や蹴り方については唐手術との共通性がみられるものの、肘打ちが後方のみである点や真上への突き、真後ろへの蹴り技など、各技の攻撃方向や攻撃後直ちに自然体に戻る点については違いがみられた（図5参照）。

頭上への突きや真後ろへの蹴りは、武術として実用性の高い技とは言い難い。また、第一類の突きや蹴りの攻撃方向をみると、いずれも前後左右均等になるよう構成されている。また、正面への攻撃についても前当と上当は中段への突きと真上への突き、「前蹴」と「高蹴」は下段への蹴りと中段への蹴りといったように、高低差がつけられていることから、前後左右のみならず上下にも満遍なく運動が行えるようにという配慮が窺える。嘉納は武術的な立場から唐手術の突きや蹴りなどを評価していたが、同時にこれらを体育的視点から検討し、身体各部が円満に発達するよう各技の編成に工夫したと言えよう。

第二類の「体捌き」は、頭部を含む上体の捻転が8回（右4回、左4回）と最も多く、次いで屈伸と伸びが2回、反りが1回みられた。また、移動や「脚当」が皆無であり、全てその場から動かず「臂当」を行う内容となっている。「臂当」は諸手突が6回（上2回、下2回、正面1回、後1回）と手刀が6回（右3回、左3回）と最も多く、次いで打手が4回（右2回、左2回）、拳当が4回（下2回、右1回、左1回）、肘当が1回（後方へ諸手肘打ち）みられた。第二類の「体捌き」や技の傾向は、「手技」のみで移動の少ない「ナイハンチ」と共通点が多いが、両足に力を入れて内側に絞り込むようにして立つ「ナイハンチ立」は基本姿勢として採用されていなかった。また、手刀による打ちはみられるものの、手の指を伸ばして相手を突く唐手の貫手はみられない。伸ばした指で相手を突けば、特別な鍛錬を長期間積んでいない限りは突いた本人が指を痛めるおそれがあり、こうした点にも嘉納が唐手術の一撃必殺とは異なる観点から当身技を求めている様子が窺える。一方で、前後左右上下への攻撃を均等に行うよう各技が編成されており、捻転や胸郭を開く動作をバランス良く盛り込むといった体育的な配慮が認められる（図8参照）。



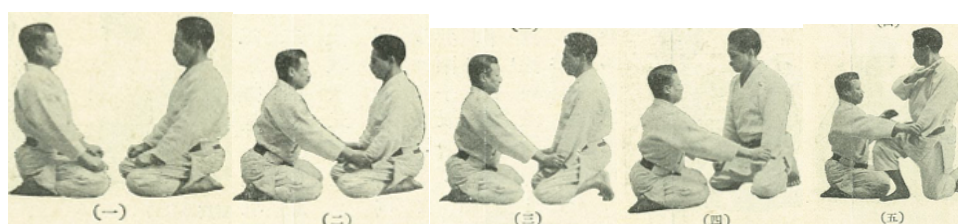
図8 後隅突（左）と後突・前下突（右）

単独練習の基本姿勢は、起倒流柔術の本体に由来する自然体を採用したものと言え、その場からほとんど動かずに突き技を行う点に「ナイハンチ」の影響がみられ、正面や左右

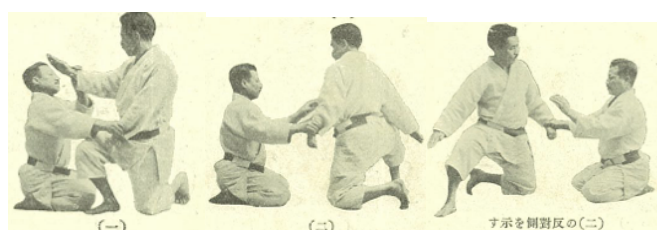
への蹴り技には「クーシャンクー」の影響が見られた。第一類は体を大きく捻ることなく突きや蹴りを行い、第二類は突き技を中心に上体の捻転や屈曲・伸展を同時に行う点に特徴がみられた。このように、単独練習の突きや蹴りの動作については唐手の影響（突手、打手、諸手突、打手、蹴放）がみられたが、受手や貫手などは採用されておらず、唐手の一撃必殺や攻防一体の特徴とはかけ離れたものである。むしろ、各技の編成に際しては、なるべく攻撃に伴う身体の屈曲・伸展・捻転が均等に行われるよう配慮されており、こうした点に嘉納の創造性がみられるのである。

次に、「精力善用国民体育」相対練習についてみていきたい。相対練習は極式と柔式の2種類があり、技数はそれぞれ10本ずつとなっている。

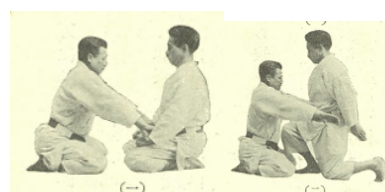
まず、極式についてみていきたい。極式は徒手対徒手及び徒手対武器の攻防が想定されており、居取が5本（両手取、振放、^{りょうてどり}逆手取、^{ふりはなし}突掛、^{ぎやくてどり}切掛）、立合が5本（^{つきあげ}突上、^{よこうち}横打、^{うしろどり}後取、^{ななめつき}斜突、^{きりおろし}切下）となっている。『柔道教本』より抜粋した各技の動作は以下の通り（図9参照）。



1 本目 両手取



2 本目 振放



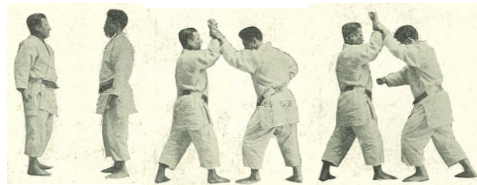
3 本目 逆手取



4 本目 突掛

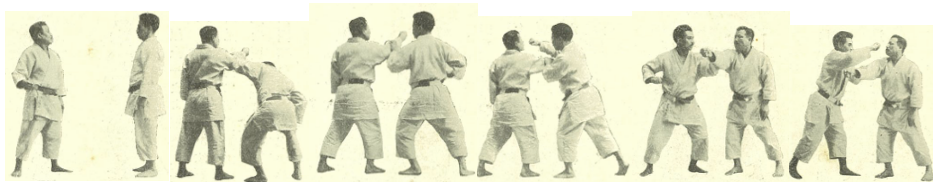


5 本目 突掛



立合

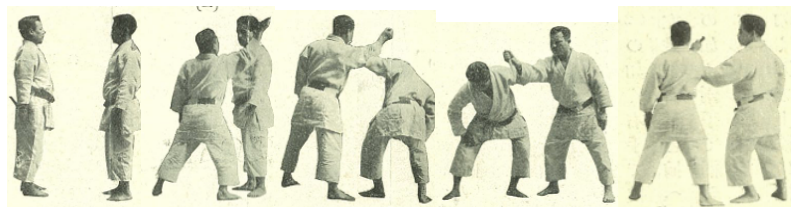
6 本目 突上



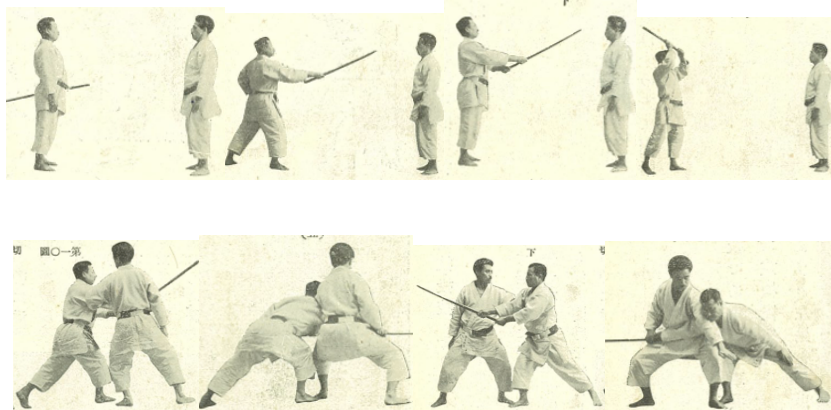
7 本目 横打



8 本目 後取



9 本目 斜突



10本目 切下

図9 「精力善用国民体育」極式

まず柔術の影響についてみると、居取や小刀・木刀を用いた攻防を採用している点に、捕縛系統の柔術の影響がみられる。「天神真楊流の形」と極式の攻防形態について比較すると、前者が徒手対徒手、徒手対武器、そして武器対武器の攻防を含んでいるのに対し、後者では徒手対徒手及び徒手対武器に止まっている。また「天神真楊流の形」には取が先手を仕掛けて勝つ技もあるのに対し、極式は全て受が先手を仕掛け、取がそれに応じて勝つという「柔の理」に基づいており、攻防の展開については講道館「極の形」と共通している。「天神真楊流の形」の影響が強く窺えるのは、極式 1～3 本目の技であり、「天神真楊流の形」と比較すると、両手取は鬼拳^{オニコブシ}、振放は振解^{フリホドキ}、そして逆手取は逆手^{ギャクテ}とほぼ同様の技法である（図 10 参照）。



図10 「天神真楊流の形」手解（左より鬼拳、振解、逆手）

極式 4 本目以降の技は、講道館「極の形」との類似点が多い。「極の形」の技名称が極式にそのまま用いられており、技法も当身技と関節技が中心である点で共通している。但し、投技については両者に大きな相違が認められた。後取を例にあげると、「極の形」では、後

ろから抱きつく受に対し、取は「両手で受の右上腕を握り・・・(中略)・・・右『背負投』^{せおいなげ}で投げ・・・(中略)・・・右膝を直下の畳につきながら(爪先を立てる)、気合いとともに右手刀で受の烏兎^{うと}に当てる」¹⁶³と記され、受を背負投で投げた後、烏兎に手刀を当てる技である(図11参照)。



図11 「極の形」後取

一方、極式では「左足を斜後^{うしろ}に引きながらこれを外す・・・(中略)・・・右肘で受のみぞおち(水月の急所)^{すみげつ}を突く」¹⁶⁴と記され、水月へ肘打ちを行う技法になっている。後取を含め、「極の形」は袖取、摺上の3本が浮腰や大外刈などの投技を含むが、極式には投技が1本もみられなかった。また『精力善用国民体育』には、極式の練習方法について「コレ等居取・立合共五本ツツ都合十本ナレドモ、右左ニテスル故、合計二十本トナル」¹⁶⁵と記され、右で10本、左で10本の合計20本を練習すべきだと説かれている。その意図について、嘉納は雑誌『改造』において「普通武術方法であると剣道ならば右の手を多く使ふ弓道では左手では押し右手は引くといふやうに身體を偏跛に使ふやうになる柔術でも普通亂取では往々片寄つた身體の使ひ方をする。そこで私は材料は武術から採りそれを型に仕組んだ方法を案出したのである」¹⁶⁶と述べ、各種武道においても運動の偏りはあるが、「精力善用国民体育」では左右を練習することにより、身体の円満な発達を図れるとしている。

最後に、相對練習の柔式についてみていきたい。『精力善用国民体育』には、以下のよう
に記されている。

¹⁶³ 講道館(2007): 極の形、講道館: 40

¹⁶⁴ 嘉納治五郎(1931): 柔道教本、三省堂: 95

¹⁶⁵ 嘉納治五郎(1930): 精力善用国民体育、講道館文化會: 43

¹⁶⁶ 嘉納治五郎(1930): 柔道神髓、改造 17(6): 299

柔ノ形

- 一、突出
- 二、肩押
- 三、肩廻
- 四、切下シ
- 五、片手捕
- 六、片手上
- 七、帯取
- 八、胸押
- 九、突上
- 十、両眼突¹⁶⁷

相対練習第二類の柔式は、『精力善用國民體育』では「柔ノ形」の名称で紹介されている。この「柔ノ形」と講道館「柔の形」の技名及び技法がほとんど一致していることから、両者が同一の「形」であったと見ることができる。柔式 10 本の技は、講道館「柔の形」中の突出、肩押、肩廻、切下、片手取、片手挙、帯取、胸押、突上、両眼突に該当している。2 本目の肩廻の技法について両者を比べてみると、以下の通りである（図 12 参照）。

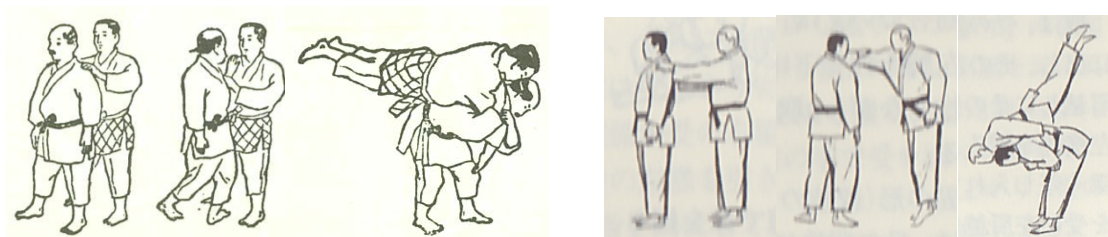


図 12 柔式（左）と「柔の形」（右）肩廻の比較

肩廻は、受が背後から肩をもって回そうとするのに対し、取がその力に順応して一本背負投に入る。取は受を背負った状態で数秒間維持し、受は取の身体を手で 2 回叩いて「参った」の合図を行い、取は受を背中から下ろして終わる、という技法である。図 12 から分かる通り、両者は同様の技法である。『精力善用國民體育』には、肩廻について「捕手

¹⁶⁷ 嘉納治五郎（1930）：精力善用國民體育、講道館文化會：44

が受手カラ肩ヲ廻サレタ時、捕手ガソノ力ニ順應シテ體ヲ廻スノハ、全ク柔ノ理ニ基ヅイ
 タ運動デアル・・・(中略)・・・コノ形デ、授業ノ中ノ背負投トイウノハドウシテ掛ケル
 ノデアルカガ分ル」¹⁶⁸と解説されており、相手の力に逆らわずして勝つという「柔の理」
 と、背負投の掛け方の習得を目的に拵えられた技であった。柔式には、これまでの単独練
 習および相対練習極式にみられなかった投技が含まれているが、道場における乱取のよう
 に、実際に相手を投げる運動は存在しなかった。

以上のように「精力善用国民体育」の技術は投技、固技そして当身技が総合的に含まれ
 た「形」であった。国民体育としては、一人で当身技を練習することが出来る単独練習や、
 相手を投げずに投技や関節技を練習する相対練習により、道場や柔道衣など特別な設備や
 環境にかかわらず、いつでもどこでも実施可能な点に嘉納の研究工夫の跡が窺えた。また、
 練習方法についても、左右均等に運動が行える体育的配慮の他、どちらの攻撃にも応じら
 れるよう武術的配慮も認められた。

第四項 「精力善用国民体育」の普及とその後

嘉納は「精力善用国民体育」をどのように普及していったのであろうか。なお、「精力善
 用国民体育」は攻防式国民体育（武術式）ともいい、打ったり突いたり練習をしながら、
 身体を鍛錬する方法であった。はじめに嘉納が行った代表的な普及活動について、「精力善
 用国民体育」に関する各地の講習や講演について以下にまとめた（表 1 参照）。

表 1 「精力善用国民体育」の普及活動

年 月	概 要
1927（昭和 2）年 2 月	文部省にて攻防式国民体操に関して講演指導
〃 3 月	下富坂道場にて攻防式国民体育の講演及び実演
〃 4 月	大阪、山陽方面へ旅行、攻防式国民体育の説明講演
〃 7 月	名古屋高商にて攻防式国民体育を生徒に課す
1928（昭和 3）年 4 月	灘中学校の入学式に攻防式国民体育を指導

¹⁶⁸ 嘉納治五郎（1930）：精力善用國民體育、講道館文化會：54

1929（昭和4）年1月	下富坂道場にて攻防式国民体育体操講習会
〃4月	名古屋、大阪、別府、熊本、博多に旅行、攻防式国民体育を講演
〃5月	海軍兵学校、灘中学校で攻防式国民体育の指導と講演
1930（昭和5）年2月	前橋、長野、上田、大阪、岐阜方面へ旅行、攻防式国民体育を紹介
〃8月	講道館文化会『精力善用国民体育』刊行
〃11月	東京日々新聞社後援の精力善用国民体育講習会開催、文部大臣臨席
1931（昭和6）年	『作興』誌上に「精力善用国民体育に関する本会の期待」を発表
1932（昭和7）年8月	ロサンゼルスオリンピック大会に参加。北米太平洋沿岸都市およびハワイにおいて柔道指導、精力善用国民体育の実演と講習

この表からわかる通り、嘉納は文部省や全国各地にて「精力善用国民体育」の講演や講習を行っており、1932（昭和7）年にはロサンゼルス五輪後にハワイへ立ち寄り、普及活動を行う。また、1930（昭和5）年には「精力善用国民体育」の目的や方法について記された『精力善用国民体育』が講道館文化会より刊行されている（図1参照）。



図1 『精力善用国民体育』（講道館文化会、1930年発行）¹⁶⁹

『精力善用国民体育』の発行や講習会により、民間では1932（昭和7）年に滋賀県石山にある東洋レーヨン株式会社工場が、女工を対象に「精力善用国民体育」を実施するなど、社会人にも浸透していく（図2参照）。

¹⁶⁹ 講道館（1938）：柔道9（1）



図2 東洋レーヨン株式会社における「精力善用国民体育」実施風景¹⁷⁰

この図の右下に映る和装の男性は嘉納であり、嘉納は講習と共に各地の実施状況についても視察を行うなど、「精力善用国民体育」の普及活動を積極的に行っていた。しかしながら、1937（昭和12）年から日中戦争が始まり、太平洋戦争へと戦争が拡大するにつれ、国内も戦時体制を強化するようになる。また翌年（1938）5月4日には、嘉納がIOC総会からの帰国途中、氷川丸の船内にて肺炎で死去した。過熱する戦局の中、講道館は嘉納の遺志を継いで柔道の普及を図っていくことになる。ここで「精力善用国民体育」の創作から嘉納が死去するまでの講道館入門者数の推移についてみておきたい（表2参照）。

表2 講道館入門者数の推移（1927～1938）¹⁷¹

年度	入門者数	
	年度	累計
昭和2	3,524	41,103
3	3,581	44,684
4	4,031	48,715
5	3,974	52,689
6	4,732	57,421
7	10,793	68,214
8	8,609	76,823
9	7,425	84,248
10	9,310	93,558

¹⁷⁰ 講道館（1932）：滋賀縣石山東洋レーヨン株式會社女工の精力善用國民體育實演の光景、柔道6（3）

¹⁷¹ 講道館総務部提供。

11	8,509	102,067
12	8,821	110,888
13	9,938	120,826

1927（昭和2）年に累計入門者数は4万人を突破し、さらにロサンゼルス五輪に参加した1932（昭和7）年には年度入門者数が10,793名と急増し、初めて1万人を突破した。その後も1万人までは至らないものの、多くの入門者を迎え、1936（昭和11）年にはついに累計10万人を数えるまでに至った。講道館創設当初の入門者数が1882（明治15）年9名、1883（明治16）年8名、そして1884（明治17）年10名であったことを考えると、驚異的な数字であると言える。

次に、学校への普及についてみていきたい。1941（昭和16）年3月1日に国民学校令（勅令第148号）が公布され、「国民学校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ爲ス」¹⁷²ことを目的とし、従来の尋常小学校の高等小学校は全て国民学校に統一され、修業年限は初等科6年間、高等科2年間の計8年間と定められた。さらに同令第4条において「国民学校ノ教科ハ初等科及高等科ヲ通ジ國民科、理數科、體鍊科及藝能科トシ・・・（中略）・・・體鍊科ハ之ヲ分チテ體操及武道ノ科目トス」¹⁷³と記され、これまでの体操科が体鍊科に変わり、体操と武道が必修とされたのである。「国民学校體鍊科教授要項（昭和十七年九月二十九日）」によると、体鍊科の目的は「一 體鍊科ニ於テハ身體ヲ鍛鍊シ精神ヲ鍊磨シテ闊達剛健ナル心身ヲ育成シ献身奉公ノ實踐力ニ培ヒ皇國民トシテ必要ナル基礎的能力ノ鍊磨育成ニカムベシ」¹⁷⁴と記され、心身を鍛練し、天皇に献身奉公し得る皇国民の養成と定められた。翌年（1942）10月10日には「国民学校體鍊科教授要項實施細目」が菊池豊三郎文部次官より発表され、体操や教練そして武道の教授内容が整備された。武道の教授上の注意として「十四 體鍊科ノ教授ハ戶外ニ於テ行フヲ原則トシ己ムヲ得ズ室内ニ於テ行フ場合ハ換氣ニカメ塵埃ヲ防止スル等衛生ニ留意スベシ」¹⁷⁵と記され、武道も室内ではなく、屋外での実施が原則とされた。

¹⁷² 官報 4243（1941）：2

¹⁷³ 官報 4243（1941）：2

¹⁷⁴ 文部省（1942）：国民学校體鍊科教授要項並に国民学校體鍊科教授要項實施細目、文部省：4

¹⁷⁵ 文部省（1942）：国民学校體鍊科教授要項並に国民学校體鍊科教授要項實施細目、文部省：6-7

それでは体錬科武道における柔道の教授内容はいかなるものであったのか、文部省発行の『國民學校體操科教授要項並に國民學校體錬科教授要項實施細則』からみていきたい(図3参照)。

考備	話講	稽古	用應			本基			學年別	其ノ二 柔道
			技投	技極	技身當	用運ノ體	構	法禮		
四稽古ニ於テハ初等科第六學年ヨリ膝車、送足拂、大外刈ヲ、又高等科第一學年ヨリ袈裟固、上	――、柔道術ノ心得		背浮受 負腰身 投	後突横摺前 取上打上突	斜後側前 上方面方 突突打突	後側後前 方進進進 右(左) (左)捌	自然本體 自然體	立禮	第五學年	初等科
	――、柔道術ノ心得	投技	鈞背浮受 込負腰身 腰投	切後突横摺前 込下取上打上突	斜後側前 上方面方 突突打突	前後側後前 方方進進進 右(左) (左)捌	自然本體 自然體	立禮	第六學年	
	――、柔道術ノ心得	投技	鈞背浮受 込負腰身 腰投	突切後突横摺前 込込下取上打上突	斜後側前 上方面方 突突打突	前後側後前 方方進進進 右(左) (左)捌	自然本體 自然體	立禮	第一學年	高等科
	――、柔道術ノ心得	投技	鈞背浮受 込負腰身 腰投	突切後突横摺前 込込下取上打上突	斜後側前 上方面方 突突打突	前後側後前 方方進進進 右(左) (左)捌	自然本體 自然體	坐禮	第二學年	

図3 體錬科武道・柔道の教授内容 (1942) 176

この図から分かる通り、柔道の教授内容は初等科5年(10~11歳)から高等科2年(13-14歳)までの4学年毎に、基本(礼法・構・当身技)、応用、稽古、そして講話の4項目の教授内容が示されている。稽古については、『文部省國民學校體錬科教授要項の解説』に「稽

176 文部省(1942):國民學校體錬科教授要項並に國民學校體錬科教授要項實施細目、文部省:22-23

古は基本と應用とを使つて亂取を行ふもの・・・(中略)・・・適當の指導者、設備用具等ある場合は、柔道衣をつけての稽古をしても宜しい」¹⁷⁷と記され、当身技や極技、そして投技を用いた亂取が説かれた。教材を見ると、基本動作から当身技と極技を先に学び、投技は最後に挙げられている。寝技については、備考の欄に「高等学校第一學年ヨリ袈裟固、上四方固ヲ加フルコトヲ得」¹⁷⁸とあるように、高等科でわずかに取り上げられる程度であった。また当身技の前方突、側面打、後方突、斜上突は「精力善用国民体育」の単独練習に相当し、極技の横打、突上、後取、切下などは「精力善用国民体育」の極式と技名及び動作に共通点が多い。当身技を例に挙げると、前方突は正面への突き、側面打は左右への突き、後方突きは後方への肘打ち、そして斜上突は左右への手刀当てとなっており、単独練習と同様に前後左右への打突技で構成されている。また後取を例に挙げると、「國民學校體鍊科教授要項實施細目」には「後方ヨリ右(左)足ヲ出シ抱キ付キ來ルヲ體ヲ低メ片足ヲ左(右)側方ニ開キ右(左)肘ニテ相手ノ腹部ヲ突き元ニ復ス」¹⁷⁹と記され、取は身体を低くして後方から抱きつく受を外し、肘で受の腹部を突くという内容である。極式の後取は「左足を斜^{うしろ}後に引きながらこれを外す・・・(中略)・・・右肘で受のみぞおち(水月^{すあげつ}の急所)を突く」¹⁸⁰とあるように、同様に背後から抱きつく受をかわし、肘で受の腹部を突く内容であった。

国民学校における柔道の授業風景は、以下の通りである(図4参照)。

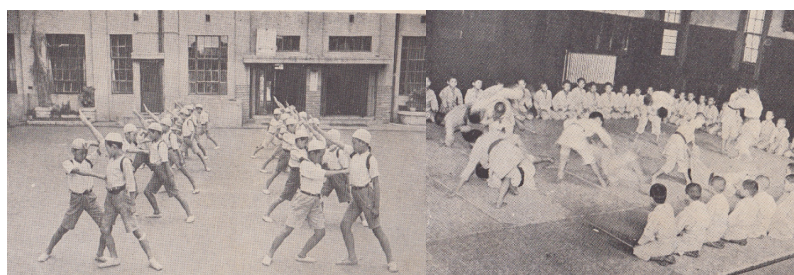


図4 体鍊科武道の授業風景¹⁸¹

¹⁷⁷ 日本放送協會(1943): 文部省國民學校體鍊科教授要項の解説、日本放送出版協會: 102-103

¹⁷⁸ 文部省(1942): 國民學校體鍊科教授要項並に國民學校體鍊科教授要項實施細目、文部省: 23

¹⁷⁹ 文部省(1942): 國民學校體鍊科教授要項並に國民學校體鍊科教授要項實施細目、文部省: 222

¹⁸⁰ 嘉納治五郎(1931): 柔道教本、三省堂: 95

¹⁸¹ 細川熊蔵・室井光義・櫻庭武(1939): 小学校武道要目柔道教授全書、小學館

左の図は摺上の練習風景であり、屋外では当身技や極技（関節技）が中心に行われ、指導者や施設など環境が整っている学校では、右の図の様に、柔道衣を着て投技や乱取が行われた。以上のように、体錬科柔道は立姿勢における当身技や関節技による攻防を重視しており、その教授内容は「精力善用国民体育」の単独練習及び極式とほぼ同じであった。

一方、当時の社会状況に目を向けると、1942（昭和 17）年 6 月のミッドウェー海戦による敗戦を契機に、戦局は徐々に悪化し始める。1944（昭和 19）年には日本本土への空襲も激しくなり、1945（昭和 20）年 8 月 6 日に長崎市、同月 9 日に広島市にアメリカ軍により原子爆弾が投下され、日本の敗色が濃厚となっていく。そして 1945 年 8 月 15 日、ついに日本はポツダム宣言を受諾し、連合国軍に無条件降伏をしたのである。ポツダム宣言に従い、教練や武道といった戦時色を学校教育から払拭するため、同年 11 月 6 日より学校において武道の実施が禁止された¹⁸²。さらに武道の総合団体であった大日本武徳会も解散を余儀なくされるなど、学校や社会における武道の立場は一変して厳しいものとなった。しかしながら、進駐軍では柔道に対する関心が高く、「道場には稽古着に身を固めて一般稽古人と共に修行してゐる進駐軍のほゞ笑しい姿がみられる。中には特別教授を受けてみっちり練習している進駐軍将兵もあるが、その何れもが異口同音に『柔道は素晴らしい』『柔道は好きだ』と禮讃してゐる」¹⁸³とされ、進駐軍兵士が講道館にまで足を運び、熱心に柔道を修行していたのである。また 1946（昭和 21）年 12 月、文部省は CIE（民間情報局教育部）を対象に武道（柔道、剣道、弓道）のデモンストレーションを行うなど、連合国軍の武道に対するイメージアップを図っていく。

さらに言論活動を通じ、柔道と軍国主義との隔絶や、東洋の伝統的な修行観との関係やスポーツ的性格を強調しようとする動きもみられるようになる。学校柔道の指導書として著された『學校柔道』（1951 年、不昧堂書店）や『柔道』¹⁸⁴（1953 年、山海堂）には、1911（明治 44）年に嘉納が提唱した「慰心法」を取り上げ、特に前者では「柔道の概念はスポーツの概念に融合し、その内容は柔道創始の頃より持たれていた」¹⁸⁵と述べ、柔道が元々平和的スポーツとしての素地を有していたと主張する。また『柔道講座』（1955 年、全 5 巻、白水社）において、3 代目講道館長の嘉納履正は「偏狭な武道精神には必ずしも同調しなかったが、東洋の行の精神については深い理解を持ち・・・（中略）・・・第二次

¹⁸² 大滝忠夫・松本芳三・小川長治郎（1951）：學校柔道、不昧堂書店：13-17

¹⁸³ 松本芳三（1946）：講道館に於ける稽古の状況、柔道 17（2）：17

¹⁸⁴ 大瀧忠夫（1953）：柔道、山海堂：39-40

¹⁸⁵ 大滝忠夫・松本芳三・小川長治郎（1951）：學校柔道、不昧堂書店：13-

世界戦争の頃の、軽薄な右翼思想家、教養がなくたゞ権力を握り得た一部の軍人達の説いた武道精神などは、正しい講道館柔道の精神とは遠く隔ったもので、身を殺して仁を為すの道徳的な高い武道精神こそ、講道館柔道内に内在する精神と言へるのである」¹⁸⁶と述べ、柔道は伝統的な東洋思想に由来する修行観や、自らを惜しまず他者に尽くすことを重んじた武道精神を有しており、第二次大戦における一部の右翼思想家や軍人が説いた軍国主義的な武道精神とは異なることを強調した。また、履正は「最近世間で柔道は一體武道であるか、スポーツであるかといふ様な疑問を持つ人がいる。私がスポーツでもあり、また武道でもあると答へるのは、柔道の目的は『道』を體得するのが第一要義であって、その道程として、スポーツ的の修練も必要であり、武道的の鍛錬も必要である」¹⁸⁷とも述べ、道の体得にはスポーツとしても武道としても取り組むことが必要だという見解が示された。このように、戦後の柔道復活に向け、創始者である嘉納が求めた柔道は軍国主義と無関係であり、また GHQ（連合国軍総司令部）の求める平和的スポーツとしての性質を有していたことを繰り返し強調していったのである。

こうした中、柔道愛好家は学校柔道の復活を願い、関係当局へ請願を行うようになる。1946（昭和 21）年 6 月には東京都の大学及び高等専門学校の有志が、同年 8 月には全国高等学校生徒代表が、同年 10 月には全国師範学校及び青年師範学校生徒代表が陳情を行い、また各方面から投書や陳情が行われた¹⁸⁸。また 1949（昭和 24）年 5 月には 46 都道府県柔道連盟及び協会を構成団体とした全日本柔道連盟が発足し、日本体育協会への加盟を果たすなど、民主的に組織化されていく。1950（昭和 25）年 6 月には文部大臣天野貞祐により、以下の請願書が GHQ に提出された。

（一） 教育的価値について

柔道は學校體育の目標とする身體的發達、社會的態度の育成および安全、レクリエーションに對する理解、態度、技能の發達に大きな貢獻をなし、その教育的價値はきわめて高い。

（二） 實施方法について

¹⁸⁶ 嘉納履正（1955）：（編）三船久藏・工藤一三・松本芳三（1955）、柔道講座 1、白水社：11-12

¹⁸⁷ 嘉納履正（1955）：（編）三船久藏・工藤一三・松本芳三（1955）、柔道講座 1、白水社：11

¹⁸⁸ 大滝忠夫・松本芳三・小川長治郎（1951）：學校柔道、不昧堂書店：23

1. 段別の外に體重別、年令別の試合も実施するようになった。
2. 儀禮的なものは殆んどなくなり、スポーツとしてのたのしく行われるようになった。
3. 戦時中行つたような野外で戦技訓練の一部として集團的に行う方法を全面的に廢止した。
4. 當身技、關節技等の中で危険と思われる技術を除外した。

(三) 審判について

1. 誤審防止の徹底を期し主審の他に二名の副審をおき合議制にした。
2. 完全に勝敗が決しなくても技術、態度、體重等を勘案して判定勝を認めるようになった。

(四) 一般人の關心について

1. 新しい柔道に對する一般人の關心が高くなつて觀衆が多くなつた。
2. 特に女性の觀衆が多くなつた。
3. 明るい氣輕なふん圍氣をつくつてきた。

(五) 競技會について

1. 試合が戦前のように勝敗にとらわれなくなつたので、ふん圍氣が明朗になつた。
2. 競技設備や掲示報導の方法等を改善し、觀衆の便宜を考慮するようになった。
3. 出場者ならびに觀衆に對して各種の儀式、作法等を強制しなくなつた。

(六) 柔道界の組織について

1. 柔道をスポーツとして愛好する人々によつて民主的組織が結成された。
2. 役員ならびにその選出法、組織の運営は民主的になされた。
3. 全國團體である全日本柔道連盟が、新たに、アマチュア團體である日本體育協會に加盟している。

この際新しい柔道を學校スポーツ教材として實施することは適當な措置であると信じますので、その實施をおみとめくださいますことをお願いいたします。

一九五〇年五月十三日

マッカーサー元帥殿

上記の嘆願書を受け、GHQは各部局から意見を求め、検討を加えた結果、9月13日付
けで実施許可の覚書を日本政府に渡した。しかしながら、そこには戦後の柔道のあり方と
して第2項に「戦時中行つたような野外で戦技訓練の一部として集团的に行う方法を全面
的に廢止した」¹⁹⁰と「身技、關節技等の中で危険と思われる技術を除外した」¹⁹¹という条
文が付け加えられていた。この内容は、その後の学校柔道のあり方を示すものでもあり、
戦時中行われていた野外で戦技訓練として集团的に行われたもの、当身技を含む武術的な
教授内容は一切省かれた。そして、その内容は嘉納の死後、体錬科武道で教授された「精
力善用国民体育」を指していたのである。晩年に嘉納が精力を傾け普及活動を行った「精
力善用国民体育」は、現在の講道館鏡開き式の「形」演目はもちろん、昇段の際に必要な
「形」にも定められておらず、年1回講道館において開催される夏期講習会1部において
のみ講習が行われているに過ぎないのである。

¹⁸⁹ 大滝忠夫・松本芳三・小川長治郎（1951）：學校柔道、不昧堂書店：57-58

¹⁹⁰ 大滝忠夫・松本芳三・小川長治郎（1951）：學校柔道、不昧堂書店：57

¹⁹¹ 大滝忠夫・松本芳三・小川長治郎（1951）：學校柔道、不昧堂書店：58

第六節 おわりに

本章においては、1911（明治44）年に撃剣・柔術が学校体操正課に採用されて以降、高専大会の隆盛と共に競技化の弊害が表れる中、その是正にむけた嘉納の柔道普及戦略について考察を行った。考察の結果については、以下の通りである。

1) 文部省主催武術講習会と「慰心法」の発表

撃剣・柔術の正課採用に伴い、1911（明治44）年に文部省は東京高等師範学校において武術講習会を開催した。講習会では嘉納をはじめとする講道館関係者が講師を務め、嘉納は講道館柔道の目的であった体育、勝負、修心の他に娯楽を目的とした「慰心法」を説き、乱取・競技の面白みや洗練された「形」による美的情操を述べ、乱取と「形」の奨励を図る。その背景には、普通体操との比較を通し、柔道の面白さや生涯体育としての利点を強調する狙いもあったといえる。実技は山下らが中心となり、各府県の教員に投技指導の指針であった「五教の技」を教えて投技の普及を図り、さらに課外活動には「古式の形」や「五の形」を指導した。明治末頃より、早稲田対慶應の定期戦が中止になるなど、母校の勝利にこだわる各校の対立は社会問題にまで発展する。こうした現状を鑑み、既に競技の面白みを説く必要がなく、またその弊害を憂慮した嘉納は、1915（大正4）年に柔道の目的を再び体育、勝負、修心の3つに再編したのであった。

2) 高専大会に対する嘉納治五郎の警鐘

学校における校外対校試合は、やがて1914（大正3）年に高専大会へと発展した。高専大会は団体戦であったため、母校の勝利のために寝技の引き込みや引き分け戦術を行うなど、勝利至上主義による弊害が現れてくる。これに対し、1924（大正13）年に嘉納は「審判規程」を改正し、寝技への引き込みを禁じ、試合は立勝負から行うことを明記するなど、学生達に投技重視の試合のあり方への回帰を促していった。その際に嘉納は真剣勝負を例に挙げ、真剣勝負は立姿勢が原則であり、すぐに寝姿勢になって引き込む戦い方では複数の相手や武器を持っている相手に対して対抗できないとして、特に武術的な立場からただ目前の試合に勝てばよいとする高専柔道のあり方に警鐘を鳴らす。嘉納は、柔道の試合であっても柔術からの伝統である真剣勝負の際の心構えを説いて、立勝負から攻防を行う試合のあり方を繰り返し強調したのである。

3) 嘉納治五郎の「形」における柔道普及戦略

競技化に伴う寝技偏重に対して「審判規程」の改正と徹底を図る一方、嘉納は柔術の伝統を生かした「形」の継承と普及に努める。鎧組討の「起倒流の形」は、1901（明治34）年に講道館「古式の形」へと名称を変え、実戦的な技を安全な仕方に変えつつもほぼそのままの形態で継承する。平服組討の「天神真楊流の形」からは「真剣勝負の形」13本を拵え、これをさらに「極の形」20本へと発展させる。居取や立合の形態を継承しつつも、「後の先」を重んじた攻防に再構成し、また当身技の用いる部位を限定（手、肘、足）し関節技は肘の関節のみを極める方法に統一するなど安全化を図った。1930（昭和5）年11月には明治神宮外苑相撲所において第1回全日本柔道選士権大会を開催し、2日間にわたり試合の合間に熟練者による多種の「形」や女子や高段者の乱取、五人掛けなどを披露し、国民に柔道の多様な面を紹介すると共に、「形」の普及・奨励も図ったのである。

4) 「精力善用国民体育」の創作とその限界

1922（大正11）年1月、嘉納は講道館文化会を創設し、「精力善用・自他共栄」を発表して国民思想の善導へと乗り出す。1927（昭和2）年には武術と体育を兼ねた国民体育として「精力善用国民体育」を発表する。この「形」は「精力善用」主義に基づき、一般国民がいつでもどこでも実行出来るところにあり、また武術として当身技を習得することにあつた。大正末頃より、嘉納は国民に平素から武技を練習し、一朝時ある時は国家のために貢献する精神も重視しており、武術としての期待も高かったと言える。この「形」の単独動作には前後左右に攻撃を行う点に「ナイハンチ」、蹴技に「クーシャンクー」の影響がみられた一方、体操的な身体の屈曲や伸展、捻転が盛り込まれていた。相対練習は天神真楊流の立合や居取、手解、さらに講道館「極の形」の影響がみられた。しかしながら、第二次大戦中の体錬科武道においてこの「形」の当身技や関節技が採用されたことから、戦後に武道が禁止となり、やがて学校体育教材に柔道が復活する過程で戦時色が強いということによって消えてしまったのである。

結 章

第一節 各章のまとめ

(1) 嘉納が学んだとされる起倒流及び天神真楊流柔術の流旨・「形」の意義は次のようであった。

起倒流は、近世初期に茨木専齋が編み出した「乱」^{みだれ}に対し、禅僧・沢庵宗彭^{そうぼう}が起倒と命名した流派であり、起倒には相手や「形」の所作に居着く者は倒れそこから自由になれる者は起つ、という意味があった。二代目の寺田正重は、戦国気風が未だ残る時代にあつて14本の鎧組討の「形」を拵え、また『天巻』、『地巻』、『人巻』の三巻を著し、入門者は最初に『本體』を学び、「形」を繰り返して修行し、修行が進むにつれ『天巻』、『地巻』、次いで『人巻』を授かつて、印可の際は『性鏡』を授かる教習課程が整備された¹。起倒流の流旨である本体とは「本體者体之事理也。専離_レ形扱_レ氣。不_レ得_三正_一理己_{不_レ知_レ扱_レ氣。静貌至_レ所_レ得_三静氣_一敵之強弱能徹。則千變萬化無_レ不_レ制_レ敵。是則中_三虚實_一為_三本務体之正_一己故本體云爾（句読点、筆者）」²と記され、本体とは体の事と理であり、「形」を離れて静貌にして静氣を得る境地を指したものであった。これについて、富山藩士の吉田奥之丞は『起倒流柔術記録全』の中で、技を修行し心理を錬り、「氣」を丹田に納めて天地一体の空機を感じ、臨機応変に技を行う境地を説いた。また前後左右に偏しない姿勢を重んじた。さらには「柔能く剛を制す」が説かれ、本体を保ちながら自分の力を捨て相手の力に従って勝つ原理とされた。稽古法には莊重優雅に行う14本の「形」と迅速果敢に行う無段7本の「形」があり、その中でも1本目・体は、当流の目指す「氣」の扱いを最もよく表す技として重視されていた。一方、「形」を補完する稽古法として「残合」もあったが、「形」には本体の習得や天地一体の空機を学び、丹田を意識して呼吸の乱れをなくし、腹氣と空機でもって投げるといふ教えもあり、あくまで「形」が重んじられていたのである。}

天神真楊流は、幕末に磯正足が多人数と戦った際に「柔よく剛を制す」には当身技が必要であることを悟り、平服での当身技に特徴があった。流派の由来は、正足が学んだ真之神道流と楊心流の師匠への義理に背かないよう両流派名を残したことに由来している。流旨は、鎧を付けての戦いはなくなったものの、万一武具を着用しても身体が意のままに動く境地を極めることであり、居取と立合を含んだ計124本の「形」で構成されていた。初心者は「手解」から入り、修行が進むと「初段」、「中段」、「極意上段」と昇格し、最後は免許に至るといふ教習課程が整えられた。「形」稽古に際しては、身体の軸を守り「氣」を丹田に納め、白刃に飛び込むような真剣な心構えで行い、最初は定規のように「形」に従うが、やがて「形」を離れて丸い玉のように自在に変化して技を発揮できる境地が求められた。また当身技主体の流派のため、殺法と活法の急所を知ることが重要であり、その理論は中国医学の経絡（氣血のルート）

¹ 老松は、五巻の書物の中、『本體』と『性鏡』は茨木又左衛門俊房の著作としている。

² 吉田奥之丞（1836）：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

に基づいて説かれた。

嘉納は、柔術の起源はこれまで言われていた明の陳元賛^{ちんげんびん}ではなく 1532（天文元）年創始の竹内流腰之廻であるとし、日本人による研究工夫の成果であるとの主張を雑誌・講演にて発表する。また柔術修行の直接的な目的は武術の習得（勝負）にあったが、間接的に体育や練心にもなったと評価していた。嘉納は、「起倒流の形」は本体を維持しつつ、相手を崩してから投げるといった投技の理合は柔術諸流中で最も高尚であったと述べる一方、初心者には難解であり武術的には当身技が少なく、そして体育としても運動量や実施場所の確保が困難であり、学校体操には採用できないとの見解であった。また「天神真楊流の形」は、居取や立合さらに当身技や関節技を含んだ優れた技術と認めていたが、当身技や関節技が中心で危険であり、広袖の衣服での柔術では今日の筒袖の時代には不向きであり、学校体操に採用は難しいとの見解であった。そのため両流の「形」は学校体操教材ではなく、講道館という道場を中心に一般修行者に普及されていくのである。

（2）講道館柔道創設から、柔道の学校体操正課採用に至るまでの嘉納の柔道普及戦略は次のようであった。

嘉納は、起倒流と天神真楊流柔術を修行して 1882（明治 15）年に講道館を創設したが、始めは永昌寺の一角に拵えた 12 畳の道場であり、門弟も 9 名に過ぎなかった。道場では当初両流柔術の「形」を中心に教え、乱取は最後に教えていたが、嘉納は、これからは誰もが安全に行うことが出来る形態を編み出たく、突く・蹴るなどの危険な技を省き、投技を中心とする乱取を編み出していく。そして「形」はその合間に乱取と関連づけて教えていく。創立以来、講道館では柔道を普及すべく、やがて予想される柔術諸流との対決を念頭に師弟が一体となって技の研究と修行に努めた。1885（明治 18）年、大迫貞清が警視總監の時に開催された警視庁武術大会に招かれ、以後毎年参加するようになる。小内刈、大内刈、膝車といった軽妙な足技を研究・工夫し、衆目の下で柔術諸流を破り、警視庁武術指南役として講道館の横山作二郎や山下義韶らを送り込む。また本大会で一躍世間に名を広めたことで、嘉納は海軍兵学校や慶應義塾といった学校にも講道館員を教師として派遣する。1895（明治 28）年には投技指導の指針として「五教の技」42 本を制定し、投技を主とした乱取の普及を図っていく。投技は全身の調和的発達を図ると共に、人間の行動は立ち姿勢で行われ、しかも寝技よりも智力や精神力の養成にもなるという観点から重んじられたのである。一方で固技については「五教の技」に盛り込まれなかった。

1889（明治 22）年には、嘉納は大日本教育会において文部大臣や外国公使らを前に「柔道一班並ニ其教育上ノ價值」講演を行う。従来、柔術の直接的な目的は勝負であり、間接的に体育と練心となっていたが、嘉納は講道館柔道の目的として体育、勝負、修心の 3 つを掲げる。3 つの目的を掲げた背景に

は、東京大学在学中に学んだハーバード・スペンサーの智・徳・体の三育主義教育論があったと言える。体育の内容は、1884（明治 17）年の体操伝習所答申において「害もしくは不便とする点」と指摘された点に対応した構成となっており、安全かつ身体を強健に発達し得る乱取の効用を説いた。勝負とは「肉體上デ人ヲ制シ人ニ制セラレザル術」³と述べられており、武術を指していた。そのため嘉納は柔術の当身技や関節技を含む「形」を奨励して柔術の継承に努めると共に、当身技を含んだ「離れて行う」乱取の構想も披露した。修心は智育、徳性の涵養、ならびに柔道勝負の理論の社会生活への応用を指し、「礼儀」、「自制」、「自国の事物を愛す」などの徳目を大切に、「記憶」、「想像」、「言語」等の智力を養い、また勝負の際の「先を取れ」や「熟慮断行」、「全力を尽くす」などの精神を社会生活に応用するように説かれた。本講演においては、嘉納は柔術の丹田や「気」など敵に対した時の心のあり方を扱った心法論を封印する一方で、礼儀や愛国心など倫理・道徳的な精神性の涵養が期待されると述べ、柔道が優れた教材であることを強調した。また体育、勝負、修心の 3 つを掲げたのは、智・徳・体の備わった全人教育を標榜したのであり、体育法を勝負法や修心法より前に掲げたのは、安全でしかも身体の調和的発達を図る乱取の普及を重んじたのである。こうして柔道は修身の教えでもあるから早く学校体操に採用し、国家・社会を担う青少年育成を目論んだものであった。

学校方面の普及として、嘉納は東京大学卒業とともにまず学習院に奉職して授業に柔道を加えて乱取を普及し、1890（明治 23）年には課外活動にも柔道が行われ始め、1892（明治 25）年に初の「柔道会」⁴が催された。本会においては第一高等中学校や講道館の選手との試合が行われた他、柔道講話を始め天神真楊流や起倒流の「形」も演武され、柔道の精神や「形」をも幅広く伝えていった。また、1891（明治 24）年には校長として赴任先の熊本第五中学校の授業に柔道を加え、1905（明治 38）年には学習院と高等師範学校附属中学校との対校試合を開催し、年に 1 回の頻度で続いていく。こうした柔道の普及活動にもかかわらず、文部省は依然として普通体操と兵式体操を中学校体操科の教材としていた。しかしながら帝国議会において、剣術界の小澤愛次郎や星野仙蔵らにより、武術の学校正課採用により若者の心胆を錬り、国家有為の人材育成を求める請願が繰り返された。さらには、嘉納による学校柔道の普及や川越中学校への撃剣体操の見学などを通して、1911（明治 44）年に撃剣・柔術は学校体操随意科として採用されたのである。

一般修行者への普及として、嘉納は 1898（明治 31）年に国家有為の士を育成することを目的として造士会を創設し、雑誌『國士』を毎月刊行すると共に、同誌中に「講道館柔道講義」（1898 年 11 月～

³ 嘉納治五郎（1889）：柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87：464

⁴ （編）学習院柔桜会・学習院柔道百二十年史編集委員会（2005）：学習院柔道百二十年史、学習院柔桜会：16

1902年3月、全16回)と「講道館柔道臨時講義」(1900年6月～9月、全3回)を連載して柔道を紹介する。柔道の稽古法として乱取、「形」、講義、問答の4つを示し、柔術の体験主義的な指導法を改めて、言語と科学的根拠に基づく指導法を展開する。また、柔術の相手の力に順応して勝つという「柔の理」を理論的に説明し、乱取は文章で「形」は文法に相当するとして乱取と共に「形」を同等に重んじていく。乱取に組み込めなかった柔術の当身技や危険な関節技は「形」による稽古を奨励し、柔術伝来の武術性の継承にも努める。柔道衣は短袖短穿であった近世柔術のものから、1886(明治19)年頃に袖丈を、1907(明治40)年に下穿を長くして安全化を図ると共に袖と襟を利かして「崩し」の便宜を図っていく。投技の理合については、柔術修行で学んだ「崩し」に自ら編み出した「作り」と「掛け」の2つの用語を加えて説き、各種の技を「崩し」、「作り」、「掛け」の理合で説明し、一般修行者及び指導者への普及を進めた。このような言語化を押し進めることにより、柔術の体験主義からの脱却と共に、誰にでも分かり易い技術や指導法の発信を図ったのである。さらに日清戦争(1894～1895)を機に尚武の気風が高まり、各種の試合が行われる中、1900(明治33)年には初の審判規程「講道館柔道亂捕試合審判規程」を創って競技化を図り、一本の概念を規定すると共に試合は二本勝負とし、初段以上の者でも投技を6から7歩、固技を3から4歩の割合で平素修行することを説き、固技より投技を重視する攻防のあり方を示した。投技重視の理由は、全身の発育のためになるという体育的観点はもとより、立ち姿勢で行うため当身技での攻防にも即時に対応出来るという武術的価値に照らしてのものであった。ここにも、嘉納が青年期に修行した柔術の伝統が生かされているのである。

こうして、1882(明治15)年には年度入門者が9名であったものが、警視庁武術大会を契機とし、1889(明治22)年度には1,454名に増加し、審判規程が制定された1900(明治33)年度には5,662名に達し、撃剣・柔術が正課採用された1911(明治44)年度には12,362名に増えたのである。

(3) 撃剣・柔術の正課採用後、やがて競技化とその弊害があらわれる中、その是正にむけた嘉納の新たな普及戦略は次のようである。

撃剣・柔術は正課採用になったものの、文部省は授業における具体的指導法までは手が届かず、1911(明治44)年に文部省は東京高等師範学校において武術講習会を開催した。講習会では、嘉納をはじめとする講道館関係者が講師を務め、嘉納は講道館柔道の目的であった体育、勝負、修心の他に娯楽を目的とした「慰心法」を発表する。「慰心法」とは乱取による技を競い合う快楽と共に洗練された「形」による美的情操も重んじた。この背景には、当時学校で行われた体操よりも柔道は面白く生涯にわたって続けられる利点を強調する狙いもあったといえる。実技は山下義韶らが中心となり、各府県の教員に「五教の技」、「投の形」を中心に投技の普及を図ると共に、課外活動用に「古式の形」も指導した。しかし、

明治末期より、柔道のみならず野球や漕艇を含めた早稲田対慶應の定期戦が中止になるなど、母校の勝利にこだわる各校の対立は社会問題にまで発展する。こうした現状を鑑み、既に競技の面白みを説く必要がなく、またその弊害を憂慮した嘉納は、1915（大正 4）年に柔道の目的を再び体育、勝負、修心の 3 つに再編したのであった。

そうした中、1914（大正 3）年に開催された高専大会は団体戦独自の一本勝負を採用し、やがて母校の勝利のために寝技の引き込みや引き分け戦術を行うなど、勝利至上主義による弊害が現れてくる。これに対し、嘉納は学生の本務は勝負に勝つことではなく、智・徳・体を兼備し、社会に貢献することだと強調した。1924（大正 13）年に嘉納は「審判規程」も改正し、立勝負重視と共に、寝勝負へは投技の攻防からの展開のみ認めることを明記した。さらに嘉納は、人間は立姿勢で勝負を行うのが普通であり、すぐに寝姿勢になって引き込む戦い方では複数の相手や武器を持っている相手に対して対抗できないとして、特に武術的な立場からただ目前の試合に勝てばよいとする高専柔道のあり方に警鐘を鳴らす。

一方で、嘉納は柔術の伝統を生かした「形」の継承と普及にも努める。創始当初から教えてきた鑑組討の「起倒流の形」は、1901（明治 34）年に講道館「古式の形」へと名称を変え、相手の首を掴んで引き倒す危険な方法から腕を掴んで引き倒す安全な方法に変え、また一部の技の順序を入れ替えつつも（7 本目・虚倒と 8 本目・打碎、9 本目・谷落と 10 本目・車倒）、ほぼそのままの形態で継承する。

平服組討の「天神真楊流の形」からは「真剣勝負の形」13 本を拵え、これをさらに「極の形」20 本へと発展させる。柔術の居取や立合の形態を継承しつつも、「後の先」を重んじた攻防に再構成し、また当身技の用いる部位を限定し（手、肘、足）、関節技は肘の関節のみを極める方法に統一するなど、「形」においても安全化を図った。1930（昭和 5）年 11 月には、明治神宮外苑相撲所において全国から選手を集めて第 1 回全日本柔道選士権大会を開催したが、試合の合間に熟練者による「形」や女子や高段者の乱取、五人掛けなどを披露し、ともすると乱取・試合に傾きつつある柔道界に「形」の普及を図り、柔術を元に作られた柔道の武術性を残そうとしたのである。

1922（大正 11）年 1 月、嘉納は 1918（大正 7）年に起こった米騒動や原敬暗殺事件などの思想上の混乱を鎮め、第一次世界大戦後の国際間の融和を図り、日本の独立を維持していこうという意図で講道館文化会を創設し、席上で「精力善用・自他共栄」を発表して国民思想の善導へと乗り出す。そして 1927（昭和 2）年にはこれまで研究してきた当身技を含む「離れて行う」乱取を断念し、一方で身体鍛錬と武術を兼ねた国民体育として「精力善用国民体育」を発表する。この「形」は全ての運動を「精力善用」の精神で行い、一般国民が家庭でも行うことができ、また武術として当身技を習得する所に特徴があった。この「形」の単独動作には自然本体から前後左右に攻撃を行う点に「ナイハンチ」、蹴技に「クーンヤンクー」の唐手術の影響がみられ、全ての動作が突きと蹴りで占められている。唐手術と比較すると、

体操的な身体の屈曲や伸展、捻転が前後左右に均等に盛り込まれている。相対練習は天神真楊流の立合や居取、「手解」、さらに講道館「極の形」の影響がみられた。嘉納は当初から柔道による人間形成を図ったが、一方で武術としての柔道も大切にし、大正末頃より平素から武技を練習し、士気を鼓舞し、常に国体を擁護し、一朝事ある時は国家のために貢献する精神も重視したのである。その具体的実現が、この「精力善用国民体育」に集約されたと言えるだろう。しかしながら、第二次大戦中の体錬科武道においてこの「形」の当身技や関節技が多数採用されたことから、戦後に武道が禁止となり、やがて学校体育教材に柔道が復活する過程で戦時色が強いということで消えてしまったのである。

第二節 結論

嘉納は身体虚弱を克服するために柔術を修行し、柔術を集大成して 1882（明治 15）年に講道館柔道を創始した経緯がある。明治という近代を迎え、廃藩置県（1871）や廃刀令（1876）などによって武士階級が消滅し、武術が廃れる中、嘉納は日本の伝統であった柔術に取り組み、柔術の危険な技を省いて誰もが出来る安全な形態に改編し、柔道による身体鍛錬と智徳の修養並びに養った力を社会に応用するという教育的価値を加味して国民に普及したのである。そこで、体育法の立場から安全でしかも全身運動となる組んで行う乱取を国民に普及し、一方で乱取化できない柔術の危険な技は「形」として残した。修心法の立場からは、柔術の「気」の扱いなどの技に伴う精神性は封印し、代わって智・徳・体の三育主義教育論に基づき、礼節・親切・愛国心を含んだ倫理・道徳的精神性の涵養などの教育的意義を強調した。さらに「崩し」、「作り」、「掛け」の原理を言葉でもって説き、乱取や「形」の他に講義や問答も加え、これらを雑誌により全国各地に発信した。こうして柔術の体験主義を廃して言語化し、新たに創作した「審判規程」によって競技化を進め、安全に誰でも出来る乱取・競技を国民に普及したのである。

こうした嘉納の努力が実を結び、学校体操の正課として柔道が採用されたが、課外活動の延長として行われるようになった高専大会も、回を重ねるごとに勝利至上主義や寝技偏重の試合となった。嘉納は智・徳・体の兼備により社会に貢献できる人材育成を進める立場から、学生に本分である学業に差し障ることのないよう高専大会関係者に対して警鐘を発する。また、武術の立場からも投技中心で臨機応変の動きのある柔道への回帰を図ったのである。また競技への関心が高まる中、勝負法として説いた「形」を真剣に行う者も少なく、嘉納は鎧組討の「起倒流の形」を「古式の形」として残し、当身技や関節技中心の「天神真楊流の形」も安全な「極の形」として残し、武術としての柔道を大切にしたのである。そして晩年には日本人の思想混乱を是正し、日本の国体を尊び存続発展を願う目的で「精力善用国民体育」を創作し、武技の習得と精神修養、国のために尽くす精神の涵養を図ったのであった。

1964（昭和 39）年に柔道がオリンピック種目として採用されて以降、競技中心となり、日頃の乱取の仕方が乱れ、「形」も昇段の際の付け足しに行われているに過ぎない。乱取においては武術面から適宜姿勢のあり方をアドバイスする必要がある、「形」においては競技の中で見失いがちな姿勢や「崩し」、「作り」、「掛け」といった基本を確認する必要があるだろう。また、柔術においては本体を保ち、「気」を丹田に納め、身体を自在に扱う境地が説かれていた。「形」の意義として「形」の所作を離れて「気」を扱う境地が説かれていた。こうした柔術の技に伴う「気」のあり方などの精神性についても再認識し、「形」の普及を図っていくことが重要だと考える。そして、こうした柔道修行全般を通して、智・徳・体を兼備し、国家社会の為になる人物育成を図ることが必要であると考えられる。

<今後の課題>

今回の論文は、嘉納が書いた書物や雑誌を中心としたものであり、普及についても講道館や嘉納が赴任した学習院などの東京府下の学校における普及状況が中心であった。嘉納及び高弟達の柔道技術や精神が地方にどのように受容されていったのかについては、今回の研究ではまだ及ばなかった。柔道が地方に普及していく過程を明らかにするためには、まず地方の実態を把握する必要がある。嘉納は『國土』連載の「講道館柔道講義」において、修行環境として師匠、道場、稽古衣、練習相手、衛生などを挙げ、柔道修行に必要な環境を示した。こうした諸条件が地方においてどのように整えられていったのか、また当時の指導法や練習内容はいかなるものであったのかを調査する必要があるだろう。今後は地方における柔道普及の実態の解明を課題としていくとともに、嘉納以外の人の書いた文献をさらに探して考察を深めていかねばならないと考える。

[付記]

関連原著論文

1. 桐生習作 (2010) : 柔道「慰心法」の導入と嘉納治五郎の思想、武道学研究 43 (1) : 27-38
2. 桐生習作、村田直樹、藤堂良明 (2012) : 嘉納治五郎の「形」の普及戦略に関する研究-「起倒流の形」から「古式の形」への展開に着目して、武道学研究 45 (2) : 119-133

参考文献一覧

【史料】

<起倒流伝書>

著者不詳（1901）：起倒流柔術十四ノ業意味、井田家文書、群馬県立図書館蔵

堀田佐五右衛門（1714）：起倒流、寺田市右衛門^写、真田宝物館蔵

茨木又左衛門尉俊房（1642）：起倒流乱授業目録、起倒流目録序、佐賀県立図書館蔵

水野某（1847）：起倒柔道五卷其口訣全、真田宝物館蔵

隠龍齋重峯（年代不詳）：起倒流 本體卷 天卷、吉田源右^写、東京国立博物館蔵

寺田市右衛門正浄（1792）：起倒流柔術秘書 登假問答 登假集、小河原伴次當伴^写（1850）、講道館蔵

寺田市右衛門正浄（年代不詳）：燈火問答、入江子定^写（1791）、天理大学図書館蔵

寺田市右衛門正浄（1729）：登假集、入江子定^写（1791）、天理大学図書館蔵

吉田奥之丞（1836）：起倒流柔術記録全、富山県立図書館蔵

<天神真楊流>

磯又右衛門正足（1842）：天神真楊流柔術天之巻、國學院大學図書館蔵

磯又右衛門正足（1845）：天神真楊流柔術経絡人之巻、國學院大學図書館蔵

磯又右衛門正足（1846）：天神真楊流柔術免許陽之巻、國學院大學図書館蔵

磯又右衛門正足（1857）：天神真楊流柔術天之巻、講道館蔵

磯又右衛門正足（1857）：天神真楊流柔術天之巻、講道館蔵

吉田千春・磯又右衛門（1893）：天神真楊流柔術極意教授圖解、青木嵩山堂

寺崎某（年代不詳）：真楊流柔術大意録、講道館蔵

<天真白井流>

白井亨（1836）：天真白井流兵法譬咄留、吉田奥之丞^写（1846）、富山県立図書館蔵

<新陰柳生流>

柳生十兵衛三藏（1637）：月の抄、野島出版（1971）

【引用文献】

相川仁道（1987）：文部省例規類纂 3、大空社

武術體操の流行、教育報知 529、教育報知社（1896）：5

著者不詳（1899）：講道館記事、國士 13

- 著者不詳（1900）：講道館記事、國士 27
- 著者不詳（1900）：講道館記事、國士 29
- 第二十一回帝國議會衆議院議事速記録、官報号外明治 38 年 14（1905）
- 第二十二回帝國議會衆議院 體育ニ關スル建議案委員會議録（速記）第二回（1906）
- 第二十四回帝國議會衆議院議事速記録、官報号外明治 41 年 15（1908）
- 富名腰義珍（1922）：琉球拳法唐手、武俠社
- （編）学習院柔桜会・学習院柔道百二十年史編纂委員会（2005）：学習院柔道百二十年史、学習院柔桜会
- 擊劍柔術と學校衛生顧問會、教育報知 520、教育報知社（1886）
- 儀間真謙・藤原稜三（1986）：対談 近代空手道の歴史を語る、ベースボール・マガジン社
- 半田義麿（1934）：柔道憶ひ出話（六）、柔道 5（5）
- （編）長谷川純三（1981）：嘉納治五郎の教育と思想、明治書院
- ハテム・アニス（2009）：空手道に関する歴史的研究-唐手術から競技空手への変遷について、平成 20 年度筑波大学体育研究科修士論文
- 日野和明・戸星善宏（1980）：天神真楊流研究、西南学院大学文理論集 21（1）：23-52
- 本田存（1939）：講道館今昔を語る、柔道 10（4）
- 細川熊蔵・室井光義・櫻庭武（1939）：小学校武道要目柔道教授全書、小學館
- 池田拓人（2007）：嘉納治五郎による柔道教材化の試み-「体操ノ形」を中心として、北海道大学大学院教育学研究科紀要 101：75-77
- 井上俊（2004）：武道の誕生、吉川弘文館
- 石井浩一・高島実（1986）：嘉納治五郎の「擬働体操」に関する研究、日本体育大学紀要 16（1）：18
- 磯貝一（1924）：柔道手引草、三星社出版部
- 磯貝一（1941）：わが修行時代を語る（三）、柔道 12（4）
- 岩井裕（1972）：日常佛教語、中央公論社
- （編）岩波書店（1989）：国書総目録 2、岩波書店
- （編）柔道大事典編集委員会（1999）：柔道大事典、アテネ書房
- Juser Rada（2007）：松濤館空手道の歴史、技術、思想に関する研究、平成 18 年度筑波大学体育研究科修士論文
- 嘉納治五郎（1888）：柔術及び其起源、日本文學 3
- 嘉納治五郎（1888）：柔術及び其起源、日本文學 7

嘉納治五郎 (1889) : 柔術、讀賣新聞明治 22 年 5 月 16 日朝刊 2 面

嘉納治五郎 (1889) : 柔道一班並ニ其教育上ノ價值、大日本教育會雜誌 87 : 446-481

嘉納治五郎講述・門生筆記 (1898) : 講道館柔道講義 (第二號の續き)、國士 1 (3)

嘉納治五郎講述・門生筆記 (1899) : 講道館柔道講義 (第三號の續き)、國士 1 (4)

嘉納治五郎講述・門生筆記 (1899) : 講道館柔道講義 (第六號の續き)、國士 3 (14)

嘉納治五郎講述・門生筆記 (1899) : 講道館柔道講義 (第十四號の續き)、國士 3 (15)

嘉納治五郎講述・門生筆記 (1899) : 講道館柔道講義 (第四號の續き)、國士 1 (6)

嘉納治五郎 (1899) : 第三回柔道聯合勝負の前後における講話、國士 2 (10)

嘉納治五郎 (1899) : 第三回柔道聯合勝負の前後における講話、國士 2 (9)

嘉納治五郎講述・門生筆記 (1900) : 講道館柔道講義 (第十五號の續き)、國士 3 (17) : 18

嘉納治五郎講述・門生筆記 (1900) : 講道館柔道講義 (第十七號の續き)、國士 3 (20) : 25

嘉納治五郎講述・門生筆記 (1900) : 講道館柔道臨時講義、國士 3 (21)

嘉納治五郎講述・門生筆記 (1900) : 講道館柔道臨時講義、國士 3 (23)

嘉納治五郎講述・門生筆記 (1900) : 講道館柔道臨時講義、國士 3 (24)

嘉納治五郎講述・門生筆記 (1900) : 講道館柔道講義 (第二十號の續き)、國士 4 (25)

嘉納治五郎講述・門生筆記 (1901) : 講道館柔道講義 (第二十五號の續き)、國士 4 (31)

嘉納治五郎講述・門生筆記 (1901) : 講道館柔道講義 (第三十六號の續き)、國士 5 (38)

嘉納治五郎 (1909) : 擬働体操に就いて、中等教育 4

嘉納治五郎 (1909) : 擬働體操、兵庫教育 239

嘉納治五郎 (1909) : 擬働體操に就いて、教育界 8 (10)

嘉納治五郎 (1909) : 新案體操法、教育時論 871

嘉納治五郎講述、記者筆記 (1909) : 全國中學校長晚餐會、帝国教育 325

嘉納治五郎 (1913) : 柔道概説、(編) 磯貝一 (1913)、柔道概要、武徳会誌発売所

嘉納治五郎 (1915) : 「柔道會」創設の趣旨、柔道 1 (1)

嘉納治五郎 (1915) : 修養と柔道、柔道 1 (6)

嘉納治五郎 (1915) : 立功の基礎と柔道の修行、柔道 1 (3)

嘉納治五郎 (1915) : 講道館柔道概説、柔道 1 (2)

嘉納治五郎 (1916) : 對校試合に就いて、柔道 2 (5)

嘉納治五郎 (1922) : 精力の最善活用、大勢 1 (1)

嘉納治五郎 (1922) : 講道館文化會宣言・綱領、柔道 1 (8)

嘉納治五郎 (1926) : 講道館柔道と講道館の氏名及び事業に就いて、作興 5 (3)

嘉納治五郎講述・落合寅平筆録 (1927) : 柔道家としての嘉納治五郎 (一)、作興 6 (1)

嘉納治五郎講述・落合寅平筆録 (1927) : 柔道家としての嘉納治五郎 (四)、作興 6 (4)

嘉納治五郎講述・落合寅平筆録 (1927) : 柔道家としての嘉納治五郎 (六)、作興 6 (6)

嘉納治五郎講述・落合寅平筆録 (1927) : 柔道家としての嘉納治五郎 (七)、作興 6 (7)

嘉納治五郎講述・落合寅平筆録 (1927) : 柔道家としての嘉納治五郎 (八)、作興 6 (8)

嘉納治五郎講述・落合寅平筆録 (1927) : 柔道家としての嘉納治五郎 (十二)、作興 6 (12)

嘉納治五郎 (1928) : 柔道家としての嘉納治五郎 (十六)、作興 7 (4)

嘉納治五郎 (1930) : 柔道神髓、改造 17 (6)

嘉納治五郎 (1930) : 精力善用國民體育、講道館文化會

嘉納治五郎 (1930) : 選士權大會餘録、(編) 丸山三造 (1939)、大日本柔道史、第一書房

嘉納治五郎 (1931) : 柔道教本、三省堂

嘉納治五郎 (1997) : 嘉納治五郎「私の生涯と柔道」、日本図書センター

官報 3199 (1894)

官報 3199 (1894)

官報 8432 (1911)

官報 8432 (1911)

官報 8489 (1911)

勝海舟 (1894) : 無心而入自然之妙 無為而究变化之神、講道館蔵

(編) 警視庁警務部教養課 (1965) : 警視庁武道九十年史、警視庁警務部教養課

菊本智之 (2010) : 『鶯宿雜記』所収『御柔道心得』に関する一考察、日本武道学会第 43 回大会発表資料

木下秀明 (1971) : 日本体育史研究序説、不昧堂出版

講道館 (2012) : 講道館 130 年沿革史、講道館

講道館 (1915) : 柔道會規則、柔道 1 (1)

講道館 (1920) : 亂捕業五教の改正、有効の活動 6 (11)

講道館 (1930) : 全日本柔道選士權大會次第、柔道 1 (1)

講道館 (1932) : 滋賀縣石山東洋レーヨン株式會社女工の精力善用國民體育實演の光景、柔道 6 (3)

醍醐俊郎 (1999) : 講道館柔道投技 上巻、本の友社

講道館 (2007) : 極の形、講道館

- (編) 講道館文化會 (1925)、柔道年鑑、講道館文化會
- 京都帝國大學學友會 (1915) : 柔道部報、學友會誌 (11)
- 前林清和 (2006) : 近世日本武芸思想の研究、人文書院
- 丸山敏秋 (1986) : 氣-論語からニューサイエンスまで、東京美術
- 丸山三造 (1930) : 日本柔道史、大東出版社
- 松本芳三 (1946) : 講道館に於ける稽古の状況、柔道 17 (2)
- (編) 松本芳三 (1970) : 柔道百年の歴史、講談社
- 松本芳三 (1975) : 柔道のコーチング、大修館書店
- (編) 三船久蔵・工藤一三・松本芳三 (1955)、柔道講座 1、白水社
- (編) 三船久蔵・工藤一三・松本芳三 (1956)、柔道講座 5、白水社
- 源了圓 (1992) : 型と日本文化、創文社
- (編) 三田柔友會 (1933) : 慶應義塾柔道部史、三田柔友會
- 文部省 (1942) : 國民學校體鍊科教授要項並に國民學校體鍊科教授要項實施細目、文部省
- 文部省普通学務局 (1910) : 全國師範學校長會議要項、文部省普通学務局
- 文部省高等学務局 (1898) : 尋常中學校體操科教授細目、尋常中學校教科細目調査報告、三協合資會社
- 諸橋轍次 (1964) : 嘉納治五郎、布井書房
- 宗像逸郎 (1913) : 柔道、内外出版協會
- 村上邦夫 (1924)、極の形、講道館文化會 : 1
- 村上邦夫 (1921) : 柔道形解説、有効の活動 7 (1)
- 村上邦夫 (1921) : 柔道形解説、有効の活動 7 (11)
- 村上邦夫 (1921) : 柔道形解説、有効の活動 7 (9)
- 村上邦夫 (1922) : 柔道形解説、有効の活動 8 (3)
- 永木耕介 (1985) : 古流柔術における思想解明の一試論-特に中国医学との関連から-、武道学研究 18 (1) : 5-14
- 永木耕介 (2006) : 嘉納柔道思想の継承と変容-国際化に伴う「教育的価値」と「競技化促進」の相克-、平成 18 年度筑波大学人間総合科学研究科博士論文
- 永木耕介 (2008) : 嘉納柔道思想の継承と変容、風間書房
- 永木耕介 (2009) : 嘉納治五郎が求めた「武術としての柔道」-柔術との連続性と海外普及-、スポーツ人類学研究 10・11 合併号 : 1-17
- 中林信二 (1987) : 武道のすすめ、中林信二先生遺作集刊行会

- 中林信二（1987）：武道論考、中林信二先生遺作集刊行会
- 中村民雄（1980）：近代武道教授法の確立過程に関する研究（1）、武道学研究 13（1）：30-37
- 中村民雄（1981）：近代武道教授法の確立過程に関する研究（三）-文部省主催武術講習会について-、武道学研究 14（1）：9-16
- 日本放送協會（1943）：文部省國民學校體鍊科教授要項の解説、日本放送出版協會
- （編）新村出（2008）：広辞苑、第6版、岩波書店
- 大久保英哲（2008）：旧制高等学校のスポーツ活動研究-練習日誌『南下軍』からみた四高柔道部の修道院化-、スポーツ社会学研究 16：50-70
- 大保木輝雄（2000）：武の素描、ベースボール・マガジン社
- 大滝忠夫・松本芳三・小川長治郎（1951）：學校柔道、不昧堂書店
- 大瀧忠夫（1953）：柔道、山海堂
- 大谷崇正・内野幸重（1987）：起倒流、（編）日本古武道協會、毎日映画社
- 大谷崇正（1992）：起倒流の形について-起倒流の形から古式の形へ-、岡山商大論叢 28（3）：87-107
- 老松信一（1963）：起倒流柔術について、順天堂大学 6：24-30
- 老松信一（1976）：柔道百年、時事通信社
- 岡野好太郎（1954）：学生柔道の伝統、黎明書房
- 小佐野淳（2006）：秘伝当身技、愛隆堂
- 酒井利信・前林清和・寒川恒夫・永木耕介・長尾進・百鬼史訓・村田直樹・大保木輝雄・藤堂良明・真田久・アレキサンダー・ベネット・中村勇・竹中健太郎・鍋山隆弘・有田祐二・軽米克尊：第1回 BAMIS 国際フォーラム 武道セッションシンポジウム「武道に身心統合科学の可能性を探る～嘉納治五郎の事績にならい、今をかんがえる～」、武道学研究 44（1）：49-58
- 櫻庭武（1935）：柔道史攷、目黒書店
- 佐村嘉一郎（1935）：五教の解説（第一回）、柔道 6（4）
- 寒川恒夫（1994）：「柔道一斑並ニ其教育上ノ価値」講演にみる嘉納治五郎の柔道体系論、講道館柔道科学研究紀要Ⅶ：1-11
- 鈴木安一（1908）：柔道の眞髓、有朋館
- 鈴木敏夫（1990）：教育家と衛生家との衝突「学校衛生顧問会」と武術の学校正科編入問題、北海道大學教育學部紀要 54：10
- （編）武井文夫（1926）、新日本史 4、萬朝報社
- 竹之下休藏（1950）：体育五十年、時事通信社

- 沢庵宗彰 (1638) : 不動智神妙録、市川白弦 (1978)、日本の禅語録 13 澤庵、講談社 : 209
- 田中洋平・石川美久 (2009) : 嘉納治五郎の言説に関する史料目録『嘉納治五郎大系』未収録史料 (明治期) を中心に、武道学研究 42 (2) : 33-46
- 田中洋平・石川美久 (2011) : 嘉納治五郎の言説に関する史料目録『嘉納治五郎大系』(2) 未収録史料 (大正期) を中心に、武道学研究 42 (2) : 25-40
- 藤堂良明 (2007) : 柔道の歴史と文化、不昧堂出版
- 藤堂良明・小俣幸嗣 (1994) : 起倒流柔道について-流名術理及びその思想-、筑波大学体育科学系紀要 17 : 123-131
- 藤堂良明・入江康平・村田直樹 : 柔道衣の形態と色に関する史的研究 (その 1)、武道学研究 30 (3) : 42
- (編) 竹内善徳 (2000)、柔道の視点-21 世紀へ向けて-
- (編) 桐陰会柔道部百年記念誌編集委員会 (1994) : 桐陰柔道部百年記念誌、桐陰会柔道部百年記念誌編集委員会
- 富木謙治 (1970) : 体育と武道、早稲田大学出版部
- 富田常次郎 (1923) : 柔道發達の側面觀、柔道 2 (2)
- 富田常次郎 (1926) : 修行時代追懷談、柔道 7 (2)
- 打越孝明 (1990) : 嘉納治五郎の教育意見について-初等教育を中心にして-、皇學館論叢 23 (3) : 1-40
- 運動術士 (1906) : 運動界之裏面、中興館
- (編) 早稲田大学柔道部百年史編集委員会 (1998) : 早稲田大学柔道部百年史、早稲田大学柔道部・早稲田大学柔道クラブ
- (編) 渡辺一郎 (1979) : 武道の名著、東京コピー出版部
- 渡邊正一 (1912) : 文部省の開きし柔道講習會、武徳會誌 26
- 綿谷雪・山田忠文 (1969) : 武芸流派大事典、新人物往来社
- 山本義泰 (1981) : 渋川流柔術について、天理大学学报 131 : 43-58
- 山下義韶、永岡秀一、村上邦夫 (1919) : 柔道業解説第六回乱捕業、有効の活動 5 (4)
- 山下義韶他 (1919) : 亂捕業、有効の活動 5 (4)
- 山下義韶 (1918) : 柔道に於ける姿勢の惡と其の矯正策、柔道 4 (1)
- 山下義韶他 (1919) : 亂捕業、有効の活動 5 (4)
- 吉谷修 (1998) : 嘉納治五郎の柔道概念に関する研究、久留米大学保健体育センター紀要 6 (1) : 29-36
- 湯浅泰雄 (1977) : 身体-東洋的身心論の試み-、創文社

湯浅泰雄（1986）：気・修行・身体、湯浅泰雄（1999）、湯浅泰雄全集 14、白亜書房

湯本修治（1967）：闘魂 高専柔道の回顧、読売新聞社